

総合政策集 2026

J-ファイル

自由民主党/政務調査会

令和8年1月27日

危機管理投資・成長投資

1 危機管理投資と官民連携による成長戦略

「強い経済」を構築するため、「危機管理投資」を強力に推進することとし、本年夏に日本成長戦略を取りまとめます。

様々なリスクや社会課題に対し、官民連携の戦略的投資を進め、世界共通の課題解決に資する製品・サービス・インフラを国内外の市場に展開することで、わが国経済のさらなる成長につなげます。このため、AI・半導体、造船、量子といった17の戦略分野において、企業の投資の予見可能性を高める複数年度の予算措置など、供給サイドの支援のみならず、官公庁による調達や規制改革など、需要サイドからの支援を合わせた総合的な支援策を取りまとめます。これらの支援措置を通じて実現される投資の内容や時期、目標額などを含めた「官民投資ロードマップ」を策定します。

分野横断的な課題にも取り組みます。「強い経済」を構築するための基盤的な取組みとして、新技術立国・競争力強化、人材育成といった8つの分野の政策対応を取りまとめます。

2 投資と成長の好循環の実現

わが国経済は、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現するなど、明るい兆しが現れています。未来を見据えた「大胆な投資」を、わが国の力強い経済成長につなげ、税収の増加を通じて、さらなる投資を可能とする「投資と成長の好循環」を生み出します。

3 米国関税措置への対応

米国の関税措置等の影響を受けている中小企業への資金繰りを支援し、ガソリン・軽油にかかる暫定税率の廃止などの物価高対策に取り組めます。さらに影響が顕在化した場合には、躊躇なく必要な追加対策を講じます。

4 国内投資目標の実現

2030年度135兆円・2040年度200兆円という国内投資目標の実現に向け、官民一体で国内投資を加速します。リスクや社会課題に対し、官民が手を携え先手を打って行う危機管理投資を成長戦略の肝として推進し、世界共通の課題解

決に資する製品・サービス・インフラを国内外の市場に展開することで、さらなる日本の成長につなげます。そのため、「責任ある積極財政」のもと、複数年度の予算措置の実施、新たな財源確保の枠組みの検討、即時償却等の大胆な設備投資税制の導入など、これまでにない形で投資の予見可能性を高めます。さらに、産業構造の変化に応じた人材需要を踏まえ、各産業における生産性向上・省力化、人材育成の取組等を政府全体で総合的に推進していきます。

5 付加価値の創出

高付加価値のモノとサービスをグローバル市場において、適正な価格で売ることのできる経済を実現します。中堅・中小企業の賃上げ環境の整備として、省力化投資の促進や価格転嫁の徹底等を進めます。また、輸出企業の競争力を強化し、中小企業を中心とする高付加価値化、労働分配率の向上、官民挙げての思い切った投資を実現します。

6 公正取引委員会の体制・執行の強化

日本経済の持続的な成長に向けて、全国各地での取引適正化の推進、公正取引委員会と関係事業者との対話の充実、厳正な法執行が着実に実施されるよう、地方組織を含めた公正取引委員会の体制を抜本的に強化します。

7 経済あつての財政

日本経済のデフレ脱却を確かなものとし、日本経済の未来を創り、日本経済を守り抜きます。経済あつての財政という考え方は、経済政策の基本的な立場であり、今後もこの方向性を堅持していきます。経済の主役は企業・個人の活力であり、新たな行動を実行に移す企業・個人を、政府が様々な政策ツールにより積極的に後押しすることで経済成長を実現していくことが望ましい姿であり、それを力強く進める中で、危機に強靱な経済・財政を実現していきます。

8 原油高・物価高に対する取組み

令和7年度補正予算や令和8年度予算案に盛り込んだ

- ・物価高対応のため、寒さの厳しい冬の間（1月～3月まで）、一般家庭で約7300円程度の電気・ガス代を支援

・ガソリンについては、昨年末、25.1円/Lの暫定税率を廃止。軽油については、暫定税率17.1円の本年4月1日の廃止を決定した上で、補助金拡充によって、昨年11月下旬から既に廃止同様の価格の引下げを実現しています。

2兆円の重点支援地方交付金を措置し、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援、給食費負担軽減など、地方の実情に応じて、きめ細かな物価高騰対策を実施します。

国民生活や産業に不可欠な食料、物資・原材料、エネルギー等の安定供給確保を図るため、サプライチェーンの強靱化を図ります。

労務費を含む価格転嫁の促進、賃上げ促進税制の活用促進や省力化支援による生産性向上への支援、赤字でも賃上げする企業に対する補助金の補助率引上げなどにより、中堅・中小企業も含めた賃上げを後押しします。

生活関連物資等の値上げについて注視し、「便乗値上げ」の防止に取り組みます。

中小受託取引適正化法の執行体制強化や国・地方自治体における民間への請負契約等の単価見直しなど、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分について、官公需も含めた中小企業の取引価格の転嫁対策を徹底します。

資材費等の価格高騰等の影響を受ける中小企業の資金繰りを支えるとともに、過剰債務の軽減を含めた中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの支援を行います。

9 成長志向の中小・中堅企業への支援

地域経済において需要と供給の好循環を起こし、地域に良質な雇用を生み出すためには、国内外の需要の開拓や積極的な投資を通じて、「稼ぐ力」を大きく伸ばす企業の存在が重要です。こうした役割を継続的に果たしていくためには、一定の企業規模が必要です。売上高100億円を超える会社は、それ以下の売上の企業と比べて、域内仕入額や直接輸出額、一人あたり賃金が高いというデータもあり、地域内の中小企業・小規模事業者の持続的発展につなげていくためにも、各地域において中小企業から売上高100億円の企業へと成長する企業を創出していく必要があります。また、各地域に売上高100億円企業の根となる企業群を創出することや、中小企

業から中堅企業、さらにその先へとシームレスに成長していけるよう、中堅企業の課題にも対応した成長環境を構築することも重要です。

このため、経営者の成長意欲を高め、企業の成長を実現するための様々な気づきを得る経営者ネットワークの形成や、飛躍的な成長につながる伴走支援の強化、成長志向の中小企業を応援する社会的機運の醸成など、売上高100億の企業を目指す経営者を継続的に増加させていく成長のソフトインフラの構築を目指します。また、昨年2月に策定した「中堅企業成長ビジョン」に基づき、中堅企業が自律的に成長していける環境の構築を目指し、政策体系や支援体制を整え、全国津々浦々の中堅企業の成長を後押しします。特に、企業が海外へ販路開拓する際に必要な人材確保や体制整備を支援するとともに、地域を超えたビジネス展開を図る中堅企業による賃上げを伴う大規模成長投資やM&A等を後押しします。

成長を後押しする資金調達手段の一つとして、資本金性資金（エクイティ・ファイナンス及びメザニン・ファイナンス）の理解、認知の拡大、さらなる活用の促進を図ります。

また、中小・中堅企業の成長段階に応じて、省力化・デジタル化、販路開拓、設備投資、研究開発、組織・人材整備、M&A、資金調達等の政策支援をシームレスに講じていきます。加えて、地方の中小・中堅企業のさらなる賃上げに向けて、大規模な成長投資に対する補助金を継続・強化します。

10 中堅・中小企業の海外展開への支援

日本では生産性が高いにも関わらずグローバル化していない企業が多数あり、特に中小企業においてその傾向が顕著です。生産性が高く競争力のある企業がグローバル化することで、さらに生産性は高まり、ひいては日本の経済成長を促進させ、国内の雇用も増加させます。

中堅・中小企業の新たな輸出への挑戦を後押しするため、「新規輸出1万者支援プログラム」を通じ、海外事業戦略の立案、海外市場に適合する商品開発、商談機会の創出等、早期の輸出実現とその後の輸出継続・拡大に向け、事業者の多様な課題に応じた支援を実施します。

また、中小企業は、海外展開のための支援者に出会うことが難しいことを踏まえ、海外進出

のパートナーに出会えるような取組みを進めるとともに、海外取引における企業のリスク軽減に貢献する貿易保険の利用拡大を促進します。

11 新輸出大国コンソーシアム等を通じた支援

「新輸出大国コンソーシアム」を中心に、海外市場や現地のビジネス環境に詳しい専門家を国内外に配置し、一貫した伴走型支援を行うことで、中堅・中小企業の迅速かつ確かな情報収集と経営判断をサポートします。

また、海外現地においてどのような商品が求められているのかという最新のニーズを収集し、その情報を中小企業の海外展開の成約率向上に活用するための取組みを進めます。

さらに「ジャパンモール」などを通じて、海外の EC 事業者等との連携を強化することで、中堅・中小企業の越境 EC 取引の活用をさらに促進します。また、海外展開支援の担い手となる地域商社等が連携して行う中堅・中小企業の販路開拓の取組みを促進し、貿易手続を円滑化するデジタル・プラットフォームの活用・データの標準化等により貿易 DX をはじめ輸出支援ビジネスの育成を推進します。また、EPA の利活用促進を通じた輸出促進にも取り組みます。

海外展開の経験を積んだ中小企業に対しては、社長の右腕となる人物を育てるような人材育成を行い、海外進出の体制をより強固にしていくことを促進します。

12 中小企業等の新事業進出・イノベーションの促進

人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業やイノベーションへの挑戦が重要です。

そこで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくため、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出を支援します。

また、中小企業のイノベーション創出を促進するため、中小企業が大学・公設試験研究機関等と連携して行う、研究開発・試作品開発等を支援するとともに、令和 8 年度税制改正において「中小企業技術基盤強化税制」を拡充し、の活

用を促進します。

13 事業再生の環境整備

コロナ禍を経て経営改善・事業再生のニーズが高まっていることを踏まえ、「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」に基づき、増大する債務に苦しむ中小企業・小規模事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援を着実に進めます。改正した信用保証協会向けの総合的監督指針に基づく目標の達成状況の把握などを通じた PDCA の徹底を通じ信用保証協会による中小企業活性化協議会への早期の案件持込等を促進するとともに、再チャレンジ支援の拡充など支援メニューや体制の強化を通じて活性化協議会の支援レベルの底上げなどを進めます。

14 地域を支える小規模事業者への支援強化

日本経済が大きく変化するチャンスを迎え「潮目の変化」が生じている中、小規模事業者もこれまで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要があります。そのため、昨年 3 月に閣議決定された「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」の内容の具体化を進めます。

経営者のリテラシーを高め、自己変革への挑戦を促すよう、「小規模事業者支援法」に基づく経営発達支援計画の内容を充実させ、その策定や実行を支援するための伴走型補助金や自治体連携型補助金による支援を一層進めます。また、持続化補助金とマル経融資を通じ、小規模事業者の経営計画の策定を促していきます。

また、商工会・商工会議所の伴走支援がますます重要となっていることから、経営指導員等の人件費や商工会館の施設整備費等の事業費に関する地方交付税措置について、不断の見直しを行います。経営指導員のスキルアップを通じた支援の質の向上や人員不足への対応のため、経営指導員を支える相談員や専門家の設置に加え、広域的な支援体制の構築や生成 AI 等のデジタルツールの活用を促進します。さらには、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関のプッシュ型による伴走支援体制の強化、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出することにより、賃上げを実現するサポート体制を充実します。

都道府県は、地域における産業政策の主体として自走化し、独自の取組も含め、小規模事業

者振興施策について主体的かつ積極的に講じることが求められます。こうした動きを促進するため、国と都道府県との定期的な連絡会議を開催し、実態把握や事例・知見の相互共有・蓄積を進めます。また、地方公共団体における中小企業・小規模企業振興条例の制定を後押しします。

15 中小企業・小規模事業者等の生産性向上

人口減少社会において一人当たり GDP の成長を目指すには、全就業者数の 7 割、付加価値の 5 割強を占める中小企業・小規模事業者の労働生産性の向上が必要です。

また、中小企業・小規模事業者が持続的な賃上げを実現するにあたって生産性向上は必要不可欠です。

このため、中小企業・小規模事業者が生産性向上のために行う取組みを支援します。具体的には、生産性の向上を支援する補助金を充実させ、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金を通じた設備投資、小規模事業者持続化補助金を通じた販路開拓、デジタル化・AI 導入補助金を通じたデジタルツール導入、事業承継・M&A 補助金を通じた事業承継を切れ目なく継続的に推進します。さらには、よろず支援拠点に創設する「生産性向上支援センター」を通じて中小企業・小規模事業者の生産性向上・省力化に現場訪問型で伴走する体制を整備し、中小企業の後押しを行います。

加えて、人手不足に対応するため、中小企業・小規模事業者にとって簡易で即効性のある省力化投資を支援するカタログ注文型及び事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドの省力化投資を支援する一般型の省力化投資補助金を通じて支援します。

また、中小企業が画期的な製品・サービスを生み出すことで付加価値を増加させていくことも労働生産性向上のためには重要です。そこで、中小企業が行う研究開発を予算措置や税制で後押しし、新商品・サービスの開発・販路開拓の支援等を実施します。

16 中小企業のデジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進

中小企業の DX 推進のため、中小企業自身のデジタル化、DX 化のみならず、中小企業を支える様々な補助金や行政手続もデジタル化、DX 化を

進めます。

中小企業のデジタル化、DX 化については、中小企業・小規模事業者をサポートする人員体制を整備します。加えて、クラウドツール等の購入を補助するデジタル化・AI 導入補助金等を通じて、デジタル化、DX 化を強力に推進します。さらに、中小企業が利用しやすいサイバーセキュリティお助け隊サービスの普及支援などを通じ、セキュリティ対策も推進します。

これらのデジタル化、DX 化の取組みは、インボイス制度への対応にも資するものです。

また、新たな中小企業支援コミュニティの活性化に向けて、ローカルベンチマークや地域経済分析システムを活用するとともに、中小企業の補助金申請データ等を一元化したデータ連携基盤である「ミラサポコネクト」を活用し、中小企業に対する支援機関や金融機関等による能動的な支援につながる、企業情報や支援ニーズを集約したマッチングプラットフォーム（成長加速マッチングサービス）の利活用促進を進めていきます。

併せて、中小企業の DX 化をサポートする地域金融機関等の支援機関等が、中堅・中小企業等に対して DX 支援を実施する際に考慮すべきことをまとめた「DX 支援ガイド」をさらに普及していきます。

17 中小企業金融を支える金融支援

資材費等の価格高騰等の影響をはじめ、コロナ禍以降の複雑化する経営課題に苦しむ中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化のため、信用補完制度の活用や政府系金融機関による融資等を通じて、セーフティネット機能を果たすとともに、短期の運転資金や中長期の積極的な成長投資として必要となる資金の供給、再生企業等を含む連続的な M&A を通じた集約化に向けた支援など、多様な資金需要に応えられるファイナンスに係る環境整備も着実に進めていきます。

特に、今後の賃上げと投資が牽引する成長型経済のもと、金融規律の正常化を進め、民間金融機関の金融仲介機能をより一層引き出していくとともに、中小企業・小規模事業者による中小企業支援機関に対する経営情報（定性情報・定量情報）の提供の促進及び中小企業を取り巻く関係者による予兆管理・事業者支援等も通じ

て「稼ぐ力」の強化に向けた中小企業の経営努力を促しつつ、中小企業の資金調達を円滑化していきます。

18 個人保証に依存しない中小企業金融の促進

「経営者保証に関するガイドライン」、「事業承継に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の一層の周知・普及を行うとともに、「経営者保証改革プログラム」に基づき、スタートアップ・創業、民間金融機関による融資、信用保証付融資、中小企業のガバナンス、の4分野に重点的に取り組みます。特に、昨年3月に信用保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする保証制度を創設したことを踏まえ、信用保証付融資における経営者保証の提供を不要とする取組みについての一層の周知と積極的な活用を促します。また、M&Aや事業承継時に経営者保証を解除する取組みを一層促進します。

19 取引の適正化

頑張る中小企業・小規模事業者が、大企業との取引において、不当な発注・値引き、契約を余儀なくされることなく、労務費、原材料、エネルギーなどのコスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に負担できるよう、公平・公正な取引環境を実現します。

サプライチェーンの2次・3次以降の隅々まで価格転嫁・取引適正化が構造的に行われるよう、昨年5月に成立し、本年1月1日に施行された「中小受託取引適正化法（改正下請法）、通称「取適法」の厳正な執行や、取引Gメンを活用した監督体制の強化等を通じて、取引の適正化を進めます。取適法の対象外の取引においても、支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題等、サプライチェーン全体における取引の実態や多様な商慣行にも広く目を向け、実効的な取組みを進めていきます。また、9月と3月の価格交渉促進月間を通じて、大企業と中小企業の価格交渉を促進します。さらに、業界による自主行動計画の策定を加速するとともに、大企業と中小企業の連携強化を目指す「パートナーシップ構築宣言」について宣言企業の拡大・実効性強化に取り組めます。

20 中小企業・小規模事業者の活性化、地域経済の発展につながる人材の育成・確保

経営者が「稼ぐ力」の向上に向けて経営戦略を実行するに当たっては、必要な人材の確保も不可欠です。人材は貴重な経営資源であり、中小企業が人材確保をコストではなく「未来への投資」と捉え、賃上げや、従業員一人ひとりが潜在力を十分に発揮するための環境整備に挑戦することが重要です。

このため、中小企業・小規模事業者の人材管理を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化するとともに、経営戦略と人材戦略の一体的な構想・実践に資する中小企業・小規模事業者人材活用ガイドラインの活用促進や中小企業の経営層、経営幹部候補層等を対象とした中小企業・小規模事業者の研修プログラムの充実に取り組んでいきます。

21 中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の支援

近年、中小企業・小規模事業者に大きな影響を与える大規模な自然災害が頻繁に発生しています。災害発生時における事後の復旧・復興対策のみならず、今後、発生が予想される自然災害に備え、中小企業・小規模事業者においても事前の防災・減災対策を進めていくことが急務です。

こうした状況を踏まえ、2019年7月に施行した「中小企業等経営強化法等」（中小企業強靱化法）に基づいて、事業者が策定した防災減災に係る取組みを「事業継続力強化計画」として認定する制度を実施しています。

認定を受けた中小企業・小規模事業者に対し、税制優遇や金融支援などから多面的な支援を行い、事業継続力強化計画に関する制度の普及啓発、計画策定の支援等により防災・減災対策を後押ししていきます。

さらに、小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」に基づき、商工会・商工会議所と関係市町村が一体となって、地域の災害リスクを踏まえた小規模事業者の事業継続力強化計画の策定支援やフォローアップの実施など、実効性のある取組みを進めます。

22 地域コミュニティの拠点となる商店街の活性化等

中小小売・サービス業者（中小商業者等）が集積する商店街等は、地域コミュニティの担い手として欠くことのできない重要な存在であり、地域が目指すべき方向性（ビジョン）の実現に向けて多様な力を組み合わせた体制の構築や持続的な事業の実施を後押しし、地域資源を活かした魅力的なまちづくりの取り組みやビジネスの実施を促進します。

23 事業承継への集中支援

事業承継・M&Aには一定の進展が見られる中、70代以上の経営者の割合が過去最高水準にあり、後継者不在に伴う黒字廃業が引き続き課題となっている実態を踏まえ、経営者本人のみならず、地域においても事業承継を積極的に検討していく必要があります。

このため、M&A後の不安を解消するスキームの普及、M&Aキャラバンによる機運醸成、金融機関によるM&A時の経営者保証の解除に係る対応の徹底、売手企業の実質的な財務状況を把握する取組、再チャレンジ等に係る「事業承継・M&A補助金」の強化など、M&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化に取り組みます。

また、M&Aアドバイザーの資格制度の創設、M&A支援機関の情報公開、47都道府県に設置された事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制の強化等のM&A支援機関の質・量の確保に向けた施策を検討するとともに、M&Aの買手側の経営者に対する支援策の強化を図ります。

事業承継税制については、令和7年度及び令和8年度与党税制改正大綱の記載に鑑み、特例措置の最大限の活用を図りつつ、特例措置の政策効果を検証するとともに、事業承継に係る政策のあり方を検討します。また、個人版事業承継税制において、現行制度の趣旨・目的や、同族会社や事業用資産を有しない個人との課税の公平性や制度の濫用を防止する観点等を踏まえつつ、青色申告書の貸借対照表に計上される事業用資産も対象とすることに関して、同税制の利用実績やニーズ等を踏まえ検討します。

24 小規模企業等に係る税制

小規模企業等に係る税制の在り方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会

社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税の在り方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」の在り方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に早期に検討を進めてまいります。

25 創業への集中支援

創業の手法が、ゼロからの創業だけでなく、第二創業・ベンチャー型事業承継や、経営資源引継ぎ型創業など、多様化してきています。こうした状況を好機と捉え、今後は、多様な担い手による、多様な手法での創業を促すべく、支援を加速していきます。

将来的に創業者となる人材を輩出し、開業率向上につなげるため、進路選択の岐路にある高校生を中心に、新進気鋭の起業家の体験談に直接触れ、関心を持った層をさらにプレイアップするような起業家教育を一気通貫で実施することによって、創業関心層の底上げを図ります。加えて、市区町村等が行う、創業支援や創業に関する普及啓発への取組みへの支援の一層の促進、成長志向の創業を行おうとする起業家への支援強化を行います。

26 社会課題解決事業への支援

社会課題解決と経済成長の両立を目指す「ローカル・ゼブラ企業」を創出し、育成を促進するため、社会的インパクト評価手法の活用促進やコミュニティの形成促進、ローカル・ゼブラ企業の社会的理解の普及・啓発の他、ローカル・ゼブラ企業と地域内外のステークホルダーとの連携を促す中間支援機能を有した地域事業づくり会社を中心としたローカル・ゼブラ企業を創出・育成するためのエコシステムの強化等、ローカル・ゼブラ企業が活躍しやすい環境の整備に取り組んでいます。

また、ローカル・ゼブラ企業の成長を支える多様なファイナンス手法に関する検討や、社会的インパクト評価手法の整理・公表、地域・業種を超えたローカル・ゼブラ・コミュニティの形成促進等により、ローカル・ゼブラ企業が活躍しやすい環境の整備を進めます。

27 手形支払いの禁止・電子債権等による支払いの短縮化

中小企業等が受け取る約束手形については、2026年の中小受託取引適正化法施行による利用廃止を受け、①紙の約束手形による支払いや、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払い手段を禁止する中小受託取引適正化法が確実に遵守されるよう取り組むとともに、②利用の廃止に向けたプロセスをロードマップとして示せるよう、産業界と政府が一体となって取り組みを進めていきます。さらに小切手の全面的な電子化も行います。

28 賃上げに向けた環境整備

実質 1%、名目 3%の賃金上昇率を達成し、2030年度に賃金が約 100 万円増加することを目指して、わが国の雇用の約 7 割を支える中小企業・小規模事業者の賃上げを実現すべく、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の実行を通じ、5 年間 60 兆円の中小企業・小規模事業者の生産性向上投資を官民で実現するとともに、中小企業の新事業進出や省力化、価格転嫁等の取引適正化、事業承継・M&A 等の経営基盤強化に集中的に取り組めます。

29 社会保障に伴う経営者の負担軽減

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現に向けて、社会保障に伴う経営者の負担軽減に取り組めます。

30 地方や中小企業・小規模事業者への重点的な支援

最低賃金引き上げをはじめとした急速かつ大規模な経営環境の変化に直面している中小企業・小規模事業者は、新たな需要が喚起される領域・分野を適確に把握した上で、多様なニーズに対応した付加価値をきめ細かに提供できるよう、経営力を強化していく必要があります。

このため、地域の特性に応じたよろず支援拠点の機能強化を図るとともに、よろず支援拠点と地域の支援機関との適切な役割分担・連携強化を通じた各地域の経営支援力の強化に取り組めます。また、中小企業・小規模事業者が自ら取り組むべき経営課題を設定して自己変革しているよう、経営者等との対話を重視した伴走支援に積極的に取り組んでいきます。さらには、

商工会・商工会議所をはじめとした支援機関のプッシュ型による伴走支援体制の強化、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出することにより、賃上げを実現するサポート体制を充実します。

31 標準化活動の加速化への支援

革新技術をいち早く社会に実装し、世界に普及させるためには、「国際標準」の獲得をはじめとする、世界に先駆けたルール形成が極めて重要です。

このため、わが国にとって戦略的に重要な技術領域のうち特に不確実性の高い分野に重点化して、産業政策と一体となった戦略的標準化を推進し、標準化戦略策定から規格開発・活用まで一気通貫で進めます。また、官民の適切な役割分担と、省庁や産業分野を越えた連携のもと、企業の経営戦略に標準化を位置付け、標準化を加速化させるための体制整備を進めます。また、民間における、標準化を担う人材育成や持続的な国際標準化活動のための支援を拡充します。

また、研究開発成果の社会実装を進めるため、政府の研究開発事業において、社会実装戦略、国際競争戦略、国際標準戦略の明確な提示とその達成に向けた取り組みへの企業経営層のコミットメントを求める事業運営やフォローアップ等の仕組みの拡充・横展開を進めます。加えて、改正産業競争力強化法において創設された、産学共同研究開発におけるオープン&クローズ戦略の策定・活用計画の認定制度を通じて、研究開発の初期段階からの市場創出を見据えた標準化活動や、経営層の標準化活動への積極的な関与を推進します。

さらに、公共調達の仕様や補助金の要件等における規格の引用状況について改めて確認した上で、公共調達や補助金等において規格をさらに積極的に活用する環境を整備します。具体的な取り組みのひとつとして、新技術立国の実現に向けて、約 11,000 ある JIS 規格を 5 年かけて網羅的に点検する「JIS 規格の総ざらいレビュー」を実施し、公共調達との連携強化等を進めることにより、わが国の質の高い製品等の需要創出に取り組めます。

32 産業用地等の産業基盤の整備

地域の立地環境を整備し、国内投資拡大のポ

トルネックとなることを回避することが重要です。このため、工業用水等の生産拠点を支えるインフラの有効活用、整備、強靱化を進めるとともに、産業用地整備に向けた自治体向けのノウハウ提供等の伴走支援、地方自治体と企業のマッチング支援を行います。加えて今後、既存産業用地を最大限活用するとともに、新規産業用地の造成を促進するための法制的措置を検討します。

33 デジタルインフラ基盤の整備

デジタルによる新たな価値創造を促進し、脱炭素社会・循環経済の実現といった社会課題の解決とイノベーションの両立を図るとともに、

「Connected Industries」や DFFT の趣旨を実現するため、企業や業種を横断して、データやシステム連携を行うためのプラットフォーム構築等の取組である「ウラノス・エコシステム」を推進します。具体的には、先行ユースケースである蓄電池サプライチェーンでのカーボンフットプリント算出に向けたデータ連携システムの運用を着実に進めるとともに、欧州 Catena-X（欧州等における自動車のバリューチェーン全体でデータを共有する枠組み）をはじめとする海外プラットフォームとの相互運用性確保等にも取り組みます。これらの成果を踏まえた上で、ライフサイクル全体でデータ連携を行う情報流通プラットフォーム及び運用体制の構築を推進します。

今後 10 年を見据えたデジタル時代の社会インフラ整備を目的とする「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、先行地域における自動運転サービス支援道、ドローン航路、インフラ管理 DX 等のアーリーハーベストプロジェクトの成果も踏まえ、他地域への展開を図ります。その際、デジタルライフラインの共通の仕様や規格等を策定し、事業者等に遵守を求めることで、重複投資を回避します。加えて、災害からの創造的復興を目指し、石川県における奥能登版デジタルライフラインの整備を新たなアーリーハーベストプロジェクトの一つとして支援し、他地域への展開が可能な汎用モデルを実現します。

34 AI・半導体政策の推進

生成 AI を巡る急速な技術革新を受け、その用

途拡大によって、人手不足や GX 等の社会課題を解決するとともに、革新的な製品・サービスを創出し、経済成長を実現することが期待されており、そのためにも、生成 AI をあらゆる分野へ導入し、高度化させることが重要です。

これを実現するには、生成 AI そのものの開発に加え、計算需要とともに増大する電力需要の抑制に不可欠な低消費電力性が重要であり、半導体・データセンター等のハードと、ソフト（生成 AI）が、相互円滑に機能する技術基盤や産業基盤、人材基盤を国内に構築することが必要です。

こうした基盤構築に向け、国内の生成 AI モデルの開発を進めるとともに、民間による計算資源（データセンター）やデータの整備及びその高度化に取り組みます。

半導体については、性能と消費電力を両立する観点から、用途毎に最適な最先端半導体の設計開発を支援します。また、次世代半導体については、その量産を実現するべく、技術開発の継続に加えて、法律に基づく必要な出融資等の金融支援も含めて、積極的に支援を行います。

加えて、先端半導体のみならず、レガシー半導体や製造装置、部素材を含めたサプライチェーン強靱化に向け、生産基盤拡充と研究開発を支援するとともに、人材育成やインフラ整備を支援します。

35 AI ロボティクス戦略の推進

人手不足解消の切り札であり、AI や先端半導体の実装先となるロボット分野において、政府における司令塔機能を強化の上で、2025 年度中に、実装拡大・競争力強化に関する戦略を策定します。多様な主体によるロボット開発を促すオープンな開発環境やロボティクス基盤モデルの開発について、導入市場の創出と併せて実施します。

36 「スタートアップ育成 5 か年計画」の強化と着実な実行

日本経済の活性化と成長を加速させるため、スタートアップ・エコシステムの強化、人材・事業・資金の好循環の創出に向けて、スタートアップ育成 5 か年計画を着実に進めつつ強化し、「アジア最大のスタートアップハブ」を実現します。政府における司令塔を設置し、スタート

アップ政策の一元的・効率的な実行、海外を含めた積極的な情報発信等を行います。

37 スタートアップの創出・育成に向けた人材・ネットワークの構築

スタートアップの成長にかかせない高度な経営人材や技術者を確保すべく、優れたアイデア・技術を持つトップデジタル人材等を発掘・育成するとともに、同様の取組みを地方でも実施し、地方のトップデジタル人材の育成・確保を推進します。また、ディープテック等の分野においても同様に、優れた技術・アイデアを有する若手を含めた人材発掘・起業家育成を推し進めます。

アントレプレナーシップ教育を採り入れる高校・高専の重点的支援など、初等中等段階からの起業家教育を充実させます。

スタートアップが集積するシリコンバレーに拠点を設け、グローバル展開を目指すスタートアップ等を受け入れ、現地のアクセラレーター等からの指導・助言を受ける育成プログラムを提供するとともに海外展開を支援します。また、日本のスタートアップや起業家が海外での事業展開や資金調達を目指すプログラムなどを進めていきます。グローバルに活躍できる日本のベンチャーキャピタルを創出するため、投資家を対象とする海外派遣プログラムを通じて、世界各国でのネットワークングや投資スキルの向上を後押しします。

大学・国研・大企業等の技術シーズと経営人材とのマッチング等の強化、大学が持つ知財の活用、大学ファンド等を活用した世界トップレベルの研究者の呼び込み等に取り組めます。グローバルなスタートアップ・エコシステムと地域経済圏との結節点としての広域拠点となり得るスタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化に取り組めます。世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブを構築するため、徹底したグローバル・スタンダードに基づく研究・イノベーション環境を備えたグローバル・スタートアップ・キャンパスを創設し、世界から優れた人材・投資を集める呼び水となるよう、国際研究、事業化支援、人材育成等を進めます。

38 スタートアップの成長に向けた資金供給の強化と出口戦略の多様化

イノベーションで世界に貢献するディープテック・スタートアップ(宇宙、量子、GX・環境等)への創業から事業化・商用化に至るまでの成長資金を含めた資金供給の強化等を含め、創業したスタートアップの成長を後押しする施策の強化を図ります。人手不足対応で期待されるロボット分野において、様々な技術を有するスタートアップによる開発・実装を促す開発環境を構築します。デュアルユース技術の防衛分野での迅速な活用に向けた基盤の整備など、「デュアルユース・スタートアップ・エコシステム」の構築に取り組みます。

外国組合員に対する課税の特例の見直しにより、海外投資の呼び込みを図ります。併せて、海外投資家による日本のスタートアップ等への投資を伴走支援するため、JETRO 等による取組みを進めてまいります。エンジェル税制などの税制措置などにより個人からスタートアップへの投資を拡大します。JIC 等の官民ファンドの出資機能を強化し、国内の企業・スタートアップへの出資を大規模・積極的に行う PE・VC 等の民間ファンドを創出・育成します。GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)等の公的投資機関からの大規模かつ長期的な成長資金供給のために、国内 VC への投資等のための環境整備を図ります。ベンチャーキャピタルのガバナンス向上や、グローバル・スタンダードに照らした適正な契約実務に向けた取組みを行います。

39 スタートアップのオープンイノベーション・調達の推進

東証のグロース市場について、上場維持基準を早期に見直すよう働きかけます。併せて、未上場から上場後まで切れ目なくスタートアップの成長を後押しするため、中小企業基盤整備機構が実施するディープテックスタートアップ向け債務保証制度の対象を拡充し、上場後も含めた成長を支援します。

スタートアップに係る M&A を促進する観点から、わが国会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関し、検討を進めます。

大企業等からスタートアップへの投資促進や M&A による事業の融合や連携を通じたオープンイノベーションを促進します。スタートアップ

との M&A を含めたオープンイノベーションを促進するため、オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等により、スタートアップの出口の多様化とさらなる成長のための M&A や出資を促進します。セカンダリー取引を行う投資家層の拡大を図るため、必要な環境整備を行います。

スタートアップの新しいアイデア・技術を政府・地方自治体が積極的に活用し、社会課題の解決や経済の成長を図るよう、広域・共同での調達の拡大を含めて、国や地方公共団体による公共調達を強化します。高度かつ独自の新技術を有するスタートアップの調達促進に向けた仕組み（スタートアップ技術提案評価方式）の活用や入札参加資格の緩和等を積極的に進めるとともに、SBIR 制度を推進します。加えて、大企業等がスタートアップとのオープンイノベーションを進める手法として、共同研究や出資に加えて、調達・購買を戦略的に活用することを促進します。

40 スタートアップの創出・育成のための環境整備

「地方発スタートアップ」の創出を積極的に支援するため、企業と大学が連携したインキュベーション施設の活用・整備、自治体・事業化支援機関・公設試・地域起業・地域大学・産総研などの協力体制の構築、地域中核企業との連携や都市部との人材交流、地方大学が連携した創業支援施設やサテライトオフィス、福島浜通りでの実証フィールド、分散型自立組織（DAO）の整備等を行います。大学の研究者など有為な人材が起業しやすいよう、兼業規定や報酬について大学ごとのルールの明確化に加え、共同研究や知的財産権についての規定の整備を促すなど、起業意欲を支える環境整備に取り組みます。

スタートアップの新市場の創出を促進すべく、規制改革について知見を有する弁護士がスタートアップを支援する取組みを行い、グレーゾーン解消制度や規制のサンドボックス制度の活用を促進し、規制改革を推進します。

若者が躊躇なくスタートアップに挑戦するとともに、社会課題解決と経済成長の二兎を追うため、インパクト・スタートアップを後押しします。投資家・金融機関、起業、自治体等の幅広い関係者が対話・発信するインパクト・コンソーシアムを進めていきます。スタートアップ・エコシステムの裾野拡大に向け、地域における

成長志向の女性起業家のための支援体制の構築、事業計画相談や支援者とのマッチングなどを支援します。

日本を代表するスタートアップの成長や海外展開を官民一体で集中支援する J-Startup・J-Startup 地域版を推進します。

起業に関心がある層が考える失敗時のリスクとして個人保証が挙げられていることを踏まえ、創設した経営者による個人保証を不要とする信用保証制度の活用を促進します。

41 自動車・モビリティ産業の支援

自動車・モビリティ産業では、GX と並んでデジタル化が競争軸になりつつある中、最先端の AI を活用した自動運転技術など SDV に必要な技術開発や自動運転の社会実装の早期実現、脱炭素等に資するデータの利活用を促進し、地域における移動課題の解決と、2030 年の SDV（Software Defined Vehicle）世界市場シェア 3 割獲得を目指します。

42 自動車産業の国内基盤の維持・拡大

自動車産業が引き続き基幹産業として日本経済を牽引していけるよう、また、将来のモビリティ社会を実現するためにも、国内生産基盤を維持・拡大しながら、税制面の見直しを含め、短・中・長期で切れ目ない大胆な施策を実行して行く。

43 中堅企業等への重点支援体制の構築

地域未来牽引企業をはじめとする地域の中堅・中核企業は、各地域での域外販売額・域内仕入れ額の双方において高いシェアを有し、成長の果実を自社に留まらず幅広い主体へ広げていくことが期待されます。こうした地域未来牽引企業を引き続き支援しつつ、今後、「地域未来戦略」の方針を踏まえ、都道府県と連携しながら、地域貢献度の高い中堅企業等を重点支援する仕組みについて検討します。

44 国内バイオ医薬品開発・生産体制の強化

製薬産業をわが国の基幹産業と位置付け、創薬力の強化を図るため、創薬ベンチャーの実用化開発支援や抗体医薬品・再生医療等製品などのバイオ医薬品の生産体制の整備を推進します。

45 バイオものづくり革命の実現

地球規模の社会課題の解決と、経済成長との「二兎を追うことができる」バイオものづくりの速やかな社会実装に向けて、この分野で世界をリードしていくとの明確な決意のもと、大胆かつ重点的な投資を行い、微生物設計・開発プラットフォーム事業者の育成、異分野事業者との共同開発の推進、生産技術・能力の強化、基盤技術開発と拠点形成、グローバル市場の創出及び獲得等、総合的な取組みを加速していきます。

46 医療上必要不可欠な医療機器の安定供給

新型コロナウイルス感染症の教訓も踏まえ、医療上必要不可欠な医療機器の安定供給に万全を期すため、サプライチェーンを把握するとともに、開発支援などにより緊急時における供給量を高める等の取組みを平時から進めます。また、大学、ナショナルセンターと医療機関が連携して担う実証基盤を整備するなど産業振興拠点機能及び開発後期や海外展開に向けた研究開発支援を強化し、治療機器やプログラム医療機器を始めとした日本発の医療機器の創出を促進します。

47 予防・健康分野の成長産業の創出

高齢化・人口減少が進展する中で国民の健康増進の重要性は高まっており、「攻めの予防医療」を通じた積極的な予防・健康投資を促すとともに、質の高いヘルスケアサービスを創出します。このため、健康経営を促進するとともに、PHRを活用したユースケースの創出、AMEDを中心としたエビデンスに基づくサービスの社会実装の推進、高齢者・介護保険外サービスの振興、ヘルステックスタートアップ振興の地域拠点の育成や海外展開支援等を進めます。また、日本型インバウンドモデルの確立をはじめ、医療の国際展開のさらなる推進を図ります。さらに、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルによる生産性向上を支援し、介護テクノロジーへの投資や社会実装を促進します。

48 大阪・関西万博のレガシーの継承

大阪・関西万博では2900万人を超える来場者をお迎えし、成功裏に閉幕することができました。様々なビジネス交流、500を超える全国各地の自治体の魅力を発信するイベント、「未来社会の実験場」というコンセプトで展開されたモビ

リティ、GX、デジタル等の最先端の技術実証の展開など多くの成果がありました。こうした一連の成果を整理し、レガシーとしてどのように継承していくか検討を進めてまいります。

49 対日直接投資の推進

対日直接投資促進のための政府横断的な機能を強化し、海外企業の国内立地等の諸手続きを大幅に簡素化しワンストップ化します。国の各省庁及び立地自治体の諸手続きを横断的にワンストップ化し、JETROの対日直接投資支援業務を推進します。また、経済安全保障の観点にも留意しながら日本企業の経営力強化や地域活性化のための外資誘致・活用、日本企業と海外企業の協業を通じたイノベーション創出を推進します。

50 インフラ海外展開の推進

DX/GXの社会変革による新たな需要をはじめ、世界の旺盛なインフラの需要をわが国の経済成長につなげるため、トップセールスの強化などを通じ、インフラの海外展開の案件形成・事業化をオールジャパンで支援します。グローバルサウス諸国をはじめ、重要物資の確保に向けたインフラの整備や相手国の老朽化したインフラへの対応にも取り組みます。国際情勢の変化によってニーズが高まっている貿易保険のリスク対応能力強化にも取り組み、スタートアップを含めた日本企業の海外展開を力強く後押しします。

51 ルールベースの多角的貿易体制の維持・強化

WTOを中核とするルールベースの多角的貿易体制の維持・強化のため、紛争解決制度改革の実現やルールメイキング手段としてのプブリ交渉の活用等のWTO改革について取り組みます。また、公平な競争条件確保のため、過剰供給問題や、その背景にある市場歪曲的な措置への対応を進めます。

CPTPP協定の締約国の拡大や協定のアップデート、EU及びASEANとの対話を進めるとともに、RCEP協定の各国の透明性のある履行確保を進めます。さらに、新規のEPA交渉や投資協定交渉の推進を通じ、自由で公正な経済秩序を維持・強化します。

また、同志国との産業政策の協調に取り組み

ます。具体的には、米国との経済分野での連携深化を図ることを始め、EU や G7 などの有志国と、半導体やGX、経済安全保障など重要分野における産業協力を進めます。さらに、アジア地域を中心にサプライチェーン強靱化を実現するため、地域大でのデータ共有・連携基盤の整備に向けた企業によるデータ活用など様々な実証支援を進めます。

52 グローバルサウス諸国との連携強化

国際情勢が流動的な昨今の状況では、わが国の経済や安全保障にとってグローバルサウスと呼ばれる新興国、途上国の重要性が一層増加しています。これらの諸国との連携を強化し、成長する巨大市場を取り込み、また、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保を図るとともに、これらの諸国の脱炭素化と経済成長の両立、重要物資の確保やサプライチェーン強靱化、デジタル・トランスフォーメーション(DX)、保健医療や防災などの分野での協力を進めていきます。具体的には、フィージビリティ調査や実証事業の実施に加えて、啓蒙活動、制度や能力の構築支援などの取組みを強化し、必要な人材確保、案件発掘や伴走支援に係る政策パッケージを組成し支援していきます。

また、有志国や国際開発金融機関との連携や第三国を経由した進出、政策金融機関の活用、現地の地場銀行や日本の地方銀行との連携強化を通じて、グローバルサウス諸国を中心に民間資金の動員を一層推進し、日本企業の面的な市場獲得を目指します。

53 ウクライナ復興支援のさらなる推進

ロシアによるウクライナ侵略の情勢は変化しつつあり、日本企業の強みを活かす形でのウクライナ復興への一層の貢献が求められる中で、官民一体で「日本ならではの」の支援を継続して実施してまいります。また、ウクライナ復興に向けてはエネルギー供給等、周辺国との連携強化が重要であることから、中東欧などの周辺国や欧州企業とも協力し、ウクライナ復興を推進してまいります。

54 経済のデジタル化に対応した新たな国際課税制度の整備

経済のデジタル化に対応した新たな国際課税制度に係る国際的な合意や国内法化、関連税制の見直しなどを通じて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持・向上につなげます。

55 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護等の強化

大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも存在することに鑑み、知的財産・ノウハウの取引適正化や中小企業・小規模事業者の知財経営リテラシーの向上等に取り組みます。

56 AI/DX に即した産業財産権制度の見直し

AI/DX 時代に即した産業財産権制度を構築するべく、AI を安心して研究開発やビジネスに活用するための合理的なルールや、国際的なデータ利活用に関する発明の保護、仮想空間におけるデザイン保護等の論点について、早期の制度整備を検討します。

57 国際標準の戦略的な獲得と活用

産業や技術における国際標準の獲得は大きな市場の獲得と経済安全保障上の戦略的価値を有します。19年ぶりに策定した「新たな国際標準戦略」(2025年6月)に基づき、官民連携による司令塔を設け、官民一体となった標準の形成・活用を推進するとともに、国際標準の戦略的な活用に向けた各省庁の取組みに対し、追加的な予算配分をすることができる枠組みを一層活用し、取組みの加速化を支援します。

さらに、国際標準化に取り組む企業が国内でも優れた支援サービスが受けられるよう、国内の規格策定機関、認証機関、研究開発機関、アカデミア等の外部の機関を強化します。また、国内企業の機微データが国外に蓄積されるリスクへの懸念に対応するべく、短期的には国内認証機関と国外認証機関の戦略的連携の強化、中長期的には国内認証機関の海外展開を目指します。

58 デジタル社会に対応したデータ戦略の実行

デジタル社会で価値を生み出すデータについては、2021年に「包括的データ戦略」を策定しました。パーソナルデータを含むデータの取引における懸念・不安が払しょくされるようなルールの整備により、世界の先導役としてDFFT(信頼性のある自由なデータ流通)を実現します。そして、国民、行政機関、企業、アカデミアのデータ共有を進め、新たな価値の創出に取り組みます。その基盤としてのデータ標準、データ取引市場、プラットフォームの整備、人材育成を進めます。

併せて、競争力の源泉であるデータの流通・活用を円滑に行うためには、データ連携基盤やデータの流通・取引を行う上で必要となるデータ取扱いルール等の整備が必要です。そこで2022年に新たにデータ連携基盤におけるデータ取扱いルールの実装の際に踏まえるべき視点と検討手順を示したガイダンスを公表しました。これを参照し、データ連携基盤の構築に引き続き取り組みます。

59 コンテンツ戦略と海賊版対策

エンタメ・コンテンツ産業は、海外市場規模において6.0兆円となり、鉄鋼業や半導体産業の輸出額にも比肩する、わが国の基幹産業の一つになっており、地方創生に資する高い波及効果を有しています。インバウンド需要などを通じた経済波及効果も高く、わが国のソフトパワーを高める手段としても有効な分野です。

こうした中、今般、「コンテンツ」が日本成長戦略における17分野の一つとして位置づけられています。

官民の健全なパートナーシップのもと、エンタメ・コンテンツ産業の活性化に向けて、コンテンツ産業官民協議会を司令塔機能として戦略的な議論を行い、コンテンツ関連施策による一貫した支援をはかるとともに、クリエイター育成とコンテンツ海外展開による好循環創出のため、クリエイターをめぐる労働環境の改善・収益還元促進、海外ビジネス展開力の向上、デジタル化に対応した構造改革等について取り組みを進めてまいります。

さらに、海賊版に対する対策強化として、国外犯処罰の導入検討も含め、国際執行を強化するとともに、官民一体となって海賊版を撲滅し、

正規版流通も含めたエコシステムの実現に取り組みます。

60 「クールジャパン戦略」の推進

海外の人々が良いと思う日本の魅力をマーケットインの考え方に基づき効果的に発信し、インバウンドや輸出の拡大等にもつながるクールジャパン戦略を強化・拡充します。

コンテンツ、インバウンド、食・食文化の各分野において政策を総動員して取り組みを進めてまいります。わが国の強いIP(コンテンツ、多様でおいしい食、様々な地域の自然・伝統など、広義の意味での知的資産)を活用し、新たな技術(Web3やNFT等)も取り入れて「イノベーション」を起こし、多層化・深化した「日本ファン」に対して高い「体験価値」を提供しながら、高い利益をあげて外貨を獲得し、関係者による再投資に回していくという好循環を確立していきます。

今後も取り組みをさらに強化することにより、2028年までに30兆円以上、2033年までに50兆円以上とすることを目指します。

アニメツーリズムやロケ誘致など地域一体となった取り組みを加速するため、「クールジャパン戦略会議」において、コンテンツ地方創生拠点として2033年までに全国約200カ所の選定を目指し、成功事例の輩出・共有を進めていきます。

61 「クールジャパン」関連コンテンツの振興

日本発コンテンツの海外売上を2033年までに20兆円とする目標の実現を目指し、複数年の支援を含めた大規模・長期・戦略的な官民投資を推進し、成長投資を拡大することで海外展開を促進します。

国際流通機能を強化するとともに、海外で戦える大規模で高品質なコンテンツの製作支援を事業構造改革と一体として推進します。また、日本発コンテンツでまとまった海外展開の支援や、海外支援拠点の拡充を行います。

世界水準の制作力を得るため、ロケ誘致や、開発プラットフォームの構築を支援します。持続的に魅力ある作品を生めるよう、スタートアップ・エコシステムの構築、就業環境の改善、融資環境の整備に取り組むとともに、海賊版対策の国際執行や正規版流通促進に投資します。

62 「新たな成長の源泉へ」～ジョブ型人事やリスキリング等の推進

DXの加速をはじめとするグローバルな競争激化や、人口減少社会の到来に対応し、日本社会・経済の回復を確実なものとするためには、企業・従業員の意識改革とリスキリングを合わせて促進することが不可欠です。

個々の企業実態に応じた「ジョブ型人事」の導入を進めるとともに、内閣府令の改正や「人的資本経営可視化指針」の改訂により人的資本に関する情報開示の充実を通じた企業価値向上に取り組めます。

また、リスキリングによる能力向上支援として、在職期間中や受講期間が比較的短いリスキリングの強化、成長分野に求められるスキルの体系整理や可視化、企業成長や労働移動につながる教育プログラムの開発、産学官連携での地域のリスキリングのプラットフォームの構築、大学・専門学校等における実践的・専門的な教育プログラムの開発・促進、「デジタル人材育成プラットフォーム」を通じた実践的な学びの場の提供、社会人の学びのポータルサイト「マナパス」による情報発信を通じた学習基盤の整備等を行います。

加えて、企業DXのさらなる促進等のため、個人のスキルアップを促すためのスキル情報を蓄積・可視化する情報基盤の構築、情報処理技術者試験のAI活用等の視点も踏まえた今日的な試験体系への見直し、地方における若手人材の育成・確保等、デジタル人材育成を加速します。

さらに、産業構造の変化に応じた就業構造の変化を踏まえた人材育成を推進するため、昨年6月に策定した「産業人材育成プラン」に基づく取り組みを実行し、産学連携による人材育成に取り組んでいきます。

63 「新技術立国」の実現

「強い経済」の基盤を構築する「新技術立国」の実現に向け、日本に強みがある技術の社会実装や勝ち筋となる産業分野の育成を促進していきます。

まずは、世界でイノベーションに向けた大規模投資・スピード競争が急速に進む中、わが国においても戦略的に重要な技術領域に官民で大胆に投資を集中させるべく、研究開発税制において「戦略技術領域型」を創設し企業にとって

使いやすい制度設計を進めていくなど、研究開発から社会実装までの一気通貫での支援を進めます。

その上で、研究開発法人の技術シーズの徹底した社会実装、防衛調達を始めとする官公庁による調達、また、規制・規格の導入による新たな需要創出・拡大策など、効果的な施策の検討を深めます。

また、「新技術立国」の核として機能する、世界で競い成長する大学の実現に向けて、世界トップ大学と同等の自由で柔軟な経営環境を提供するべく、研究や産業界との連携拡大、その対価獲得による財務基盤の強化、スタートアップの育成と創出、人材への投資や基金運用などを含めた学内投資・環境整備も進めていきます。

64 次世代航空機開発の技術基盤の強化

裾野が広い航空機産業をわが国の自動車産業に匹敵し得る成長産業とするためには、国が長期的な視点に立って、航空科学技術の施策を戦略的かつ強力で推進していくことが必要です。

具体的には、日本の航空機産業育成、研究開発の強化を支援し、地域の中小企業を含むサプライチェーンの強化や国際競争力向上に直結するエンジンの高効率化技術などの先進的な技術開発に取り組むことで、国内産業基盤の強化を図るとともに、産官学が連携してわが国の技術力を結集する体制を構築し、イノベーションを創出することで、カーボンニュートラル達成に向けた次世代航空機について、国際連携の中で完成機事業を創出することを目指すとともに他国より先駆けて高性能・高付加価値、コストに優れた次世代航空機の開発に貢献します。また、近年重要性が増している国産無人機の産業競争力強化に向け、量産基盤構築に向けた支援を実施しつつ、需要側と供給側の取組を一体的に進めていきます。

65 放送コンテンツ産業の強化

日本発のコンテンツの海外市場規模を拡大すべく、放送コンテンツ産業の競争力強化、海外展開の推進に取り組めます。多様な知的財産(IP)創出に向けた企画・開発段階の支援や高品質の放送コンテンツ制作に向けた高機能・先端的な技術(4K・VFX)の活用支援の抜本的強化、高度人材育成や設備の導入・利用を支援するとともに

に、権利処理の円滑化、日本の放送コンテンツを集約した海外配信の強化・流通円滑化などに官民連携して取り組みます。

66 社会全体の ICT 化

5G をはじめとした世界最高水準の ICT インフラの整備を目指します。

国、地方、企業、個人、訪日する外国人も含め、それぞれが ICT の恩恵を受けられるよう「社会全体の ICT 化」を進めてまいります。非居住地域も含めた 5G 等のエリア整備や 5G ならではの通信サービスの実現、離島を含む光ファイバなどの未整備地域解消に向けて、通信事業者などによる情報通信インフラ整備を推進します。また、データセンター、インターネット相互接続点 (IX) の地方分散立地やオール光ネットワークの整備計画との連動、海底ケーブルの陸揚局の分散立地や多ルート化の推進を支援し、電力と通信の連携 (ワット・ビット連携) により GX、地域 DX を推進するとともに、わが国の国際的なデータ流通のハブ機能を強化し、大規模な AI 用データセンターを国内に立地することによる国際的な AI 拠点を創設することを目指します。

さらに、2030 年代の AI 社会を支えるため、電力消費を抑えた高速・低遅延のオール光ネットワーク等の次世代情報通信基盤「Beyond 5G」を早期に導入し、特定の分野に特化した複数の AI や、情報処理を担う各地のデータセンターを結ぶことにより、製造、交通、物流、インフラ管理、医療等、各分野における AI の開発・普及を促します。

67 多言語音声翻訳の普及・高度化

訪日・在留外国人の増加による日常生活や行政手続き、観光等や企業活動の国際化によるビジネスや国際会議等において「言葉の壁」が問題となっています。同時通訳を含む多言語翻訳のさらなる高度化・幅広い普及や最先端の AI 技術を用いた文脈に応じた翻訳の実現により、訪日・在留外国人との秩序ある共生社会の実現、企業のビジネスチャンスの拡大や海外連携の促進を図り、国内外での経済・社会活動において日本の価値と魅力を高めていきます。

68 テレワークの普及推進

テレワークは、ICT を利用し時間や場所を有

効に活用できる柔軟な働き方です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多くの企業・団体において緊急避難的にテレワークが導入された一方、急速な導入にこれまでの働き方の慣行や環境が対応しきれなかった面もあります。今後、わが党において取りまとめた提言「多様な働き方と企業の成長を実現する良質なテレワークの推進に向けて」も踏まえつつ、生産性の向上や働く人の満足度につながる形で良質なテレワークが導入・定着されるよう、地方でもテレワークを活用した地域の課題解決等を図る官民共創の取り組みや、都市部人材のリモートでの副業・兼業を推進します。

69 パーソナルデータの利用の活性化

個人の生涯にわたる医療等のデータを時系列で管理し、本人の判断のもと多目的に活用する仕組みである PHR (Personal Health Record) について、安心・安全な普及展開のための取り組みを行います。また、パーソナルデータの利用の活性化を推進していきます。

70 Society 5.0 を支える ICT 先端技術開発

Society5.0 を支える「サイバー空間とフィジカル空間の融合」や社会全体のデジタル変革 (DX) を加速するため、ICT 分野の技術開発などを推進します。具体的には、Beyond 5G、AI、量子情報通信、宇宙通信などの先端技術の研究開発とその成果の知財・国際標準化活動、社会実装を支援します。

71 情報通信産業における経済安全保障の確保と国際競争力強化

あらゆる社会活動・経済活動に不可欠なものとなっているデジタルインフラについて、安全性・信頼性を確保した強靱なインフラの整備・維持、セキュリティの確保や国際通信における自律性の向上を通じて、経済安全保障の確保を図ります。わが国の国際海底ケーブルについて、その自律性を確保するため、生産・敷設能力の強化とともに、防護策等の検討を進めます。

また、将来のあらゆる産業や社会基盤となる Beyond 5G について、研究開発・国際標準化・社会実装・国際展開を一体的に推進し、将来的な海外市場の獲得などを通じたわが国の国際競争力の強化と経済安全保障の確保を目指します。

72 安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開

5G/オープン RAN、オール光ネットワーク、海底ケーブル、データセンター等、経済安全保障や次世代市場獲得の観点から重要なデジタルインフラについて、トップセールス、海外での実証実験や JICT（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構）による出資等を通じて、わが国企業による海外展開の取組みを支援します。グローバルサウスを含む海外の旺盛な需要を取り込み、グローバルなデジタルインフラの安全性・信頼性を確保するとともに、ハイパースケーラーとの取引を含め、わが国企業の開発力・生産力の維持・向上による安定的な供給能力の確保を図ります。

73 電波利用の推進

自動運転、ドローン利用、スマート農業、遠隔医療・高度医療等、技術の進展に伴い活用分野が拡大している電波の利用を推進するため、非地上系ネットワーク（NTN）の導入等に関する研究開発や制度整備、国際的な協調のもとでのドローン用周波数の確保、周波数の円滑な移行・再編・共用を実現するための制度整備に取り組みます。

74 Well-being を重視した政策実現

近年、教育、こども、健康、食、地域のつながりなど、暮らしに身近な分野を通じて、未来志向で Well-being（幸福度）の向上を図る視点が広がっています。夢や生きがい、健康や安らぎといった一人ひとりの多様な幸せを重視し、希望あふれる Well-being が高い社会の実現を目指します。

生産性や効率性のみを重視するのではなく、自分自身が楽しみながら存分に能力を発揮できる働き方の実現を後押しするとともに、社会や地域とのつながりの中で住民一人ひとりがそれぞれのライフステージにおいて幸せを実感でき、地域全体の Well-being が向上するような幸せなまちづくり支援をしていきます。

GDP は経済成長を測る上で大切な指標ですが、GDP だけでは測れない社会の豊かさや人々の生活の質、満足度、幸福度などの Well-being に関する統計・調査・分析の充実を図ります。また、政府の各種基本計画などにおいて Well-being

に関連する KPI を設定するとともに、「GDP から GDW へ（W は Well-being）」という考え方のもと、国民誰もが幸せを実感できる Well-being 社会を目指します。

経済安全保障

75 基本的価値に基づく国際秩序強化

経済安全保障の観点も考慮し、気候変動や人権等も含めた基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化や、その実現に向けた国内の体制・環境整備を図ります。

76 経済安全保障の推進

自由、民主主義、人権といった価値を守り、有志国と連携して法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を実現しつつ、わが国の生存、独立、繁栄を経済面から確保するために経済安全保障政策を推進します。

77 経済安全保障推進法の着実な実施

2022 年 5 月に成立した「経済安全保障推進法」の 4 分野について、制度の着実な実施と不断の見直し、さらなる取組みの強化を行います。

具体的には、サプライチェーン強靱化については、半導体や重要鉱物、抗菌薬、船舶の部品など、国民の生存や経済活動にとって重要な物資について、国内の生産基盤強化や、権益確保や生産プロジェクトの形成、代替品開発等による安定供給確保に向けて、引き続き不断の点検・評価を行うとともに、重要な物資が本来期待される機能を発揮するために必要不可欠な役務を支援対象とする、幅広い関係者からの情報収集や必要な協力を得ることを可能とするなど、これまでの取組みの効果を踏まえた上で、実効性のある措置を新たに講じます。

電気、ガス、水道等を対象とした基幹インフラの事前審査制度について、重要設備の導入・維持管理等の委託に関する国による事前審査を着実に実施しつつ、基幹インフラの対象に医療分野を追加することを通じて、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保を図ります。

先端的重要技術の開発支援については、経済安全保障重要技術育成プログラムの研究開発ビジョンで示された宇宙・航空、海洋、サイバー空間、バイオ等の領域における重要技術につい

て、協議会による伴走支援を引き続き実施するなど、わが国の技術優位性を確保できるよう努めます。

特許出願の非公開制度については、具体的な保全審査等に際して、出願人との丁寧な意思疎通を行うなど、円滑な制度運用に引き続き万全を期します。

78 サプライチェーンの強靱化

半導体・電子部品、レアメタルなどの鉱物、蓄電池、医薬品等をはじめとする重要な物資について、国内の生産基盤強化や、権益確保や生産プロジェクトの形成、他国に依存する物資の生産技術・代替品開発等による安定供給を早急に確保すべく、重要な物資の供給途絶リスクを将来も見据えて分析し、金融支援や助成などの必要な支援措置を整備します。

また、わが国のサプライチェーンの強靱化に向けて供給安定性や持続可能性を強化する観点から、重要物資に係る政府調達や補助金支援制度を再度、見直します。すなわち、これまでのように調達時点での価格のみで判断するのではなく、価格以外の「供給安定性」や「持続可能性」といった要素も考慮していきます。

79 先端分野における重要技術の育成

先端的な重要技術の開発支援については、経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）の研究開発ビジョンで示された宇宙・航空、海洋、サイバー空間、バイオ等の領域における重要技術について、協議会による伴走支援を引き続き実施するなど、わが国の技術優位性を確保できるよう努めます。

80 重要な機微技術の流出防止

重要な機微技術の国外への流出を防止すべく、国際情勢の変化を踏まえた厳格な輸出管理の実施や同志国との連携強化、外為法に基づき官民が対話をしながら技術流出対策を強化する新たな枠組みの適切な運用、対内直接投資審査の高度化等、機微技術の管理を強化します。また、新たな貿易管理の在り方について不断の検討を進めます。経済安全保障推進法に基づくサプライチェーンの強靱化や先端分野における重要技術の育成に係る施策とも統合的に進めることを通じて、わが国の戦略的自律性と技術的優位性の

維持・獲得を進めます。

81 ビジネスと人権の取組推進

わが国企業が人権尊重の取組みを適切に進めながら国際競争力を維持・強化できるよう、政府ガイドラインの普及と定着、中小企業や海外取引先を含めた企業への取組支援、各国政策の予見可能性向上に向けた国際協調に向けた議論等を進めます。

82 半導体製造基盤・計算資源整備の強化

先端ロジック半導体や先端メモリの製造基盤の強化・発展を進めるとともに、わが国が強みを持つレガシー半導体や製造装置・部素材について、世界に対する供給責任を果たすべく、生産能力の増強を強力に進めます。

また、生成AI時代に鍵となる計算能力やデータの国内における確保に向け、AI用データセンターの国内整備を進めます。

併せて、国外の関係機関と共に、産官学が連携してイノベーション・生産に不可欠な技術人材の育成・確保に取り組みます。

83 次世代コンピューティング技術の推進

AIの利活用にも不可欠な次世代半導体について、米国・欧州をはじめとする同盟国・有志国と連携しつつ、2027年の量産を目指します。量子・AI技術とも連携した次世代計算基盤の構築に向け、次世代半導体の実装化に併せて、必要となるクラウド・ソフトウェアの産業基盤の維持・強化や技術開発を進めます。

84 経済安全保障上重要な海外事業への支援

同志国やグローバルサウス諸国との連携強化に資する、わが国の経済安保上重要な海外事業について、政府がリスクの一部を引き受ける一歩踏み込んだ支援措置を整備します。

85 セキュリティクリアランス制度

2025年5月に施行された「重要経済安保情報保護活用法」について、重要経済安保情報の指定や適性評価の実施、適合事業者の認定などの制度運用を円滑に行ってまいります。

86 国際デジタル秩序形成の主導

DFFTのさらなる推進に向けて、EUと米国を連

結する中核的役割を果たし、国際デジタル秩序の形成を主導します。また、デジタル時代におけるデータの法的権利に係る法整備を検討します。

87 経済インテリジェンス能力の強化

経済安全保障上の脅威・リスクに備え、経済分野における経済インテリジェンスをさらに強化します。具体的には、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を集結し、総合的な経済安全保障シンクタンクを独立行政法人経済産業研究所(RIETI)に附置する形で創設するとともに、官民連携のプラットフォームとして「官民協議会」を創設し、官民の情報共有を活性化させます。また、機微な技術を保有する企業や大学等における適切な技術管理を推進するとともに、関係省庁や関係機関等との連携のもと、技術流出対策のための企業等へのアウトリーチ活動を強化します。

88 サイバーセキュリティの強化

サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化に向けて、安全なIoT製品の流通を促進するための制度(JC-STAR)の普及促進や、中小企業へのセキュリティ支援を行います。さらに、国産技術を核としたサイバー対処能力を向上させるため、政府機関等による積極的な活用を通じ、国産セキュリティ製品・サービスの普及促進を進めます。

89 重要土地等調査法の着実な執行

安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等における土地の取得・利用実態を国が的確に把握し適切に対処するため、重要土地等調査法の執行を着実に進めます。

エネルギー政策

90 安定かつ安価なエネルギーの確保

電力需要の増加が見込まれる中で、暮らしや産業の基盤である電力の安定かつ安価な供給は極めて重要です。電力源のバランスや経済安全保障の観点からわが国の国力を支える現実的なエネルギー政策を目指します。

91 脱炭素社会の構築

2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指します。2050年目標と総合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて、挑戦を続けていきます。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指します。

これらの目標は、世界全体での1.5℃目標と総合的なものです。目標の実現は決して容易ではなく、社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠です。目標実現のため、脱炭素を軸として経済成長とエネルギー安定供給に資する政策を推進し、GX(グリーントランスフォーメーション)を実行します。

また、国民経済及び産業の国際競争力に与える影響等を踏まえつつ、経済社会及び国民の生活行動の変化を促すとともに、脱炭素に資する設備・施設の普及によってあらゆる部門の排出削減を進めるため、経済的支援や規制的措施を講じます。

パリ協定の1.5℃目標を達成するため、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現とエネルギー安全保障の確保の両立を目指し、徹底した省エネ、再エネ・原子力など脱炭素効果の高い電源を最大限活用します。

脱炭素を成長分野として位置づけ、10年間で150兆円超の官民投資を引き出します。

92 GXの推進

GX実現に向け、10年間で、官民協調で150兆円超の投資が必要となります。この投資を引き出すため、GX経済移行債を活用した20兆円規模の投資促進策と、規制・制度を一体的に講じることで、GX分野の需要創出や投資を加速します。また、社会実装を目指す企業のコミットを大前提としGI(グリーンイノベーション)基金を通じた継続的な支援により、脱炭素に資する技術開発を進めます。

GXについては、GX2040ビジョンを踏まえたGX戦略地域制度による産業クラスターの形成や、GX市場の創造を進めるとともに、昨年5月に

成立した GX 推進法に基づき、公平で実効性のある制度を目指した制度設計のもと、2026 年度から排出量取引制度を本格稼働します。

さらに、GX の国際展開も進めて行きます。アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC) の推進を通じ、日本企業が強みを有する技術・サービスを海外に展開します。

これらの政策を、昨年 2 月に策定した GX2040 ビジョン、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画に基づき、予見可能性を確保した上で着実に進めます。

93 脱炭素電源の拡大

徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用していきます。特に、DX や GX の進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかがわが国の経済成長や産業競争力を左右する状況にあります。脱炭素電源を拡大し、わが国の経済成長や産業競争力強化を実現できなければ、雇用の維持や賃上げも困難となるため、事業者による脱炭素電源への新たな投資を促進するよう、投資回収の予見性を高める事業環境整備に速やかに取り組みます。

94 GX 実現に向けた脱炭素技術の推進

次世代型太陽電池、浮体式洋上風力、次世代型地熱、蓄電池、二酸化炭素回収・有効利用・貯留 (CCUS)、メタネーション、水素、アンモニア、人工光合成、バイオ燃料、e-fuel をはじめとした次世代燃料等のカーボンニュートラルを目指す上で成長が期待される分野について、革新的技術の研究開発から社会実装まで一貫した支援を実施します。

また、変動する再生可能エネルギーに対して需要側で柔軟性を発揮する EV、ヒートポンプ等を ICT 活用し、需給調整するエネルギーマネジメントシステムの導入を促進するとともに、地域活性化にも貢献する再生可能エネルギー等由来の水素、データセンターの脱炭素化技術、地域資源循環を通じた脱炭素化を実現する革新的触媒技術、超高効率の次世代パワー半導体 (GaN 等)、自動車部材の軽量化による燃費改善が期待できるセルロースナノファイバー等の社会実装

を推進します。

また、シリコンカーバイドや窒化ガリウム等の次世代半導体や現行リチウムイオン電池の 2 倍以上の性能をもつ次世代蓄電池等の革新的な省エネルギー・再生可能エネルギー技術の開発を推進します。

さらに、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の成立を踏まえ、電化や水素化などでは CO₂ の排出が避けられない分野でも脱炭素を実現できる CCS について、事業者の投資決定を促す支援策について検討し、2030 年までの CCS 事業開始を目指します。

95 GX 実現に向けた事業者間連携の促進

GX 実現に向けた事業者間連携の後押しのため、2024 年 4 月に改定された独占禁止法のガイドラインについて、事業者への分かりやすい周知等を通じて活用実績を積み上げるとともに、さらなる見直しを継続的に進めます。

96 徹底した省エネルギーの推進

徹底した省エネ等の促進のため、中小企業含む産業分野については、工場・事業所全体での大幅な省エネや老朽化したビンテージ工作機械等省エネ余地のある設備更新、デジタル技術による操業の最適化に向けた投資支援、専門家による省エネ診断への支援、自治体・金融機関等と組んだ地域での省エネ支援体制の構築等を進めます。併せて、データセンターの効率改善を促す制度や、工場等の太陽光導入余地の報告制度等の構築も進め、支援と規制を一体的に進めていきます。

97 住宅・建築物の脱炭素化の推進

2050 年カーボンニュートラルに向け、2030 年までに新築される住宅・建築物について、ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 水準の省エネ性能の確保や、新築戸建住宅の 6 割への太陽光発電設備の導入、省エネ改修の促進に取り組みます。省エネ化と併せて、気候変動による災害激甚化等への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指します。

特に、住宅に関しては、ZEH を上回る省エネ性能を有する住宅を普及するとともに、既存住宅の断熱リフォームや窓改修など、短期間で実施

でき即効性のある取組みを継続的に支援しストックの脱炭素化を推進します。

また、住宅・建築物における炭素貯蔵効果の高い木材利用の拡大に向けた取組みを推進します。加えて、高効率給湯器などにより、エネルギー利用機器の省エネをさらに推進します。

98 サステナブルファイナンスの普及・拡大への取組み

パリ協定の目指す社会の実現に向け、脱炭素への移行等に必要な巨額の投資を国内外から引き込んでくる観点から、環境・社会・企業統治の要素を投融資判断に組み込む「ESG 金融」をはじめとするサステナブルファイナンスの普及・拡大に積極的に取り組みます。

具体的には、国内外の ESG 金融を呼び込むため、サステナブルファイナンスについて、関係省庁一丸となって国際原則と整合する国内ルールの整備を推進します。加えて、グリーン、トランジション等のファイナンスのさらなる規模拡大のため、企業等のサポート体制の整備や発行支援を検討します。

さらに、脱炭素を目指す金融の取組みを推進するため、移行経路の明確化、計画策定や目標設定に必要なデータや手法等の整理を進めます。

99 地域と共生し環境と調和した再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーについては、地域との共生や環境への配慮を前提に、導入を進めていきます。地域と共生した再生可能エネルギーの導入を拡大し、地域の防災・減災、投資拡大にもつなげるため、公共施設や工場・事業場等における自家消費型太陽光発電・蓄電池、PPA 事業の導入を進めるとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体の促進区域等の設定を促進し、環境保全に配慮しつつ、地域に貢献する再生可能エネルギーの最大限の導入を加速化します。

また、使用済太陽光パネルの適正な廃棄・リサイクルの推進等に取り組みます。

100 洋上風力発電の導入拡大

洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が大きいこと

から、カーボンニュートラル実現の切り札として、今後の導入拡大が期待されています。案件形成の加速化に向けて計画立案の段階から政府が積極的に関与しつつ、環境影響への評価にも配慮して、系統の整備や港湾施設などのインフラ整備を積極的に進めます。また、着床式洋上風力のさらなる普及促進、排他的経済水域 (EEZ) への事業環境整備等も併せて浮体式洋上風力の技術開発を促進します。こうした取組みを通じて 2040 年までに 3,000 万 kW~4,500 万 kW の大きな国内市場を作り出し、洋上風力の導入拡大と産業競争力強化の好循環を実現します。

101 太陽光発電の地域との共生・技術開発

太陽光発電については、地域との共生や環境への配慮を前提に、導入を進めてまいります。特にわが国発の技術であるペロブスカイト太陽電池については、量産技術の確立、生産体制整備、需要の創出に三位一体で取り組み、2040 年までに 20GW の導入を目指します。その際、ペロブスカイト太陽電池の需要創出に向けて、政府調達等を最大限活用し、2035 年までに公共施設等において 5GW 程度の導入を目指します。また、従来型のシリコン太陽電池と比較して、変換効率が 1.5 倍~2 倍となるタンデム型ペロブスカイト太陽電池の導入の支援にも取り組みます。さらに、屋根設置を始めとした地域共生型の太陽光発電の導入形態（公共施設、公共インフラ空間等）に支援を重点化していくことを検討します。

加えて、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定等によるゾーニング、災害や不法投棄への対応等適正な導入・管理に向けた対応強化などを推進し、前向きな合意形成に基づく適地確保と事業規律の強化を進めていきます。その上で、地域との共生が図られない事業に対しては「メガソーラー対策パッケージ」に基づき厳格に対応していきます。

102 水力発電のさらなる活用

既存のダムにおけるさらなる水力発電事業の創出につなげるため、砂防堰堤の水力発電ポテンシャルなどを調査し、地図形式等の分かりやすい形で公表し、事業化に資するような情報提供に努めるとともに、全国 100 地点を念頭に自治体主導のもとでの案件形成等を促進し、水力

発電の事業化に対して、FIT/FIP 制度との適切な役割分担のもと、財政的支援の検討を図ります。

また、電力ダムも含めた複数ダムの連携、既存設備のリプレースによる最適化・高効率化、発電利用されていない既存ダムへの発電設備の設置等を推進します。

103 地熱発電・バイオマスのさらなる活用

地熱発電を早期に低コストで円滑に導入できるように、掘削調査等の支援を強化するほか、地元自治体の勉強会、温泉事業者への説明等の地元の理解促進や掘削に関する技術開発等の取り組みを進め、事業者の開発リスクとコストの低減を図ります。さらに、次世代型地熱の国内での実用化に向けて、グリーンイノベーション基金を活用し、実証に向けた取り組みを進めます。

バイオマス発電については、特に国産木質バイオマス燃料の供給拡大に向け、地域の林業等との連携を推進し、燃料費の低減と林業者の経営の安定化の両立を図ります。

104 デジタルとグリーンによる脱炭素化の推進

地域の再エネ賦存量、地域企業の省 CO2 ポテンシャル、再エネなどの脱炭素事業による地域の経済循環の拡大の見通しを DX 推進により見える化します。

また、地域に貢献する再エネ、蓄エネ及び再エネの需給調整にも活用可能な需要側省 CO2 機器を導入し、デジタル技術も活用して地産地消を推進しつつ、地域のレジリエンスを強化します。

さらに、デジタル対応や円滑な再エネ導入等を可能とする法制度・ルールの改善見直しを率先して行うことで、CO2 削減の加速にもつながる DX と GX の同時推進を図ります。

その上で、GX の推進に伴う産業構造転換における負のインパクトを最小化する「公正な移行」(Just Transition) の視点も持ち、円滑な移行を推進します。

105 自動車産業の支援

わが国の基幹産業である自動車サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化に向け、電動化を推進します。電動車の導入支援と、充電設備・水素ステーションの整備を両輪で進め

るとともに、蓄電池・材料・製造装置の大規模製造拠点の国内立地や上流資源確保、次世代電池の研究開発、人材育成を大胆に支援します。また、EV・FCV・PHEV を対象に、生産・販売量に応じて税額控除を行います。

さらに、自動車産業・雇用を守るため、内燃機関はもとより、ハイブリッド、電気自動車、燃料電池車、バイオ燃料対応車などの「多様な選択肢」を追求する「マルチパスウェイ戦略」に基づき、e-fuel、水素等の研究開発・実用化、バイオ燃料の導入拡大など燃料の脱炭素化を進めるとともに、多様な道筋を追求する中堅・中小の自動車部品サプライヤーのさらなる事業発展の伴走サポートや技術開発・設備投資・人材育成支援、水素社会・次世代モビリティ社会の実現に向けた規制緩和等を進めます。併せて、海外サプライチェーンの途絶への対策も徹底します。

106 蓄電池サプライチェーンの強化

2030 年に 150GWh の国内製造能力を確立するため、上流資源の確保や、蓄電池・部素材・製造装置の国内製造基盤の大規模設備投資など、蓄電池サプライチェーンの強化に向けた包括的な支援策を実施していきます。

また、再エネの普及に必要な大型定置用蓄電池の導入を支援していきます。こうした大規模投資によるスケール化等により、2030 年までのできるだけ早期に、電気自動車とガソリン車の経済性が同等となる車載用の蓄電池パック価格 1 万円/kWh 以下、太陽光併設型の家庭用蓄電池が経済性を持つシステム価格 7 万円/kWh 以下（工事費込み）、工場等の業務・産業部門に導入される蓄電池が経済性を持つシステム価格 6 万円/kWh 以下（工事費込み）を目指します。さらに、家庭用、業務・産業用蓄電池の合計で、2030 年までの累積導入量約 24GWh を目指します。

107 エネルギー多消費産業の燃料転換・低炭素化等支援

鉄鋼、化学、製紙・パルプ、セメントといったエネルギー多消費型産業を中心に、自家発電所の燃料転換や、高炉から電炉への転換などの、CO2 低排出な製造プロセスへの転換のための投資を支援することで、わが国の競争力維持・強化と温室効果ガスの排出削減の両立を図ります。

108 調整電源としての火力発電

火力発電は、太陽光や風力の出力変動を吸収し需給バランス調整や、周波数の急減を緩和しブラックアウトの可能性の低減などの機能により電力の安定供給に貢献しており、当面はさらなる導入拡大の進む再生可能エネルギーの変動性を補う調整力・供給力としても必要です。安定供給に必要な供給力を確保するため、電源の退出防止策や燃料確保の取組み強化に向けた検討を進めます。

109 火力発電とその脱炭素化

2050年カーボンニュートラル実現を見据えて、火力全体で安定供給に必要な容量を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量を減らしていくとともに、水素・アンモニアやCCUS等を活用した火力発電の脱炭素化の促進に取り組んでいきます。また、トランジション手段としてのLNG火力の確保と燃料の確保の取組み強化に向けた検討を進めます。

併せて、インフラ設備の健全性を確保するとともに、保安人材の不足にも対応するため、IoT、ビッグデータ・AI、ドローン等のテクノロジーの導入によって産業保安における安全性と効率性を追求する取組み、いわゆる「スマート保安」を強力に推進してまいります。

110 資源・エネルギーの安定供給、サプライチェーン支援等

資源の需給を巡る国際情勢は混沌としており、原油をはじめとする資源価格が大きく変動しやすく、上流投資が進みにくい状況が続いています。わが国の資源・エネルギーセキュリティの確保のため、石油・天然ガスと金属鉱物資源の安定供給確保、さらには水素やアンモニア、CCS等の脱炭素燃料・技術の将来的な導入・拡大に向けた安定確保を一体的に推進すべく、「包括的資源外交」を推進します。加えて、ウクライナ侵略後の原材料価格の上昇、物資不足等を踏まえ、サプライチェーンにおける物資の供給途絶を避けるべく、重要物資の国内生産設備増強や十分な国家備蓄の確保、調達が多様化を進め、事業継続を支援します。さらに、わが国の最先端技術を通じた支援とともに、政策支援機関等を通じたリスクマネー供給の手法を多様化し、国の主体的な取組みも含めた権益の獲得及び供給源の

多角化を図ります。また、資源・エネルギー等の安定的かつ安価な導入を実現するため、石油産業の効率化・国際化・多角化を支援するとともに、効率的な海上輸送網の形成を図ります。

111 災害時・社会インフラとしてのエネルギー供給網

災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となるLPガスについては、その普及・促進を図るため、LPガスバルク、LPガス空調機器（GHP）及び事業効率化のための集中監視システム等の利用機器の導入・普及の後押しを進めます。

ガソリンスタンドは石油製品の供給を担う重要かつ不可欠な社会インフラであり、災害時のエネルギー供給の「最後の砦」として、地域の実情に合わせて機能維持に向けた取組みを強化してまいります。このため、石油製品の供給を継続しながらEVやFCVへのエネルギー供給や合成燃料等の新たな供給拠点を担う「総合エネルギー拠点」や、「地域コミュニティインフラ」として燃料供給維持に向けた体制整備などの事業の多角化・経営力強化、過疎地対策等を推進します。また、自治体等が、災害時に備えて、平時から地元ガソリンスタンドから燃料調達を行う取組みを促します。

また、病院等の重要施設及び一般家庭・自動車への自衛的燃料備蓄等による災害対応力強化、人手不足克服に向けたデジタル技術の活用等を後押しします。

さらに、カーボンフリー社会における脱炭素燃料等の受入・生産・供給拠点とすべく、製油所等の燃料供給インフラ等の強靱化及び機能強化を進め、「カーボンニュートラルコンビナート」の形成に取り組んでまいります。

112 わが国独自のエネルギー資源・鉱物資源の開発・確保の推進

わが国の海洋探査・採掘技術を向上しエネルギー資源・鉱物資源の自主開発を促進します。ものづくり、特に国際競争力を持ったハイテク製品や再生可能エネルギー設備を開発・製造する上で不可欠なレアアース・コバルト・ニッケルなどレアメタルの安定的な確保を戦略的に進めます。また、メタンハイドレート・マンガン団塊・レアアース泥等の海洋資源戦略の推進を加速します。

国内に廃棄された精密機械などに眠っているレアメタル（いわゆる都市鉱山）を効率的かつ低費用で回収できる「リサイクル事業」（レアメタルのリサイクル）をデジタル技術を活用しながら行い、わが国独自の資源として位置付けます。特にリチウムについては、消費者による分別の徹底を促す仕組み作りや電池の安全対策（発火防止）とともに、選別・解体やリサイクル研究の支援等を行い、リサイクル技術・システムを向上させることで、国内資源循環体制を構築します。

113 わが国周辺の海洋資源探査・開発

わが国周辺の海洋における石油や天然ガス、メタンハイドレートの探査を進めるとともに、2030年度までに民間企業が主導するメタンハイドレートの商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指し、採掘技術の確立やコスト減などの技術開発を国が主体的・集中的に行います。

また、沖縄海域、南鳥島周辺海域等、わが国の排他的経済水域、公海上にわが国が保有する鉱区で確認されているレアメタルやレアアースをはじめとする鉱物資源の探査・開発を進めるとともに、遠隔離島における活動拠点の整備等を推進します。特に、マンガン団塊については2030年代前半の開発に向けて集中的に取組みを加速します。さらに、メタンハイドレートや海底熱水鉱床等の海洋資源開発を加速化するための高性能のセンサーや無人探査機等の海洋資源調査技術の開発を推進します。

114 包括的な資源獲得戦略の推進

これまで以上に資源国との外交展開を行います。また、様々な資金調達ニーズに応えられるよう JOGMEC によるリスクマネーの供給手法を多様化し、一層上流権益の確保及び調達先の多角化などを行います。

天然ガスについては、豪州やアジア、北米などからの安定供給を確保するとともに、世界最大規模の LNG 輸入国として柔軟な国際 LNG 市場の形成をリードすることで、調達価格の安定化や電力・ガス自由化の中でのレジリエンス強化を戦略的に行います。その上で、低廉で安定的な天然ガスを確保するために必要なインフラ整備や取引ルールの整備、長期契約締結を促進す

る事業環境整備、輸送リスクを低減するための環境整備、戦略的な余剰 LNG の確保、LNG バリューチェーン全体での脱炭素化等を主導していきます。また、北米からのシェールガス輸送等エネルギー輸送ルートの多様化に対応した安定的輸送を確保するため、わが国の技術を活かした海運・造船企業の戦略的取組みを推進します。

115 エネルギー供給構造の一体改革

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力・ガスシステムの構築を強力に進めます。

引き続き、エネルギー供給構造の一体改革を推進することにより、エネルギーの安定供給を確保して国民生活の安全・安心を実現することはもちろんのこと、電気料金の抑制等により今後のわが国の産業の成長を促進させ、経済基盤の強化を図り、新規雇用を創出します。

116 電力システム改革と安定供給の実現

今後、DXの進展等により電力需要の拡大が見込まれる中で、再エネや原子力発電などの脱炭素電源への新規投資を促進するための法制上の措置を含めた事業環境や資金調達環境の整備に取り組みます。また、様々な環境変化の中でも、需要家の皆様へ安定的な電気の供給を実現できるよう、需要家保護や電源調達に係る小売事業環境の整備に取り組みます。さらには、海底直流送電も含む地域間連系線や地内系統等の整備に向けた法制上の措置や、災害時に対応可能なマイクログリッドの構築など、脱炭素と安定供給に資する次世代型電力ネットワークや分散型電力システムの構築を推進します。自由化後の公益的課題に対する費用回収の取組みを着実に進めます。

117 持続的なガスシステムの構築

これまでのガスシステム改革の実施状況を踏まえつつ、全国的な人口減少や大都市一極集中といった社会構造の変化や、2050年のカーボンニュートラルの実現や国際的な LNG 需給構造の変化といった新たな課題に対応し、産業競争力を強化していくため、持続的なガスシステムの構築を進めます。脱炭素化に資するガスシステムを構築することも重要であり、合成メタンやバイオガスの導入などの様々な手段を組み合わせ

せ、ガスのカーボンニュートラル化を推進します。

118 再生可能エネルギーの主力電源化

2050年カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、安全の確保を前提に導入を進めてまいります。また、系統用蓄電池の導入等による脱炭素化された調整力の確保や、全国での地域間連系線の整備等に取り組むとともに、地域マイクログリッド構築を通じ、地域内の地産地消、レジリエンス強化や地域活性化に貢献します。

具体的には、①地域と共生する形での再生可能エネルギーの導入、②技術基準の着実な執行や安全対策強化などの事業規律の強化、③再生可能エネルギーのコスト効率的な導入を促すFIT法の適切な運用、④設備の低コスト化等の技術開発、⑤基幹系統等の増強や既存系統の効率的な活用に向けたノンファーム型接続の推進等、⑥風力や地熱導入拡大に向けた環境アセスの最適化や地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度（ゾーンング）の充実・強化、連続温泉モニタリングを通じた地域の不安解消や合意形成の促進、⑦蓄電池の導入支援や地域マイクログリッドの構築支援、⑧分散型エネルギーリソースを活用したアグリゲーションビジネスを推進するための市場環境整備や技術実証支援等に取り組めます。

119 宇宙太陽光発電衛星計画（宇宙太陽光発電システムの研究開発）の推進

宇宙太陽光発電システムは、宇宙空間に大規模な太陽光発電装置を配置し、電波（マイクロ波）又はレーザー光線により地球に送電して、私たちの電力として利用するシステムです。

その壮大な計画の実現に向けて、現在進められている地上でのエネルギー無線伝送技術などの研究の成果を踏まえ、軌道上での実証を進めることで、将来の新エネルギー利用に向けた研究開発を推進させます。

120 東京電力福島第一原子力発電所事故への反省

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、被害の甚大さによって、わが国だけではなく、全世界に放射能の脅威を示す

こととなりました。これまで原子力政策を推進してきたわが党は、このような事故を引き起こしたことに対してお詫びするとともに、今なお被災されている方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

わが党としては、福島第一原発事故から15年を迎える中で、その経験、反省と教訓を基に原子力をはじめとするエネルギー政策について取り組んでまいります。

121 安全性最優先での原子力発電所の活用

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提のもと、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の審査について効率化、体制強化を図りながら、原子力規制委員会により福島第一原発事故を踏まえ強化された新規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原発の再稼働を進めます。その際、国も前面に立ち、地元自治体の理解が得られるよう丁寧な説明を尽くしてまいります。原子力発電所の基数は、東日本大震災前の54基から現在の36基（建設中を含む）に減少し、発電量における原子力比率も大幅に減少しています。新たな制度に基づく運転期間の延長、運転中の設備点検などによる設備利用率向上にも取り組み、既存の原子力発電所を最大限活用します。

また、地域の理解確保などを大前提に、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替えを対象として、具体化を進めていきます。

エネルギー安定供給の責任を果たしつつ、脱炭素社会を実現していくため、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に最大限活用していきます。

122 原子力発電所の安全性向上へ向けた取り組み

新規制基準を越えた自主的な安全性向上の取り組みをはじめ、さらなる安全性向上を追求するなど、原子力に対する社会的信頼の獲得に向けた努力に全力を注ぎ、様々な課題に対応するための技術・人材の維持に向けた責任ある取り組みを進めます。万が一事故が起こった場合の原子力災害対策の具体化・充実化についても、自治体からの意見も真摯に受け止め、しっかりと対応していきます。

123 核燃料サイクル・最終処分への取組み

原子力発電所から発生した使用済燃料を再処理し、放射性廃棄物の減容化や有害度の低減を図るとともに、回収されるプルトニウム等を有効利用する「核燃料サイクル」を、関係自治体や国際社会の理解を得つつ推進します。特に、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場について、安全確保を大前提に、これらの施設の竣工と操業に向けた準備を着実に進めていきます。さらに、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定は、必ず解決しなければならない国家的課題です。現在、文献調査を実施している地域の皆様のご理解を得るべく丁寧に対応していくとともに、文献調査地区拡大に向け国主導の取組みを強化します。

124 原発立地地域の振興

原発立地地域が抱える、地域振興や防災体制の充実などの課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用などを通じ、課題解決に向けた取組みを進めていきます。

125 高速炉開発の推進と「もんじゅ」の廃止措置及び今後に向けた取組みの実施

将来のエネルギー問題の解決策として、現在、ロシア、中国、インドに加え、米国やカナダなどの国々が積極的に高速炉の開発を進めています。高速炉は放射性廃棄物の減容・有害度低減、資源の有効利用に貢献しうるものとしても認識されています。わが国でも、高速炉開発に係る「戦略ロードマップ」に基づき、実証炉開発に取り組んできました。引き続き、官民一体となつて着実に進めていきます。

廃止措置に移行した「もんじゅ」については、地元には大きな影響が生じないよう、また地元が共に発展していけるよう、地元の経済や雇用等に配慮するとともに、安全の確保を最優先に、着実かつ計画的な廃止措置に責任を持って取組みを進めます。「もんじゅ」の取組及び高速実験炉常陽の運転から得られる知見・技術については、実証炉を含む将来の高速炉研究開発において最大限有効に活用していきます。加えて、「もんじゅ」サイトにおける新たな試験研究炉の設

計等を通じて原子力分野の研究開発・人材育成の基盤整備を進めていきます。

126 原子力安全の向上に向けた研究開発の推進と人材・産業基盤の維持・強化

国際的に、原子力の利用は今後も拡大見込みであり、各国より日本の原子力技術に対する期待の声が寄せられています。たとえば、高温ガス炉は、固有の安全性を有し、高温を取り出せる特長を生かした水素製造等の熱利用が期待されており、試験炉「HTTR」を活用した水素製造試験を含め実証炉の研究開発にも取り組んでいます。

世界をリードする高い技術力を有するわが国として、原子力の人材・技術・産業基盤の維持・強化に取り組むとともに、次世代革新炉（革新軽水炉、小型軽水炉、高温ガス炉、高速炉等）について、研究開発やその実証・実装を進め、原子力の持続的活用に向けて必要なあらゆる対応をしっかりと講じていきます。

127 水素社会実現に向けた需給一体での取組強化

水素は電力のみならず、鉄鋼や化学、運輸といった脱炭素化が困難な分野での活躍が期待される次世代エネルギーであり、水素社会実現のため、特に商用車における水素の利用拡大に向け、燃料電池トラック等の商用車の導入や、重点地域での商用車用ステーションや水素供給への集中支援を行います。

また、水素発電の商用化、水素還元製鉄をはじめとする製造プロセスの大規模転換に向けた技術開発、定置用燃料電池（エネファーム含む）のさらなる普及拡大に向けたコスト低減や、純水素燃料電池の導入支援などを強力に推進します。

さらに、分野横断的な取組みとして、商用化に向けた需要の拡大と効率的な供給インフラ整備を通じた価格低減を図ることが必要であることから、水素社会推進法に基づき、低炭素水素等に対する既存原燃料との価格差に着目した支援、国内の拠点整備支援や保安規制の合理化・適正化を行うとともに、技術開発の支援や、電力・ガス・燃料・製造・運輸分野における利用拡大を促す制度整備に向けた検討を進めます。

128 温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する革新的技術の開発

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、エネルギー・産業部門の構造転換や大胆な投資によるイノベーションを大幅に加速する必要があります。

このため、再生可能エネルギーの導入拡大に資する次世代太陽電池や浮体式洋上風力の要素技術、次世代型地熱、発電のみならず鉄鋼や化学、運輸といった脱炭素化が困難な分野での活躍が期待される水素・アンモニアの大量供給・利用技術や、電化社会に必要な次世代蓄電池・デジタル制御技術、バイオ燃料、e-fuel・グリーンLPG等の合成燃料、合成メタン(e-methane)、CCS、CO₂を燃料や原料として活かすCCU/カーボンリサイクル技術、DACといった脱炭素燃料・技術等、温室効果ガスの排出削減に不可欠で、産業としての成長が期待される分野における革新的技術の開発・社会実装・ルール形成の取組みをさらに加速するとともに、新領域での研究開発の推進に向けてグリーンイノベーション基金の拡充等、支援策の強化を進めていきます。また、国内市場のみならず、新興国等の海外市場を獲得し、スケールメリットを活かしたコスト削減を通じて国内産業の競争力を強化するとともに、海外の資金、技術、販路、経営を取り込んでいきます。

129 サプライチェーン全体での脱炭素経営の推進

グローバルなESG投資や気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)等の情報開示の要請を踏まえ、CO₂削減と企業の生産性の向上につながる脱炭素経営、中小企業を含めたサプライチェーン全体でのCO₂排出把握・削減の取組みを強化します。

特に、サプライチェーン全体でのGX推進に向け、その中核プレイヤーである中小企業が抱える、①GX推進のメリット見える化、②支援体制の強化や計画策定支援、③設備投資等の資金支援、といった課題に応じて、①中小機構等による相談窓口対応やエネルギー消費量等算定支援、②商工会や地銀等の地域支援機関による取組支援、③省エネ補助金やカーボンニュートラル投資促進税制等による資金支援等により、中小企業のGX推進を包括的に支援します。

また、地球温暖化対策推進法に基づき、温室

効果ガスの排出削減等のための事業者が講ずべき措置をとりまとめた、温室効果ガス排出削減等指針について、技術の進歩やそのほかの事業活動を取り巻く状況の変化に応じた対策メニューの拡充を進め、活用を促進します。

加えて、地域金融機関を軸として、自治体・企業等との幅広い連携のもとで、地域におけるカーボンニュートラル実現を地方創生につなげるモデル構築として促進します。

130 温室効果ガス削減に向けた国際的な取組みへの貢献

国内での大幅排出削減に取り組むとともに、全ての国、とりわけ主要な排出国が、パリ協定の1.5度目標と整合的な温室効果ガスの削減に取り組むよう、COPなどで働きかけを行います。

特に、アジアを中心とした各国の温暖化対策については、わが国の技術や経験を活用して各国の長期戦略策定を実施状況の透明性向上等支援します。

また、パリ協定6条の市場メカニズムの世界的拡大については、6条交渉を主導し、世界に先駆けて「二国間クレジット制度(JCM)」を実施してきたわが国として、6条に基づく質の高いカーボンマーケットの世界的拡大に積極的に取り組んでいきます。

さらに、現在31か国と構築しているJCMについては、改正地球温暖化対策推進法に基づき設立された指定実施機関JCMSとも連携し、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成、JCMパートナー国の拡大や民間資金を中心としたJCMの拡大、国際金融機関との連携等に取り組み日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して世界全体の排出削減を実現します。

加えて、わが国の温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)及びその2号機により地球全体の温室効果ガス濃度を継続的に観測するとともに、温室効果ガス排出源の特定能力と排出量推計精度を向上させた3号機(GOSAT-GW)を安定的に運用し、パリ協定の目標達成に向けた各国の温室効果ガス排出量削減対策と達成状況の把握等に貢献します。

131 モビリティの脱炭素化等の推進

2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指します。

また、世界各国の動向も踏まえ、開発競争をリードし、電動車の量販・量産を加速化するとともに、電動車の拡大を強力に推進し、災害時には非常用電源となる「動く蓄電池」として地域のエネルギーレジリエンス向上につなげます。

また、鉄道、船舶等による物資の流通の促進、ゼロエミッション船等の普及促進、公共交通機関やグリーンスローモビリティの活用による利用者の利便性の増進、歩道及び自転車道の整備、モーダルシフトの促進等を進めます。

132 港湾におけるカーボンニュートラルの実現

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定や基地港湾の整備・活用を進めることにより、洋上風力発電の導入を促進します。さらに、水素・燃料アンモニア等の大量かつ安定・安価な輸入等を可能とする受入れ環境の整備や港湾オペレーション・臨海部立地産業の脱炭素化、ブルーカーボン生態系の保全・創出等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）を形成し、脱炭素社会の実現に貢献します。また、国内輸送網の要ともなるフェリー・RORO 船の活用促進を図るため、高規格ユニットロードターミナルの実現を目指します。

デジタル

133 デジタル市場の透明で公正な取引環境の実現

デジタル市場における健全な競争環境を保つためには、デジタルプラットフォームとの取引の透明性・公正性を確保する必要があります。2020年に成立した「デジタルプラットフォーム取引透明化法」に基づく共同規制の仕組みを活用して、イノベーションを促しつつ、事業者の自主性を尊重した取引環境の整備を進めます。デジタルプラットフォームと利用事業者の取引に係るルールを明確化し、また、取引における両者の相互理解の促進を図ります。

134 わが国の情報通信産業の国際競争力の強化

わが国の情報通信事業者が真のグローバル企業として、世界各国の企業と競争し、成長する環境を整備する観点から、NTT法の改廃を含め、制度の在り方について検討を加え、必要な措置を講じます。

135 自治体 DX の推進

住民の利便性向上や業務効率化に向け、マイナンバーカードも活用し、窓口業務改革（フロントヤード改革等）を支援するほか、都道府県と市町村が連携した推進体制の構築によるデジタル人材のプール機能の確保や情報システムの標準化、サイバーセキュリティの強化、AIの利活用の推進等により、自治体 DX を推進します。

136 マイナンバー制度の安定的な運用と利用拡大

デジタル社会における本人確認の基盤となるマイナンバーカードについて、多くの更新需要や高齢者等のカード取得に課題のある方に対応した円滑な申請環境及び交付体制を整備するとともに、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載、健康保険証としての利用や運転免許証・在留カードとの一体化を進めます。併せて、社会保障・税・災害の3分野以外への情報連携の拡大を踏まえつつ、マイナンバー利活用を推進します。

137 高齢者等を含む幅広い世代におけるリテラシーの向上

社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる人・そうではない人の「デジタル格差」の解消が重要となっています。「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けて、民間企業や地方公共団体などと連携し、高齢者を含む幅広い世代が情報通信技術（ICT）を活用することができるよう、教材の開発などリテラシー向上を推進します。

138 世界で最も AI を開発・活用しやすい国を目指して

競争力強化と安全性確保の観点から、「AI 推進法」の理念と AI 基本計画に基づき、当面 1 兆円超を AI 関連施策の推進に投資し、AI 利活用の推進と AI 開発力の戦略的強化の好循環によるイノベーションを加速させるとともに、信頼できる AI の実現に向けて AI セーフティ・インスティテュートの抜本的強化等のリスク管理も一体的に推進します。また、広島 AI プロセスの実績をベースに、AI に関する国際的なルールメイキングを主導するほか、ソフトロー（適正性確保に関する AI 指針や AI 事業者ガイドライン等）も組み合わせた国内の制度整備とその適切

な運用を進め、「世界一 AI フレンドリーな日本」として、世界で最も AI の開発・活用がしやすい国を目指します。また、政府の AI 政策の司令塔を強化するとともに、わが国における AI の開発力強化に向け、進化する AI の信頼性を柔軟に評価できる能動的評価基盤の構築、民間等の創意工夫に基づく基盤モデルの開発を支援します。

139 社会全体のデジタル化の推進

デジタル庁の体制強化を図り、DX や政府情報システムの最適化を強力に進め、社会全体のデジタル化を推進します。一人ひとりに寄り添った行政サービスの提供による国民生活の利便性の向上や、新たなサービスの創出などによる日本経済の持続的な発展につなげます。また、国の行政機関のあらゆる部局で DX、BPR、データ利活用を進めるための体制整備や人材の拡充に取り組みます。

140 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

高齢者や障害者が身近な場所で身近な人からデジタル機器やサービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進する「デジタル活用支援」を充実させます。また、急激な人口減少等を見据え、生活者目線でのデジタル行財政改革を推進し、デジタルを最大限に活用して公共サービスなどの維持・強化と地域経済活性化を図るなど、より裾野の広い国民運動を展開し、社会全体で「誰一人取り残されないデジタル社会」を実現します。また、障害者や高齢者の利便の増進につながるデジタル機器やサービスの研究開発を推進し、併せて、中小企業のデジタル化の支援や市区町村窓口に配備したタブレット端末の用途拡大などを実現します。

141 「公正」「公平」「迅速」な給付を実行するための給付インフラの構築

「給付付き税額控除」の検討の議論を契機に、公金受取口座への振込やマイナポータル活用などマイナンバーによる情報連携を大前提に、申請主義から脱却し、国が直接プッシュ型で「公正」「公平」「迅速」な給付を実行するための給付インフラの構築を目指します。

142 マイナンバーカードの普及・活用の推進

デジタル社会における本人確認の基盤となる

マイナンバーカードについて、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備をさらに促進します。マイナ保険証の利用を促進するほか、予防接種の接種券、母子保健（健診）の受診券、介護保険証として利用する取組みを 2024 年度より一部自治体で開始しており、全国的な運用を 2026 年度以降、順次開始します。

また、マイナ免許証の利用や、マイナンバーカードと一体化した特定在留カードの取得を促進し、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組みます。

迅速・簡単にオンラインで行政手続きを行うことができるよう、Android 端末では、マイナンバーカードの署名・認証機能を搭載できるようになりました。早期に券面記載事項の認証機能も実現します。また、iOS 端末は、2025 年 6 月 24 日から一部のサービスが利用可能となり、今後、サービスの拡大を行っていきます。

143 マイナンバーカードの海外利用の促進

マイナンバーカードについては、転勤などにより海外へ移住した場合でも、海外で継続的に利用することができるようになっており、さらなる利便性の向上のためのローマ字表記が認められたことを受け、これを周知していきます。

144 マイナンバーの利活用の促進

行政機関がマイナンバーを介して相互に情報の照会・提供を行う情報連携の仕組みを積極的に活用することにより、行政機関から逐一証明書を取得して別の行政機関に提出するといった国民の負担の軽減を図ります。これにより、行政機関から同じ情報を聞かれない「ワンスオンリー」の原則を徹底し、「デジタルを意識しないデジタル社会」を目指します。

現在は、税、社会保障、災害の三分野に限定されているマイナンバーを介した情報連携の仕組みについて、国民の理解が得られた分野においても活用することができるように、取り組んでまいります。

年末調整・確定申告、iDeCo 等に関する手続きのデジタル化を進めるほか、医療費通知証明データ、社会保険料控除証明書データなど生活に密接に関連する情報を国民が自ら安全かつ容易に取得できるよう、マイナポータル上で取得可

能な情報の充実を図ります。

145 霞が関のシステム刷新

霞が関の情報システムについて、共通的な基盤・機能を持つガバメントクラウドを整備しているほか、国の行政機関が利用するガバメントネットワークを再構築するなど、徹底した統合・一体化を推進し刷新を図ります。その際、行政サービス改革と業務システム改革を一体的に進め、従来の方法にこだわることなく、デジタルの力を活用して国民一人ひとりに寄り添った行政サービスの提供を実現します。

国等の情報システムが整備方針に基づいているかという観点等から、年間を通じてレビューを行い、その結果を予算要求や執行に適切に反映させます。これにより、2020年度との比較で政府情報システムの運用経費・改修経費を3割削減します。

また、デジタル庁が予算執行を管理する情報システムの範囲を特別会計や特定財源により整備された情報システムにも広げ、政府全体として縦割りを排して効率的なシステム整備・運用に取り組みます。

さらに、独立行政法人等の情報システムについても、国等と同様の取組みを推進していきます。

146 地方自治体のシステムの統一・標準化

地方自治体の情報システムについては、組織横断的なデータの共有や活用を図るため、ガバメントクラウドを活用しながら、システムの迅速な構築や柔軟な拡張、データの移行・共有・活用を可能としつつ、一方で高度なセキュリティ対策が実現されるよう、システムの統一・標準化を進め、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備させます。2026年以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムについては、国として積極的な支援を行い、丁寧に個別対応をしていきます。

これにより、個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」の原則や、行政機関から同じ情報を聞かれない「ワンスオンリー」の原則を徹底し、行政サービスの質の向上や行政機関の業務効率化、セキュリティ向上、業務継続性の確保を実現します。

地方自治体の情報システムの運用経費については、ガバメントクラウド移行後の運用経費が抑制できるようクラウド利用料の大口割引の提供等に引き続き取り組むとともに、見積精査を通じたコスト最適化等、地方自治体に寄り添った支援を強化していきます。

147 国や自治体の手続きのさらなるデジタル化

若い世代から高齢者までを対象とする「デジタル活用支援」を充実するとともに、社会全体の負担軽減や利便性向上のため、全ての手続きの「スマホで60秒」完結を目指し、子育てや介護、引っ越し、死亡・相続や社会保険・税手続き、法人設立関係手続きや裁判関連手続きなど、行政・司法手続きのデジタル化・ワンストップサービス化を推進し「誰一人取り残されないデジタル社会」を実現します。

また、原則、全ての地方自治体で、子育てなどの主要な行政手続きをマイナポータルからオンラインで行うことができるよう、システム改修を支援します。

マイナポータルによるパスポート申請のオンライン化に引き続き、査証の申請、検疫・入管・税関などをVisit Japan Web等により、一連の入国手続きをさらに効率化します。

148 デジタル社会の基盤となる情報通信インフラの整備

デジタル社会を支える高速・大容量の情報通信インフラとして、5Gインフラを整備するほか、先端半導体の製造拠点の国内立地を進めます。

また、情報通信関連の消費電力が急増していることから、情報通信機器の省電力化に向けた研究開発を促進します。また、安全性、拡張性、省電力などの面で高度化の期待が高い次世代通信であるBeyond 5Gの実現に向けた研究開発をさらに強力に推進するとともに、Beyond 5G新経営戦略センターを活用して産学官の連携を強化することにより、技術仕様の国際標準の策定において世界をリードし、2030年代のわが国の経済発展の礎を築きます。

149 デジタルインフラの立地環境の最適化

データセンターやインターネットの結節点であるIX等のデジタルインフラについては、災害への対応、セキュリティの確保、グリーン社会

の実現の必要性を踏まえ、偏在を是正し分散して配置するなど、段階的に立地環境の最適化を図ります。特に、データセンターについては、国内5か所程度への拠点整備を促進し、官民を通じて安定的かつセキュアな情報システムを利用できる基盤を実現します。

150 デジタル社会のID認証基盤の構築

デジタル社会においては、情報の発信者の真正性や情報そのものの真正性、完全性などが保証され、情報の信頼性が確保されることが国民生活や経済活動にとって極めて重要です。

このため、電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書、法人共通認証基盤（GビズID）の普及を強力に推進します。特に、商業登記電子証明書については、無償化を実現することにより普及を図ります。

また、GビズIDをほぼ全ての法人が取得する環境を整備し、行政機関による各種支援施策のデジタル化を進めます。

151 医療・教育・交通・こども・子育て・農業・建設分野など暮らしのデジタル化の促進

医療・教育・交通・こども・子育て・農業・建設など国民生活に密接に関連する分野において、一人ひとりの暮らしに応じたサービスが提供されるよう、デジタル庁が中心となって全体像を描き、デジタル化を進めるとともに、様々なデータを連携したサービスの実現に取り組みます。

このため、社会課題の抽出や実現すべきサービスの設定、必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、運用責任者の特定やビジネスモデルの具体化など、デジタル化やデータ連携に向けた取組みを一気通貫で支援するための政策プログラムを引き続き推進し、国民生活の安全・安心を確保しつつ利便性向上に取り組みます。

152 健康・医療・介護分野のデジタル化

新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも安心して医療機関を受診することができるよう、初診からのオンライン診療の恒久化を含めてオンライン診療を強力に推進し、コロナ後の時代の新たなスタンダードを築き上げます。ワクチン接種証明のデジタル化に加え、お薬手帳のデジタル化をサポートするなど、健康・医療・介護

分野でデジタルの力を徹底的に活用します。

国民が生涯にわたって自らの健康情報を電子記録として正確に把握するための仕組み（PHR）の提供を推進します。

また、人生100年時代を見据え、診療行為のみならず、健康状態も含むwell-being（生活・暮らしの質）の向上にも自らの健康情報を活用できるよう、安全・安心に民間のPHRサービスが利用可能な環境整備に取り組みます。

153 教育分野のデジタル化

コロナ禍のような事態においてもわが国の将来を担う大切な子どもたちの学びを止めることがないように、オンライン教育環境をしっかりと整備します。このため、GIGAスクール構想による1人1台端末環境を前提として、ICT利活用環境の強化を図ります。具体的には、学校のネットワーク環境のさらなる改善、教職員端末の整備・更新、児童生徒1人1台端末の持ち帰りを可能にするためのガイドラインの整備、低所得世帯への家庭における通信費支援の拡充、オンライン学習システム「MEXCBT」の機能改善、デジタル教科書の全国的な普及促進、学校現場に対する組織的・安定的な支援体制である「GIGAスクール運営支援センター」の整備、校務及び家庭との連絡のデジタル化に向けた取組みなどを推進します。また、デジタルを手段として子どもたちの可能性を解き放ち、社会を創る多様な子どもたち一人ひとりのニーズに合った教育を提供します。「教育DXロードマップ」に基づき、自治体間の教育データのさらなる標準化・データ連携、児童生徒の識別子（ID）、教育デジタルコンテンツ利活用環境の整備、デジタル社会を見据えた学校・教育の在り方の見直し、教育データの利活用の支援などの取組みを進めます。

154 防災分野のデジタル化

頻発・激甚化する自然災害等に的確に対応するため、平時から災害への備えを徹底し、国と地方自治体が災害時に様々な情報を共有する防災デジタルプラットフォームを構築し、効果的な研修や訓練等を通じて操作習熟と利活用を促すとともに、防災IoTインターフェースにおけるリアルタイムの映像共有の実装など防災DXのさらなる改善・推進を図ります。優れたアプ

リやサービスを効率的に検索できる「防災 DX サービスマップ/サービスカタログ」、調達を容易にする「モデル仕様書」を拡充し防災分野のデータ連携基盤の構築を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を受けられるようマイナンバーカードの活用促進を図り、罹災証明書のオンライン申請等の利便性向上を進め、制度面・システム面・運用面の多面的側面から政府情報システム等の冗長性を高めていきます。

155 シェアリングエコノミー

消費者等の安全を守りつつ、イノベーション及び新ビジネスの創出、地域の課題解決、非常時における支援の多様化等に貢献することが期待されています。このため、サービスの安全性及び信頼性の向上を図りつつ、シェアリングエコノミーの社会へのさらなる浸透・定着を促進します。

具体的には、官民連携して構築したシェアワーカー及びシェア事業者の認証制度の普及を図ります。また、シェアリングシティ推進協議会と連携して、防災分野におけるモデル連携協定の周知や災害発生時等のシェア事業者向け実施マニュアル等を作成するとともに、公共サービスとしての新たな活用について検討を深めます。

156 データ戦略の推進

データ利活用推進と安全・安心が確保されたデータ駆動型の社会を構築し、国際社会においても先進的かつ先導的な取組みを推進します。具体的には、フィジカル空間とサイバー空間を高度に融合させたシステムを前提とした、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を実現するため、「AI 時代の官民データの整備・連携に向けたアクションプラン」に基づき、データ標準確保のための政府相互運用性フレームワーク（GIF）の見直し及び実装強化に向けた取組み、公的基礎情報データベース（ベースレジストリ）の整備、生成 AI の技術進展等を踏まえたオープンデータ等の取組み強化を推進します。

また、個人データを含むデータ利活用の適切性を確認する法的枠組みの整備とともに、技術の進展等に伴う個人情報の新たな取扱いに関するルール明確化のための個人情報保護法の見

直しを、次期国会を念頭に法案を提出して進めます。

157 オープンデータの推進

2024 年 7 月に改定したオープンデータ基本指針に基づき、個人情報保護に留意しつつ、生成 AI など機械処理による活用も見据え、行政機関が保有する各種データを民間や個人が活用しやすい形式で公開するオープンデータを積極的に推進し、国民生活の利便性の向上を図ります。

158 信頼性のあるデータの自由な流通（DFFT）の推進

社会のデジタル化やグローバル化が進展する中で、「21 世紀の石油」と言われるデータについて、付加価値・競争力の源泉であり、持続可能性確保でも不可欠な社会課題解決の切り札のため、国際社会の中で、信頼性を確保しつつ、自由、公正かつ安全な流通を確保する必要があります。このため、データに関する基本的な考え方や理念を共有する国々との間で連携を図り、OECD 等の枠組みを積極的に活用し、データ流通に関する国際的なルール作りに積極的・主体的に、イニシアチブをとって取り組みます。さらに、G7 各国などの在外公館にデジタル戦略担当を公使等のハイレベルで配置し、制度と技術が相互連携した戦略のもと、データ連携と利活用推進、安全・安心が確保された社会を構築します。

159 デジタル人材の育成

わが国の成長戦略の核となるデジタル化を進めるため、その担い手となるデジタル人材の育成・確保に取り組むことが喫緊の課題となっているため、2024 年度末までに年間 45 万人育成する体制を整え、2022 年度から 2026 年度末までにかけて 230 万人を育成することを目指して、着実かつ速やかに各種施策を連動させながら実施します。

その際、特に地域ごとの取組みを推進するため、地域におけるデジタル人材育成を推進する地域包括 DX 推進拠点となる「自治体 DX 推進センター（仮称）」を設け、地方創生の各種予算を活用して支援するとともに、大学、経済産業局、労働局が連携して取り組んでいきます。

160 デジタル人材の確保

デジタル改革を牽引する人材を社会全体で確保するため、学校における ICT スキル習得などの実践的な教育を充実するとともに、2022 年に公開したデジタル人材プラットフォームを通じて、適切なコンプライアンスの確保を前提として、優秀な人材がデジタル庁、各府省庁、地方自治体、民間企業、独立行政法人などを行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備し、官民を挙げたデジタル人材の育成・確保を図ります。

デジタル人材プラットフォームにおいて、スキルを可視化するための標準を整備するとともに、オンライン教育サイト・コンテンツを整備し、レベルに応じた標準カリキュラムを提示します。また、実践型の疑似経験学習や OJT プログラムを提供します。加えて、受講者の学習履歴管理などを行います。

161 政府におけるデジタル人材の確保

政府におけるデジタル人材の確保・育成については、国家公務員採用総合職試験のデジタル区分等の合格者をデジタル庁が中心となって各府省庁において積極的に採用するほか、「政府デジタル人材育成支援プログラム」の策定、デジタル化の進展を踏まえた研修体系・内容・手法の見直しに取り組み、地方自治体にも展開します。

162 デジタル人材の職業訓練・教育

職業訓練（教育訓練給付、公共職業訓練、求職者支援訓練、人材開発支援助成金、生産性向上支援訓練）については、デジタル分野での訓練への重点化を図ります。その際、デジタル人材育成プラットフォームで開発されたプログラムをこれらの職業訓練の対象とするなど連携を図ります。

163 デジタル人材育成に向けた教育プログラム創設等

高等教育機関において、分野横断型 Ph.D. プログラムなどを創設するとともに、データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のマイナー・ダブル学位プログラムなどの設定を促進します。その際、9つの地域ブロックごとの拠点となる大学や地域の連携大学において、地域包

括 DX 推進拠点に対してモデルカリキュラムや研修の場を提供するとともに、デジタル人材育成プラットフォームが提供する実践的経験学習や OJT プログラムにおいて学生の受入れを行います。

小学校におけるプログラミング教育の必修化等の新学習指導要領に基づく取組みを着実に実施するほか、情報モラル教育や大学における ICT スキル習得といった実践的なプログラム、教育訓練給付における IT 分野の講座の充実を図ります。大学における数理・データサイエンス・AI 教育の充実、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）におけるアーキテクチャ設計の専門家やサイバーセキュリティ人材・高度セキュリティ人材の育成などを通じて社会全体のデジタル人材を育成します。

164 中小企業等の DX 支援

地域ごとの取組みを促進するため、地域包括 DX 推進拠点の活用などにより、各地の地場産業との協業で DX 課題解決プロジェクトを実施し、地域の DX 成功例を創出するとともに、どのようにデジタル化に取り組みばよいのか知見のない地域の中小企業への支援を充実します。また、デジタルリテラシーの低い層に対する支援を行うため、地域ごとに IT 企業 OB などの協力を経て地域奉仕活動を組織化し、DX お助け隊を組成します。

165 AI 利活用の推進

生成 AI を含む AI の様々なリスクを最小化し、安全・安心な環境を確保しつつ、世界で最も AI に理解がある「世界一 AI フレンドリーな国」の実現のため、研究開発等のイノベーションを加速する好循環の形成を図っていきます。加えて、わが国が主導する広島 AI プロセス等を通じて、アジア諸国やグローバルサウスとも連携し、今後も AI 分野で国際的な AI の拠点としての地位を確立します。また、ガバメント AI を構築し、AI を利活用することにより、行政事務の質の維持・向上や業務効率化を図ります。

166 web3、DAO、NFT の推進

革新的なサービス創出の実現に向けて、web3 の発展を担う主体とアイデアの裾野拡大を図りつつ、新しいデジタル経済圏を形成するため、

人材の育成・確保も含めた環境を整備し、国際社会でも主導的に推進します。また、拡大するweb3 エコシステムに DAO や NFT（非代替性トークン）の活用や、VC/DID をはじめとするテクノロジーを実装することで、社会基盤となりうるブロッカーチェーンテクノロジーの発展を強力に推進し、社会課題の解決につなげます。

具体的には、日本のアニメやゲームなどの国際的にも競争力があるコンテンツを活かしながら、

- ・インターネット上の財産となりうるデータを表し、金銭等（暗号資産の場合は「コイン」）に限らず、ゲームのアイテム、コンテンツ、契約書等々実生活で使うほとんどのものを表現でき、秘密鍵で守られたウォレットで管理されるトークン経済への移行、
- ・特定のプラットフォームを介さず、構成員が自律的に組織を運営する自律分散型組織である DAO の推進、
- ・ブロックチェーンでデジタル資産の唯一性と取引の真正性を証明し、デジタル資産に希少性を持たせて経済価値を高め、取引を行う NFT 市場拡大を強く推進します。

上記の実現のため、政府における司令塔の設置など、web3 時代を見据えた環境整備を進めていきます。

また、暗号資産の投資対象化の進展を踏まえ、わが国の暗号資産取引ビジネスの健全な発展に向けて、適切な投資機会の提供と投資家保護を図るため、規制・税制の見直しの検討を行い、環境整備を行います。

167 デジタル原則

デジタル原則への徹底的な適合による規制・制度の構造改革を進め、誰もが成長と幸せを実感できる持続可能な「デジタル社会」を実現します。

具体的には、制度・業務・システムの整合性を確保し三位一体で取組みを進めていきます。合わせて、法案を立案する際のプロセスや各省庁の役割分担の明確化や、規制や制度の改革に取り組みます。

168 国・地方のデジタル基盤の共通化

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、①システムは共通

化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政、②即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応し、有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政、③規模の経済やコストの可視化及び調達共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政を目指し、デジタル技術の活用による公共サービスの効率化、利便性向上を進めていきます。

169 国・地方ネットワーク

大規模災害・高度化するサイバー攻撃を想定したレジリエンス確保、ネットワーク上の外部/内部の脅威に対するセキュリティ担保・利便性の両立など国・地方における共通課題に加え、それぞれの課題解決に向け、①仮想化技術の活用と基盤の共有化、②ゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入、③人材育成のための環境整備を通じ、2030年頃を目途に国民・住民に国・地方の行政サービスを柔軟かつセキュア、安定的に提供可能で、ネットワークの効率性が向上し、国・地方職員の柔軟な働き方が可能となるよう、地方の意見を丁寧に伺った上で、可能なものから速やかに実証等を実施し、また標準化に取り組む地方の負担等を考慮した上で分散・段階的に新たなネットワークへ移行していきます。

170 個人データの安心・安全な活用促進等

個人データの安全・安心な活用環境の整備及びグローバルなデータ流通の実態等を踏まえた国際的な枠組みづくりに取り組むとともに、これらに必要な個人情報保護委員会の体制強化を行います。

171 デジタル分野の競争環境整備

グローバルで変化が激しいデジタル市場における競争やイノベーションを促進するため、デジタルプラットフォーム取引透明化法の運用や適用対象の検討を通じて、透明化・公正化を確保し、事業者の自主性を尊重したルール整備に取り組みます。

併せて、国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしているスマートフォンについて、スマートフォンアプリ等における公正・公平な競争環境を整備するための「スマートフォンに

において利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」の施行を受け、情報技術や情報セキュリティ等の高度な専門人材の登用を進めるとともに、デジタルツールや生成AIの活用を含めた執行環境を整備し、デジタル分野における公正かつ自由な競争環境の整備に実効的に取り組みます。

科学技術

172 政府研究開発投資の拡大に向けた取組みの推進

新年度から始まる「第7期科学技術・イノベーション基本計画」を策定し、ここで掲げられた幅広い取組みを着実に実行していきます。特に、諸外国が科学技術投資を大幅に増やす中、このままでは科学技術先進国としての地位を失うおそれがあることに強い危機感を持ち、諸外国の投資状況を踏まえたさらなる予算の充実に向けて、官邸及び政治主導で政府研究開発投資の拡充を進め、科学技術・イノベーション政策を強力に推進していきます。さらに、効果的な政府研究開発投資のため、エビデンスに基づく政策立案や指標による計画の進捗把握・評価を推進します。

173 科学技術政策の強力な推進力となる「司令塔」機能の強化

官邸の科学技術・イノベーション政策に関する政治決定に対して、わが国の生命線である科学技術を国家戦略として「総合科学技術・イノベーション会議」及び科学技術・イノベーション推進事務局の機能を最大限機能させ、政策推進を図ります。特に、関係府省の連携・協力のもと司令塔として、社会課題解決に向けて研究開発成果の社会実装を推進するため、「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)や「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム」(BRIDGE)を一体的に取り組むことで、研究開発の社会実装を効果的かつ効率的に進めます。

174 科学技術・イノベーションの活性化

「強い経済」の実現には、科学技術・イノベーションの活性化が不可欠であることから、新年度から始まる「第7期科学技術・イノベーション基本計画」に基づいて科学技術・イノベ

ーション政策を抜本的に強化し、基礎研究力の再興や戦略的技術領域への重点投資を大胆に進めるべく、科学技術・イノベーション推進システムの刷新に取り組みます。また、総合科学技術・イノベーション会議と、経済財政諮問会議や日本成長戦略会議などと連携させるとともに、外交・安保、経済・財政、規制改革などを総合戦略的な科学技術・イノベーション政策と位置づけ、官邸を司令塔として、こうした政策を強力に展開します。

175 学術研究・基礎研究の振興や若手研究者の育成などの基盤強化

2025年、日本の研究者が生理学・医学賞、化学賞をダブル受賞しました。わが国は、2000年以降では、米国に次ぐ世界第2位のノーベル賞受賞者を輩出してきました。こうした画期的な研究成果を生み、またイノベーションの源泉となる学術研究・基礎研究の国際的な優位性を取り戻すため、わが国の「科学の再興」を強力に推進していきます。このため、大学や国立研究開発法人の基盤的経費を確実に措置することに加えて、研究者の自発性や独創性に基づいて行われる学術研究を支える「科学研究費助成事業」について、抜本的な改革を行うとともに、若手研究者を中心とした挑戦的・国際的な研究への支援など大幅な拡充を図ります。また、若手研究者への長期・安定的な支援を強化するため、「創発的研究支援事業」について、定常化を推進します。加えて、学術研究から生まれた優れた成果をイノベーションにつなげていくための戦略的創造研究推進事業を強化していきます。世界と伍する研究大学の実現に向けて、「国際卓越研究大学」として国が認定する新たな枠組みを構築し、大学ファンドの支援対象となる大学の選定プロセスを早期に開始するとともに、大学ファンドの運用益を活用することにより、博士課程学生を育成する取組みを推進します。併せて、地域の中核となる大学や特定分野の高い研究力を持つ大学等が、特色ある強みを発揮し、企業等と連携して社会変革を牽引する存在となるため、最新のデジタル技術も活用しながら個々の大学の機能を抜本強化するとともに、大学の強みや特色を伸ばす戦略的経営を後押しするため、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の改定・充実を図り、具体的な支援

策を強化します。また、競争的研究費について、その多様性や連続性を確保しつつ、間接経費30%を措置するとともに、大幅に拡充します。これらを踏まえつつ、わが国の成長の中心として世界で存在感を示す研究大学群を形成するよう、研究・人材育成の抜本的強化を行います。

176 持続的なイノベーションの創出に向けたシステム改革

世界的なオープンイノベーションの潮流に対応し、分野・組織・セクター・国境を越えた研究活動や企業活動を促進する持続的なイノベーション・ナショナル・システムを構築することが不可欠です。このため、大学などにおける産学官連携マネジメント力を飛躍的に向上させ、競争領域を中心とした大型共同研究を集中的にマネジメントするオープンイノベーション機構を整備するとともに、非競争領域における産学共同研究及びその社会実装などの推進や、産学官の人材、知、資金が結集し共創を誘発する「場」の構築などを通じて本格的な産学官連携を推進します。さらに、スタートアップ企業の創出支援やアントレプレナーシップ教育などを推進します。また、地域発のイノベーション創出に向けて、地域の様々なプレイヤーが事業化に向けたチームとして活動を行い、事業化の成功事例を蓄積する取組みを推進します。

わが国の人材育成及び学術研究の中心的役割を担う国公立大学の抜本的改革を確実に進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成などの基盤的経費を確実に措置します。「研究成果の最大化」を使命とする国立研究開発法人の基盤的経費を充実するとともに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく研究開発法人による出資業務を推進します。

さらに、研究開発税制や寄附金税制をはじめとするイノベーション促進に向けた税制改革や、革新的な技術シーズの事業化のためのリスクマネー供給などの政策金融の改革、特許などの知的財産の迅速な保護及び円滑な利活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度などの改革や新技術に関する優先的な政府調達の実現、中小企業などに対する産学官連携などを強力に推進します。

国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、官民協働による戦略的な国際標準化活動を着実に推進します。また、わが国が優れた先端技術を持つ基幹インフラについて、建設から運用、人材養成への寄与までを一体システムとして捉え、官民協働による海外輸出・展開活動を大幅に強化します。

177 国の経済成長と安全保障の基盤となる基幹技術の推進

自然災害観測・予測・予防・対応・復旧技術、海域監視・観測技術、海洋・極域観測技術、深海探査技術、海洋資源調査技術、宇宙探査技術（「はやぶさ2」などの無人探査、有人探査）、次世代ロケット・衛星技術、フュージョンエネルギー関連技術（ITER、世界最大のトカマク型超伝導プラズマ実験装置 JT-60SA など）、次世代スーパーコンピュータ開発・利用技術、次世代半導体技術、光・量子技術、気候変動高精度予測・影響評価技術などは、研究開発に長期間要し、大きな開発リスクを伴う技術であり、民間企業のみでは対応が難しい技術です。これらの技術は、総合的な安全保障を含め国の存立基盤を確固たるものにするばかりか、産業の競争力の維持・発展、安全・安心な社会の実現に寄与する技術です。最近の安全保障環境の変化と対応、グローバルな環境での競争激化の観点からも、国自らが戦略的かつ長期的視点に立って、このような基幹技術の研究開発を今後強力に推進していきます。さらに、日本が強みを有する分野であるマテリアルや省エネ・再エネ技術については、わが国の基幹産業を支える要であり、多様な研究領域・応用分野を支える基盤であることから、革新的な材料開発や窒化ガリウム（GaN）などを活用したデバイスなどの開発に向けた研究をオールジャパンで強力に推進します。

178 量子技術による社会変革に向けた取組みの強力な推進

将来のコンピューティング、センシング、通信性能等の飛躍的な向上を実現し、産業の競争力強化や社会課題解決に貢献する量子技術について、わが国の量子戦略および推進方策を踏まえ、最先端の量子技術の利活用促進、ユースケース創出、スタートアップの成長促進等を政府全体で強力に進めます。また、量子産業が自律

的に発展する「量子産業エコシステム」の構築に向け、研究開発から産業化までの取組みを一層加速します。

特に、国際競争が激化する量子コンピュータについては、国産実機の産業化に向けて、誤り訂正、大規模化、制御装置等の重要コア技術の確立に向けた研究開発を着実に推進します。併せて、産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-QuAT）におけるテストベッド環境の整備を進め、ユーザー企業と連携したユースケース創出やビジネスモデル構築を促進するとともに、標準化や国際連携等を含む産業界の総合的支援体制を強化します。

また、量子セキュリティ・ネットワークについては、量子暗号通信のオープンテストベッド広域化を図り、金融・創薬等の様々な分野における官民学が参加可能な実証により量子暗号通信の社会実装を加速します。さらに、衛星量子暗号通信、量子中継技術など将来の量子インターネットを支える要素技術の研究開発を推進し、安全・安心な通信基盤の確立に取り組みます。併せて、量子センシングや量子生命科学等、わが国が国際的優位性を有する分野についても、テストベッド整備や産業界・医療機関との連携強化を図り、社会実装を加速します。

さらに、基礎研究から技術実証、オープンイノベーション、人材育成等を一貫通貫で実施する量子技術イノベーション拠点（QIH）について、新たな拠点の形成やヘッドクォーター機能の抜本的な強化や拠点間連携の充実等、拠点体制の強化に取り組みます。

179 G空間（地理空間情報）プロジェクトの推進による新産業創出

G空間社会実現のため政府の総合司令塔機能の強化、産学官連携の一層の強化を図り、自治体のICT化も含めさらなるG空間情報の利活用を促進するとともに、2023年度を目途として、日本単独で持続・自律的測位を可能とする準天頂衛星システムについて、7機体制を確立するとともに、後継機開発整備および機能・性能向上と、これに対応した地上設備の開発・整備及びセキュリティ強化を着実にを行い、防災・農業・交通等の様々な分野で新たな産業やサービスを実現します。

180 G空間（地理空間情報）プロジェクトによる強靱な社会基盤インフラの構築

地理情報と衛星測位情報を統合活用したG空間情報は、領土、領海、領空統治の基本情報です。国、地方、民間が保有する様々なG空間情報を集約・提供するG空間情報センターの活用、ベース・レジストリに指定された電子国土基本図の継続的な整備・更新、天候や昼夜を問わず地表面を観測可能なSAR衛星の活用等を通じ、わが国の外交・経済・防衛上の安全保障の確保、国土の強靱化等に役立てます。また、準天頂衛星システム等の基盤を活用し、国内外の関係機関と連携することで、わが国及びASEAN諸国等の安全保障、災害対策、海洋監視、国土管理の強化にも貢献します。

181 「地理空間情報活用推進基本計画」の効果的な推進

「第4期地理空間情報活用推進基本計画」に基づき、G空間情報基盤の整備・充実とともに、自然災害・環境問題への対応、経済・産業の活性化、豊かな暮らしの実現等の様々な分野において、自動走行システムの開発・普及、無人航空機等の空モビリティの社会実装、まちづくりDXのデジタルインフラとなる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化など、G空間情報を活用したプロジェクトを推進します。

その進捗状況のフォローアップを行い、技術進展、社会のニーズ変化に応じて必要な対応をとることで、G空間ビジネスの社会への実装に取り組みます。

この際、個人情報保護や国の安全確保の観点から、データ悪用リスクの低減等に取り組みます。

182 G空間（地理空間情報）プロジェクトによる資源確保と海の防災システム高度化の促進

わが国は世界第6位と言われる排他的経済水域を持つ国土大国です。「海洋基本法」、「宇宙基本法」と「地理空間情報活用推進基本法」を連携推進することで、わが国近海の地形をメートル単位で正しく把握し、正確な位置情報のもとで大陸棚や深海に眠るエネルギーやレアメタル資源等の発掘、水産資源の確保等に努めます。

また、今後想定される南海トラフ巨大地震を

はじめとした、津波による甚大な被害が予想される地震への対策として、沖合の海底プレートの移動や津波の高さをセンチメートル単位で常時監視するシステムを開発することで、地震・津波を早期に検知する技術の高度化等も図り、防災・減災に役立っています。

183 地理空間情報を活用した自然災害からの復旧・復興支援、防災・減災対策

東日本大震災発災直後から、津波浸水状況の把握や地籍整備をはじめ、大規模な津波リスクを考慮した浸水想定区域の設定やハザードマップの策定等、初動対応や復旧・復興支援等の様々な局面で地理空間情報が有効活用されてきました。そこで得られた教訓を踏まえ、今後想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるため、先進的技術と ICT の連携活用を行うことで、安心・安全な社会の実現を目指します。また、準天頂衛星システムの災害・危機管理サービス、衛星安否確認サービス等を含む G 空間情報を高度に活用した防災・減災に係る技術「G 空間防災技術」の社会実装の推進と、L アラート（災害情報共有システム）の活用等を通じ、住民等への情報伝達の充実を図ります。

184 原子力損害賠償と自立支援策

原子力損害賠償法に基づく東京電力による原子力損害賠償が迅速かつ適切に実施されるよう徹底します。加えて、企業誘致や営農再開などにより雇用を創出するなど、生活の自立に向けた支援策をさらに強化します。

185 東京電力福島第一原発の廃炉研究に向けた国内外の英知の結集

福島原子力発電所の事故対策において、環境モニタリングや放射性物質の環境動態調査、地元住民の支援などの現行施策を引き続き実施するとともに、原発事故の後処理や廃棄物の処理・処分、放射線可視化技術などの廃炉現場等で必要とされる技術を早急に確立、普及します。世界でも経験のない燃料デブリの取り出しや放射性廃棄物の処理処分などを着実に進め、廃炉を加速していくため、日本原子力研究開発機構廃炉環境国際共同研究センターの機能を強化し、福島県富岡町に整備された国際共同研究棟のほか、檜葉遠隔技術開発センターや大熊分析・技

術センターなども活用した国内外の大学・研究機関との共同研究などを推進することにより、世界の英知を結集した国際的な廃炉研究拠点を形成します。

186 未来社会創造に向けた取組みの推進

「Society5.0」の実現に向けて、大学・研究機関等の緊密な連携などを通じた革新的な AI 基盤技術の研究開発、産学官ネットワーク構築などを通じた AI の透明性・信頼性確保のための研究開発、革新的な ICT の研究開発及び AI 研究者・技術者や ICT 人材、データサイエンティスト、サイバーセキュリティ人材といった関連する若手も含めた人材の育成などを強力に推進します。また、革新的な AI や ICT などの数理・情報科学技術のみならず、AI ロボット技術やバイオテクノロジー、マテリアル、光・量子科学技術など、未来社会創造の基盤となる研究開発などに戦略的に取り組みます。さらに、「ムーンショット型研究開発制度」について、目標達成に向け大胆かつ重点的な投資とともに、欧米等との国際連携の強化や社会実装の担い手となる産業界との連携充実など、研究開発を強力に推進していきます。

187 マテリアル分野の研究開発促進

日本が強みを有し、経済的・社会的・国家的な重要課題解決に幅広く貢献するマテリアル分野について、データや AI を活用した研究開発の効率化・高速化・高度化に向けた良質なデータ創出のための全国の共用設備の高度化、創出データの統合・管理・AI 解析を含む利活用を可能とするデータ基盤の強化や、脱炭素などの社会課題解決に向けたデータを活用した革新的マテリアル研究開発を強力に進めます。

188 AI 時代にふさわしい科学研究の革新

あらゆる研究分野における AI 利活用研究 (AI for Science) の波及・振興の継続的な促進及び科学研究の破壊的革新をもたらし、世界に先駆けた科学成果を創出する先導的・先駆的研究の推進に取り組みます。また、研究大学等を中心とした先端研究設備・機器の戦略的な整備・共用・高度化や、大学共同利用機関における先端研究設備の大規模集積・自動化・自律化・遠隔化と伴走支援の一体的な提供により、研究環境の

高度化・高効率化を進めます。加えて、AI for Science を支える研究データの適切な保存・管理、流通、活用を促進する情報基盤等の強化を進めます。

189 各種研究事業を通じた学術研究・基礎研究の振興

研究者の自発性や独創性に基づいて行われる学術研究を支える「科学研究費助成事業」について、現在展開している抜本的な改革を着実に進めながら、特に国際共同研究を加速させる種目の拡充を図ります。また、イノベーションの源泉となる革新的な新興・融合研究を戦略的に推進する「戦略的創造研究推進事業」を強化します。「未来社会創造事業」を推進し、実用化が可能かどうか見極められる段階を目指した研究開発を実施します。「創発的研究支援事業」について、定常化も見据えつつ、継続的な新規公募を含めた充実を図ります。「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」を一層発展させていきます。これらの競争的研究費について、間接経費 30%を目安とし、その多様性や連続性を確保しつつ、大幅に拡充するとともに、大学や国立研究開発法人等の運営費交付金などの基盤的経費を確実に措置します。

190 科学技術人材の育成、確保、支援等

多様な科学技術人材への幅広い投資（人的資本投資）を抜本的に拡充・強化します。優れた人材の養成に向けて、データや AI を活用したデータ駆動型研究を含む人文社会科学の研究に対する支援も大幅に拡充します。将来を担う博士後期課程学生へのフェローシップ、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの充実など経済支援の抜本的拡充、大学の人事制度の抜本的改革を含む大学改革などを通じた優秀な若手研究者の育成・確保、研究開発マネジメント人材などの多様な人材の育成・確保、即戦力社会人や企業マインドを持つ人材の育成、女性研究者の活躍促進に向けた支援の充実、さらには次代を担う人材の育成などを進めます。海外に出る研究者などへの支援や、優れた外国人研究者の受入れを一層促進しつつ、種々の研究開発事業における国際共同研究をさらに強化します。

191 大型研究施設や研究大学等の研究設備・機器の整備・共用・高度化

世界の学術フロンティア等を先導する国際共同研究プロジェクトを推進するとともに、世界最先端のスーパーコンピュータ「富岳」、大型放射光施設 SPring-8/SACLA や NanoTerasu、大強度陽子加速器施設 J-PARC などの先端的な研究施設などの戦略的な整備・共用・高度化を進め、産学官の幅広い利用を促進します。特に、現行の約 100 倍の明るさを誇る世界最高峰の放射光施設として、2029 年度の共用開始に向け SPring-8-II の整備を推進し、産学官の国際競争力を強化します。また、「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムについて、2030 年頃までの運転開始に向けて、速やかに開発・整備を進めます。さらに、わが国の研究基盤を刷新し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、全国の研究大学等にコアファシリティを戦略的に整備するとともに、先端的な研究設備・機器の整備・共用・高度化を推進します。素粒子物理学分野の大規模プロジェクトである「国際リニアコライダー（ILC）」にも資する加速器技術のさらなる向上に日本が主導的に役割を果たします。

192 経済的・社会的・国家的な重要課題への対応

2050 年カーボンニュートラル達成に向けて、画期的な省エネにつながる次世代半導体（パワー半導体を含む）や、蓄電池、水素等の重要技術領域において、革新的 GX 技術創出のための研究開発を進めるとともに、化石燃料の高効率利用、原子力施設の安全確保や試験研究炉・革新炉の整備を含めた原子力の利用に資する研究開発や人材の育成・確保、フュージョンエネルギーなどの革新的技術の研究開発などオールジャパンで進めます。特にフュージョンエネルギーについては、2030 年代の発電実証を目指し、ITER や世界最大のトカマク型超伝導プラズマ実験装置 JT-60SA 等の成果を最大限活用したコア技術の獲得を含む、わが国が誇る世界トップレベルの技術力を生かした研究開発の加速や大規模施設・設備の整備を進めます。さらに、経済成長と社会課題解決の二兎を追えるバイオものづくりに関する基盤技術の研究開発を進めるとともに、資源や食料の安定的な確保に向けた研究開発にも取り組みます。また、気候変動の予測やその

影響・対策の評価を行うための信頼できるデータの創出・蓄積や技術の研究開発、地球環境情報をビッグデータとして捉え経済・社会的課題の解決に活用するための情報基盤である「データ統合・解析システム (DIAS)」を通じた研究開発を強力に推進します。

193 健康長寿社会の実現に向けた研究開発

健康長寿社会の実現に向けて、健康・医療戦略推進本部のもと、日本医療研究開発機構を中心に、わが国の強みを最大限に活かし、医薬品、医療機器・ヘルスケア、再生・細胞医療・遺伝子治療やゲノム・データ基盤など世界最先端の医療の実現、がん、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、感染症、ワクチン・診断薬・治療薬等の感染症危機対応医薬品などの現在および将来のわが国において社会課題となる疾患領域に関する研究開発などを強力に推進します。

194 国家安全保障研究への対応強化

宇宙空間や海洋・サイバー空間、テロ・災害対策も含めた国家安全保障への対応を強化します。インターネットや GPS を生み出した米国の国防高等研究計画局 (DARPA) を参考に、国家安全保障に関する研究が先端的・挑戦的な研究開発を牽引し、成果が社会に還元されていることを踏まえ、わが国でも技術の多義性や両義性（いわゆるデュアルユース性）も念頭に、研究開発支援（ハイリスク研究支援）を強化します。

195 経済安全保障に資する戦略的取組みの強化

AI や量子など革新的かつ進展が早い技術が出現する中、経済と安全保障を横断する領域で国家間の競争が激化し覇権争いの中核が科学技術・イノベーションとなっています。そのような状況の中、わが国の戦略的不可欠性（優位性）を確実に確保し、経済安全保障を強化・推進するため、経済安全保障重要技術育成プログラム (K Program) により、先端的な重要技術を強力に守り育てるための研究開発を複数年度にわたり支援し、その成果の適切な活用を推進します。

196 本格的な産学官連携とスタートアップの創出によるイノベーションエコシステムの強靱化

国連の持続可能な開発目標 (SDGs) に基づく未来の社会像を拠点ビジョンとして掲げ、その

達成に向けたバックキャストによるイノベーションに資する研究開発及びその社会実装と産学官連携マネジメントシステムの構築をパッケージで進めることで、本格的な産学官連携を推進します。さらに、スタートアップの創出支援やアントレプレナーシップ教育などを推進します。また、地域発のイノベーション創出に向けて、地域の様々なプレイヤーが事業化に向けたチームとして活動を行い、事業化の成功事例を蓄積する取組みを推進します。これらを通じて、イノベーション・エコシステムを強靱化し、産業競争力の強化と大学の研究力強化の好循環を実現します。

197 大学における世界最高水準の教育・研究水準の向上とイノベーション創出の強化

国立大学については、基盤的経費である運営費交付金を確実に措置しつつも客観的な成果指標に基づく資源配分の仕組みや財務基盤の強化などの大学改革を断行するとともに、「指定国立大学法人制度」により世界最高水準の卓越した教育研究活動を行う大学を支援します。

私立大学等経常費補助金についても、教員数の維持や施設・設備の管理・運用などで、多大な困難が生じているとの指摘は未だ解消されていないため、わが国の基礎科学を強化する観点からも、これらの基盤的経費を安定的に確保するとともに、経常的経費の 1 割以上など総額の確保はもちろんのこと、努力する大学へのインセンティブとなるような戦略的かつ厳格な評価に基づいたメリハリある配分を行います。

198 国立研究開発法人の基盤的経費の確実な措置と出資の推進

「研究成果の最大化」を使命とする国立研究開発法人の基盤的経費を確実に措置するとともに、科学技術・イノベーションの創造・活性化を図ります。また、経済の好循環を実現するため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく研究開発法人による出資業務を推進します。

199 持続的なイノベーション創出に向けた制度改革

研究開発税制や寄附金税制をはじめとするイノベーション促進に向けた税制改革や、革新的

な技術シーズの事業化のためのリスクマネー供給などの政策金融の改革、特許などの知的財産の迅速な保護及び円滑な利活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度などの改革や新技術に関する優先的な政府調達の実現、大学等の研究成果の技術移転、中小企業などに対する産学官連携などを強力に推進します。

200 国際標準化活動と基幹インフラ輸出の推進

国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、官民協働による戦略的な国際標準化活動を着実に推進します。また、わが国が優れた先端技術を持つ基幹インフラについて、建設から運用、人材養成への寄与までを一体システムとして捉え、官民協働による海外輸出・展開活動を大幅に強化します。

201 科学技術外交の戦略的展開

科学技術・イノベーションを積極的に平和外交や経済外交に活用し、「科学技術のための外交」及び「外交のための科学技術」の双方に取り組みます。このため、先進国・新興国・途上国との重層的な連携・協力の構築や、自然災害や感染症など、地球規模で発生する深刻な課題の解決に向けた共同研究・人材育成の推進、ODAを活用した科学技術・イノベーションに関する支援・協力などを推進します。また、「ホライズン・ヨーロッパ」への準参加を含む国際頭脳循環や国際共同研究の取組みを強化します。国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成することで、科学技術・イノベーションが大きな役割を果たすとの認識に基づき、国内外の社会的課題の解決に科学技術を一層活用し、国連機関との連携等を通じた実証を継続します（STI for SDGsの推進）。

202 科学技術外交・研究交流の推進

外務省科学技術顧問などが主導して、科学技術・イノベーションに関する国際会議におけるアジェンダ設定や政策誘導などに取り組むとともに、国際会議の誘致や主催などによる対外発信・ネットワークの強化に取り組めます。優秀な若手研究者等の海外への戦略的な派遣・招へいや、国内外に研究拠点を構築することなどにより国際的なネットワークを強化します。さら

に、海外動向の収集・分析を進めるとともに、安全保障に関わる技術などの管理を強化し、先端的な重要技術を強力に守り育てます。国際的な核不拡散体制の強化に向けて、わが国の技術を積極的に活用し、これに貢献します。

203 基幹ロケットの開発・高度化・高頻度化推進及び宇宙活動を支える総合的基盤の強化

わが国の宇宙活動の自立性の確保と産業基盤の維持のためには、国際競争力の高い宇宙輸送システムが必要です。このため、官民一体となって、基幹ロケットの開発・高度化・高頻度化を図るなど、さらなる競争力強化を進めます。まずは2025年のH3ロケット8号機の打上げ失敗の原因究明と対策の検討を早急に進め、国内外の信頼を取り戻せるよう全力で対応します。また、宇宙輸送システムの抜本的な低コスト化等を目指した革新的将来宇宙輸送システムの実現に向け、官民連携による研究開発を進めます。さらに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の中核機関としての役割の拡大を踏まえた技術基盤の強化、人的資源の拡充・強化に取り組めます。

204 防災・災害対策や、地球環境問題解決等のための衛星開発及び宇宙デブリ対策

次世代通信衛星技術等の獲得を目指した技術試験衛星、世界の気象や防災情報の高度化を図る降水レーダ衛星等の開発を進めます。また、衛星コンステレーションを含む衛星開発において、官民で活用可能な挑戦的な技術や新たな開発・製造方式等に関する研究開発を進めます。また、各国の先頭で宇宙デブリ対策に取り組み、世界に貢献します。

205 宇宙科学・探査の戦略的推進

宇宙科学・探査分野においても日本が主体的な役割を担います。その一環として、国際協力のもとで、「はやぶさ2」、小型月着陸実証機「SLIM」に続き、人類初の火星圏からのサンプルリターン実現に向けた火星衛星探査計画（MMX）や、国際的なプラネタリーディフェンス活動への貢献を見据えた地球に最接近する小惑星アポフィスの探査計画「RAMSES」を推進します。

206 アルテミス計画等の推進

国際宇宙探査「アルテミス計画」に参画し、有

人と圧ローバ（宇宙服なしで長期間搭乗できる月面探査車）の民間との協働による提供・運用と併せ、日本人宇宙飛行士による 2 回の月面着陸を目指すとともに、ゲートウェイ（月周回有人拠点）の機器開発や、2030 年以降の国際宇宙ステーション退役後を見据えた技術開発を行う等、月面探査・地球低軌道利用に向けた取組みを加速していきます。また、米国人以外で初となることを目指し、2020 年代後半に日本人の月面着陸を実現します。

207 海洋研究開発の戦略的推進

「海洋基本法」の理念と海洋基本計画及び海洋開発等重点戦略に基づき、海洋研究開発を戦略的に推進します。船舶による観測や、漂流フロート、人工衛星などの観測機器の展開、自律型無人探査機（AUV）などを活用した無人海洋観測システムなど、海洋の総合的な観測体制を構築するとともに、各種探査機を効率的・効果的に運用するための深海・海溝域の探査・採取プラットフォーム機能を有する新しい母船の建造に向けた準備を進め、わが国の深海・海溝域における探査能力の維持・強化を行うことにより、防災、環境、資源分野等の科学的知見を創出し、社会課題の解決に貢献します。また、気候変動予測の高精度化を図り、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、東日本大震災の知見を活かしつつ、海底地殻変動等のリアルタイム観測など海域地震発生帯における動的挙動を総合的に把握し、国民の安全・安心の確保に役立てます。さらに、2021 年から開始した「国連海洋科学の 10 年」等の枠組みに基づく国際連携・協力や海洋分野の DX を積極的に進めます。加えて、海洋分野における観測・研究への市民参加を進め、地域における社会課題の解決につなげます。

208 国家戦略としての北極政策の推進

北極における環境変化は、地球規模の気候変動や生態系への影響などを招いており、国際的に大きな問題となってきています。一方、海氷の減少は、北極海の航路利用や資源の開発など新たな経済活動の可能性を生じさせており、世界的な注目が集まっています。わが国の強みである科学技術を中心として、2026 年秋の就航に向けた北極域研究船の確実な建造及び国際研究

プラットフォームとしての活用の推進、北極域研究に関わる人材の育成等を通じ、世界の気候変動予測の高度化に貢献するとともに、北極をめぐる国際社会の取組みにおいて主導的な役割を積極的に果たしていきます。

209 「海洋基本計画」及び「海洋開発等重点戦略」の推進

海洋を取り巻く情勢は厳しさを増しています。世界規模で高まる不確実性などの変化にも的確に対応するため、わが国の安全保障や経済安全保障の強化、脱炭素社会の実現などの社会的課題の解決に取り組みます。具体的には、海洋基本計画及び海洋開発等重点戦略に基づき、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源開発や自律型無人探査機（AUV）等の産業化・社会実装、洋上風力の海域利用拡大、海洋産業の競争力強化等に取り組み、フロンティアである海洋の開拓を進め、わが国の成長につなげます。また、海洋基本法及び内閣府設置法を改正し、海洋政策の司令塔機能を強化するとともに、海洋分野における官民連携の戦略的投資を促進します。

210 地震・津波、水害・土砂災害、火山噴火などの自然災害に対する強靱な社会を構築するための研究開発の推進

南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの巨大災害に備えた海底地震・津波観測網（N-net 等）の整備、海底地形調査に基づく津波被害の最小化対策、活火山法に基づく火山災害対策や火山調査研究推進本部における調査研究、専門人材の育成・継続確保の推進、自然災害に対する全国的な観測体制の充実・強化を図るとともに、被害を最小化し早期に回復するレジリエントな社会を構築することを目指した研究開発を推進します。組織を越えた防災情報の相互流通を担う SIP4D を核とした情報共有システムについて都道府県・市町村への展開を図り、人文・社会科学と自然科学を含む多様な知を総合的に活用する「総合知」や、先進的なセンシング・モニタリング手法の開発とデータの統合基盤の整備・活用を通じた防災・減災に資する情報プロダクツの創出やデジタルツイン等の最先端技術の開発など、デジタル技術等を活用した防災分野における DX を進めます。

211 戦略的宇宙政策の推進

安全保障や経済社会で宇宙の重要性が高まっています。「宇宙基本計画」（2023年6月13日閣議決定）に基づき、戦略的に宇宙政策を推進し、宇宙利用を通じた安全保障、防災・減災、国土強靱化、地球規模課題への対応、宇宙科学・探査における新たな知と産業の創出、また、それらの宇宙活動を支える総合的基盤の強化に取り組めます。

特に、民間投資や宇宙実証の加速、地域やスタートアップ等の国際競争力につながる特色ある技術の獲得・活用や産業の集積等を促進するために、宇宙戦略基金による支援を拡大します。

また、準天頂衛星システム「みちびき」について、他国の衛星に頼らずとも「みちびき」のみでの測位を可能とする7機体制の構築および11機体制に向けた開発を進めるとともに持続的な運用を可能とする体制整備、衛星データの利活用等を推進します。

加えて、急速な技術革新に伴う新たな輸送形態に対応した、宇宙活動法の早期改正に向けて取り組むとともに、世界的な宇宙利用の拡大に対応した円滑な審査を可能とする体制の整備に取り組めます。

今後大きな成長が期待される宇宙分野について、政府による徹底した宇宙利用の推進と産業競争力の強化により、宇宙ビジネス拡大の好循環を生み出します。そのため、安全保障や気候変動対策・災害対策などの分野において、積極的に人工衛星等の宇宙の活用を拡大します。アンカーテナンシーやサービス調達等により民間の小型衛星コンステレーションや小型ロケットなどを積極的に利用し、民間の新たなサービスの開発やスタートアップの成長を促進するとともに、基幹ロケットH3の競争力強化や将来宇宙輸送系の実現に向けた開発、宇宙光通信の実証や量子暗号等の宇宙ネットワーク基幹技術の開発等の取り組みなど、将来を見据えた戦略的な研究開発を推進します。また、大気の大気圏3次元観測機能等を搭載することで観測能力を大幅に強化した次期静止気象衛星の整備、衛星を活用した温室効果ガス観測インフラの構築、およびアルテミス計画やMMX（火星衛星探査計画）、地球低軌道利用等の宇宙科学・探査を推進するとともに、わが国の宇宙開発の中核機関たる宇宙航空研究開発機構（JAXA）の技術基盤強化に向けた

取り組みを推進します。

212 安全保障等における宇宙利用の強化

わが国を取り巻く脅威に対応して安全保障を強化していくため、最新の宇宙技術を活用して、警戒・監視能力、指揮・通信能力を強化します。

わが国の安全保障及び危機管理に関する政策判断をよりの確に支え、関係機関の活動への一層の寄与を図るインテリジェンス機能を強化するため、情報収集衛星について、光学・レーダ衛星各4機及びデータ中継衛星を加えた機数増を着実に実施し、10機体制が目指す情報収集能力の向上を早期に達成します。

また、宇宙状況把握（SSA）、海洋状況把握（MDA）のための衛星データやAI等を活用したデータ解析、早期警戒衛星、ミサイル防衛のための衛星コンステレーション活用などの宇宙安全保障の強化に向けて、それぞれの施策の具体化を図ります。

213 宇宙利用の拡大と競争力強化により宇宙産業の成長を促進

今後、世界的に急速な拡大が見込まれる宇宙分野について、利用の拡大と競争力強化により、わが国宇宙産業の成長を促進します。

その一環として、民間事業者による小型SAR衛星コンステレーションの構築をさらに後押しすべく、政府が早期にアンカーテナンシーとなりうるテーマを優先して実証事業を推進し、商業化を加速します。

また、今後世界的に広く活用が見込まれる小型衛星コンステレーションによる光通信ネットワーク等の技術について、わが国が先行して獲得できるよう、早期に実証衛星を打ち上げるなどの取り組みを進めます。

さらに、政府によるサービス調達等により、民間小型ロケットの事業化を促進するなど、ベンチャー企業等の新たな取り組みを促進します。

また、衛星データを利用した新たなサービスの事業化を目指すベンチャー企業等への支援を強化し、宇宙利用の拡大を図ります。宇宙新興国との関係強化を図るなどにより、宇宙産業の海外市場開拓を目指します。

214 宇宙利用による災害対策・国土強靱化や地球規模課題への対応

大規模災害への備えを強化するため、必要な宇宙システムを着実に整備します。

準天頂衛星システム 7 機体制を早期に実現し、11 機体制に向けた開発を進めます。また、大気の 3 次元観測機能等を搭載することで観測能力を大幅に強化した次期静止気象衛星について、2030 年度の運用開始に向けて着実に整備を進めます。

衛星リモートセンシングデータの利活用を通じた、国土強靱化や地球規模課題への対応を促進します。

215 宇宙 3 法を通じた宇宙産業の振興と宇宙利用の拡大

2016 年に成立した「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」(宇宙活動法)及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」、並びに 2021 年に成立した「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」を通じて、宇宙産業の健全な発展及び国際競争力の強化や、宇宙利用の拡大に取り組みます。

特に、宇宙輸送分野においては、急速な技術革新に伴い、新たな輸送形態が出現しつつあることから、日本においても、こうした宇宙輸送サービスを早期に実現するために、宇宙活動法の早期改正に向けて取り組むとともに、円滑な審査体制の整備に取り組みます。

金融

216 金融リテラシー向上と顧客本位の業務運営の徹底

金融経済教育推進機構 (J-FLEC) を中心に関係者による金融経済教育活動の充実を図る等、金融リテラシー向上のための施策を推進します。

家計が安心して金融商品を購入できる環境を整備するため、顧客に分かりやすい説明を行うなど、金融事業者のサービスが顧客本位で提供されるよう促します。

また、資産運用会社等による顧客の最善の利益に適った商品提供等を後押しします。

217 「資産運用立国」の推進・発展と「強い経済」の実現に向けた金融戦略

わが国の成長戦略を加速させるためには、金融の力が不可欠です。高市内閣が目指す「強い経済」の実現に向け、資産運用立国の取組みをさらに推進・発展させます。企業の統治改革を促し、「稼ぐ力」を高めるほか、企業の持続的な成長や企業価値向上を支える成長投資を促進し、日本経済の持続的な成長や家計の所得向上につなげます。

このため、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つとともに国民の豊かさを向上させるための金融戦略を策定します。

218 市場の魅力向上等

市場の魅力向上に向け、東証プライム・スタンダード市場の上場企業による資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みや、東証グロース市場が上場後も企業の成長を加速していくための場となるような市場の機能向上に向けた取組み、個人投資家が投資しやすい環境を整備するための上場株式の投資単位のさらなる引下げに向けた取組み等を推進します。

不公正取引等の違反事案に対する抑止力を一層高めるため、違反行為に対する課徴金の水準の引上げ等の制度的対応を行います。

また、金融所得課税のさらなる一体化について、租税回避行為の防止策に関するこれまでの検討の成果も踏まえ、総合的に検討します。

219 コーポレートガバナンス改革の推進

企業の「稼ぐ力」の向上のため、経営資源の適切な配分を促進する等、企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンス改革の実質化に向けた施策を推し進め、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現します。

220 サステナビリティ情報の開示と保証の制度整備の推進と開示の充実

わが国企業の取組が適切に評価されるよう、サステナビリティ情報の開示と保証につき制度整備を進めるとともに、開示の拡大・充実を促します。また、金融機関による脱炭素に向けた企業支援を推進し、アジアにおける GX 投資を促進するほか、社会・環境的効果と成長の実現を

図るインパクト投資を推進します。

221 金融におけるデジタル化対応とイノベーション加速

キャッシュレス決済の増加や、決済システムの高度化・効率化、暗号技術やブロックチェーン技術、生成 AI 等の新しいデジタル技術など、金融分野でもデジタル社会に対応した技術革新を支援するとともに、国民が安心して便利に利用できる新たな金融サービスの創出・発展を促進します。

決済システムの高度化・効率化に向けた取り組みを引き続き後押しするとともに、決済の安定性確保の観点から、決済システムに接続する事業者を適切にモニタリングします。

また、金融イノベーション加速化のため、トークン化預金やステーブルコインの活用など、安定的かつ効率的な資金決済に向けた民間事業者の取り組みを後押しします。今後も金融機関とフィンテック企業による革新的なサービスが利用者に活用されるよう、政府、金融機関、フィンテック企業に連携を働きかけます。

さらに、二次元コードを用いた納税や、電子記録債権の普及、金融機関のデジタルトランスフォーメーション (DX) の後押し等、社会全体で金融インフラのデジタル化を進めます。

暗号資産の投資対象化の進展を踏まえ、わが国の暗号資産取引市場の健全な発展に向けて、適切な投資機会の提供と投資家保護を図るため、規制・税制の見直しを行い、環境整備を行います。

222 金融庁検査と日本銀行考査の一体的運用

金融機関の負担軽減やモニタリングの高度化が要請される状況の中で、金融庁、日本銀行の限られたリソースを効果的に活用するという観点から、「最後の貸し手」としての日本銀行の独立性を尊重しつつ、金融庁検査と日本銀行考査の一体化にも近い運用による質の高いモニタリングをさらに推し進めます。

223 地域活性化に向けた地域金融の機能強化

地域金融機関が地域経済の発展に一層貢献していくため、関連施策をパッケージ化した地域金融力強化プランを強力に推進します。

地域金融機関が地域企業の価値向上や地域課

題の解決に貢献していくため、地域金融機関と知見を有する内外のプレイヤーとの連携を促進するための施策や、企業の M&A・事業承継や事業再生、経営人材確保、DX の支援等に関する施策に取り組みます。

さらに、地域金融機関が地域経済を支えていくための環境整備の一環として、金融機能強化法における資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充等にも取り組みます。

224 CBDC

中央銀行デジタル通貨 (CBDC) については、民間事業者との連携や決済システムの高度化、緊急時における民間決済システムのバックアップ等の観点から、米国や欧州などの諸外国の検討状況を踏まえつつ、丁寧に検討を行います。

まずは、制度設計の大枠の整理として、CBDC の主要論点の基本的な考え方や選択肢等を明らかにします。その後、法制面や発行の可能性の検討を進めます。

併せて、日本銀行において、パイロット実験を通じ、技術面を中心とした検討を着実に進めるとともに、ホールセール型も含めて幅広い観点から検討を進めます。

225 マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化

北朝鮮の弾道ミサイル発射やロシアによる核の恫喝など大量破壊兵器の脅威が高まっています。国際的な協調のもと、核拡散等の資金源を確実に遮断し、国民の安全・安心を確保すべく、マネロンやテロリストへの資金供与、大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与 (拡散金融) への対策を強化します。

226 スタートアップへの資金供給の強化

スタートアップへの成長資金の供給を活性化させるため、非上場株式の発行・流通市場の規制緩和やプロ投資家制度の見直し、ベンチャーデットの拡大等に取り組みます。

227 家計の安定的な資産形成

長期・積立・分散投資の重要性を踏まえつつ、NISA や iDeCo、個々人のライフステージに応じた資産形成の普及・促進、金融経済教育の充実を含め、家計の安定的な資産形成の支援に取り組みます。

228 保険業の信頼の確保と健全な発展

2025年5月に成立した改正保険業法の施行を見据え、顧客本位の業務運営や健全な競争環境を実現し、保険業に対する信頼の確保と健全な発展に向けて取り組みます。また、保険会社及び保険代理店への監督体制をさらに強化します。

229 詐欺等の金融犯罪への対応

国民が安心できる金融サービスの提供のため、特殊詐欺や投資詐欺、証券口座乗っ取りを含むフィッシング詐欺等、金融犯罪の多様化・巧妙化に対処すべく、実効的な周知・啓発を行うとともに、効果的な対策を講じます。

財政運営

230 危機に対応する財政余力の確保

金利が上昇する局面になり、利払費が増加していくおそれがある中、数年に一度の頻度で襲ってくる危機に対して、機動的に対応できるよう、プライマリーバランスを黒字化しつつ、国・地方の債務残高対GDP比の安定的な引下げを実現し財政余力を確保していきます。

231 責任ある積極財政

「経済あつての財政」の考え方を基本とし、「強い経済」を構築するため、「責任ある積極財政」の考え方のもと、戦略的に財政出動を行い、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収を増加させることを目指します。この好循環を実現することによって、国民の皆様が景気回復の果実を実感していただき、不安を希望に変えていきます。

232 次代を見据えた財政構造改革

わが国の財政状況は、これまでの経済財政運営の成果もあり改善傾向にありますが、債務残高対GDP比は依然として高い水準にあります。財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信頼を確保していく観点から、中期的に債務残高対GDP比の引下げを安定的に実現する中で、必要に応じてPBの目標年度についても再確認を行います。「責任ある積極財政」の考え方に基づき、「戦略的に財政出動」を行うことで、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現を両立させ、それを次の世代に引き継いでいく取組

みを通して、今を生きる私たちが、将来世代に対し責任を果たしていきます。

233 「円」の信頼維持に向けて

経常収支の黒字、対外資産残高、政治の安定といった日本経済のファンダメンタルズ等により信頼を維持している「円」ですが、国際収支の構造変化による円買いニーズの減退、わが国の人口減少に伴う経済成長力の鈍化など取り巻く環境が変化しています。

主要通貨間の相対評価の世界で、引き続き「円」がマーケットからの信頼を維持し続けられるよう、「強い経済」の構築と財政の持続可能性の実現の両立に努めていきます。

234 経済社会の構造変化に対応した税制改革等

少子高齢化、働き方・ライフコースの多様化、デジタル化・グローバル化を背景とした新たな経済活動の拡大など、経済社会の構造変化が加速しています。このような構造変化を踏まえ、経済構造の転換・好循環を実現するとともに、応能負担の強化等による再分配機能の向上を図りつつ経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般の見直し等を進めます。

235 「強い経済」の実現に向けた法人課税の措置

法人課税については、「強い経済」の実現に向け、企業に大胆な設備投資を促す税制措置を創設するとともに、イノベーションの源泉である研究開発投資を推進するための税制措置を強化します。引き続き、投資により生産性が向上し、その果実が分配されることで国民が豊かになり、さらに新たな投資につながるという好循環の実現に向けて取り組んでいきます。

236 国際課税制度への対応

国際課税制度の再構築を進め、日本企業の健全な海外展開を支えるとともに、国際的な租税回避や脱税に対してより効果的に対応していきます。経済の電子化に伴う課税上の課題についても、引き続き国際的な議論を積極的にリードし、国際合意に則った制度の見直しを進めていきます。

237 地方の経済社会の変化を踏まえた安定的な地方税体系の構築

地域未来戦略を推進するとともに、人口減少の深刻化や急速な高齢化をはじめ経済社会構造の変化が進む中、各地方公共団体が安定的に地域のコミュニティを支える行政サービスを提供するためには、持続可能な地方税財政基盤を確立していくことが重要です。そのため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めます。

238 経済社会の変化を踏まえた納税環境の整備

経済社会のグローバル化や ICT 化の進展を踏まえ、適正・公平な課税の実現による、税に対する信頼の確保、社会全体のコスト削減、企業の生産性向上等の観点から、適切な所得等の把握のための環境整備、記帳水準の向上、税務手続の電子化等の促進など、制度及び執行体制の両面からの取組みを強化します。

2023 年 10 月に開始された消費税のインボイス方式について、引き続き導入に係る経過措置等の周知・広報や相談への的確かつ丁寧な対応を徹底していきます。さらに、インボイスに関連して小規模事業者が一方的に不当な値引きなどを求められないよう、引き続き、独占禁止法や中小受託取引適正化法といった関係法令に基づいて適切に対処していきます。

また、マイナンバーを用いた年金をはじめとする社会保障サービスの向上や所得課税のさらなる適正化を図ります。税分野においては、マイナポータルを通じて必要なデータを入手した上、確定申告データに自動で入力できる仕組み（マイナポータル連携）について、対象となるデータの範囲を拡大していきます。そのほか、国税電子申告・納税システム（e-Tax）のさらなる利便性の向上やキャッシュレス納付の推進等により、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現を目指します。

民間人となった日本年金機構の職員が行っている年金保険料の徴収業務を公務員である国税庁の職員が行う、いわゆる歳入庁構想には反対です。

239 財政の単年度主義の弊害の是正

補正予算について、近年は、常態化すると同

時に規模が拡大しており、今後、こうした予算の在り方についても、議論を進めます。こうした観点も踏まえて、歳出構造の平時化に配慮しつつ取組みを進めます。

併せて、投資の予見可能性を高め、真の官民連携を実現するため、必要に応じて複数年度の予算措置を用いることを検討するとともに、GX や AI・半導体に続き、経済安全保障上重要な分野における危機管理投資に関し、新たな財源確保の枠組みについての検討に着手します。

240 財政投融資の積極的活用

民間投資を喚起しながら成長型経済を実現するため、財政投融資を積極的に活用します。

241 ロシアに対する制裁措置

ロシアのウクライナへの侵略は、欧州のみならず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす暴挙です。この力による一方的な現状変更に毅然と対抗するため、国際社会と連携してロシアに対する厳しい制裁措置を採るとともに、その実施体制を強化します。

242 国際機関を通じた低所得国支援

自然災害やそれに伴う食料不安、極度の貧困、債務危機等の複合的な問題を抱えている低所得国に対する支援の重要性を認識し、国際開発協会等の国際機関を通じ引き続き積極的に支援をしていきます。

243 訪日観光客数のさらなる増加を見据えた体制強化

訪日観光客数のさらなる増加を見据え、安全・安心を確保しつつ円滑な出入国が行えるよう、CIQ 関連行政の体制強化に取り組みます。

244 年収の壁への対応

いわゆる「年収の壁」については、働き控えや手取りの増加への対応として 178 万円まで引き上げ、物価高における生活を支えていきます。

245 ガソリン・軽油の暫定税率廃止

物価高への対応として、電気・ガス料金の支援に加え、約 50 年ぶりにガソリン・軽油に係る暫定税率を廃止し、燃料費の高騰に対応します。これにより物流や地域公共交通のコストを低減

するとともに、物価高が家計を圧迫する中、事業者や低所得者、地方などへのきめ細やかな支援を通じて、国民の生活を守る物価高対策を実施します。

246 食料品の消費税

飲食料品は、2年間に限り消費税の対象としないことについて、今後「国民会議」において、財源やスケジュールの在り方など、実現に向けた検討を加速します。

247 国債の安定消化に向けた取組み

財政に対する市場の信認を確保し、国債の安定消化を図る観点から、足もとの市場実勢金利の上昇等も踏まえつつ、個人による国債保有を積極的に促進するための取組みを強化します。

地域未来戦略

248 地域におけるDXの推進

DX推進による地域課題の解決、地域の魅力向上に向けて、地域に根付いた地域のトップデジタル人材の育成を進め、新たな技術創出にチャレンジする取組みを支援します。

249 地域の産業クラスターの形成

地域を超えたビジネス展開を図る中堅企業を支援し、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成していくことで、「地域未来戦略」を推進します。

地域未来投資促進法を活用し、地域経済牽引事業に、予算、税制、金融、規制緩和等のあらゆる政策ツールを集中投入します。従来の措置に加えて、緑地面積率規制のさらなる見直しやデータセンターへの工業用水の安定的な供給に関する措置、自治体が固定資産税の減免を行った場合の減収補填措置の拡充について検討します。

250 社会的事業の支援

全国各地で社会的課題の解決に取り組む民間の社会的事業者（ソーシャルベンチャー）を支援し、新しい担い手の確保に取り組めます。また補助金に頼らない資金として、SIBや休眠預金などのソーシャルなお金の活用を進めていき

ます。

251 シェアリングエコノミーの推進

「第4次産業革命」(IoT・ビッグデータ・AI)の社会実装、先端的技術による「医療・介護革命」を進めます。また、地方にある使われていない資源や全国に点在しているスキルなどをシェアすることで、分かち合い、助け合いの精神を経済活動、社会生活へとつなげるシェアリングエコノミーを推進していきます。

252 地方創生に向けたデジタル化の推進等

これからの地方創生には、デジタル化の推進が不可欠です。わが国が抱える様々な社会課題の解決や経済成長に向け、5Gやオール光ネットワーク等を活用した社会インフラの維持管理、地域産業の活性化、遠隔医療、遠隔教育、高齢者の見守りサービスなどを進めます。このため、携帯電話事業者によるエリア整備に加え、地域課題を解決するため、多様な地域や産業のニーズに応じて、様々な主体が柔軟にネットワークを構築できる「ローカル5G」等のインフラ整備や活用事例の創出などの推進により、課題先進国として5G等の利活用で世界トップを目指します。農林水産業、教育、医療、防災、観光、行政などの分野でデジタル化の推進に取り組む自治体や事業者などを、計画策定・体制構築段階から実証・社会実装まできめ細やかに支援することで地域課題の解決を図り、地方居住、地域の生産性向上、雇用の拡大等を促進します。

253 地方税財政の充実

地方財政の厳しい状況に鑑み、官公需の価格転嫁を進めるため、地方一般財源の確保・充実に努めます。また、「地域未来基金」を活用し、知事主導で産業クラスターの形成や地場産業の販路開拓・付加価値向上の取組みを進め、地域における「強い経済」を実現します。加えて、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講じるほか、ふるさと納税の健全な発展や企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図ります。

254 地方の機能強化

人口減少に伴う人材の不足や地域間での偏り

が深刻化する中、全国どの自治体においても、将来にわたって質の高い行政サービスを持続的に提供するための体制を構築できるよう、デジタル技術の活用や自治体間の協力を進め、国・都道府県・市町村間の役割分担や大都市地域における行政体制などについて、時代に対応できるあり方に向けた議論を進めます。

255 地方議会の機能強化

地方議会における議員のなり手不足が大きな課題となる中、主権者教育の充実など、議会への住民の関心を高め、住民に開かれた議会を実現するための取組みを推進します。また、厚生年金保険の適用拡大の進展等も踏まえ、多様な人材が地方議会に参画しやすくなる環境整備に向け、制度面を含めた検討を進めます。

256 広域リージョン連携

地域の成長やイノベーションの創出につながるよう、都道府県域を超えた広域単位で、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が連携して、産業政策や観光等の施策に取り組む「広域リージョン連携」を推進します。

257 地方への人の流れの創出・拡大

東京一極集中の是正を図るため、地方への移住や、関係人口の増加につながる二地域居住など、地域との多様なつながりを創出することで、地方への新しい人の流れをつくり出します。

258 ふるさと住民登録制度

特定の地域に継続的に関わる関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」について、来年度中の制度開始を目指します。誰もがアプリで簡単・簡便に登録できる柔軟かつ問口の広い仕組みとし、地域の担い手確保や地域経済の活性化を図るとともに、国民の多様なライフスタイルの実現も含め、社会全体の活力の創出・拡大につなげることを目指します。

259 地域密着型事業への支援

産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用して、地域密着型事業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」の支援件数を拡大し、地域経済の好循環を推進します。

260 地域コミュニティの再生

地域の「きずな」を再生するため、町内会や自治会など地域に根ざした活動を行う団体等を支援します。

地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組みを持続的に実践する「地域運営組織」の形成、その持続的な運営を支援するとともに、「指定地域共同活動団体」制度の活用を通じて、地域における共助の仕組みを支援、多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めます。各集落、小学校校区単位のコミュニティ活動や自治会、NPOなどの身近な団体活動を支援する「コミュニティ活動基本法」を制定し、地域内の活性化を図ります。

さらに、個性豊かで誇りある地域づくりに向けて、民間アドバイザーの派遣やコーディネーターの配置などの人材支援を推進するとともに、地域の人材力の向上を支援します。

261 「地域おこし協力隊」の拡充

都市から地方への定住・定着を図り、地域の活性化に大きな役割を果たしている「地域おこし協力隊」の拡充を図ります。そのため、新規隊員の掘り起こしや、活用を検討する自治体へのアドバイザー派遣、隊員経験者のネットワークを活用した現役隊員へのサポートを強化します。

262 「地域活性化起業人」の充実・強化

都市部の企業社員等を即戦力として活用し、地域活性化を図る取組みである「地域活性化起業人」の充実・強化を推進します。具体的には、自治体と企業等が相互に交流できるマッチングプラットフォームの運用により制度の活用を促進します。

263 地域社会の担い手の確保

人口が急減し、農林水産業、商工業等の地場産業の担い手が消滅しつつある地域について、ワークシェアリングの手法を活用しつつ、地域の担い手を確保する事業体を応援する「特定地域づくり事業協同組合」の取組みを推進します。

264 過疎地域対策の充実

わが党の主導により検討を進め、2021年3月

に衆参両院の全会一致で成立した「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」によって充実強化された支援措置を活用し、卒業団体も含め、引き続き、過疎地域の持続的発展の実現に向けた取組みを支援します。また、過疎地域において、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、日常生活支援機能の確保や、地域産業の振興を図るなど、過疎対策の充実強化に全力を尽くします。

265 自治体病院の経営の強化

不採算地区など条件不利地域を含むすべての地域において重要な役割を果たしている自治体病院の経営を強化し、救急、小児・周産期、感染症、災害対応など地域の医療提供体制の確保を図り、地域住民の命と健康を守ります。

266 郵政事業のさらなる発展、ユニバーサルサービスの確保、地域住民への利便性の向上

国民生活のインフラとしての郵便局ネットワークを守り、さらに利活用を推進するため、郵便局による公共サービスを含む公的サービスの提供の本来業務化、ネットワーク維持発展のための交付金の拡充のほか、日本郵政と日本郵便の合併の必要性を含む郵政グループの組織、郵政グループ内における郵便局ネットワーク維持に要する費用負担、上乗せ規制のそれぞれの在り方の検討を図る旨を盛り込んだ「郵政民営化法等の一部改正案」を早期に成立させます。

また、ユニバーサルサービスの安定的提供を確保しつつ、少子高齢化・都市への人口集中等の中で、マイナンバーカードの有効活用、自治体窓口業務の委託による行政サービスの補完や、オンライン診療、買い物支援等の生活を支えるサービスの提供など、郵便局の公的な役割をさらに拡充し、地域の活性化と地方創生に取り組みます。

併せて、郵便事業を取り巻く環境の変化に応じ、将来にわたって安定的な郵便サービスの提供を確保するため、郵便料金制度の見直しを進めます。

267 家庭ゴミの戸別回収支援

ご高齢の方や障害のある方の家庭ゴミの戸別回収支援に使える「特別交付税」の活用を促進します。

268 地域未来戦略の推進

地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すため、2025年12月に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」で整理された施策を基盤に、「強い経済」の実現に力点を置いた施策を追加し、全体戦略としての「地域未来戦略」を2026年夏を目途に取りまとめます。併せて、観光産業の高付加価値化を推進するとともに、文化芸術立国に向けた地域の文化、芸術への支援強化にも取り組みます。さらに、全国で「交通空白」の解消に向けた移動の足の確保を強力に進めます。

また、こども給食費、出産など地域間格差のある施策をナショナルスタンダードの観点からは正します。

269 地方創生の交付金等での支援

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上や海外を含む販路開拓など、地方公共団体の地域独自の取組みを幅広く支援します。

具体的には、従来の方創生に資する取組みのみならず、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組みを推進します。また、半導体等の大規模な産業拠点整備等に必要となる関連インフラ整備について、追加的に複数年かけて安定的に支援することにより、国内投資の促進や雇用機会の創出を図ります。地方創生は一朝一夕では実現しない、息の長い取組みです。このような施策により、今後も、地方公共団体のチャレンジを、安定的・継続的に支援していきます。

270 特区制度を活用した規制・制度改革

国家戦略特区制度を活用して規制・制度改革を大胆に進めるとともに、スーパーシティ、連携“絆”特区等における取組みの加速化を図ることにより、日本全体の経済成長や地域活性化に資する取組みを推進します。また、地方が持つ伸び代の活用と暮らしの安定のため、特例措置の全国への横展開や、地方の課題を起点とする規制・制度改革の一層の推進を図ります。

271 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用

企業が創業地などの地方創生プロジェクトを応援することを促進するとともに、地方公共団体が企業に地方創生の取組みをアピールするために政策面で競い合うことを促進することにより、地方創生の取組みを加速化するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、活用促進等を図ります。

272 政府関係機関・企業の本社機能移転等の促進

大都市への過度な集中を是正し、地方における雇用の創出を図り、地方への新たな人や資金の流れを生み出すため、地方拠点強化税制について企業へのインセンティブを高め、本税制の活用を促進することにより、企業の本社機能等の移転・拡充を促進するとともに、首都圏に集中する政府関係機関を含めた移転を進めます。

273 地方創生テレワークの推進

都市と地方など、新たな人の流れを通じた結びつきにより、地域課題の解決や新たな価値創造を図るため、地方におけるサテライトオフィスの整備・利用促進等を推進し、進出企業の定着に向けた支援を進めるとともに、企業等に対する情報提供・マッチング支援等に取り組むことに加えて、リモートワークとの親和性の高い副業・兼業を活用した、都市部の専門人材と地域企業とのマッチング支援の強化に取り組むことなどを通じて、地方への大きな人の流れを生み出します。

274 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進

性別や年齢、障害の有無等を問わず、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、それぞれの希望に応じてそれぞれの持つ能力を發揮し、生きがいを感じながら暮らすことができる地域づくりを進めます。

275 広域リージョン連携の推進

産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策を、都道府県域を超えた地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体の連携により、面的に展開するための新たな枠組みとして、広域リージョン連携を推進します。

276 地方における魅力あるしごとの創出

地方において魅力ある職場を生み出すため、地域の産業の生産性向上や地域の付加価値を高める事業創出の促進を支援します。また、地方における女性や高齢者等の一層の社会参画が可能となるよう、仕事と子育ての両立が可能な働き方の確立、アンコンシャスバイアスの解消、高齢者や障害者も安心して働くことができる雇用環境の整備などを進めます。

277 地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくりなど地域における若者の修学・就業の促進

地域における若者の修学・就業を促進するため、地方大学・産業創生法に基づき、産官学連携による地域の中核的産業の振興や雇用創出と大学改革を一体的に行う優れた取組みを地方大学・地域産業創生交付金により支援し、「地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくり」を進めます。また、地方における地元企業等に就職した者に対する奨学金返還支援制度の促進や、自分の住む地域に誇りと愛着を持つことを促進する教育を強化するとともに、地（知）の拠点である大学や高等専門学校、専修学校、高等学校における地方公共団体や企業等と連携した取組みを強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材や、地域に貢献する人材を育成します。

278 UIJ ターンによる起業・就業者創出

過度な東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策を図るため、東京から地方に移住して起業・就業する際に地方公共団体が移住支援金や起業支援金を支給する取組みを引き続き支援することでUIJ ターンによる起業・就業者の創出を目指します。

279 地方生活の魅力の発信

地域にある豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統などの魅力について、こどものころから学び、触れる機会を創出します。また、人々のライフステージに応じた段階的な移住・定住の推進策等を進めるに当たっては、併せて、地方生活の魅力を発信する必要があるため、地方生活の魅力や各種支援策等についてウェブサイトを通じ

て積極的な情報発信を行います。

280 こどもの農山漁村体験機会拡充・地方移住受け皿の環境整備

こどもの時代から農山漁村に親しむ機会を拡充し大人となってからの移住の環境を整えるとともに、若者の地方移住の受け皿となる環境整備を行う制度をつくります。

281 にぎわいのある地域の形成

地域住民等が良好な環境の形成や地域の魅力向上に取り組むエリアマネジメント等により、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちに賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげ、強い地方経済を創出します。

282 自立するまちづくりの推進

地域経済牽引事業の推進、地元特産品の開発・販路拡大への支援、観光客を呼び込む観光地域づくり等による稼げる地域の実現、民主導でハード整備からソフト運営まで担う新しいタイプの企業城下町、人を惹きつける質の高いまちづくりや生涯活躍のまちの推進、地域住民等が良好な環境の形成や地域の魅力向上に取り組むエリアマネジメント、地域住宅団地の再生を含む自立するまちづくりの推進等をさらに進めます。

283 農山漁村の維持

将来にわたって農山漁村の生活を維持し、安心なくらしを守ります。このため、「小さな拠点」を全国各地に形成することを目指し、生活に必要なサービス機能（医療、介護、商業、物流等）を維持し、地域運営組織（住民が主体となって地域の維持、生活サービスの提供を行う組織）を支援します。

284 日本産酒類の新市場創造等

日本産酒類の国内外での新市場を創造していくため、ブランド力向上や酒蔵ツーリズムの促進、輸出環境の整備などの対策を強力に推進します。また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」を担う、日本酒等の地域の酒蔵を守ります。また、2022年3月に改正した取引基準に基づき、酒類の公正取引環境の整備を

推進します。

285 屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、公共・民間施設の屋内外分煙施設の整備について、地方たばこ税の活用や民間助成制度の創設等、地方公共団体との連携により推進します。

286 二地域居住の推進

地方において地域づくりの担い手確保に資するとともに、豊かなライフスタイルを実現し、災害時における避難場所の確保や被災地への支援の役割を担うなど、国、地方、個人として様々な効果が期待できる二地域居住を、地域と二地域居住者のマッチングを担う特定居住支援法人の支援等により強力に推進するとともに、特に、デジタルを活用することで効率的、効果的に支援します。

287 地域生活圏の形成

2023年に閣議決定された第三次国土形成計画で掲げた「新時代に地域力をつなぐ国土」や「シームレスな拠点連結型国土」といった理念の実現のため、日常の生活や経済の実態に即した「地域生活圏の形成」や「二地域居住等の促進による地方への人の流れの創出・拡大」、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」などの取組みを推進します。併せて、人口減少下における適切な国土管理の在り方を示した国土の管理構想の取組みを推進します。また、新たな広域地方計画の策定・推進に取り組みます。

288 東京圏と地方の格差是正

全ての地域を大切に基本姿勢のもと、産業、生活、移動の基盤が不十分で、格差がある地域についての環境整備等を、震災復興の加速化、国土強靱化の促進などの取組みとより一層連携して進めます。

289 歴史・文化や景観・環境等の地域固有の資産や、空き店舗・遊休農地・古民家等の遊休資産の活用

地方の各地域に脈々と受け継がれてきた歴史や文化、景観・環境等の地域固有の資産や遊休資産を活用することにより、都市・まちの生産性向上や地域の魅力を引き出し、地域の活性化

を図ります。そのため、地方公共団体が主体的に進める商店街活性化を支援し、空き店舗の有効活用を進めます。また、既存の施策に加え、優良農地を確保するとともに遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進します。地域に残る古民家や旧校舎等、住民が愛着を持ち、核となる建築物のリノベーション・活用を促進するための取組みを新たに展開するとともに、歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組みや、低未利用となっている店舗等のリノベーションによる景観再生について、さらなる展開を図ります。

290 IRの推進

「IR（統合型リゾート）整備法」に基づき、様々な懸念に万全の対策を講じて、日本に何度も来ていただける安心で魅力的なIRを創り上げます。

291 ギャンブル等依存症対策の推進

ギャンブル等依存症対策により不幸な状況に陥る人をなくし健全な社会を構築するため「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づき、対策を総合的かつ計画的に推進します。

292 副首都機能の整備

首都の危機管理機能のバックアップ体制を構築し、首都機能分散及び多極分散型経済圏を形成する観点から、副首都機能の整備を含め、国家社会機能の継続性を高めるための法案を策定し、速やかな成立を図ります。

293 社会機能移転分散型国づくりの推進

大規模災害等をはじめとする様々なリスクに対する備えとして、国家の意思として、国家機能及び社会機能その他のわが国の政治・経済・社会等のあらゆる機能の継続性が確保された国土の形成を図るため、必要な法制度を整備した上で、内閣総理大臣を長とする推進本部を設置し、国土利用におけるリスクや脆弱性を網羅的に検証し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進します。

具体的には、国家社会機能が特定の地域に過度に集中したことによる弊害を克服するため、国家社会機能の特定の地域への集積による効果にも留意しつつ、国土全体にわたって人口や国

家社会機能が分散的に配置され、国家社会機能に係る適正なバックアップ体制が整備され、多重性・代替性を確保した交通通信ネットワーク等が整備された国土構造を目指します。地方公共団体及び民間事業者等においては、国との連携・協力のもと、業務の継続性の確保（民間事業者等の移転や分散立地等も含む）に係る取組みの一層の推進を図ります。

294 持続可能な観光立国の推進

観光は地域の活性化・日本経済の発展に不可欠な産業であり官民一丸となって持続可能な観光立国の推進に取り組みます。

2030年訪日外国人旅行者6,000万人・消費額15兆円の目標の達成に向け、地方誘客の促進や観光需要の平準化、混雑・マナー違反対応等のオーバーツーリズム対策により、インバウンドの受入れと住民生活の質の確保との両立を図るとともに、国内交流拡大、観光地・観光産業の強靱化等に戦略的に取り組みます。

また、戦略的に取り組むべき内容を盛り込んだ新たな観光立国推進基本計画を策定します。

295 豊かさを実感できる地域の実現

観光地の高付加価値化を推進するとともに、観光消費を促進し、地方分散にも資する各地の観光資源の掘り起こしや磨き上げ・世界への発信を支援しつつ、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりによる持続可能な観光を実現します。

地域の司令塔である「観光地域づくり法人（DMO）」等を中心に、広域的な戦略に基づく観光地域づくりや観光産業の経営力強化を担う人材の確保・育成を推進します。

296 新たな国内交流需要の開拓とデジタル技術の活用等

地域住民と来訪者の関係性を深めて反復継続した来訪を増加させる「第2のふるさとづくり」を推進するとともに、官民連携によるワーケーションの推進など、新しい旅のスタイルの普及・定着を図り、若者も含めより多くの旅行機会の創出、高齢者等の旅行需要の喚起につながるユニバーサルツーリズムの推進や、休暇改革等も含め旅行需要の平準化を促進します。

デジタル技術も活用し、旅行者の周遊促進、

観光地経営の高度化、観光産業の生産性向上・デジタル人材の育成に取り組みます。

297 インバウンドの地方誘客促進とコンテンツの充実

消費単価が高い高付加価値旅行者の地方誘客を促進するため、モデル観光地における取組みの推進やその成果の他地域への伝播を図ります。

様々な国・地域からの訪日の促進により、インバウンド市場の多様化の流れを後押しし、消費拡大・地方誘客促進に資する戦略的な訪日プロモーションを展開します。

公的施設やインフラの開放、国立公園や文化財、古民家・社寺の活用、アート市場活性化、ガストロノミーツーリズム、スノーリゾートの形成促進、サイクルツーリズムなど自転車活用、クルーズの持続的な成長と拠点形成、空港アクセス鉄道の機能強化、デジタルノマドの誘客促進、ローカルガイドの育成等に取り組みます。

298 観光地における受入れ環境整備

消費拡大や地方への誘客を図るため、外国語表記の充実、Wi-Fi 整備、キャッシュレス等を進めるほか、バリアフリー化等の強化を図ります。

また、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に取り組む各地域の実情に応じた対策を支援します。

観光地への交通の充実、駐車場予約システムの推進等の観光地における渋滞対策、より効果的に観光需要を喚起する高速道路における企画割引の推進、ビジネスジェットやスーパーヨットの受入れ拡大、出入国の円滑化、空港・港湾のおもてなし環境の充実等を図るとともに、首都圏空港等の機能強化や地方直行便の拡大等による相互交流の拡大を図ります。

299 沖縄のさらなる発展と県民生活の向上に向けた沖縄振興の実現

沖縄がわが国のフロントランナーとして飛躍的な発展を遂げるため、国家戦略として総合的・積極的に沖縄振興を推進します。沖縄振興特別措置法、沖縄振興予算、税制上の特例措置、沖縄振興開発金融公庫等の政策手段を最大限に活用し、強い沖縄経済を実現してまいります。

300 沖縄の自立型経済の構築に向けた産業振興の強化

沖縄のリーディング産業である観光業については、観光産業全体の高付加価値化や「稼ぐ力」の向上を図るとともに、オーバーツーリズム対策にも取り組みます。

化石燃料への依存度低下や 2050 カーボンニュートラル実現に向け、水素エネルギーの利活用等の新たな技術の後押しに加え、離島の特性を生かしたクリーンエネルギー導入のための取組等を推進します。

農林水産業については、県産農産物の販売力の強化等を支援します。

グローバルな社会課題の解決と沖縄の産業振興に貢献すべく、沖縄科学技術大学院大学(OIST)の教育研究への支援を通じて、地元経済界等との共同研究による産学連携や、OISTの研究力を活かしたスタートアップ支援を推進するとともに、地元の企業や金融機関等を含め官民一体となったスタートアップ支援を行います。

高付加価値の情報通信産業・製造業・航空関連産業・物流産業の誘致・育成など、アジア・太平洋地域との地理的近接性をはじめとする沖縄の優位性・潜在力を活かした新たな産業の創出・高度化を支援します。

301 駐留軍用地跡地利用の推進、沖縄における社会資本整備の推進、北部・離島の振興

大規模な基地跡地の有効活用は今後の沖縄振興において極めて重要であり、「GW2050 PROJECTS」の早期実現に向けて、基地跡地の先行取得等を強力に後押ししてまいります。

産業の振興・県民の豊かな生活の実現を図るため、那覇空港の機能強化等をはじめとした空港・港湾・道路等の整備、モノレールを含む県内交通網の充実に向けた検討、住環境の改善に取り組めます。また、沖縄の誇りであり世界遺産でもある首里城について、「見せる復興」による復元整備を進めます。

本島北部地域について、産業振興・定住環境の整備に向けた支援を引き続き進めるとともに、新たに設立される地域連携 DMO のやんばる観光地域づくりを支援する等、北部振興に取り組めます。わが国の領海の保全等に大きな役割を果たしている沖縄の離島について、農林水産物の物流コスト支援や住民の移動コスト支援などの

移住・定住環境の整備を通じ、離島振興の取り組みを進めます。併せて、特に条件不利性の高い小規模離島町村を対象とした子育て支援に取り組みます。

302 沖縄の未来を担う世代への支援

深刻なこどもの貧困の問題に対し、支援員やこどもの居場所等を通じた支援に加え、ひとり親や若年妊産婦への支援のほか、地域における学習・就労支援体制の強化に向けた事業等の充実に取り組みます。

沖縄におけるこどものウェルビーイングの実現に向けた教育・医療・福祉の学際的な政策研究の効果的な推進体制の構築を進めます。

各界の未来を支える人材の育成・確保策を講じていくため、沖縄の歴史的、地理的特性等も活かしつつ、国際交流の促進を通じた国際理解のある人材の育成等を進めます。

農林水産業

303 食料安全保障の強化

農林水産業は国の基（もと）であり、将来にわたり国民に食料を安定的に供給することは国の責務です。食料安全保障の強化（食料自給率を含む食料安全保障に関する目標の達成）のため、国内の農業生産の増大を第一に特に輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大を推進するとともに、安定的な輸入と備蓄を確保します。

304 農業構造転換集中対策

「改正食料・農業・農村基本法」に基づく新たな基本計画を踏まえ、2025年度から2029年度の5年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置づけ、食料安全保障の強化に向け、農地の大区画化、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入、輸出産地の育成等を、集中的かつ計画的に進めるため、既存予算とは別枠で、事業規模おおむね2.5兆円（うち国費おおむね1.3兆円）の産地負担の少ない思い切った集中対策を実施し、収益力向上の実現を通じた農業・農村の所得増大を目指します。

305 共同利用施設の集約化・再編促進

地域農業を支える共同利用施設について、更新費用の高騰・老朽化等の状況も踏まえ、再編・集約化等に向けた支援を強化します。

畜産・酪農の構造転換に向けて、乳製品加工基幹施設、食肉・食鳥処理施設、家畜市場、レンダリング施設等について、必要な施設・設備の整備、再編等を実施します。

306 スマート農業等の推進

「スマート農業技術活用促進法」のもと、人口減少や担い手不足等に対応し、省力化や生産性の向上をもたらす農業の成長産業化に資する、スマート農業の展開を図ります。ロボット、AI、IoTなどの先端技術を用いたスマート技術の開発・供給、中山間地域や中小家族経営を含めた生産現場への技術導入とスマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式の転換、サービス事業体の育成を進めるための予算を十分に確保し、スマート農業の実用化を促進する総合的な対策を講じます。国・都道府県・大学・農研機構・スタートアップ等の民間企業の「知」の総力を結集し、農作業の負担軽減等につながる技術開発など、現場と一体となって、農林漁業者等への実装までを視野に入れた技術革新を進めます。

また、様々な農業関連データの連携、共有、提供が可能なデータ連携基盤を活用し、生産から加工・流通等までのデータ活用を推進し、食料システム全体の生産性の向上を図ります。

307 革新的な新品種の開発・普及

農業者の減少や気候変動に対応するため、産官学の連携により、多収性や高温耐性等の重要な形質を有する革新的な新品種の開発・普及を推進します。

308 強い農業の基盤づくり（農業農村整備事業の推進）

新たな食料・農業・農村基本計画や土地改良法の改正を踏まえた新たな「土地改良長期計画」に基づき、土地改良事業を強力に推進します。政権交代前の平成21年度予算を大幅に超えた本事業について、スマート農業や需要に応じた生産への対応等のため、農地の大区画化や中山間地域のきめ細かな整備、情報通信環境の整備

等の地域の要望に応える予算の確保を図ります。農業の構造転換のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、流域治水対策や渇水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

また、農業・農村の構造変化に対応できるよう、土地改良区の運営体制の強化や、基幹から末端までの農業水利施設の持続的な保全・管理、更新・改修への支援を充実します。

309 米政策の推進

米の安定供給に向け、需要に応じた生産・販売を、精度を高めた調査に基づいて進めるとともに、食糧法を見直し、流通実態把握の強化や、官民での総合的な備蓄体制を確立します。併せて、事前契約の推進などにより取引・流通の安定化を進めるとともに、備蓄水準の回復に努めます。

全ての田畑フル活用を基本とする新たな水田政策を創設します。水田活用の直接支払交付金について、農業者や関係者の意見を丁寧に把握した上で、主食用のみならず輸出や米粉用、飼料用、業務用、加工用なども合わせた米の生産力の維持・低コスト化、地域実態に応じたブロックローテーションや輪作等を含む麦・大豆など作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。同様に、地域の農地の活用に積極的に取り組む農業者の経営安定に向け、施策の充実と十分な予算の確保等を行います。

310 国産需要に応える大豆・麦の生産拡大

2030年度に大豆の生産量を2023年度の26万トンから39万トン、麦の生産量を2023年度の109万トンから137万トンへ拡大し、国産需要を確保します。また、国産シェアを拡大するため、実需との結び付きを強め、需要に応えた品質の大豆・麦の安定供給が着実に拡大するよう、作付の団地化と営農技術・多収品種の導入、共同乾燥・調製施設の整備等による産地の生産体制の強化・生産性の向上を推進します。さらに、作柄変動の大きい国産の供給力を安定させるため、民間保管施設（ストックセンター）の整備、一時保管に対する支援により安定供給体制を確

立します。

311 米の需要拡大

米やパックご飯、おにぎり、米粉、日本酒など米の加工品の国内需要の拡大を図るとともに、海外市場の開拓や輸出産地の育成等を強力に支援します。特に、小麦等の輸入原料が高騰する中で、国産の米粉の需要と生産を大幅に拡大するため、米粉の生産コストの削減、新商品開発等を支援します。

312 平時からの食料の安定的な輸入の確保

国内生産で需要を満たすことができない農産物の安定的な輸入の確保を図るため、輸入先国における穀物等の調達網に対する投資の促進、輸入先国との安定供給に関する政府間対話の実施、国内における官民の情報共有の強化を図ります。

313 規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず幅広い生産基盤の強化

担い手の育成・確保や農地の集積・集約化を進めるとともに、規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる対策を講じ、幅広く生産基盤の強化を図ります。

314 地域計画を核とした担い手の経営発展支援（農地の集積・集約化、法人化の推進）

地域計画のブラッシュアップを継続し、中小・家族経営等を含む地域の担い手に対し、農地バンクの機能発揮と合わせ、農業委員会など関係者が一体となり、農家負担のない農地整備事業の活用等を通じて、農地の集積・集約化を進めるとともに、その経営発展や経営継承、サービス事業体の育成等を支援します。また、「改正農振法」のもと、食料の安定供給のための農地の総量確保を図ります。

法人経営、家族経営、集落営農、企業などの担い手に対するスーパーL資金等の融資、税制、出資等の支援を行い、こうした支援等を通じて、経営のレベルアップ等につながる法人化を推進します。リース方式による企業の参加を促し、企業の持つ販路や経営ノウハウを活用します。

315 担い手の育成・確保

農業の担い手を育成します。世代間バランスを取り、家族経営、法人経営、集落営農、企業等の担い手が共存する構造を創ります。

担い手の経営力向上のための資金確保に向け、農業近代化資金を拡充します。

新規就農者の確保を促進するため、経営発展のための機械・施設等の導入に係る支援に加え、新規就農者に対する資金支援の交付額を165万円に引き上げるとともに、研修農場の整備を含む地域のサポート体制の構築、農業大学校・農業高校等の農業教育の充実、雇用環境の改善に取り組む農業経営体の支援等を強化します。

また、女性の一層の活躍の推進や、外国人材の確保と受入れを支援します。

316 日本型直接支払制度の推進

農業・農村の有する国土保全、水源かん養、自然環境保全等の多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするため、「日本型直接支払制度」を着実に実施し、水路・農道等の地域資源の管理のための共同活動、中山間地域等の条件不利地における農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動等を支援するとともに、水田政策の見直しの中で、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の見直し・拡充等を図ります。また、担い手への農地集積などの構造改革を後押しします。

317 中山間地域等の振興

中山間地農業を元気にします。農地の総量確保と地域社会の維持に向け、平地との格差を埋め、営農継続を支援する中山間地域等直接支払制度を見直し・拡充します。また、中山間地域等の条件不利地においても、中山間地農業ルネッサンス事業等により、優遇措置を設定し、創意工夫を発揮して収益性の高い農産物の生産等に取り組む意欲ある地域・農業者を積極的に支援します。

さらに、地域社会の維持に資する生活の利便性の確保に向けて、特に中山間地域等の小規模集落向けに、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進します。

加えて、これらの地域政策と産業政策を車の両輪として進めていく上で土台となる水利施設等の農業生産基盤の整備や農業機械導入等を積

極的に推進するとともに、デジタル技術も活用し、農用地保全や地域コミュニティの活性化に一体的に取り組む中山間地域を総合的に支援します。

318 農山漁村における地方創生の取組

農山漁村に企業の活力を取り込むため、官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信を行うとともに、拠点の創設、課題解決モデルの選定により、具体的な案件形成を全国に拡大していきます。また、大企業による課題解決の取組みを促進するとともに、これらの取組みを行う企業を認定する証明制度を創設します。

319 生産資材の確保・安定供給

肥料・飼料等の生産資材については、価格高騰などの問題に万全に対応して継続的に支援を行うとともに、国内資源の活用や輸入先国での投資拡大による輸入安定化を進めるなど、安定供給体制の構築を図ります。

肥料については、食料の安定供給に不可欠な生産資材であることに鑑み、国産資源への転換や肥料原料の備蓄体制の整備など原料の安定確保に万全に対応します。また、輸入原料への依存を低減するため、たい肥・稲わら、下水汚泥資源等の国内資源を最大限活用するための対策を講じます。

輸入飼料価格の高騰に対しては、配合飼料価格安定制度の円滑かつ安定的な運用及び畜産経営安定対策の着実な実施を通じ、畜産経営が持続可能となるよう万全を期すとともに、飼料自給率の向上に向け飼料生産組織の運営強化、青刈りとうもろこし、稲WCS等の作付け推進、コントラクター育成や耕畜連携等による飼料産地づくりをそれぞれ強力に進めます。

燃料価格の高騰に対しては、施設園芸等燃料価格高騰対策において、一層の高騰にも対応できるよう機能を強化したセーフティネット事業を安定的に運用するとともに、省エネ型設備の導入支援を通じて燃料価格の影響を受けにくい経営への転換を図る対策を講じます。

輸入小麦等の原材料価格の高騰に対しては、安定供給の確保に万全を期すとともに、米粉・国産小麦等の代替原材料への切替、価格転嫁に見合う付加価値の高い商品への転換、生産方法の高度化等による原材料コストの抑制、国産小

麦の生産拡大等を支援します。

林業・木材産業については、ウッドショックやウクライナ情勢の影響により輸入木材の供給リスクが顕在化したことを踏まえ、海外市場の影響を受けにくい需給構造を実現することの重要性に鑑み、早期に国産材のシェア拡大及び安定的かつ持続的な供給体制の構築を図る対策を講じます。

320 農林水産物・食品の輸出等による「海外から稼ぐ力」の強化

① 農林水産物・食品の輸出促進

農林水産物・食品の輸出額 5 兆円目標（2030 年）に向け、輸出を促進するとともに、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大との相乗効果により、「稼げる農林水産業」を実現するため、以下の取組みを進めます。

【輸出産地・事業者の育成】

計画的にマーケットイン輸出に取り組む産地・事業者の育成に向け、長期運転資金など輸出に必要な資金の供給を図ります。各国の規制へ対応しようとする事業者への支援の拡充など、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の機能及び体制を強化して、意志あるプレイヤーの増加を促進します。

輸出先国・地域のニーズや規制に対応した生産・流通体系の転換や加工・製造等施設の整備を支援します。

地域の中小事業者が連携して輸出に取り組む加工食品クラスターの育成等を支援します。

【品目団体・現地系商流を含めた戦略的サプライチェーンの構築】

輸出拡大余地の大きい現地系スーパーやレストランなどの現地系商流の開拓に向けて、都道府県や品目団体、意欲ある輸出産地等と連携しつつ、輸出支援プラットフォーム等により、現地系をはじめとする未開拓の商流への新規アプローチの強化やプロモーション、現地商流構築に向けた相談対応及び現地発の情報発信等を通じて、輸出事業者等を包括的に支援します。

国内生産事業者と海外現地販売事業者、両者をつなぐ商社等が連携して行う戦略的なサプライチェーンの展開を、食品企業の海外展開、新技術の活用等と一体的に推進します。

輸出物流の効率化・高度化を図るため、地方港湾・空港を活用するためのワンストップでの

輸出手続きの仕組みの整備やコールドチェーン確保のための物流拠点の機能強化を図ります。

【輸出先国の多角化】

通称環境の変化に対応できる強靱な輸出構造を構築するため、輸出先国の多角化を進めます。

そのため、国内生産者等と連携した品目団体による輸出額が少ない国・地域における市場調査や販売促進など輸出力強化に向けた取組み、ジェットロ・JFOODO による商流構築やブランディングを支援します。

また、重要市場への輸出の維持・拡大を図る事業者等が行うプロモーション、高付加価値化、コスト削減等の個別の取組みを支援します。

【輸出先国・地域の輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ】

輸出拡大の障壁となる輸出先国・地域の輸入規制の撤廃・緩和に向け、戦略的に協議を実施します。中国に対しては、水産物の輸出の円滑化、残る 10 都県からの輸入規制の撤廃、日本産牛肉の輸出再開等に引き続き取り組むとともに、その他の国・地域における科学的根拠に基づかない規制についても撤廃を求めます。

② 食品産業の海外展開の推進

農林水産物・食品に関連する企業の海外ビジネス展開について、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会の枠組みのもとで、支援措置や優良事例に係る官民・企業間の情報交換、交流を一層推進し、その促進を図ります。

また、現地の業規制・商習慣に通じた海外現地の専門家を配置するなど輸出支援プラットフォームの役割の拡大等により、海外に進出し、現地で事業を展開する食品事業者へ伴走支援を強化します。

さらに、海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向け、食品製造業や外食産業等の食品関連事業者が行う施設整備等に向けた投資案件形成を支援します。

③ インバウンドによる食関連消費の拡大

地域の魅力ある食材や歴史・文化をひとつのストーリーにした地域づくりと情報発信を進め、訪日外国人に効果的にアプローチすることで、日本食のファンづくりを加速し、輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成します。

また、インバウンドに人気があるものの輸出

につながっていない日本産食品について、輸出を実現するための課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組みを支援し、インバウンドを起点とした食品の輸出を拡大します。

321 農業分野の知的財産の保護・活用

農林水産物・食品の国際競争力の強化に向け、優良品種の開発、海外流出の防止と戦略的な海外展開を推進します。

育成者権者に代わって、育成者権等の知的財産権を保護・活用する育成者権管理機関の設立を推進し、優良品種の管理の実効性を高めつつ、新品種開発等に投資するサイクルを確立するなど海外からの稼ぎを国内農業に還元する取組みを進めるとともに、育成者権の存続期間の延長など、優良品種を守り、新品種の育成・普及を進めるための法制度の検討を加速します。

「家畜遺伝資源法」等のもと、わが国固有の財産である和牛を守ります。また、地理的表示(GI)等の地域ブランド・日本ブランドについて、海外における模倣品対策を強化するとともに、インバウンドを効果的に活用した食関連消費の拡大、海外への魅力訴求を通じた輸出拡大につなげます。

322 合理的な価格の形成

4月から本格施行の食料システム法に基づき、米をはじめとした品目について、持続的な経営発展を可能とするコスト指標の作成を進め、生産者・消費者双方が納得できる価格の形成・安定を加速化します。その際、フードGメンによる実効性ある取組みを進めます。

323 食品アクセスの確保

物流の省力化・自動化等の推進に向け、物流拠点の整備等を支援します。また、経済的に困窮している者等への多様な食料の提供に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりやフードバンク等の食料受入れ・提供機能の強化等を支援します。

324 食品産業の持続的な発展

食料システム法の計画認定制度に基づき、食品等事業者が行う食品等の持続的な供給に資する取組や関係者の連携による地域発の食ビジネ

ス創出を支援します。また、原材料の国産化や食品ロスの削減などを推進します。

325 食文化・食育の推進、食品ロスの削減

「食育基本法」の改正に向けた検討を進めます。食や農への理解醸成と行動変容に向けて、官民で連携・協働した大人の食育の取組みを推進するほか、学校給食における地場産物や有機農産物の活用をはじめとする、地域の生産者や学校等の関係者が連携した農林漁業教育や食に関する指導の充実、農林漁業体験機会の拡大等を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産にも登録された「和食」の保護・継承を図ります。「和食」を世界に正しく広め伝えていくため、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進します。

さらに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、様々な形での食品ロスを減らすために、消費者などの意識向上に尽力する等、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程全体で食品ロス削減国民運動を展開していきます。

326 耕作放棄地対策

耕作放棄地ゼロを目指します。新たな耕作放棄地発生を予防するとともに、農地として再生利用可能な耕作放棄地のフル活用を図ります。

耕作放棄地の再生利用にあたっては、農地法に基づき、農地バンクを活用します。また、農業者、農地バンク等が行う耕作放棄地の再生作業や土づくり等を支援します。併せて、生産基盤整備による耕作放棄地発生の予防及び再生利用の推進を図ります。

327 TPP 対策等の着実な実施

CPTPP や日 EU・EPA 等の発効による農林漁業者の不安を払拭するため、「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、規模の大小を問わず生産性向上に向けた機械導入等により農林漁業者の体質強化と経営安定を図ります。

国際貿易交渉にあたっては、わが国の農林水産業が国民への食料の安定供給等の極めて重要な役割を果たしていけるよう、攻めるべきは攻め、守るべきものは守るとの考え方に立って、しっかりと交渉に臨みます。

328 経営安定対策の充実

農業者の経営安定に向け、ゲタ対策の実施や、ナラシ、マルキン、収入保険等のセーフティネット対策により万全に対応します。

また、全ての農産物が対象で、自然災害や価格低下などあらゆる収入減少のリスクに対応できる収入保険の加入を促進します。

329 自然災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

近年の豪雨、地震等、頻発する自然災害に対し、被災した農林漁業者の一日も早い経営再開に向けて、農地等の復旧や農業用ハウスの再建等、きめ細やかな支援対策を継続的かつ迅速に講じます。

防災・減災、国土強靱化のため、「ため池工事特措法」に基づく防災工事等を推進し、また、第1次国土強靱化実施中期計画のもと、農業水利施設等の老朽化対策や田んぼダム等の流域治水対策、農業用ハウスの補強、山地災害危険地区等における森林整備・治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等を加速して実施します。

330 東日本大震災、能登半島地震等に係る農林業再生等に全力

東日本大震災、能登半島地震等に係る農林業再生等に全力をあげます。

東日本大震災及び原子力災害事故からの復興・再生に向けて農地の集約・大区画化、スマート農業の推進、高収益作物の生産拡大等による省力的かつ儲かる農業生産体系の構築に取り組むとともに、広域的な産地形成の推進を全力で支援します。

原発事故の東京電力による賠償については適切かつ速やかに支払いが行われるよう徹底します。

引き続き、原子力事故災害被災地域における営農再開を支援します。コメ、牧草、畜産物、野菜・果樹、原木しいたけ等について、必要な放射性物質の検査の実施や、除染・放射性物質の吸収抑制を徹底するとともに、消費者への安全・安心な食料の提供に万全を期し、消費拡大を図ります。福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、対策の充実に努めます。

帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、策定した森林作業のガイドラインの周知や、木

材検査体制を含む必要な運用等の見直し、リスクコミュニケーション等に取り組みます。

また、福島等の森林・林業・木材産業の再生に向け、引き続き、「ふくしま森林再生事業」や良質な原木や原木しいたけ等の産地再生に向けた「里山・広葉樹林再生プロジェクト」、「里山再生事業」等、川上から川下までの取組みを進めます。

福島原発事故に伴う諸外国・地域の日本産食品等の輸入規制については、米国、EU等の多くの国・地域において撤廃・緩和されており、昨年は台湾が撤廃しました。引き続き、撤廃に向けた働きかけを力強く行っていきます。

令和6年能登半島地震および豪雨について、地域の将来ビジョンを見据えて、農林漁業者の一日も早い生業の再建や世界農業遺産「能登の里山里海」等のブランドを生かした創造的復興に向け、被災した棚田等の農地や農業用施設、畜舎、林地・林道の復旧・復興等、生業再開に向けた支援を全力で進めます。

岩手県大船渡市等の大規模林野火災について、森林復旧や生業再建の取組みを進めます。

331 未来への投資拡大

激甚化する自然災害・気候変動や、世界的な食料需要の拡大を踏まえ、未来に向けた投資として、わが国が世界最先端のテクノロジーを有する分野である、完全閉鎖型植物工場や陸上養殖施設等のフードテックへの投資を促進します。

332 畜産・酪農の生産基盤の強化

拡充した「畜産クラスター」等により、中小規模・家族経営を含む生産基盤を強化します。

①畜産・酪農の省力化の推進等

キャトルステーションの整備や発情発見装置などのスマート農業技術を活用し、肉用牛生産における労働負担の軽減、飼養管理の効率化等を推進します。

乳用後継牛の育成体制の整備、搾乳ロボット等の省力化機械の導入により酪農における労働負担の軽減、飼養管理の効率化等を推進します。

国産チーズの競争力を高めるため、原料乳の高品質化・コスト低減の取組みの強化、製造コストの低減と品質向上・ブランド化等を推進します。

②輸出拡大と環境負荷の軽減等

輸出拡大の主翼を担う畜産物の輸出について、輸出目標の達成に向けて、オールジャパンの取組みに加え、生産者・食肉処理施設等・輸出事業者の3者から構成されるコンソーシアム（事業共同体）による取組みを支援するほか、輸出施設の計画的な整備や輸出認定の迅速化を推進します。

畜産・酪農における持続的な生産を図るため、温室効果ガス排出削減などの環境負荷の軽減と、良質な堆肥の生産・広域流通を通じた耕畜連携等による資源循環の拡大を推進します。

輸入飼料依存から脱却し、国産飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を確立するため、不安定な気象に対応した草地改良、飼料生産組織の育成、飼料用米・飼料用とうもろこしに加えエコフィード等の多様な国産飼料の生産・利用拡大、耕畜連携、放牧等を推進します。

③畜産・酪農の経営安定等

公平かつ安定的な取引等により指定生乳生産者団体の機能を発揮し、酪農経営の安定、あまねく地域からの確実な集乳を確保します。労働負担の軽減に資する機械の導入や酪農ヘルパーなど外部支援組織の強化などにより酪農の働き方改革を推進します。

価格低落時の肉用子牛への対策や生産者と乳業が協調した脱脂粉乳在庫低減の取組みへの支援とともに、和牛肉や牛乳・乳製品の輸出やインバウンドを含めた販路・消費拡大を進め、生産基盤を守り、生産者が営農継続意欲を維持できるように支援します。その際、牛乳・乳製品の需要拡大に向けて、業界を挙げた取組みを推進します。

意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組めるよう、畜種（酪農、肉用牛繁殖・肥育、養豚、採卵鶏）ごとの特性に応じて畜産・酪農の経営安定対策を着実に実施します。併せて、畜安法における規律強化などにより生乳需給・取引の安定を図ります。

また、養蜂の振興に向けた取組みを支援します。

333 食の安全・信頼の確保

「家畜伝染病予防法」に基づき、飼養衛生管理の徹底や野生動物対策等により豚熱や鳥イン

フルエンザの発生予防とまん延防止に全力を尽くすとともに、発生農家等の経営再開を支援します。また、家畜伝染病のさらなる対策の強化に向け、鳥インフルエンザについては、卵等の供給への影響をできるだけ減らすよう、養鶏集中地域での連続発生対策や分割管理の導入等を進めます。豚熱については、清浄化ロードマップを定め、飼養豚対策及び野生イノシシ対策両面での取組みを進めます。加えて、悪質化する違反品の持ち込みに対応しつつ、アフリカ豚熱等の家畜伝染病や植物の病害虫の侵入を防ぐため、法制度を含め、空港・港湾等の水際対策を強化します。産業動物獣医師の確保を図り、獣医療提供体制を整備するとともに、動物医療分野における薬剤耐性対策を推進します。気候変動等により病害虫の侵入・まん延が懸念される中、「植物防疫法」を踏まえ、侵入病害虫の定着・まん延防止を徹底するとともに、持続的かつ効果的な防除を進めるため、総合防除の実践を促進します。

全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地表示を推進します。

334 産地強化対策

「産地生産基盤パワーアップ事業」により、果樹・野菜・花きなど全ての農作物を対象に、品質向上・コスト低減や高収益作物・栽培体系への転換などを強力に支援します。

335 園芸作物の生産体制の強化

マーケットニーズに対応した園芸作物の供給力を強化します。

①野菜の生産振興等

食料安全保障の確立の観点から、加工・業務用野菜の国産活用への切替えを推進するため、夏季の高温の影響下や端境期においても安定的な生産が可能な産地の育成や、冷凍加工施設や集出荷貯蔵施設の整備等による加工流通の効率化・付加価値化等を進めます。野菜価格安定対策の円滑な推進により、野菜農家の経営安定を図るとともに、国産野菜の安定供給を確保します。

②果樹の生産振興等

国内外の需要に答えきれていない果樹について、生産の増大に転じるため、新たな担い手の

確保・定着とともに、省力樹形の新改植・新植の加速化や、スマート技術等の導入を前提に省力樹形を基本として生産を行う新規産地の創出、産地ごとの課題に応じた気候変動適応対策を進めることにより、生産基盤の底上げを図ります。また、ストレート果汁など国産の強みを生かした果実加工品の供給拡大に向け、作柄安定技術の導入等による原料果実の安定確保対策を推進します。

③花きの生産振興等

「花きの振興に関する法律」に基づき、国産花きの生産・供給体制の強化や、花育の普及、プロモーション活動等による国産花きの需要拡大を推進するとともに、需給構造の変化に対応するための取組みや輸出拡大に向けて国内外へ国産花きをアピールする取組みを推進します。

また、2027年国際園芸博覧会に向けて、会場建設、参加招請、機運醸成など、着実な準備を進めます。

④施設園芸の生産振興等

施設園芸の大規模化・省エネ化等によるコスト低減や、高度な環境制御による次世代型の高収益な施設園芸の展開を推進するとともに、燃料価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めます。農業用ハウスの補強等により、自然災害に対する強靱化対策を進めます。

また、既に措置されている施設園芸農家の経営安定のための農業用A重油の免税・還付措置は今後も継続を目指します。

336 地域に根ざした特産作物の振興

「お茶の振興に関する法律」に基づき、茶の需要拡大を進めるとともに、国内外のニーズに合わせ、高品質化・生産安定に向けた改植・新植、てん茶生産や有機栽培、輸出向け栽培への転換、担い手への集積等に伴う茶園整理、防霜ファンの整備、燃料価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めます。

甘味資源作物については、生産体制の強化、地域の雇用確保も視野に入れた経営支援策の実施により生産・経営の安定を確保します。台風等の自然災害の多いさとうきびのセーフティネット基金を活用した生産回復の取組み推進、産地ごとに作成したさとうきび増産プロジェクト

の着実な推進、土づくり支援、かんしょ・ばれいしょを含めた甘味資源作物の作業効率化のための機械化一貫体系の確立や砂糖製造業における働き方改革の推進を図ります。

かんしょ・ばれいしょ・てん菜の病害虫防除対策など作付支援や需要に応じた作物の生産拡大など畑作の持続的な生産体系の確立を推進します。

そば及び薬用作物の需要に応じた生産振興を推進します。

337 種子の安定供給

種子の安定供給のため、これまで通り、都道府県への地方交付税をしっかりと確保します。

338 地域資源を活用した付加価値創出の推進

1次産業、2次産業、3次産業の連携による付加価値の高いビジネスの展開を促進し、需要に応じた新たなバリューチェーンの構築やブランド強化に向けた地理的表示(GI)保護制度の活用を推進するとともに、農山漁村の地域資源を活用した付加価値創出による「里業」を推進して、地域の所得の増大と雇用機会の創出を実現します。集落営農等を母体とする6次産業化・地産地消への取組みを支援し、地域の農林漁業者、観光事業者、学校給食等の様々な事業者のネットワークを構築します。マーケティングに精通し、6次産業化に取り組む農林漁業者の経営改善の取組みを支援する人材の育成・確保を図ります。販路と商品化のノウハウをもつ企業等の活動を支援します。

さらに、これらの取組みの推進に当たっては、地域コミュニティを支える農村型地域運営組織(農村RMO)も事業主体となりうるよう支援を行います。

339 棚田地域の振興

「棚田地域振興法」に基づき、棚田の保全とともに、棚田を核とした地域振興の取組みを関係府省庁一体となり総合的に支援します。

340 「農泊」の推進

農村地域の伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」について、多様な地域資源を活用し、インバウンドを含む旅行者の誘客促進、宿泊単価等の向上(高

付加価値化)に資する取組みの推進により、農山漁村の所得向上や農村への関心層の創出・拡大を実現するとともに、食関連消費の拡大に貢献し、輸出拡大との相乗効果を図ります。

また、都市と農山漁村の住民が共に行き交う共生・対流を図り、農業・農村に対する国民の意識を高め、こどもの頃から農業・農村に親しむ取組みを推進します。

341 農福連携の推進

障害者等の農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいの創出と社会参画を促す農福連携の取組みを強力に推進します。障害者・生活困窮者の活躍や高齢者の健康・生きがいの向上のための農業生産施設等の整備、農業者が障害者を受け入れる際に必要となる安全設備等の整備、障害者等が農業技術を習得するための研修等を支援し、障害者等の社会参画を促します。

342 都市農業の振興

市民農園など、都市住民が都市農業に触れ合う機会を拡大するとともに、「都市農業振興基本法」等の理念に基づき、都市農業の安定的な継続と都市農地の有効な活用をはかる生産緑地を対象とした新たな貸借の制度の適正かつ円滑な運用を進めます。

343 鳥獣被害対策・ジビエ利用の推進

鳥獣被害対策に全力で取り組みます。暮らしや農林業に深刻な被害を及ぼすクマ・シカ・イノシシ・サル等の野生鳥獣による被害を防止するため、地域ぐるみでの「捕獲」「侵入防止対策」「生息環境管理」の総合的な対策を推進するとともに、捕獲鳥獣のジビエ利用の一層の拡大に向け、捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策を講じます。

侵入防止対策については、鳥獣の侵入経路を踏まえた集落単位での効率的な侵入防止柵の整備を進め、地域全体での点検活動を推進します。

ICT等を活用した遠隔監視や捕獲データの収集・分析等による見回り作業の省力化や捕獲を強化すべき地点の特定等を可能とする効果的かつ効率的な捕獲対策など先導的なスマート鳥獣被害対策を推進します。

クマについては、クマ被害対策パッケージに基づき、捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の

捕獲強化、緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化等を進めます。シカ・イノシシについては、県・市町村が連携した広域的捕獲を進めます。

捕獲鳥獣のジビエ利用のさらなる拡大に向け、ジビエハンターの育成や地形等に応じた処理加工施設等の整備、国産認証制度の普及、ペットフード利用の拡大、観光等と組み合わせた新たな需要喚起等に取り組みます。

森林・林業においてもシカによる被害が深刻化しており、効果的・効率的なシカ捕獲の取組みを関連事業と連携して推進します。また、クマ等の野生鳥獣への対策として、生息環境整備のための広葉樹林化や林縁部における緩衝林帯の整備等を推進します。

344 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた技術の開発・普及

わが国の食料・農林水産業は、生産者の減少、地球温暖化、大規模自然災害等の課題に直面しています。今後、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していく中で、これらに的確に対応するため、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築を目指します。

その実現のため、「みどりの食料システム法」に基づき、調達・生産・流通・販売・消費に至るまでの環境と調和のとれた持続可能な食料システムの確立に向け、環境負荷低減に取り組む生産者や新技術の開発や導入を行う事業者に対し、予算・税制・金融上の支援措置を講じるとともに、生産者、事業者、消費者等の連携や理解の増進等を図ります。

また、2027年度に向けて、環境負荷低減の先進的な取組みを支援する新たな環境直接支払交付金の創設を検討します。

345 環境と調和した持続可能な農業の展開

再生可能エネルギーの導入による利益の地域への還元を進め、農山漁村の活性化を図りつつ、安定した生産・流通・消費体制の整備、外食産業における国産消費拡大への支援、有機農業の拡大支援や土づくりをはじめとする「農業の自然循環機能に立脚した」技術に基づく持続可能な農業を推進するとともに、こうした農業により生産された農産物の国内安定供給体制を整備します。さらに、食品ロスの削減推進、食品残さの

飼肥料化・エネルギー化等リサイクルの活動を支援します。

346 森林資源の循環利用の確立

森林・林業・木材産業をめぐる情勢の変化等に対応して、新たな「森林・林業基本計画」を策定します。新計画に基づき、本格的な利用期に入ったわが国の森林について「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用等を確立し、世界的な課題である温室効果ガスの排出削減（2050年ネット・ゼロ）への貢献を含む多面的機能の持続的な発揮を確保するため、林業適地のゾーニング、改正森林経営管理法等を活用した森林の集積・集約化、境界明確化、路網の整備やスマート林業の実装に向けた先進的な林業機械の導入、再造林の省力・低コスト化、エリートツリーの安定供給、労働力確保、加工流通施設の機能強化整備、都市等における木材利用の促進等の取組みを加速化するとともに、針広混交林等の森林づくり、森林病虫獣害対策、林野火災対策等による森林資源の適正な管理と林業・木材産業の持続的発展を推進します。

347 森林吸収源対策の推進

パリ協定を踏まえ、森林吸収源対策を推進します。2050年ネット・ゼロの実現に向け、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の確立を図るため、国産木材利用の拡大等の取組みと併せて、路網整備、植林、下刈りや除伐・間伐等を支援する森林整備事業を推進していきます。

地域の森林整備の促進にも貢献する公的主体による奥地水源林の適切な整備、林業公社の経営改善の支援を図ります。

348 森林の経営管理の集積・集約化

森林の循環利用を着実に進めるため、改正森林経営管理法に基づき、長期にわたる持続的な経営を行う林業経営者に対し、森林の集積・集約化を進める新たな仕組みの活用を促進します。

また、森林環境譲与税等を活用して路網整備・間伐等の森林整備のさらなる推進を図るとともに木材の需要拡大等を進めます。

さらに、森林経営管理制度を円滑に推進するためには、担い手の中核となる林業経営者の育成が重要であるため、国有林野の一定の区域で、

公益的機能の確保や地域の産業振興等を条件に、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度の活用を図ります。

施業集約化、外国資本等による森林買収の防止等を図るため、森林法や森林経営管理法も活用し、林地台帳情報の充実、森林所有者に対する経営管理の意向調査、ICT活用による森林情報の整備や境界明確化、地籍調査、森林の所有者の国籍等の把握等により、森林の適正な保全を確保する取組みを加速化推進します。

349 スマート林業・DXの推進

スマート林業・DXを推進し、林業の生産性の向上、林業経営体の経営の安定化、林業従事者の所得や安全性の向上、省力化を図ります。特に、プラットフォームの構築・運営を通じて、林業機械の自動化・遠隔操作化及び森林内の通信環境確保に向けた開発・実証、新たな技術を活用した革新的な林業に取り組みます。

また、地域一体となって森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動にデジタル技術をフル活用する「デジタル林業戦略拠点」の構築を進めます。

350 林業を支える多様な担い手・人材育成

「緑の雇用」や緑の青年就業準備給付金により若者を中心に多様な新規就業者の確保と定着を図り、森林総合監理士（フォレストナー）、森林プランナー、オペレーター等林業技術者・技能者の育成を推進するとともに、外国人材の受入れに向けた取組みを推進します。また、森林組合、林業事業体、自伐林家など多様な担い手の育成、造林に係る林業経営体の新規立ち上げのほか、労働安全強化対策等を促進します。

351 国土強靱化に向けた治山・森林整備対策

地球温暖化の影響により、線状降水帯の発生等による山腹崩壊等が多発している中、災害リスクに対処し、国民の安全・安心な暮らしを実現するため、能登半島地震や豪雨等による被害を受けた荒廃山地の復旧対策の着実な実施、山地災害で得られた教訓を踏まえた治山対策の推進、林野火災対策、クマ・シカ等対策、森林資源の循環利用や花粉症対策にも資する強靱で災害に強い林道の整備、主伐後の確実な再造林や間伐等を推進します。また、治山施設、林道施設等

の長寿命化に取り組みます。

特に早急に治山対策や森林整備等が必要な危険地区等において、第1次国土強靱化実施中期計画のもと、森林整備・治山対策を進め、緑の国土強靱化を推進します。

352 国産材の安定供給体制の構築

円安の影響等による輸入量の減少、SDGs への企業意識の高まりなどの機会を捉え、国産材の利用拡大を進めるとともに林業・木材産業の体質を強化し、川上から川下までを含めた総合的な対策を講じます。具体的には、レーザ計測機器等の導入を含めた路網の整備、先進的な林業機械等の導入、再造林の省力・低コスト化、木材加工流通施設の整備、急傾斜に対応した架線系集材技術の開発・普及、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の活用等により、生産基盤強化を進めるとともに、国産材への転換に向けた製材業者や工務店等による効率的なサプライチェーンの構築や木造公共建築物の整備等、非住宅分野をはじめとした木材の消費拡大を進め、成長の主役である地方経済における主要な産業の林業・木材産業を下支えします。

353 花粉症対策の推進

花粉症ゼロ社会を目指します。「初期集中対応パッケージ」に基づきスギ人工林の伐採・植替えの加速化、スギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉飛散防止剤の開発・実用化などを推進します。

354 「都市(まち)の木造化推進法」に基づく国産木材利用の拡大

森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現し、森林所有者や原木の生産者の所得の増大と地域の雇用の拡大を進め、山村の振興を図るため、国産木材の自給率5割を目標に木材の利用拡大に総合的に取り組みます。

①住宅における木材利用

国産材需要の約半分を占める住宅分野において、梁や桁など国産材の利用が低位な部材での国産材シェアを高めるとともに、工務店と林業・木材産業関係者の連携による国産材を活用した住宅づくりを推進します。

②非住宅・中高層分野等における木材利用

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築

物等における木材の利用の促進に関する法律」(通称：都市(まち)の木造化推進法)に基づき、公共建築物(学校など)における木材利用の徹底と支援を行うとともに、国又は地方公共団体と民間事業者の間で締結する建築物木材利用促進協定により、民間建築物における木材利用を促進します。

③国民運動による木材利用の促進

心理面・身体面の効果など木材の良さを発信するとともに、国民運動としての木材利用促進に取り組みます。

④木材利用によるCO2排出削減効果の「見える化」の促進

建築物LCA(ライフサイクルアセスメント)や改正SHK制度(温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度)への対応を進め、木材利用によるCO2排出削減効果や炭素貯蔵効果の見える化を図ります。これにより、非住宅分野における国産材利用を促進し、自治体や企業による木造化・木質化の取組みを後押しします。

355 JAS構造材やCLT等を活用した国産材利用拡大

建築物への木材利用促進に当たっては、大半が非木造構造である中高層建築物や低層大規模建築物を中心に、JAS構造材やCLT(直交集成板)、耐火部材等を含めた技術開発や設計者・施工者の育成に取り組みます。

356 合法木材の利用促進

改正クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)に基づき、木材関連事業者による合法性確認等や合法伐採木材の利用を徹底するとともに、木材生産国における関連制度等の把握を進めるなど、地球温暖化防止等に資するための合法伐採木材の利用促進に向けた取組みを強力に推進します。

357 国産木材の輸出促進

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づいて、木材の輸出を推進します。特にジャパンブランドの確立や日本産木材製品の認知度向上、輸出先国の規格・基準に対応した加工施設等の整備等を通じて、CLTやツーバイフォー材をはじめとした海外市場で求められる付加価値の高い木材製品の輸出拡大を進めていきます。

358 木質バイオマス利用の促進

山村地域の雇用と所得の拡大、山元への還元を確実にし、山村地域の活性化を図るために、地域の関係者の連携のもと、熱利用または熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」を構築し、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するとともに、改質リグニンやセルロースナノファイバー、木の酒などのマテリアル利用を積極的に促進します。

359 山村振興対策等の強化

森林の多面的機能の発揮を支える山村の地域活動や林家の取組み（森林の管理、侵入竹への対応等）を総合的に支援します。

また、山村振興法を踏まえ、山村の自立的かつ持続的な発展を促進するため、地域資源の活用による産業振興に向けた交付金等により、山村活性化の支援を推進します。

きのこ、薬草、木炭など特用林産物は、農林複合的な収入確保に資する重要な地域資源であり、需要拡大や生産性向上、輸出拡大等を図ります。加えて、健康・観光・教育など様々な分野での森林空間の活用をはじめとした森業を推進します。また、その一環として、J-クレジットの普及拡大に向け、森林由来クレジットの創出と幅広い企業等の需要拡大に取り組み、持続的な林業経営への貢献を図ります。

360 国民参加の森林づくりの推進

森林・林業への国民理解の醸成、木材利用の促進の観点等も踏まえ、植樹活動等の国民運動を展開します。企業やNPOのネットワーク化などを進め、多様な主体が参加した森林づくりを推進します。

361 水産業の成長産業化を推進

海洋環境が大きく変化する中、資源調査・資源評価を推進するとともに、水産業の成長産業化を着実に実行し、漁業者の所得向上と若者などにとって魅力ある漁業の実現を図り、全国の浜を元気にします。具体的には、資源管理や収益性の向上に取り組む漁業者に対して、リース方式による漁船・漁具等の導入、生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器などの導入、もうかる漁業・養殖業の実証等による漁船

漁業の構造改革、海洋環境の変化に対応するための新たな操業への後押し、積立ぶらす等の経営安定対策、新規就業者対策、水産物の消費の拡大、水産加工・流通業の振興、海外輸出の促進や輸出先の多角化等、スマート・デジタル技術の活用やカーボンニュートラルも含む「水産日本」の復活に向けて、総合的な「水産業強靱化計画」を策定し、水産業の成長産業化を進めます。

362 漁業者の経営安定の確保

漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る役割を果たしていることから、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用などを通じて、両制度の安定的な運営を確保します。特に、改正漁業災害補償法に基づき、近年の海洋環境の変化等に対応して複合的な漁業への転換を図ろうとする漁業者や国内外の需要に応じた養殖生産に取り組む養殖業者にニーズに応えられるよう、制度の改善を図ります。また、資源管理や漁場改善に取り組む漁業者に対し、「積立ぶらす制度」などの経営安定対策を引き続き実施します。併せて、持続的発展のできる質の高い漁業となるよう日本版水産エコラベル（MEL等）の普及と国産水産物の消費拡大を支援するとともに、誇りと意欲をもって漁業経営を継続できる浜値となるよう、漁業者が魚の値決めに関与できる仕組みを工夫します。また、漁業経営の一層の健全化に向けて取り組む漁業者が、必要とする資金を迅速かつ円滑に融通できるよう金利負担軽減などの金融支援を実施するとともに、保証制度についても実質無担保・無保証人でも活用できる制度を推進します。

363 燃油などの高騰への対策の実施

コストの多くを占める漁業用燃油・養殖用配合飼料価格の高騰から漁業経営を守るため、燃油価格などの高騰時に、漁業経営セーフティネット構築事業により補てん金を交付します。また、漁業経営の安定のための漁業用A重油・軽油の免税・還付措置は今後も継続を目指します。

364 漁師になろう！漁業への新規就業者を支援

地方の根幹産業である漁業に新しい力を注入

し、漁村を活性化します。このため、新規就業希望者に対して細やかな情報発信を行える体制の構築、水産高校卒業生の漁業就業を促すため、海技士資格の取得を支援し、漁業会社へのインターンシップの実施等漁業の魅力を発信する取組みを促進するとともに、外国人材の確保と適正で円滑な受入れを支援します。また、浜を牽引していく漁業者の経営能力の向上を支援します。さらに、現場研修及び講習を行う漁業協同組合や水産関係団体・企業等の受入れ機関などへの支援を行います。

365 漁業の構造改革

もうかる漁業・養殖業の実証により、漁獲対象種・漁法の複数化等の新たな操業体制への移行を促進します。また、浜の構造改革を後押しするため、意欲ある漁業者へのリース方式による漁船導入を促進する支援策を引き続き講じ、漁業の収益性を向上させるとともに、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的な代船建造を進めます。併せて、浜の構造改革を目指す取組みに必要な漁船・漁具等の導入を支援します。さらに、漁船漁業における省人・省力化等のための技術開発や ICT 等の利活用によるスマート水産業を推進します。

366 国産水産物の消費や魚食の拡大と水産加工・流通業の持続的発展の推進

水産物消費が大幅に減少している中、消費者の魚食に対する意識を改善するため、民間企業とも連携した簡単調理・掃除等の情報発信や水産物を利用したいとの意欲のある学校給食などへの供給をはじめとした取組みを一層充実強化するとともに、教育現場での体験漁業の導入や地域水産物を活用した魚食の推進など、子ども時代から魚に親しむ食生活の実現に向けた魚食普及の取組みを進めます。併せて、国産水産物の流通・消費を促進するために、全国各地の漁師自慢の魚である「プライドフィッシュ」の推進、水産加工業者等への原材料の安定供給等のための水産物供給における平準化の取組み、原材料不足・人手不足などの課題の解決に向け、低・未利用魚の活用や新商品の開発、販路の拡大・開拓などに意欲的に取り組む生産・加工・流通関係者を総合的に支援します。

367 水産物の流通構造の改革

マーケットインの発想に基づき物流の効率化、新しい鮮度保持技術や ICT 等の活用、衛生管理の強化などにより国内外の需要への対応を進め、生産、加工・流通、販売・輸出等の関係者が連携して水産物のバリューチェーン全体の生産性を向上させる取組みを支援します。また、IUU 漁業撲滅にも資する水産流通適正化法の一部改正に伴い義務付けられる、新たな情報伝達等に適切に対応できるようにするため、現場の負担を軽減できるよう電子化の推進等も含め支援します。

368 水産物輸出の促進

世界的な水産物市場や日本食文化の広がりを踏まえ、農林水産物・食品の輸出額 5 兆円（うち水産は 1.1 兆円）に向け水産物輸出を推進し、水産業の持続的発展による漁業・漁村の活性化を図ります。農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、マーケットインの発想で輸出拡大に取り組む産地・事業者の生産基盤の強化や官民一体となった海外での販売力の強化等を図るとともに、HACCP に基づく加工・流通施設整備への積極的支援や認定の加速化、輸出拡大の見込まれる大規模な拠点漁港等において一貫した衛生管理のもとで共同利用施設などの一体的な整備等を推進します。また、輸入規制等の緩和・撤廃や生産・衛生基準や各種証明を適切な内容とするための輸出先国との交渉などに取り組みます。

369 資源管理による水産物の安定供給の確保

産地市場・漁協等からの効率的なデータ収集や資源調査の充実、資源評価の精度向上を図ることにより、海の生産力を最大限活用し、最大の漁獲量を持続的に得られるよう、資源評価に基づく数量管理を基本とする資源管理を実施し、国際的に見て遜色のない水産資源の評価・管理方法を導入します。これにより、国民に対する水産物の安定供給の確保、浜の所得向上及び水産業の成長産業化を図ります。また、種苗放流事業については、地域の実情に応じた取組みに加えて、ブロック単位等の広域的な取組みを積極的に進めます。さらに、サケ・マスの回帰率向上に必要な強い稚魚の生産と適期放流及び広域的な連携体制の構築、広域種の適切な放流費用負担の仕組みの構築、ウナギ等の内水面資源の

回復と適切な管理体制の構築、スルメイカ、サンマ等資源状態が悪化している魚種について、その原因解明に取り組みます。クロマグロをはじめ、国際条約などによる規制に応じた資源管理のための漁獲制限などについては、沿岸漁業者を含め可能な限り漁業者への影響が最小となるよう、漁業所得が減少する漁業者に対する経営安定支援を引き続き実施します。鯨類については、鯨類科学調査を着実に実施するとともに、鯨食普及や販売促進を支援するなど、再開された商業捕鯨の自立に向け着実な進展を図ります。2020年12月に施行した改正漁業法による罰則強化の効果を最大限に高めるため、関係者が連携した漁業取締りの強化、漁業者による取り組みへの支援等の総合的な密漁対策を推進します。

370 養殖漁業の成長産業化

養殖業の成長産業化に向けて、国内外の需要を見据えて国が定める養殖業に関する総合戦略に応じ、生産から販売・輸出に至る官民の関係者が一体となって取り組む協議会が策定する行動計画に基づき、輸出等を視野に入れた新技術を用いた協業化の促進や大規模沖合養殖システムの導入等による収益性向上のための実証等の取り組みを支援します。また、必要な低コスト・高効率飼料、人工種苗向け初期餌料や優良系統の人工種苗等の開発など、ボトルネックの克服に向けた技術開発・調査を推進します。また、海洋環境の変化に対応した持続可能な養殖業を構築するために、ホタテ、カキ、ノリ等における、養殖対象種の転換や新たな養殖手法の実証等の取り組みを支援します。既存漁業と調和しつつ沖合域における大規模静穏水域の確保や、漁港の水域及び陸域の有効活用を積極的に推進して養殖適地の拡大を図ります。併せて、海洋と切り離れた養殖システムにより、気候の影響を受けにくく、安定的な生産が可能となる陸上養殖を推進します。さらに、漁業経営セーフティネット構築事業による配合飼料に係るコスト対策や養殖用生餌の安定供給に対する支援を行い、養殖水産物の着実な消費・輸出拡大を図ることにより経営強化につなげます。また、真珠の振興に関する法律に基づく基本方針に沿って、必要な施策を実施します。さらに、河川・湖沼での漁場環境の改善やカワウ・外来魚等の駆除など、内水面漁業振興対策を進めます。また、ニホン

ウナギの人工種苗の実用化等を進め、ウナギ完全養殖の社会実装を実現します。

371 国民の安全と国益を守る毅然とした水産外交及び外国漁船の違法操業対策の実行

外国漁船によって日本周辺水域での安全操業が脅かされている状況に鑑み、政府による強力な外交交渉を進め、日本の漁業者の安全操業の確保を図るとともに、漁業取締船の装備の充実など取締能力を向上することで外国漁船による違法操業の防止と日本周辺水域における資源管理の徹底を図ります。カツオ・マグロ・サンマ・サバ・イカ・鯨など回遊性水産資源の持続的利用を効果的に図れるよう、わが国がリーダーシップをとって科学的調査に基づいた国際的な資源管理や捕鯨問題にも取り組むなど、国民の安全と国益を守る毅然とした外交交渉を行うとともに、ODAなど国際協力を通じて海外漁場での安定的な操業を確保します。特に鯨類については、引き続き、国際機関と連携しながら科学的知見に基づく資源管理に貢献します。また、水産資源の持続的な利用という立場を共有する国々との連携をさらに強化します。WTO交渉やEPA・FTA交渉など貿易交渉においては、国益を第一に先達が築き上げてきた実績と誇りを守る国際ルール作りに努めるとともに、地域において重要な基幹産業である水産業の国際競争力強化に努めます。

372 漁港などの強靱化、安全で豊かな漁村づくりの促進

南海トラフ地震・津波などに備えて自然災害に強い漁業地域を目指し、漁港・漁村・海岸の防災・減災対策や老朽化対策を積極的に進めます。漁港等の集出荷機能の再編・集約や高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備を推進し、水産物の品質管理と安全性の向上を図るとともに、漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深を推進します。また、海洋環境の変化に対応した漁場整備を推進するとともに、漁港の水域や陸域の増養殖の場等としての有効活用などを推進します。併せて、整備の遅れている生活排水の処理など生活環境の整った安全で豊かな漁村づくりを進めます。また、「浜の活力再生プラン」を全国の浜で進めることにより、担い手の確保・定着に向け、漁業者の所得を向

上させるほか、都市住民などの漁村への訪問を促すこと等により浜のにぎわいを復活させます。

373 海業の全国的な展開

海の地方創生に向け、地域の所得向上と雇用創出を実現するため、地域のやる気と挑戦を引き出し、海業に一步を踏み出すための施策に加えて、海業のモデル事例を深化させるとともに、こども体験活動や港湾での海業展開等を含めた関係省庁・地方自治体との連携強化等に取り組むことによって海業の全国的な展開を図ります。

374 水産の有する多面的機能の強化、離島漁業再生支援

「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」や「離島漁業再生支援交付金」、「特定有人国境離島漁村支援交付金」により水産業・漁村の持つ多面的機能を将来にわたって発揮できるよう引き続き支援するとともに、漁場生産力の回復・強化に向け、ブルーカーボン生態系にも資する藻場・干潟の保全等の取組みの促進や、水産業・漁村が有する広大な国境監視のネットワーク機能を維持するための支援を行います。

375 赤潮や有害生物への被害対策の確立

赤潮や有害生物について、各種研究機関、わが国周辺の関係国とも密接な連携を行い、漁業被害の軽減のための研究調査を行います。赤潮については、早期かつ的確な発生情報の把握及び提供が重要であることから、近年様々な海域で発生している状況も踏まえて、モニタリング体制強化に資する技術の高度化や、予測手法及び被害軽減技術等の開発とその普及に取り組めます。また、有害生物については、早期駆除など抜本的対策や発生情報等の関係漁業者への速やかな提供を行うなどの体制を整備します。

376 東日本大震災及び福島第一原発事故からの水産業再生の加速に全力

東日本大震災及び福島第一原発事故からの水産業再生を加速し、漁船・漁港・養殖施設など漁業生産基盤はもとより、水産加工施設や冷蔵施設・製氷施設など、関連産業施設の復旧・復興を進めます。また、水産加工業については、地域の水産物を用いた新商品の開発、新規販路開拓などの取組みを支援し、販路回復を進めます。原

発事故による操業自粛などの直接被害、外国による輸入規制への対応及び風評被害対策については、輸入禁止措置の撤廃・緩和を働きかけていくとともに、各国に安全性を積極的にアピールし、一層の日本産食品の輸出拡大の実現など、漁業者への支援や安心確保を図ります。併せて、ALPS 処理水の海洋放出に伴う新たな風評への懸念を払拭するため、太平洋の海水、海底土及び水産物中の放射性物質のモニタリングを引き続き徹底し、漁業者が安心して事業を継続できるよう、万全な生産・加工・流通・消費対策を講じます。また、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制措置に対して、影響を受けた日本産の水産物について、引き続き、三陸常磐ものの魅力発信を含む国内消費拡大やビジネスマッチング支援等の海外販路開拓等を実施します。

377 能登半島地震に係る漁業の再開、漁港の復旧復興を進める

能登半島地震により影響を受けた漁業の回復に向け、全力で取り組みます。能登半島地震による隆起の被害が顕著な地域において、漁業者等との調整により優先的に機能回復を図る漁港の仮復旧を終え、順次、被災した漁港施設や漁業関係施設の本格的な復旧復興等を進めます。隆起被害がない地域の漁港においても、順次漁港施設の本復旧を推進します。また、漁場環境の回復に資する活動への支援を実施します。

環境

378 地域脱炭素の推進

2030年46%削減目標実現のため、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の加速化・全国展開を進めます。

このため、改定地球温暖化対策計画等に基づき、脱炭素先行地域及び重点対策加速化事業等の取組みについて、地域脱炭素推進交付金により支援するとともに、脱炭素先行地域等で得られた優良事例や実践的なノウハウを発信することにより先行モデルの全国展開を図ります。また、地域での脱炭素の取組みを展開・強化するための新たな方策を検討します。さらに、脱炭素電源を活用する産業の集積を進めることによる地域経済の活性化を目指し、GX産業団地等の

GX 戦略地域に対して、脱炭素電源及び基盤インフラ設備等の導入支援を行います。加えて、適切な営農を確保しつつ農業者の所得向上にも資する営農型太陽光発電や、炭素除去を含むカーボン・クレジットを推進します。また、株式会社脱炭素化支援機構を活用し、経済成長の実現に資する民間主導の脱炭素投資を強力に進めます。

取組みを強力に進めるため、地方環境事務所の地方局化を踏まえ、地域の脱炭素化のための支援体制についても強化を図るとともに、国の地方支分部局と地方自治体との連携を強化します。さらに、脱炭素化を推進する短中長期的な人材の確保・育成支援策の強化や、脱炭素まちづくりアドバイザーの派遣等による外部専門人材活用への支援を推進します。

379 使用済太陽光パネルのリサイクル促進のための法整備

今後、排出量の顕著な増加が見込まれる使用済太陽光パネルについて、廃棄・リサイクル制度の早期創設を目指すとともに、リサイクル技術の研究開発や設備投資の支援に取り組みます。

380 循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進

循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略と位置付け、製造業と廃棄物リサイクル業の事業間の連携促進を図ります。

また廃棄物リサイクル業等での AI・ロボットの活用推進、再生材の供給利用拡大・供給拠点の整備、国際ルール形成の主導等、循環経済の抜本的な強化に取り組みます。

381 気候変動・生物多様性・資源循環等のシナジーの発揮と地域循環共生圏の創造

気候変動、生物多様性の損失、汚染といった地球規模の環境課題は、互いに密接に関係しています。これらの課題の一つずつ個別に対応するのではなく、連携させて取り組むことで、相乗効果（シナジー）を発揮させることが重要です。

脱炭素技術の導入、循環資源の活用と供給ネットワークの整備、自然資本への投資やネイチャーポジティブ経営の推進といった取組みを通じて、複数の課題に同時に対応し、持続可能な社会と経済の実現を目指します。

また、地域での実践・実装として、各地域が地

域資源を活かして自立・分散型社会を形成し、新たな成長や高い生活の質を実現する「地域循環共生圏」の創造に取り組むため、専門家や情報を集約し、パートナーシップによる地域の構想・計画の策定等を支援するプラットフォームを構築します。

382 グリーンな経済システムの構築

第六次環境基本計画に基づき、環境に配慮した取組みや価値が正しく評価される市場づくりを進めます。具体的には、企業による資源循環や自然に関する情報開示を促すほか、環境への配慮を装う「グリーンウォッシュ」への対策、環境影響を事前に確認する取組みの支援、生物多様性に関する情報整備などに取り組みます。これらを通じて、環境に配慮した商品やサービスの価値向上を図り、グリーンファイナンスを後押ししながら、経済と環境が両立する「グリーンな経済システム」への移行を進めていきます。

383 成長志向型カーボンプライシングの推進

2050年カーボンニュートラルと経済成長の両立を図る「成長志向型カーボンプライシング」の実現に向けて、制度設計と環境整備を着実に進めます。

具体的には、2026年度の排出量取引制度（GX-ETS）の本格稼働に向け、排出量の算定・報告・検証（MRV）ルールの整備、企業登録やクレジットの取引ルールの策定など、制度の詳細設計を進めます。

併せて、取引インフラの構築や中小企業向け支援、カーボンクレジット市場の拡充、関係者への理解促進や人材育成など、制度を円滑に運用するための環境整備を総合的に進め、持続可能で競争力ある経済への移行を後押しします。

384 温室効果ガス排出量等の情報開示の促進

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出量・吸収量の状況や、関連施策の進捗状況に関する統計データの整備・集計・迅速な公表を進め、情報基盤の強化を図ります。

また、企業の温暖化対策が市場で適切に評価されるよう、排出量データのデジタル化やオープンデータ化を推進するとともに、原材料の調達から製造、製品の使用・輸送・廃棄までのバリ

チェーン全体を対象とした排出量の集計・情報開示を促進します。併せて、カーボンフットプリント等の活用により、製品・サービスごとの排出量の「見える化」を進めていきます。

385 フロン類対策の推進

フロン類は非常に強い温室効果を持つガスであり、その排出の増加が深刻な課題となっています。製造から使用、廃棄に至るまでの過程を通じた総合的な取組みにより、フロン類の排出量を大幅に削減します。

具体的には、「モントリオール議定書キガリ改正」に基づく代替フロンの段階的削減、機器の低GWP化、冷凍・空調機器におけるIoTを活用した漏えい監視、および廃棄時のフロン回収の徹底などを進めます。

また、フロン類の抑制に資する代替物質を用いた技術開発及び自然冷媒を用いた冷凍空調機器の普及のための助成制度を併せて推進し、(食の)コールドチェーンの脱フロン・脱炭素化を加速します。さらに、わが国の技術や経験を活かし、途上国のフロン対策支援にも貢献します。

386 地球温暖化に対する適応策の推進

気候変動の影響が顕在化する中、IPCC第6次評価報告書(第2作業部会)では、多くの自然・社会システムが「適応の限界」に直面するおそれがあると指摘されています。こうした被害が深刻化する前に、科学的知見に基づく戦略的な適応策を講じることが不可欠です。

このため、気候レジリエンスの強化を重要な柱と位置付け、流域治水や自然を活用したNbS(Nature-based Solutions)など、高度かつ多機能な適応策を、国と地方が連携して着実に展開していきます。さらに、企業におけるTCFD等に基づく気候リスクや機会の可視化と対応力の強化、農業・健康・インフラなどの分野横断的な適応の取組みも後押ししていきます。

併せて、熱中症対策の充実に向け、熱中症特別警戒アラートを着実に運用するとともに、市区町村によるクーリングシェルターの指定等、熱中症対策の取組みの支援や、地域住民への熱中症予防行動の呼びかけを強化し、国民の命と健康を守る取組みを進めます。

国外においては、「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-Plat)」や「アジア太

平洋地球変動研究ネットワーク(APN)」などを活用し、開発途上国の適応能力強化や適応計画の策定支援、UNFCCCへの報告支援を通じて、国際的な適応の推進にも積極的に貢献していきます。

387 脱炭素社会実現に向けたライフスタイルの転換

家庭や個人の消費行動に由来する排出は、わが国全体の温室効果ガス排出量の約6割を占めており、脱炭素社会の実現にはライフスタイルの見直しと行動変容が不可欠です。

衣・食・住・移動など日常生活のあらゆる場面で排出削減を進めるため、脱炭素型の豊かな暮らしを広げる国民運動「デコ活」を推進するとともに、行動科学(ナッジ)の手法やアプリ・データ等のデジタル技術を活用し、省エネ行動や環境配慮型の選択を自然に促す仕組みの実証にも力を入れます。

こうした取組みを通じて、家庭部門の排出削減を進めながら、持続可能で快適な暮らしへの転換を図ります。

388 脱炭素社会を進める人づくりと環境教育の推進

カーボンニュートラルの実現に向けては、未来を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代・分野の人々が共通の理解を持つことが重要です。そのため、学校教育におけるSDGsの普及を踏まえ、「環境教育等促進法」に基づき、学校、職場、地域、家庭など様々な場面で、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を取り入れた環境教育を推進します。

併せて、少子高齢化が進む中でも、脱炭素分野で活躍する人材の育成や人的資本への投資を強化し、生産性向上や経済社会の変革を支える基盤づくりを進めます。

また、地域のESD活動を支える拠点として「ESD活動支援センター」を活用し、多様な主体の参画と連携、地域ニーズに応じた支援、情報・経験の共有を促進します。

389 環境インフラ海外展開の促進

気候変動や廃棄物・大気汚染といったグローバルサウスの環境課題の解決に向け、日本の脱炭素技術や環境インフラの海外展開を強化しま

す。

官民連携のプラットフォームを通じて、現地情報の提供、技術発信、案件形成、関係機関の連携を支援するとともに、相手国の政策・制度整備も後押しし、日本の環境技術の国際競争力を高めます。

390 国家戦略としての循環経済への移行

循環経済は、資源をできるだけ長く有効に使い、廃棄物を再び資源として活用することで、カーボンニュートラルや自然との共生に貢献し、経済と環境の両立を実現する仕組みです。

この世界的な潮流を経済成長のチャンスと捉え、産業の競争力強化や地域経済の活性化に加え、資源制約や経済安全保障への対応にもつなげていきます。特に、海外依存度の高い重要鉱物や資源の再利用を進めることで、サプライチェーンの強靱化を図ります。

資源を循環させることで、暮らしの豊かさや持続可能な社会の実現を目指すとともに、循環経済への移行を国家戦略として位置づけ、官民が連携してその実現に取り組んでいきます。

391 再資源化事業の高度化

資源循環の高度化に向け、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」に基づき、地方許可に代わる国による一括認定制度を活用し、3年間で100件以上の先進的事業の認定を目指します。これにより、再資源化工程の高度化や事業者間の連携強化を図ります。

392 再生材の供給体制と設備投資支援

プラスチックや金属などの再生材を安定的・効率的に供給する体制を整備するため、産官学連携プラットフォームの活用や、資源循環関連の税制・補助拡充を通じて設備投資を支援します。併せて、重要鉱物や再生資源の国内確保を通じた経済安全保障の強化にもつなげていきます。さらに、循環資源を回収・集中処理し、製造業者に高品質な再生材を安定供給する資源循環ネットワークや国内拠点の構築に向けた取り組みを進めます。

393 高度外国人材の確保と制度整備

資源循環分野の高度化と担い手不足への対応に向けて、資源循環業界と連携し、外国人材の

確保を図ります。

育成就労制度および特定技能制度の対象分野に追加された資源循環分野において、制度の円滑な活用を進めます。

394 電子スクラップの国際循環と国内処理能力の強化

レアメタルを含む電子スクラップ（e-scrap）のリサイクル処理量を2030年に50万トン（2020年比5割増）へ拡大を目指します。ASEAN等へのリサイクル法令支援整備等の支援を通じ、日本企業が当該国由来のe-scrap等をリサイクルする体制を整備しつつ、協力枠組みを自動車や蓄電池等の他の循環資源に拡大することで、日本の高度な製錬技術を活かした国際資源循環体制の構築を進め、戦略物資の安定確保にも貢献します。

395 スクラップの不適正輸出防止と環境規制

金属スクラップの不適正な国外流出を抑制し、国内資源循環体制を強化するため、法整備をはじめ、環境対策が不十分なヤードへの規制、適正管理、輸出規制の徹底を進めます。

396 資源循環分野の国際ルール形成への主体的関与、国内マーケットの創出支援

資源循環分野における国際的なルールづくりを主導するため、再生材の利用や情報開示に関する国際基準「グローバル循環プロトコル」の2025年11月のCOP30での公表に向け、関係機関と連携して積極的に貢献します。また、国内においては、グリーン購入法に基づく特定調達品目に再生プラスチックの利用率などの循環性基準を導入し、2024年度から段階的に適用を開始、2030年度までに原則すべての品目に適用することを目指します。

397 衣類廃棄の削減とサステナブルファッションの推進

2030年度までに、家庭から廃棄される衣類の量を2020年度比で25%削減することを目指します。ファストファッションの中でも特に生産量が多く、商品サイクルが極端に短いものに対する海外の規制動向（例：フランス）も注視しながら、供給量の適正化に向けた情報開示やリペア・リユース・リサイクルに関する官民連携の

ルールづくりを進めます。併せて、サステナブルファッション推進法（仮称）の創設も視野に検討を進めます。

398 食品ロス半減に向けた施策の強化

2030年の家庭系食品ロス半減及び事業系食品ロス60%削減目標の達成に向けて、食品ロス削減推進法の新たな基本方針を踏まえ、食品寄附への社会的信頼性を向上させるためのフードバンク認証制度の創設などを通じて食品寄附を促進するとともに、外食における食べ残しの持ち帰りなどの取組みを促進します。

399 使用済み紙おむつのリサイクル推進

使用済み紙おむつの再資源化を進めるため、自治体が行いやすい環境整備として、必要な情報提供、技術実証、設備補助などの支援を行います。これにより、地域から出る生活系廃棄物の資源循環を促進し、地域資源の有効活用にもつなげます。

400 廃棄物の適正処理と廃棄物処理基盤の強化

廃棄物の適正処理と不法投棄の未然防止・早期対応に向けた取組みを強化します。

産業廃棄物に関しては、プラスチック資源循環法の活用に加え、廃プラスチックの保管量上限の緩和、市町村焼却施設での受け入れ、施設整備支援などにより、適正処理とリサイクルの促進を図ります。

また、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化や老朽施設の更新を進めるとともに、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制強化を進めます。さらに、発生抑制・分別・再資源化の推進を通じて焼却量を削減し、循環型の一般廃棄物処理システムの整備を加速します。

401 生物多様性保全に向けた国際的リーダーシップの発揮

2022年のCBD COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の着実な実施に貢献すべく、生物多様性国家戦略2023-2030を推進します。特に、陸地及び海洋の30%以上を保全する30by30目標の達成に向けて、国立・国定公園の拡充やOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の設定・管理を進めます。

併せて、森林やブルーカーボンを含む吸収源

の確保や気候変動適応にもつなげ、日本の国際的な役割を強化します。

402 生物多様性に関する情報基盤の整備・発信

ネイチャーポジティブ目標の達成に向けて、ネイチャーポジティブ経済への構造転換を進めるには、生物多様性に関する正確で信頼性のある情報の整備と発信が不可欠です。

このため、国、地方公共団体、企業、市民、研究機関など多様な主体が生物多様性に関する情報を活用できるよう、情報の把握・整備の迅速化を図るとともに、データの標準化やオープンデータ化を推進し、社会全体での共有と活用を促進します。

403 ネイチャーポジティブ経済の実現

TNFD（自然関連財務情報開示）による自然関連情報の開示は、企業が自然資本の保全・回復に責任ある行動を取るための基盤となり、ネイチャーポジティブ経済への転換を支える枠組みです。官民が連携してこの枠組みの活用を積極的に進めることで、サプライチェーンの強靱化や自然に配慮した新たなビジネスの創出を促進し、企業のネイチャーポジティブ経営への移行を推進します。併せて、ネイチャーポジティブに関連する国際的ルール形成にも主体的に参画し、日本の特性を反映した制度設計を働きかけていきます。

404 豊かな自然環境を維持し取り戻す仕組みづくり

鎮守の森の保全や里山の再生、生物多様性の確保、生態系サービス（水源涵養、防災・減災、食料供給など）の維持を目指し、「地域生物多様性増進法」に基づく自然共生サイトを2026年度までに500以上認定し、地域、企業、市民団体など多様な主体の取組みを促進します。相続税・贈与税の評価減措置などの税制支援も活用しながら、こうした活動を地域に根付かせ、人口減少などの社会状況を踏まえた持続可能な自然環境の保全・再生を通じたネイチャーポジティブな地域づくりを進め、SATOYAMAイニシアティブ等を通じて海外へ発信します。また、今後のまちづくり・インフラ整備においても、人と自然が共にあるコンパクトで環境にやさしい地域づくりを進め、都市機能と自然が共存する持続可

能な生活空間の実現をめざします。

405 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現

日本を代表する自然景観を有する国立公園等の魅力を高めるため、「国立公園満喫プロジェクト」を推進し、登山道・遊歩道・展望施設の整備、山小屋等の利用施設の支援、アドベンチャー・トラベルなど自然体験コンテンツの充実、廃屋の撤去や景観改善による滞在体験の向上、国内外への情報発信に取り組みます。

また、エコツーリズムの推進やロングトレイルの活用、温泉資源の保護、新宿御苑をはじめとする国民公園の積極的な活用等を通じて、自然環境を守りながら活かす「保護と利用の好循環」を実現していきます。

併せて、レンジャー（自然保護官）や公園管理関係者による現地の管理体制を強化し、自然環境の保全・管理に取り組む事業者やNPOへの支援も進めます。

さらに、能登半島地震からの創造的復興に向けて、能登の豊かな自然環境を活かしたツーリズムとトキの野生復帰をはじめとした地域づくりを推進します。

406 離島・世界自然遺産地域等の保護管理

離島などにおける自然環境の保全や、消失・変容した自然生態系の再生に向けて、外来種対策や植生回復、モニタリングの強化、地域との協働体制の構築などの取組みを進めます。

また、海山、熱水噴出域、海溝などの特異な海洋生態系や生物資源を保全するために設定された「沖合海底自然環境保全地域」においては、調査を進めるとともに、海底の形質を変更するおそれのある行為を規制するなど、海洋環境の保全を推進します。

さらに、2021年に登録された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を含む5つの世界自然遺産地域についても、関係機関と連携し、適切な保護管理を着実に進めていきます。

407 希少な動植物の保護と外来種対策

国内に生息・生育する絶滅のおそれのある動植物の保護・管理に向けて、多様な主体と連携した場の保全を進め、生息・生育状況の回復を図ります。

また、動植物園との連携による繁殖支援や野生順化訓練を通じて、トキなどの野生復帰を促します。

国際的に保護・管理が求められる種も含めて、国内での流通を適切に管理します。

外来種対策では、ヒアリなどの定着阻止に向けた水際対策の強化に加え、外来カミキリムシ類、外来水草類などの早期発見・対応を促進するため、交付金による地方自治体への支援も推進します。

408 住民の安全と生息環境の両立を図る鳥獣対策の推進

シカやイノシシによる農林業被害の軽減と生態系保全を図るため、捕獲の強化と広域的な管理体制の整備を進めます。

国民の安全・安心を脅かす深刻な事態に対応するため、クマ被害対策パッケージに基づき、人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現します。

409 愛玩動物と共生する社会の実現

ペットを家族の一員として捉えることが社会に定着する中、人と動物が共に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

このため、動物愛護管理法に基づき、悪質な動物取扱業者に対する立入検査や登録取消し及び動物虐待の防止等を都道府県が適切に実施できるよう、国として制度運用の徹底と支援を進めます。

また、犬猫へのマイクロチップ制度を適正に運用し、返還率の向上を図るとともに、保護された犬猫の譲渡が広く進むよう、自治体・動物愛護団体・ペット業界など多様な主体の連携体制を整備し、命を守る仕組みを強化することで、殺処分をさらなる削減を図ります。

加えて、災害時には避難所でのペットの受入れや一時預かり、仮設住宅での同伴入居への対応を強化し、被災者とペット双方の安全と安心を確保します。

410 海洋ごみの抑制とリサイクルの徹底による国内資源循環の推進

海洋プラスチックごみによる汚染が深刻化する

る中、プラスチック資源循環法に基づき、ワンウェイプラスチックの排出抑制、分別回収・リサイクルの徹底、紙やバイオプラスチックなど代替素材の導入を推進します。さらに、リサイクルインフラの整備支援やイノベーションの促進を通じて国内の資源循環体制を強化し、循環経済への移行を加速させます。併せて、海岸漂着ごみの円滑な処理や清掃活動の充実にも取り組みます。

411 海洋ごみをめぐる国際交渉のリードとアジア諸国への支援強化

海洋立国を標榜するわが国は、プラスチック汚染対策に関する国際的なルール形成を主導すべく、国連環境総会（UNEA）で採択された決議を踏まえ、新たな条約交渉を率先して推進します。また、優れた資源循環技術やごみ処理システムを有するわが国が、海洋プラスチック汚染に直面する東南アジア諸国や島嶼国の課題解決を積極的に支援します。加えて、今後の海洋資源開発にあたっては、将来世代への責任を果たす観点から、海洋環境の保全を前提として取り組むことを徹底します。

412 マイクロプラスチック等の海洋ごみ対策

マイクロプラスチックを含む海洋ごみの問題に対して、「海岸漂着物処理推進法」等に基づき、発生抑制、実態把握、回収・処理の取り組みを推進します。これにより、海洋環境の保全を図るとともに、観光など地域の基幹産業の振興にとって重要な海岸の景観維持にもつなげます。

413 瀬戸内海の環境の保全

2022年4月に施行された改正「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき、海域や季節ごとの状況に応じて、栄養塩の管理や藻場・干潟の保全・再生を進めます。こうした取り組みを通じて、地域の皆さんとともに、生き物にとっても人にとっても豊かな「令和の里海」づくりを目指します。

414 生活排水対策の推進

生活排水による水環境の汚染を防ぐため、下水道や浄化槽の整備と普及を進めます。特に浄化槽については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進や、適正な維持管理の確

保に向けた法制度の見直しを図ります。

併せて、下水道施設の広域化・共同化や、浄化槽の脱炭素化に向けた技術導入など、持続可能な汚水処理体制の構築にも取り組みます。

415 化学物質と環境

子どもたちが健やかに成長できる環境を守るため、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」により、環境中の化学物質等が子どもの発育に与える影響の解明を進め、その成果を政策や暮らしに活かす取り組みを進めます。また、化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）や、化学物質等に関する政府間パネル等の新たな国際潮流を踏まえて、「GFC 国内実施計画」等に基づきすべての化学物質を対象とした安全性評価や管理を推進し、国民が安心して暮らせる環境の実現を目指します。特に水銀については、「水銀に関する水俣条約」や「水銀汚染防止法」に基づき、国内外での排出削減などの対策を着実に進めます。

416 大気・水環境・土壌の保全と水辺の再生

大気・水環境・土壌の保全については、環境基準達成率の低い光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）、湖沼及び内湾の底層の貧酸素化などへの対応と、適切なリスク管理の観点から土壌汚染対策制度の在り方の検討等に取り組みます。また、健康と生活環境を守るため、有害物質などの環境基準の達成に向けて水質保全対策を進めます。

さらに、良好な水環境の創出と活用により、観光や地場産業の振興、藻場・干潟の保全と地域資源を活用する「令和の里海づくり」を促進し、生物多様性や景観など多面的な観点で「良好な水環境の創出」を推進するとともに、自然と共生する「ブルーインフラ拡大プロジェクト」を推進し、国民のウェルビーイングと地域の魅力を向上させます。

417 PFAS 対策の推進

水源から蛇口までの一体的なリスク管理を行い、安心・安全を確保するため、PFASのうち、PFOS及びPFOAの水質基準（合算50ng/L）を2026年4月から適用します。併せて、除去・分解技術の実証、水源対策、健康影響に関する科学的知見の充実、国民への丁寧な情報提供や

水道事業体への支援を推進します。

418 越境汚染等への対応

近隣国からの PM2.5 などの越境大気汚染がわが国に影響を及ぼすおそれがあることから、健康被害や環境影響を防ぐための国内対策を進めるとともに、発生源対策を促すため、調査研究やモニタリングを実施し、得られたデータや知見を近隣国と共有します。また、黄砂に関する共同研究の推進などを通じ、地域の協力体制を強化します。

419 公害健康被害対策等の着実な実施

水俣病問題の解決やアスベスト被害者の救済、アスベストの飛散防止など、公害等による健康被害への対策を着実に進めます。併せて、国内における毒ガス弾などの老朽化化学兵器に関する環境調査や安全確保に向けた取組みも継続して推進します。

420 原子力安全の最優先確保と規制行政の不断の見直し

福島第一原発事故の教訓を踏まえ、わが国の原子力規制に対する国内外の信頼を回復するために、安全性を最優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げてまいります。

原子力規制については、原子力規制委員会の独立性を尊重しつつ、効率的な規制を徹底するとの観点から、制度と運用のさらなる改善を進めることが必要です。審査及び検査の迅速化・効率化に向けた取組みが真に実を挙げるものとなるよう、関係機関の取組みを検証し、必要に応じさらなる見直しを行います。

原子力規制機関の信頼性を確保し、ICRP（国際放射線防護委員会）や IAEA（国際原子力機関）の最新の国際基準に照らした原子力規制を一層向上させるため、IAEA の総合的規制評価サービス（IRRS）を定期的に受検するなど、国際的な視野から常に点検し、改善します。

421 原子力災害への対応

南海トラフ地震や能登半島地震等の大規模な自然災害との複合災害も考慮した原子力防災体制の充実・強化に向けて、国と関係自治体が一体となって地域防災計画・避難計画の具体化・充実化に取り組むとともに、引き続き、関係自

治体における放射線防護対策や資機材整備等の支援を行います。原子力災害対応の実効性向上のため、対応要員の対応力向上と住民の理解促進に積極的に取り組みます。地元自治体からの要望を十分踏まえ、必要な避難道路等のインフラ整備を優先的に進めるとともに、緊急時避難円滑化事業のさらなる拡充を図ります。

また、令和 6 年能登半島地震など頻発する自然災害を踏まえ、災害時にも原子力施設周辺の放射線を安定的に把握できる放射線モニタリング体制の充実を図ります。

422 原子力の安全確保に係る基盤の強化

研究機関との連携による研究基盤の確立や、幅広い視野を持つ専門人材の育成など、原子力専門人材育成の維持・強化を進めます。また、安全性の向上に資する革新的な原子炉の研究開発等を計画的に進めます。

外交

423 普遍的価値に基づく国際秩序の安定・強化に貢献する外交の展開

自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や原則に基づいた国際秩序の安定・強化は、インド太平洋地域、ひいては世界の平和と安定にとって欠かせません。わが国としても、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の一層の推進に向けて、日米同盟を基軸としつつ、豪、韓国、台湾、ASEAN、印、欧州など普遍的価値や原則を共有するパートナーとの連携を強化します。

また、FOIP 実現のため、より多くの国・地域とともに、法の支配や航行の自由等の維持、海洋安全保障や人道支援・災害救援分野といった社会課題、質の高いインフラ推進などの支援に取り組むことで、連結性の強化を通じた経済発展へ貢献します。

424 ロシアによるウクライナ侵略への対応

今日のウクライナは明日の東アジアとなりうる中で、力による一方的な現状変更を認めず、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くとの決意を行動で示していかなければなりません。ロシアによる侵略を止め、一日も早くウクライナに公正かつ永続的な平和を実現するため、主権と

領土の一体性の確保に向けたウクライナの努力を引き続き支持し、G7 と連携しながら、ウクライナ支援と対露制裁を継続します。また、地雷対策も含めたウクライナへの確固たる支援とともに、今後とも官民を挙げてウクライナの自立的発展と復興を支援します。

425 国際法の活用を通じた国益の確保

国際法の誠実な遵守は、国際秩序の維持に必要不可欠です。国際会議や二国家間での枠組み等において、法の支配の重要性を多くの国々と共有するとともに、国際司法機関の役割を支持、国際裁判への態勢の一層強化を通じて、国益の確保に努めます。

426 人権外交の推進

人権擁護に向けた取組みを進める国に寄り添い、支援していくとの立場を堅持し、人権状況の実際の改善に貢献する日本らしい外交を主体的かつ積極的に推進します。

短期的には、ジェノサイド条約の取扱いの検討、外為法等の積極的運用改善、総合的外交判断のもとでの人権侵害制裁法など新たな法令上の枠組みの実現に向け取り組みます。また、企業の人権デュー・ディリジェンスの支援強化、ODA による基本的人権の推進、国連の活動におけるイニシアティブの発揮等を実現します。

さらに、中長期的には、二国間の「人権対話」の推進、権威ある国際 NGO との人権外交に関する対話枠組みの創設、国際的に保護を必要とする難民等の受入れ改革等を追求します。

427 太平洋島嶼国との関係強化

太平洋島嶼国の安定と繁栄のため、また FOIP の実現や、海洋における法の支配、わが国にとって重要なシーレーンに位置すること等の観点から、わが国と太平洋島嶼国との関係は極めて重要であり、一層の関係強化が必要です。

特に、気候変動に伴う海面上昇は、太平洋島嶼国のみならず、わが国にとっても死活問題です。将来的な海面上昇による海岸線の後退後も、国連海洋法条約によって設定された既存基線は維持されるとの立場のもと、国際会議や二国間会談などにおける積極的な発信を通じて、国際世論の形成をリードします。

428 日台間の様々なレベルでの実務協力の推進

台湾は、日本にとって、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値や原則を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人です。日台関係の深化に向けては、長きにわたり青年局による公式チャンネルを通じて、緊密な交流が重ねられてきました。さらに、近年では、外交・防衛分野を中心とする政策担当議員間においても、オンラインや相互に訪問する形で政策懇談を積み重ねてきました。

特に、昨年「日台 2+2」及び「拡大政策協議」においては、①戦略的コミュニケーション・偽情報対策、②防災協力、③経済・貿易分野の包括的な協力の強化、④海底ケーブル、⑤海上保安関係機関における連携・人材交流、⑥感染症発生時及び平時における協力体制構築を日台間で優先的に進めていくアジェンダと設定しました。これらの課題を実現するため、政府の進捗状況を適宜フォローアップします。

429 「三方良し」の実現に資する国際協力を推進

ODA の「受け手」である開発途上国の社会経済開発、ODA の「出し手」であるわが国自身の国益、さらに、「国際公共財」への貢献の各観点から、「三方良し」の実現に資する ODA を推進します。国益の観点からは、ODA を、開発援助を通じた外交ツールとしてだけでなく、わが国にとって重要な国家・分野に対する「危機管理投資」として戦略的に推進します。被援助国との関係では、幅広い開発途上国に対して戦略的に ODA を実施することを通じて社会課題解決策を共創し、グローバル・サウス諸国との連携強化にもつなげます。国際社会全体の観点からは、人間の安全保障を推進し、環境、気候変動、防災、国際保健といった地球規模課題の解決とルール形成主導を進めます。

こうしたルール形成を始めとする多国間協力を主導するため、幹部職員を含む国際機関で活躍する邦人職員の増強を含む取組みを通じて国際機関の戦略的活用とわが国のプレゼンスの強化を図ります。また、無償資金協力・技術協力・官民連携、国際機関拠出金や NGO を通じた支援等の ODA を、為替の影響も勘案しつつ、様々な形で拡充します。

430 同志国の安全保障能力・抑止力向上のための OSA のさらなる推進

既に実績のあるフィリピン、インドネシア、マレーシアをはじめとする同志国の安全保障能力・抑止力を向上させ、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出する観点から、特に OSA のための予算を拡充します。これにより OSA 案件の高度化・大規模化を可能にし、防衛装備移転その他の安全保障支援ツールとの連動性を高めるとともに、OSA を通じて日本製軍民両用品の海外展開を支援し、国内生産基盤の強化に資する取組みを推進します。そのため OSA の実施体制のさらなる強化に取り組みます。

431 中東・アフリカ地域への積極的関与

中東情勢の緊張の高まりが深刻に懸念される中、これまでに築いてきた中東各国との良好な関係を活かし、関係国とも緊密に連携しながら、中東の緊張緩和と情勢安定化に積極的に取り組みます。資源の安定的かつ安価な供給の確保は日本経済・暮らしの基盤です。要人往来、在外公館による日常的な働きかけ、国際的な枠組みの活用、ODA を含む外交ツールを活用し、主要な資源国との関係強化に努め、供給国の多角化を図るなど資源外交に力を入れます。

また、成長が著しい一方、多くの課題を抱えるアフリカ地域については、「アジェンダ 2063」等のアフリカ側の取組みを踏まえながら、アフリカと共に革新的課題解決を共創していきます。継続的な議員外交や昨年 8 月に横浜で行われた第 9 回アフリカ開発会議 (TICAD9) もフォローアップしつつ、民間セクター主導の継続可能な成長、若者と女性の重視、人材交流・人材育成の促進、連結性強化に取り組みます。また、ビジネス環境整備や人権・労働・環境等の基準を含むガバナンス強化に資する支援を推進することで「開かれた世界の資源市場」の実現に取り組みます。

432 UHC 達成に向けた取組みの主導

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) はわが国が強みを有する分野であり、これまで積み上げてきた実績を踏襲しながら、次なるパンデミックの予防・備え・対応を効果的に実施できるグローバルヘルス・アーキテクチャーを構築・強化していくことが重要です。UHC の達成の

ために、民間企業やアカデミア、市民社会等の知見・経験も取り込みつつ、企業や投資家の積極的な関与を得ること、日本国内の人材育成にも資する互恵的なパートナーシップを開発途上国との間で実現すること、能力構築支援や組織間連携を通じた効果的な多国間協力も強化することなど、一つ一つ実績を積み重ねていきます。

具体的には、健康安全保障の観点から、グローバル・サウス諸国が UHC を達成し、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスを実現するために、強靱な保健システムの構築に向けた技術的・資金的支援を推進します。また、2023 年立ち上げたグローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ (Triple I) を着実に進めつつ、持続可能かつ効率的な資金調達についても引き続き検討していきます。

433 ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化

国際経済情勢が不確実性を増す中で、日本企業が海外市場で活躍するためにも、わが国がルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化を牽引していく必要性は一層高まっており、EPA 等の交渉や履行確保を推進するとともに、CPTPP 等での議論を主導するなど、二国間・多国間の枠組みを通じて多層的に取り組みます。また、WTO についても、デジタル貿易の発展などの変化や、非市場的な政策及び慣行、経済的威圧などの新たな課題も踏まえ、WTO 改革に引き続き取り組むとともに、電子商取引協定や投資円滑化協定など、複数国間イニシアティブ下でのルール作りも推進します。

日本企業が海外事業を展開する上で、在外公館を通じた日本企業への支援を拡充し、各国の活力を取り込み、日本の経済成長や地方創生につなげていくことが不可欠です。一昨年からは開始した経済広域担当官制度も活用し、在外公館を最大限に活用する形で官民連携を一層強化し、地方の中小企業を含むわが国企業のグローバルな活動や、地方の製品の輸出促進を全面的に支援するとともに、JETRO 等とも協力しながら対日直接投資の推進にも取り組みます。また、日本企業の海外展開の観点から、総理が外遊する際には経済ミッションを帯同させるなど、経済界との連携を一層推進します。

434 投資協定・租税条約締結の促進

海外市場で得た利益を国内の新たな付加価値創造へと向かわせるため、二国間の投資関連協定や租税条約等により、資本移動の自由化等を促進します。また、海外子会社の配当、ロイヤリティ等に対する進出先国での課税を可能な限り縮小することを目指します。

そのため、他の先進国に比べて締結数で遅れを取っている日本の投資協定について、経済界の実需に併せて、アフリカ等も視野に入れ、戦略的に展開するとともに、協定の質の向上にも努めます。

435 ソフトパワーを活かした文化外交

ソフトパワーを活用した国際的競争が激化する中、わが国のプレゼンスは相対的に低下し、他国のネガティブ・キャンペーンへの対抗力も失われつつあります。文化発信で醸成されたポジティブなイメージにより築いた人脈を基盤に、地に足の着いた外交を展開すべく、「ジャパン・フレンズ」を拡大する取組みに注力し、文化外交を抜本的かつ戦略的に強化することが急務です。特に、在外拠点の文化発信機能を強化し、伝統芸能からアニメ・マンガを含むポップ・カルチャー、食文化等に至るまで、世界に誇るソフトパワーを総動員し、文化発信・交流事業を一層効果的に展開します。

436 領土・主権・歴史に係る取組み

中国による透明性を欠いた軍事力の強化、尖閣諸島周辺の領海への侵入を含む東シナ海・南シナ海での一方的な現状変更の試み、2022年のわが国 EEZ へのミサイル発射、東シナ海における資源開発、邦人拘束を含む懸念すべき人権状況、経済分野の諸問題等に対し、具体的かつ実効的な措置の検討を不断に行いつつ、適切に対処します。

また、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等について、国際法違反の状態や歴史認識等を巡るいわれなき非難といった、わが国の主権や名誉、国民の生命・安全・財産に関わる多くの課題に毅然と対応します。

竹島・北方領土・尖閣諸島をはじめ、わが国固有の領土・領海・主権を断固守り抜くために第三者研究機関を設置し、歴史的・学術的な調査研究を進め、わが国の戦略的対外発信を強化し

ます。また、わが国の領土・主権の研究・広報・啓発活動の拠点である「領土・主権展示館」のナショナルセンターとしての充実に努め、自治体との連携による移動型の展示活動も支援します。修学旅行生の見学などを通じて、若年層の理解促進にも努めます。

わが国固有の領土である北方領土問題については、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針は不変です。わが党として、最善を尽くして元島民の方々の思いに応え、北方領土返還要求運動の拠点である北方領土隣接地域の振興をさらに地域一体で進めます。

わが党が策定した「海洋基本法」に基づき、エネルギー資源等の海洋資源の開発・利用促進、排他的経済水域の開発や大陸棚の延長及び海洋調査の推進など、わが国の海洋権益を確保します。また、わが国排他的経済水域内で繰り返される韓国や中国による、わが国への事前同意のない海洋調査に断固抗議し、即時中止を求めるとともに、わが国政府には、具体的な対応策の検討含め、毅然と対応します。

恒常化する偽情報に対処するため、わが国の外交・安全保障政策や歴史・領土に関する立場・取組みに対する理解・支持は不可欠であり、情報戦を勝ち抜くための効果的な戦略的対外発信はこれまで以上に重要となっています。特に、わが国の領土・主権・歴史等について、情報収集や調査・研究・分析を強化するとともに、国内への啓発を強化し、国際社会において客観的事実に基づく正しい認識が形成され、わが国の基本的立場やこれまでの取組みが正当な評価を受けるよう、戦略的に対外発信を強化し、情報操作の余地を狭めていく取組みを進めるとともに、いわれなき中傷には迅速かつ毅然と対応します。

437 北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題の解決

北朝鮮による拉致問題は一刻も早く解決しなければならない人道問題です。制裁措置の厳格な実施など、国際社会と結束して圧力を最大限に高め、あらゆる手段、様々なルートを通じた様々な働きかけに全力を尽くし、認定の有無にかかわらず、拉致被害者全員の即時一括帰国を実現します。

国連安保理決議の明白な違反である北朝鮮の核・ミサイル開発に対し、米韓をはじめとする関係国・機関との連携を深め、完全廃棄を迫り

ます。

438 「核兵器のない世界」に向けた取組み

わが国には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向け国際社会の取組みをリードしていく責務があります。他方で、現下のウクライナ情勢が示しているように、核軍縮の進め方をめぐって、核兵器国と非核兵器国との間において立場の違いがあるのも現実です。このような状況を踏まえつつ、「核兵器のない世界」に向け、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進や核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始に向けた働きかけ、効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論・演習といった核兵器国も参加する現実的な取組みなども積み重ねることを通じ、核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持強化など、現実的かつ実践的な取組みを進めます。国際的な軍縮・不拡散の取組みに積極的に貢献します。

439 外交領事実施体制の抜本的強化、専門性のある人材の確保

在外公館は、わが国の「顔」であり、最後の「砦」です。緊急事態対応や邦人保護、情報保全等に万全を期すため、在外公館の機能を「質」と「量」の両面において強化するとともに、人的体制も強化します。また、在外公館施設の新設・修繕を含む営繕予算及び体制の増強を念頭に、老朽化する施設への対策はもとより、経済合理性の高い施設の国有化など、中長期的な取組みが必要な在外公館施設の強靱化を引き続き計画的かつ強力に推進します。在外公館施設については、わが国の経済・文化の発信拠点として日本らしさにも留意しつつ整備します。

外交活動を強力に推進し、わが国の食文化の発信を強化するため、質の高い在外公館の料理人の確保に向けて取り組みます。

情報・政策・発信の各部門の有機的な連携により AI 等を活用した情報収集・分析を強化するために、情報セキュリティ分野の高度な専門性を有する人材の育成や、情報システムの開発・運用で中核的な役割を担う人材の育成・確保を推進します。

440 国際社会におけるわが国のプレゼンスの強化

関係国と連携して実効性ある新たな国際秩序

構築と国連改革に取り組みます。引き続き、わが国の安保理常任理事国入りを目指します。国際社会におけるわが国のプレゼンス強化のため、国際機関の選挙対策、人材育成、博士人材の活用を含め、国際機関の邦人職員（ハイレベルを含む。）の増強に向けた取組みを強化するとともに、国際機関の戦略的活用を進めます。

441 宇宙デブリ対策の推進

わが国の得意分野を活かし、世界をリードして、人工衛星等の安全な運行のためのルール作りや宇宙デブリ問題に取り組んでいくことで、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用の門を開き、国際社会に貢献します。

442 国際協力等を通じた宇宙空間の安定的・効果的な活用の推進

各国との国際協力等を通じて宇宙空間の安定的・効果的な活用を推進します。

具体的には、準天頂衛星システムについて、7機体制を構築するとともに、宇宙状況把握能力の向上に向けた米国のセンサを搭載するなどの日米協力を推進します。また、高精度測位や防災に係るサービスのアジア・オセアニア地域での海外展開を戦略的に進めます。地理情報と衛星測位情報を統合活用した G 空間情報（地理空間情報）を国として保有し、利活用するための社会基盤インフラを構築することで、わが国の安全保障上の利益の確保に努めます。

宇宙に関する対話・協議の促進や宇宙状況把握における協力の強化など、米国をはじめ各国との間で国際的な協力を推進します。宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けても、国際的ルール作りに関する議論に積極的に貢献していきます。

443 有人国境離島地域の保全・地域社会の維持

わが国の領海等の保全等にとって極めて重要な意義を有する有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持を引き続き推進します。また、2026 年度末に期限を迎える有人国境離島法については、施策に係るフォローアップを踏まえ、期限の延長・施策の拡充を内容とする改正をします。

安全保障

444 防衛力の抜本的な強化

現行の安全保障三文書策定以降明らかとなった「新しい戦い方」への対応、継戦能力確保、わが国の太平洋側での活動への対応の重要性などを踏まえ、本年中に国家安全保障戦略を含む「三文書」を改訂し、新たな時代に対応した防衛体制を構築します。

防衛省・自衛隊の組織、増大する任務を踏まえ、防衛大臣の危機管理にかかる負担を軽減し各種事態への対処に万全を期すため、副大臣 2 名体制とします。予算規模についても、安全保障環境が加速度的に厳しさを増していることを考慮し、わが国の独立と平和を守り抜く上で必要な予算水準を確保します。

445 統合作戦司令部のもとでの指揮統制機能の強化

2025 年 3 月に新設された統合作戦司令部を中核とする新たな統合運用体制の中で、運用面のみならず運用を支えるあらゆる分野において従来の陸海空の縦割りから脱却することが不可欠です。この認識のもと、方面総監部・地方総監部・航空方面隊の担任区域の統合や機能の大胆な見直しを通じて、中間司令部の数を減らし、統合作戦司令部の一元的な指揮のもとで、少ない結節により陸海空自衛隊が有機的に行動できるような、真に効率的・効果的な組織構造を実現するとともに、このような取組み等により第一線で活動する要員を確保します。

446 弾道ミサイル攻撃を含むわが国への武力攻撃に対応するための反撃能力等の強化や不測事態に対処し得る体制の整備

極超音速滑空兵器、変則軌道弾道ミサイル、無人機・スウォームといった多様化・深刻化する経空脅威からの防衛に万全を期すため、領域横断的な統合防空ミサイル防衛能力を強化するとともに、イージス・システム搭載艦の整備を着実に進めます。また、度重なる北朝鮮によるミサイル発射など、わが国周辺のみサイル能力の増強に対し、ミサイル防衛網の質・量を強化するとともに、相手の攻撃を抑止する反撃能力にも活用可能なスタンド・オフ防衛能力を向上します。反撃能力の対象範囲は、相手国のミサ

イル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含むものとします。

わが国の島嶼部に対する攻撃への対応に万全を期し、常時警戒監視体制を強化するために、新型護衛艦（FFM）・哨戒艦や F35 戦闘機等の整備を引き続き進めます。加えて、12 式地对艦誘導弾能力向上型や島嶼防衛用高速滑空弾等の着実な取得等を通じ、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイルの整備を進めます。

447 “戦い方”の変化に応じた能力強化と態勢構築

AI、無人機、量子技術等の先端技術、軍事や非軍事の境界を曖昧にするハイブリッド戦、偽情報の見破りや戦略的な情報発信が肝となる情報戦への対応として、宇宙関連技術やドローン、AI、量子技術などの先端民生技術の専門機関と防衛省・自衛隊の連携を深め、急速な技術革新による“戦い方”の変化に応じた能力強化と態勢構築を進めます。また、情報収集・分析能力を高め、危機を未然に防ぎ、国益を守るため、国家インテリジェンス機能を抜本的に強化します。さらに、情報収集や防衛交流の第一線である防衛駐在官の拡充、情報発信能力の強化を進めます。

448 宇宙・サイバー・電磁波領域における体制強化の加速

宇宙・サイバー・電磁波領域における体制強化に向けた取組みを加速化します。宇宙分野においては、「宇宙基本計画」に基づき、衛星コンステレーションの構築を進めること、射場の新設・整備を含む自立性・即応性・機動性を確保した宇宙輸送システムを構築することなど、宇宙の安全保障に関する総合的な取組みを強化するとともに、自衛隊の宇宙作戦能力をさらに強化し、航空自衛隊を「航空宇宙自衛隊」とします。

サイバー分野については、「国家安全保障戦略」を踏まえ、能動的サイバー防御を導入するなど、欧米主要国と同等以上にサイバー安全保障分野での対応能力を向上させます。「自衛隊サイバー防衛隊」の体制強化、陸自システム通信・サイバー学校をはじめとする部内教育の拡充、高度な知見を有する部外の人材の登用や教育・研究基盤の拡充・強化等を進めます。

電磁波分野については、「電子作戦隊」の拡充やゲーム・チェンジャーとなり得る将来の技術の研究等により、電磁波領域における能力を強化します。

449 サイバー安全保障やサイバーセキュリティの体制強化等

日本国内のあらゆるパソコンやスマホ、サーバー等は、13秒に1回攻撃を受けていると言われており、サイバー空間を安全かつ安定して利用できる環境、特に国や重要インフラ等の安全等を確保する必要があります。このため、第217回通常国会で新たに制定した「サイバー対処能力強化法」等を今後順次施行し、高度なサイバー攻撃からわが国のインフラ機能を保護するとともに、重大なサイバー攻撃に対して未然防止や被害拡大防止ができるよう、政府の体制を強化します。この際、政府が通信情報を分析するに当たっては、通信の秘密の制限が最小限となるよう、広く国民や関係者の理解を得つつ進めます。

併せて、機能強化が図られたサイバーセキュリティ戦略本部のもと、新たな司令塔となる国家サイバー統括室を中心に、政府機関・重要インフラ等の対策の引き上げや、官民双方向の情報共有等により、高まる脅威に迅速に対応します。その上で、昨年末に策定された新たなサイバーセキュリティ戦略に基づき、「深刻化するサイバー脅威に対する防御・抑止」「幅広い主体による社会全体のサイバーセキュリティ及びレジリエンスの向上」「サイバーセキュリティ人材・技術のエコシステム形成」等の施策を推進し、世界最高水準の強靭さを持つ国家を目指します。

450 弾薬・維持整備のための費用確保、優れた装備品の数量確保、後方分野の能力強化

事態発生から終結までわが国を守り抜くために必要かつ十分な量の弾薬の整備や装備品の維持整備に係る費用を確保し、特に、自衛隊の弾薬・燃料等については、より柔軟な保管・輸送を行うことができるよう、各種規制について関係省庁間で十分な調整を進めます。また、急激に拡大する周辺国との戦力格差を一刻も早く埋めるため、領域横断作戦を通じてわが国を守り抜くために必要な、優れた正面装備品（艦艇、航空機等）の数量を確保します。加えて、輸送力や衛

生機能を含む後方分野における能力の抜本的強化や、事態の兆候を迅速に察知し、有効に対処するための情報機能の強化、自衛隊施設の強靭化に取り組みます。

近年増加が著しい災害対処や感染症対応など、国民を守るための活動に自衛隊が十分な態勢で臨めるよう、万全を期します。

451 防衛生産・技術基盤

防衛生産・技術基盤はわが国の「防衛力そのもの」であり、その担い手たる防衛産業が適正な利益を継続的に確保することは必要不可欠です。防衛生産基盤強化法等により、国内の防衛生産・技術基盤に対して重点的に投資及び支援を行うとともに、スタートアップ企業をはじめとした新規参入を促進し、優れた民生先端技術を取り込んでいきます。また、人手不足への対応を含む、装備品等のサプライチェーン上のリスクに適切に対応するため、製造工程の高度化・効率化の取組みを一層推進するとともに、強靭なサプライチェーンを構築します。加えて、サイバーセキュリティ対策を含む産業保全の抜本的強化を進めます。

世界的な防衛需要の高まりを踏まえ、各国との防衛産業協力及び防衛装備移転を含む防衛装備・技術協力を積極的に取り組みます。防衛装備移転円滑化基金については、移転に関する企業（現地企業を含む。）の活動や移転に伴い必要となる設備投資等への支援を検討します。また、グローバル戦闘航空プログラム政府間機関を通じ、次期戦闘機の共同開発を推進します。

今後、同盟国・同志国との装備品の共通化や弾薬を含む規格の共通化により、相互提供を行うことを視野に入れつつ、官民が防衛事業の市場拡大と国際競争力の強化に取り組む環境を整えることで、防衛産業において生産性の向上とイノベーションの創出を実現します。また、企業単独による資金力と自主開発・人材確保には限界があるため、防衛産業に係る国営工場及び国有施設民間操業（GOCO：Government Owned, Contractor Operated）に関する施策の推進、官民ジョイントベンチャーの活用、国による企業への出資等、前例に囚われない新たな取組みを追求します。これらの取組みを中長期的かつ戦略的に進めていくための戦略の策定と必要な体制を構築することで、防衛産業を抜本的に強化

し、日本経済の成長に寄与してまいります。

452 防衛分野の研究開発

わが国の技術力を結集し、将来の戦い方を実現する研究開発へと変革するため、防衛省の研究開発費を増額するとともに、研究開発に要する期間を大幅に短縮する新しい手法を研究開発プロセスに取り込み、将来の戦いにおいて実効的に対処する能力を早期に実現します。その上で、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の議員に防衛大臣を正式に追加するなど、関係省庁の取組みと連携し、産業界とアカデミアの力を大胆に活用して民生先端技術を防衛分野に取り込むとともに、成果を社会に還元する安全保障分野における産学官の研究開発エコシステムを構築します。防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所の活動拡大や防衛科学技術委員会における議論などを通じて、未知の技術領域に対して果敢に挑戦することにより、将来の新しい戦い方を創出する防衛イノベーションを実現する機能の抜本的強化や、研究職技官をはじめとする増員など人的リソースの拡充も含め、防衛装備庁を中心として、防衛省の必要な体制を強化します。さらに、顕著な貢献のあった防衛産業、研究機関やその関係者に対する表彰等を積極的に検討します。

453 処遇改善、募集施策強化、女性活躍の推進等、人的基盤の強化

「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」に基づき、給与面を含む処遇改善、生活・勤務環境の改善、再就職支援の拡充等による新たな生涯設計の確立、女性活躍などを強力に推進します。また、募集施策の強化を図るとともに、予備自衛官等の充足率を向上させるための制度の見直しや予備自衛官等が活躍できる環境づくりを進めます。さらに、事務官・技官等の自衛隊員についても、必要な人材確保のため、処遇改善や魅力ある勤務環境づくりに取り組みます。

有事において、危険を顧みずに任務を遂行する隊員の身体・生命を救うため、自衛隊衛生の総力を結集して戦傷医療対処能力の抜本的な向上を推進します。

454 国民保護の一層の強化

原子力発電所をはじめとする重要インフラの抗たん性を強化します。特に、グレーゾーンの事態に備え、警察機関と自衛隊がシームレスに対応できるよう、より実践的な共同訓練の実施等を通じ、平素からの連携体制を一層強化します。とりわけ原子力発電所においては、自衛隊による対処が可能となるよう、警護出動を含め法的な検討を行います。

国民の生命・身体・財産を守るため、武力攻撃災害を含む各種災害を念頭に、国民保護の実効性ある体制整備を進めます。具体的には、シェルターをはじめとする各種避難施設や輸送手段の確保、空港・港湾などのインフラ整備と既存アセットの最大限の活用、図上訓練に加えた実動訓練の追求などを通じ、迅速な避難を可能とする体制を整えます。

まずは、全国に先駆けて先島諸島約12万人の避難受入れの基本形を早期に策定し、避難経路、避難先の多重化等、中長期的な課題にも取り組みます。

また、北朝鮮によるミサイル発射が頻発するなど、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威が現実味を帯びる中、関係省庁と地方自治体との平素からの緊密な連携の確保や、実践的な訓練の実施、地方自治体の危機管理監等への退職自衛官の採用などを通じ、あらゆる事態を想定した国民保護の態勢を確立します。

災害対策の司令塔として新設する防災庁のもと、災害派遣時の自衛隊と関係省庁との役割分担を明確化しつつ、相互の連携を一層強化します。

在外邦人保護の観点から、在外公館の人員・機材を含む体制を強化するとともに、邦人等の保護・退避、避難民への支援に全力を尽くします。

尖閣諸島周辺において事態がエスカレートすることも予想される中、わが国の正当性について国際社会に対する発信力を強化します。加えて、実践的なシナリオに基づく共同訓練等を通じ、自衛隊と警察・海上保安庁との連携を強化します。さらに、わが国の領域侵害に対して政府機関が十分に対処できるよう、法整備も含め、速やかに必要な措置を講じます。ハイブリッド戦や様々な複合事態に対しても、装備や法律上の権限などを十分に付与して、万全の体制を構

築します。

また、自衛隊部隊の円滑かつ効果的な活動のため、南西地域の空港・港湾や通信等のインフラ整備を推進するとともに、有事における民間飛行場の航空管制機能維持、電波利用や周波数割り当て、防衛・風力発電調整法に基づく取組み等について、政府全体で緊密に調整を進めます。

さらに、衛星や海底ケーブルなど、国防上重要な施設等の防護を強化します。

455 同盟・友好国との協力強化

日米同盟及び地域の安全保障を一層強化するために、わが国の防衛力を強化するとともに、サイバー・宇宙を含むあらゆる領域を横断する日米防衛協力を深化させます。また、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止の在り方を不断に検討するとともに、米国が提供する拡大抑止の信頼性を一層確保するため、政治のリーダーシップのもと、しっかり協議していきます。

「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを実現するため、日米同盟を基軸としつつ、豪州やインド、韓国、ASEAN・欧州諸国並びに NATO 及び AUKUS 等との連携、QUAD での協力等を通じ、人的交流や部隊間交流、共同訓練、防衛装備・技術協力を含む二国間・多国間の防衛協力・交流を推進するとともに地域の安全と安定を一層確保するための取組みを主導します。

456 国際社会の平和と安定への貢献

アジアと欧州・中東を結ぶ海上交通の要衝であるソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動や、中東地域の平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のため、中東地域での情報収集活動を着実に実施します。また、シナイ半島における多国籍部隊・監視団（MFO）や国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）への司令部要員の派遣といった取組みを通じ、国際社会の平和と安定に一層積極的に貢献します。

457 地域コミュニティとの連携の推進

自衛隊施設や在日米軍施設・区域が所在する地域の負担軽減を図るとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付、防音工事や民生安定施設への助成など防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策を推進します。また、地元

調達にも十分な配慮を行います。

在日米軍の施設・区域については、日米同盟の抑止力を維持しつつ、地元の負担軽減を図るため、日米で連携して、訓練移転を含め在日米軍再編に全力で取り組みます。特に、在日米軍専用施設・区域が集中する沖縄の負担軽減は重要な課題であり、在日米軍施設・区域の返還等を一層推進します。

また、普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去するため、現行の日米合意に基づく名護市辺野古への移設を着実に進めるとともに、自治体への重点的な基地周辺対策を実施します。

地域住民の方々の安全・安心の確保を最優先の課題として、米国政府と緊密に連携の上、在日米軍による事件・事故の防止を徹底し、日米地位協定のあるべき姿を目指します。

458 わが国の安全保障に資する宇宙利用の促進

各国の動向を注視しつつ、わが国の安全保障に資する宇宙利用の促進、研究開発等を推進します。

具体的には、高分解能・高頻度の情報収集衛星や早期警戒衛星等、わが国の安全保障に資する研究開発を加速し、自衛隊をはじめ中央省庁・関係機関等が利用する通信、気象観測、偵察等、様々な用途の衛星システムの開発を推進します。

また、輸送系システム、射場の新設・整備を含む地上系システム、宇宙関連技術基盤の維持・強化等を図るため、デュアルユースの観点も踏まえた宇宙システムの開発を推進し、宇宙状況把握に係る国内の体制を整備するとともに、ミサイル防衛等のための衛星コンステレーションについて、米国との連携可能性も念頭に検討を行い、先行的な技術研究に着手します。

情報収集衛星については、財源確保策の検討を進めつつ、10 機体制が目指す情報収集能力の向上を早期に達成し、情報収集能力の強化を図ります。

インテリジェンス（情報の収集・分析等）

459 国家インテリジェンス機能の抜本的強化

国家インテリジェンス機能を抜本的に強化し

ます。国家情報会議設置法（仮称）を早期に成立させ、官邸直属の国家情報局を創設します。対外情報機関を設置します。また、他国からの不当な介入を阻止するため、外国代理人登録法等の関連法制を整えます。

460 外国勢力からの影響工作への対応

外国勢力からの影響工作への対応として、民間・有識者の知見の活用や外国機関との連携強化等を含め、情報収集・分析力を充実させるとともに、民間事業者とのやり取りの実施、情報流通プラットフォーム対処法の運用の徹底、外国による偽情報事例等に関する情報発信や各種リテラシー向上策の充実を含む正確な情報発信の強化等、必要な対応を行います。

こども・子育て

461 未来を担うこどもの安心の確保のための環境づくり

こども政策の司令塔として「こども家庭庁」が2023年4月に創設されたところであり、引き続き、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組み・政策がわが国社会の真ん中に据えられる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、2023年に閣議決定された「こども大綱」「はじめの100か月の育ちビジョン」「こどもの居場所づくりに関する指針」等に基づき取り組みます。こどもの貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなどこどもに関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、こどもの権利を保障し、こどもの視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、こどもの安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難に直面するこどもへの支援等が抜け落ちることのないよう取り組んでいきます。

462 総合的な少子化対策の推進

2024年の出生数は686,172人であり少子化は想定より大幅に早まっており、国として重大な

危機を迎えています。少子化の克服は最優先の国家的課題です。

「こども未来戦略」においては、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組むとともに、3.6兆円規模のこども・子育て支援の抜本的強化策を盛り込んだ「加速化プラン」を着実に実施し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会を目指します。また、この財源として、改革工程に基づく徹底した歳出改革等を進めるとともに、実質的な負担を生じさせずに2026年度から子ども・子育て支援金制度を導入し、必要な環境整備等を進めます。併せて、出会いの機会創出や結婚新生活への経済的支援などの結婚支援、結婚・妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成、「こどもとともに成長する企業」構想の推進のほか、地域における新たな女性雇用の創出に向けた取り組みを進めます。

出産費用や妊婦健診費用の負担軽減をはじめとした妊娠から産後までの経済的負担の軽減、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアの推進、地域産科体制の充実、産後ケア事業や産前・産後サポートの充実、不妊に悩む方の支援を進めます。

育児休業給付について男女ともに実質10割となる水準を確保できるよう改正雇用保険法の施行を進めるとともに、男性の育児休業取得の促進、働き方改革を推進します。

地域に根差した身近な施設である認定こども園・保育所等で、親の就業形態・就業の有無にかかわらず多様な支援として、子育て家庭の交流や相談支援、一時預かりや病児保育、ファミリーサポートの申込み・マッチングなどの一体的提供を行っていきます。

多子世帯への支援として、さらなる財源を確保した上で、三子以上の多子世帯の教育費の負担軽減、住宅支援等の充実について検討してまいります。

463 全ての妊産婦、全ての子育て世帯への支援の拡充

将来のこどもたちに負担を先送りすることのないよう、安定的な財源を確保しつつ、全ての

妊産婦、全ての子育て世帯への支援を拡充します。これまでも「3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化」や、「高校授業料の実質無償化」「児童手当の強化」が実現したところですが、さらに財源を確保して、「保育の質の向上」「病児保育の拡充」を目指します。また、2024年に成立した子ども・子育て支援法等の一部改正法により創設された、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）について、本格実施に取り組みます。

464 妊娠から子育てまで切れ目のない家族支援

次代を担うこどもたちを育てる少子化対策は、日本経済と社会保障全体の基盤であることから、2018年に成立した「成育基本法」に基づく取組みを推進するとともに、次のような妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

- ・妊婦等包括相談支援事業の推進
 - ・妊娠や不妊に関する知識の普及啓発
 - ・性と健康の相談センターでの相談支援
 - ・プレコンセプションケアの推進、仕事との両立支援等の不妊に悩む方に対する支援の充実
 - ・妊婦のための支援給付による経済的支援
 - ・出産費用の負担軽減
 - ・産後の母親に対するケアの充実や、新生児から3歳まで発達段階に応じた訪問育児支援の充実
 - ・入院中のこどもの家族の環境整備の取組み等の充実
 - ・3歳から5歳まで全てのこどもたちの幼稚園、保育所等の無償化、0歳から2歳児も所得の低い世帯の無償化の着実な実施
 - ・病児・病後児保育や一時預かり保育、地域子育て支援拠点などへの支援の拡充、企業主導型の取組みの充実
 - ・安全で質の高いベビーシッターの利用促進・家政士の利用の支援
 - ・こどもの発育に影響を及ぼす感染症の予防啓発の充実や小児医療の充実など乳幼児の命を守る仕組みの構築
- その他にも、
- ・パパママ教室を充実し、出産前に命の大切さや成長発達を学ぶ機会の提供
 - ・男性の育児休業の取得促進など、男女ともに仕事と育児の両立がしやすい職場環境の整備

- の促進
- ・経済的に様々な困難を抱えているひとり親家庭への支援
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・マザーズハローワークにおいて求職者の希望やニーズに応じたマッチングを行うなど、子育て中の女性等の再就職を積極的に支援などにより子育て支援を充実します。

465 切れ目のない家族支援の体制整備

どの地域であっても安心して子育て支援を受けることができるよう、必要な体制整備を進めていきます。

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の整備と子育てに困難を抱える家庭に対する家庭支援事業の充実
- ・こども家庭センターと連携して地域の身近なところで気軽に子育ての相談ができる「地域子育て相談機関」の設置促進
- ・小学生のお子さんの保護者が安心して働けるよう、放課後児童クラブにおいて、「場所」と「人」の確保に向けた自治体への支援等を通じた待機児童縮減や、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための多様な居場所づくりの推進等
- ・小児がんや難病等の重い病気を抱えたこどもと家族を支援する「こどもホスピス」の全国普及に向けた取組みの推進
- ・居住地域で出産できるよう産科医療機関の確保を支援し、周産期医療ネットワークを整備・充実するなど出産環境の整備
- ・妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費の支援
- ・小児の救急医療体制の整備・拡充
- ・乳幼児健診等を充実し、難聴、弱視、発達障害などを早期に発見できる体制の整備
- ・発達障害児・医療的ケア児を含む全ての障害のあるこどもと家族への支援体制の整備や、インクルージョンの推進

466 質の高い保育提供体制の確保

引き続き待機児童解消に向けた取組みを進め、女性の就業率の上昇に対応するとともに、人員

配置の改善、地域の特性に応じた支援、保育という仕事の魅力向上や処遇の改善を通じた保育士・幼稚園教諭等の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を柱とした取組みを推進し、保育を必要とする全てのこどもたちが質の高い保育を受けられるようにします。

また、人口減少地域における保育提供体制の確保を進めるとともに、保育所による地域の子育て支援、保育士特定登録取消者管理システムの活用の徹底については、引き続き改正児童福祉法等に基づき取組みを進めていきます。

467 ひとり親の支援

ひとり親に対する職業訓練の支援について、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支援拡充の継続的实施など、中長期的な自立につながる支援策の強化を図ります。

離婚の際に養育費を支払うのは当然のことであるという意識改革を強力に進めます。また、養育費受領率に関する目標の達成に向けて、養育費の取決めや履行確保が進むよう取り組んでまいります。養育費の取立てに係る裁判等の費用の負担軽減を図るための方策の拡充、回収等についての公的支援の導入を検討します。

468 IT 利活用による子育て支援の推進

マイナポータルを活用した子育て関係手続の検索・オンライン申請を提供する「子育てワンストップサービス」について、オンライン申請に対応した子育て関係手続のサービスメニューや利用可能なスマートフォン機種を拡充するとともに、地方公共団体への普及と利活用をさらに推進し、子育て世代の負担を軽減します。また、子育て世帯に必要な情報をプッシュで届ける環境を整えるため、支援制度の情報を集約した「子育て支援制度レジストリ」の整備を進めます。

保育分野における DX について、保育現場における ICT 環境整備の推進、先端的な保育 ICT のショーケース化、保育業務のワンストップシステムの全国展開等に取り組めます。併せて、放課後児童クラブの DX も進めていきます。

また、母子保健分野における DX について、母子保健情報を住民、医療機関、自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤を活用

した健診や、電子版母子健康手帳の普及等を進めていきます。

469 児童虐待の早期発見のため、地域や社会による取組みの一層の加速化

無料化が実現した児童相談所虐待対応ダイヤル「189」番の活用促進と利便性向上を図るとともに、SNS を活用した相談体制の整備に取り組みます。

また、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン等に基づく児童相談所の職員の増員や、育成・定着支援、専門人材の活用促進、児童相談所と警察・検察による司法面接の推進をはじめとした関係機関との連携強化等により児童相談所の体制を強化するとともに、中核市・特別区による児童相談所の設置に対する支援、一時保護施設的环境改善や受け皿確保、職員体制の強化など児童相談所がきめ細かく対応できる体制整備を進めます。加えて、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進や一時保護開始時の司法審査の円滑な運用を支援するとともに、児童相談所における業務支援に資するデジタル技術の活用の推進や DV 施策との連携強化、支援を必要とする妊婦への支援の強化などにより児童虐待について迅速・的確な対応を行うなど児童虐待対応を抜本的に強化します。さらに体罰によらない子育てを推進するなどこどもの育ちを守り、虐待を防ぐための啓発活動を積極的に展開するとともに、こども食堂など民間団体と連携したこどもの見守り体制の強化を進めます。意見表明等支援事業などによりこどもの意見表明を支援し、こどもの権利擁護を推進します。

470 虐待されたこどもたちにあたかな支援を

里親家庭等への支援を拡充し、里親を開拓するなど、里親やファミリーホームへの委託や特別養子縁組を推進し、虐待した親や虐待されたこどもたちが再び笑顔を取り戻せるよう支援策を拡充します。

さらに、児童養護施設等で育ったこどもたちの自立を可能にするために、18歳以降の方を含め、住まいの確保や進学・就職の支援を充実させるとともに、こどもたちが家庭的な雰囲気の中で生活し、多世代間の交流や地域交流ができるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散

化を推進するなど、社会的養育の充実・強化に取り組みます。また、専門的な職員の増員や配置基準の引上げなどを通じ、児童一人ひとりにきめ細かな対応ができるように取り組みます。

471 こども性暴力防止法の円滑な施行に向けた取組み等の推進

こどもに対する性暴力は、こどもの権利を著しく侵害する極めて悪質な行為です。かけがえのないこどもたちの尊厳と心身の安全を守るため、「こども性暴力防止法」が円滑かつ着実に施行されるよう、制度の周知広報、システム構築、執行体制の確保等に取り組むとともに、併せて「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」を推進します。

472 男性の育児休業取得の促進

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などを内容とする改正育児・介護休業法が2025年4月から段階的に施行されたことを踏まえ、改正内容の確実な履行の確保や両立支援に取り組む中小企業に対する両立支援等助成金の拡充等を通じて、男性の育児休業取得率（2024年度：40.05%）を2030年までに85%とする目標の達成に向けて取組みを強力に推進します。

473 若者政策の強化

若者世代は社会的自立に向けた重要な移行期にあるものの、年齢により支援が途切れやすいことなどにより、社会的孤立に陥りやすいこと等が指摘されています。このため、まず、今の若い世代の声に改めてしっかり耳を傾けるとともに、若い世代とのつながりや相談、支援の強化を図ってまいります。

さらに、価値観や意識が多様化する中で、若い世代の人生の選択を後押しする観点から、ライフデザインを描く機会を広げていくことも重要です。若い世代が将来設計をする上で感じている障壁や課題も踏まえながら、ライフデザイン支援を進めてまいります。

地域において、子ども・若者総合相談センター等の機関・団体等を中心に、困難を有する若者が安心して困りごとを話せる環境や、若者の状況に応じた適切な支援をコーディネートし、伴走支援していく体制の整備を推進します。

また、ヤングケアラーについては、関連分野と連携し、早期発見・把握とともに、個別の状況に応じた支援をより一層充実させるための各種施策を推進します。

社会保障

474 全世代型社会保障の構築

成長と分配の好循環を実現するため、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で安心できる持続可能な「全世代型社会保障」の構築に向け、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に基づき、計画的に取組みを進めます。

持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図ります。

社会保障制度の担い手を確保するとともに、男女が希望通り働ける社会をつくる「未来への投資」として、出産育児にかかわる不安を解消し、仕事と子育てを両立できる環境整備をさらに進めます。

また、働き方の多様化が進む中で、「勤労者皆保険」の実現に向けた取組みを進め、働き方に中立的な社会保障制度を構築していきます。

物価や賃金が上昇する中、地域医療、介護、福祉の基盤を守り、働く方もサービスを利用する方も継続して安心できるよう、令和8年度報酬改定による公定価格の引上げなど、経営の安定や他産業に負けない賃上げにつながる迅速かつ確実な対応を行います。

税・社会保険料負担で苦しむ中・低所得者について、所得に応じて手取りが増えるようにし、負担感の軽減を図ります。そのためにも、国民会議を設置し、「給付付き税額控除」の制度設計を含め、社会保障と税の一体改革について議論し、結論を得ます。

475 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立・着実な運営

将来世代の給付水準の確保等を図るための制度改革に取り組み、若者も高齢者も安心できる持続可能な年金制度を確立します。

2024年10月からは、51人以上の企業で働く短時間労働者にも、被用者保険が適用され、保

障が充実されることになりました。2025年に成立した年金改正法により、企業への配慮措置を講じつつ、従業員50人以下の企業等においても、被用者保険に加入しやすくします。

短時間労働者の被用者保険の加入条件を分かりやすくシンプルにするとともに、在職老齢年金制度を見直すことで、希望に応じて働きやすい環境を整備します。被用者として手厚い給付を受けられる方を増やし、高齢者が働きやすい仕組みとするとともに、基礎年金の受給水準の確保を図るなど、将来に渡る安心をさらに強化します。

企業年金・個人年金については、2025年に成立した年金改正法等により、iDeCoの加入可能年齢や拠出限度額の引上げを進めます。

年金積立金の運用は、2001年の自主運用開始以来、2025年度第2四半期までで約180.2兆円の黒字となっています。引き続き被保険者の利益のためという観点から、運用の高度化に努めます。

476 国民皆保険の堅持

少子高齢社会に対応し、国民皆保険を安定的に将来世代に引き継ぎます。人生100年時代を迎えるにあたり、全ての世代が公平に支え合う医療保険制度に向けて取組みを進めます。

OTC類似薬等の薬剤給付の見直しを進めます。後発医薬品やOTC医薬品の適切な使用拡大を図り、保険料負担をはじめ国民負担の増大を抑制します。高額薬剤については、国民負担の適正化とイノベーションの促進の両立を図られるよう取り組みます。

2018年度より都道府県単位化した国民健康保険制度については、引き続き、効果的・効率的な財政支援を実施し、運営の安定化、保険者機能の強化を図っていきます。高齢者医療制度は現行制度を基本としつつ、世代間の公平性や制度の持続性の観点から、高齢者医療費の負担の在り方を検討するとともに、拠出金の負担が過重なものとならないようにするための健保組合への財政支援、協会けんぽへの国庫補助の継続による財政安定化などにより、国民皆保険制度を守ります。

患者の利益に適う最先端の医療技術や医薬品、医療機器等が早く使用できるように、評価療養や患者申出療養によって、患者の安全に配慮し

つつ、患者の選択肢を拡大します。

健診を積極的に受診した場合の受診者本人へのインセンティブ付与などの誘導策の導入、特定健診・特定保健指導の推進等により、健康寿命の延伸や、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進します。

477 地域における必要かつ質の高い医療の確保

国民が住み慣れた地域において必要な時に質の高い医療が受けられるように、次の施策を実施し、地域において必要な医療を確保します。

- ・地域枠を活用しながら必要な医学部定員の適正化を図るとともに、国民皆保険を堅持するため、総合的な対策により医師偏在是正を早急に推進
- ・地域医療構想の取組みを推進するため、地域医療介護総合確保基金などの財源の充実を図るとともに、2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、新たな地域医療構想を策定
- ・病床数の適正化を進める医療機関への支援を着実に実施
- ・地域に密着し、入院機能とかかりつけ医機能を担う中小病院や有床診療所の充実策を講ずる
- ・2024年度からの医師の時間外労働上限規制の適用後における医師の働き方改革の実効的な支援策の推進
- ・地域医療を支える大学病院等の医師派遣機能を評価する仕組みの導入
- ・臨床研修医制度の見直し
- ・総合的な診療能力を有する医師の育成の推進
- ・女性医師をはじめとする子育て世代の医療従事者の働きやすい環境の整備
- ・診療所(有床診療所を含む)の機能の強化・充実
- ・地域に密着した中小病院と大病院との外来機能の分化
- ・かかりつけ医機能を発揮するための制度に基づく取組みの推進
- ・医療機関薬剤師の充実・強化
- ・地域に定着する看護職員等の養成の充実
- ・医療人材を活用したチーム医療の推進
- ・産業医と精神科医等との連携を含め産業保健

- 活動総合支援事業の充実・強化等
- ・地域連携ネットワーク経費への支援
- ・適切なオンライン診療のより一層の推進

478 国民が安心できる持続可能な医療の実現

人生の最終段階において、自らが望む生を全うするために、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づいた取組みを普及するとともに、介護施設や在宅サービスを含め、自らの意向を踏まえた看取りを可能とする体制を整備します。

地域医療の中核的な役割を担う公立・公的病院については、産科、小児科、救急部門における医療、感染症対応などの重要な役割を担う医療機関として、地域の民間医療機関との適切な役割分担・連携を図るとともに、持続的な病院経営を目指して経営効率化等を進めるほか、民間病院も含め、適切な財政支援を行います。

地域医療の連携を推進する医療法人制度の適切かつ円滑な施行を進めます。

全国どこでも救急患者が医療機関に確実に受け入れられる救急医療体制づくりやドクターカーやドクターヘリ及びメディカルジェット（メディカルウイング）の体制の整備を行い、救命率の向上を目指します。

「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」の施行も踏まえ、災害時の医療の充実を図ります。また、DMAT活動と日本医師会災害医療チーム（JMAT）等との連携強化を推進します。

患者の安全をしっかりと守るために、中小病院・有床診療所を含め、防災のための体制整備をさらに推進します。

479 医療 DX の推進

「医療 DX 令和ビジョン 2030」の実現に向けて、日本の医療分野の情報の在り方を根本から解決するため、「全国医療情報プラットフォーム」の創設、電子カルテ情報の標準化（おおむね全ての医療機関への普及）、「診療報酬改定 DX」の3つの取組みを同時並行で進めます。また、電子処方箋について、さらなる利用拡大を図ります。さらに、医療 DX を推進する鍵となるマイナンバーカードの健康保険証利用について、スマートフォンでの利用も含めて促進を図るとともに、資格確認書の活用を含めて円滑な受診に向けた

対応を丁寧に講じます。2030年までに、電子カルテの普及率が約100%となることを目指すとともに、医療機関の電子カルテについて、カスタマイズされたオンプレ型から廉価なクラウド・ネイティブ型のシステムへの移行を促進します。

医療 DX により、患者・国民にとっては、診療の質の向上、重複検査・投薬の回避、自身の健康維持・増進への活用（一次利用）のほか、治療の最適化や AI 医療等の新技術開発、創薬、新たな医療機器の開発等（二次利用）、システム費用の低減を通じた医療保険の制度運営にかかる国民負担の抑制といったメリットを享受できます。

また、医療関係者にとっては、患者情報の共有や新技術開発による医療サービスの向上、電子カルテをはじめとした医療機関の情報システムにかかる費用の低減や、生産性向上による病院経営の効率化といったメリットを享受できます。

さらに、システムベンダにとっては、医療機関ごとのカスタマイズ対応が減り、SEの業務環境の改善・参入障壁の解消を図りつつ、社会的に意義ある医療サービスの高度化に向けて競争するという構造改革の実現といったメリットを享受できます。このほか、薬局が有する情報の標準化と DX も進めます。

多くの関係者の納得と協力を得つつ、実現に向けた強固なガバナンス体制を構築した上で、行政のみならず、医療界、医学界、産業界が丸となって不転の決意で取り組みます。

480 健康医療データの活用促進

「人生100年時代」に向け、国民が自身のライフコースを通して健康状態を確認し維持管理できる基盤として、健康医療ビッグデータの構築に向けた取組みを推進します。また、行政・保険者・研究者・民間等におけるデータ利活用を促進し、自身の健康管理、予防先制医療、医薬品開発等の取組みを推進します。そのために、電子カルテ情報も含めた標準化や公費負担医療の情報連携基盤の推進のほか、被保険者番号の使用などにより各データ基盤の連結など関係機関間の相互運用性、倫理、個人情報も含めたデータセキュリティ、システムの国際連携、必要となる法令改正も含めて総合的に検討の上、世界最高水準の医療情報プラットフォームを速やかに構築します。医薬品・医療機器・再生医療等製

品の研究・開発には目的別に必要なデータが異なることを踏まえ、目的に沿った質・量・項目が揃った医療データベースの構築と薬事申請目的の利用を含めた二次利用が可能となる環境整備を進めます。医薬品・医療機器等の新たな医療技術の研究・開発に資するマルチオミックスデータの解析を進め、臨床情報と結び付けた情報基盤の整備と利活用について、ガイドライン・法整備も含めて推進します。

また、健康医療データを扱う専門的人材の育成を行います。

481 データヘルス改革とゲノム医療の推進

健康・医療・介護に関するデータ利活用基盤の構築を軸に、マルチオミックス解析・AI等の最先端技術の活用、科学的介護の推進、保険者機能の強化等、データヘルス改革を工程表に則り戦略的、一体的に推進していきます。

がん・難病等のゲノム医療について、全ゲノム解析等実行計画を着実に推進し、全ゲノムデータ・マルチオミックスデータ・臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤の構築、企業・アカデミアによる利活用の促進、全ゲノム解析の研究やその成果の医療への実装の推進を通じ、より早期の患者還元を実現します。

482 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けるための総合的施策の推進

iPS細胞を用いた治療の治験が実施されるなど、わが国の再生医療は実用化直前の段階まで着実に進歩しています。「再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト」や「先駆的再生医療等製品指定制度」により、遺伝子治療やオルガノイド（ミニ臓器）等の革新的な関連先端技術の実用化やこれらの技術の製品化に向けた国内製造基盤の強化、人材育成等の再生医療の研究開発から実用化までの施策を総合的に推進するとともに、再生医療の安全性の向上を図ることにより、国民が受ける医療の質及び保健衛生の向上のための取組みを進めていきます。

483 がん対策の充実

がん対策推進基本計画に基づき、がん検診の受診率向上、がん診療連携拠点病院を中心とした医療提供体制の均てん化と役割分担を踏まえた集約化、手術療法・放射線療法・薬物療法のさ

らなる充実やがんゲノム医療の推進、がんと診断された時からの緩和ケアの推進、小児・AYA世代や高齢者等のライフステージに応じたがん対策の充実、がん診療連携拠点病院とハローワークの連携による就労支援、がん研究10か年戦略（第5次）の推進、がん登録の利活用の推進など、患者・国民の立場に立ったがん対策を総合的かつ計画的に推進します。

484 「脳卒中」「心臓病」などの循環器病対策の充実

日本の三大疾病となっている「心臓病」（心筋梗塞、心臓弁膜症など）や「脳卒中」（脳梗塞、クモ膜下出血など）等の克服に向けて、「脳卒中・循環器病対策基本法」に基づく「循環器病対策推進基本計画」を踏まえ、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実、循環器病の研究等を推進します。

485 難病・小児慢性特定疾病対策の充実

難病・小児慢性特定疾病については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」等に基づき、医療費助成の対象疾病を追加するなど、拡充を図ってきました。引き続き、医療費助成による患者の負担軽減を図るほか、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、相談支援体制や療育環境の整備、就労支援、自立支援事業を実施するとともに、新薬の開発支援や医薬品の適用拡大により難病や小児慢性特定疾病の治療方法の早期確立に向けた研究開発を進めるなど、医療・福祉・就労・研究等の総合的な対策を充実します。

486 ヒトT細胞白血病ウイルス・結核・腎疾患対策などの推進

ヒトT細胞白血病ウイルスについて、全国一律の妊婦健診での抗体検査実施により母子感染を予防します。成人T細胞白血病、HAM等の患者に対する診療体制の整備等を進めるとともに、関連疾患に罹患されている方々を含め、感染者に対する相談支援等に努めます。

結核は年間約1万人の新規患者が発生するなど、依然としてわが国の主要な感染症であり、確実な治療の実施等、総合的な結核対策を推進します。

腎疾患対策について、糖尿病性腎症の重症化

予防対策や、慢性腎臓病患者が腎不全・透析治療に移行しないため早期に発見・判断し、適切な治療を早期から実施・継続すること等の普及啓発、医療提供体制の整備等を促進し、慢性腎臓病の原因究明の研究を推進します。また、透析患者等が安心して治療を受け生活できる環境及び体制の整備に努めます。

議員立法の「アレルギー疾患対策基本法」に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に沿って、発症及び重症化の予防と症状の軽減、医療の均てん化の促進、生活の質向上、研究の推進等、アレルギー疾患対策を総合的に推進します。

「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」にある6つの分野(分野1:普及啓発・教育、分野2:動向調査・監視、分野3:感染予防・管理、分野4:抗微生物剤の適正使用、分野5:研究開発・創薬、分野6:国際協力)の総合的な薬剤耐性対策を推進します。

487 肝炎対策の推進

2018年12月より開始している、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進する事業について、患者の方からの要望を踏まえ、2024年4月から要件を緩和しました。引き続き利用拡大に向けて事業の周知や必要な検討を進めてまいります。また、B型・C型肝炎訴訟は各々の合意に則り救済を進めており、B型肝炎については、給付金の請求期限を2027年3月末まで、C型肝炎については、給付金の請求期限を2028年1月17日まで延長しています。引き続き完全解決に向け努力します。

488 臓器移植の推進

移植を希望されている方々に臓器移植の機会を提供できるよう、臓器提供施設、臓器あっせん機関、移植実施施設の課題解決を進めます。

489 在宅医療の推進

「在宅医療」を推進し、子どもから高齢者まで全ての世代の通院困難な人々が自宅や施設で必要な医療が受けられ、自分らしい暮らしができるようにします。

490 小児・周産期医療体制の確保

小児・周産期医療体制については、人口や出

生数が減少する中であっても、各地域で子どもを安心して生み育てることのできる環境を確保します。また、安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を整備します。

491 感染症対策の充実・強化

ヒトやモノの移動の国際化の進展等により、新しい感染症がわが国で発生するおそれが高まっています。新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、司令塔機能の強化等を図るため設置された内閣感染症危機管理統括庁を中心に、全面改定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、保健医療体制の確保、感染症対策に係る人材育成・研究開発・感染症インテリジェンスの推進、国立健康危機管理研究機構(JIHS)による科学的知見の提供体制の強化、医療DXの推進等、次のパンデミックを見据えた感染症危機管理体制を整備し、今後もわが国の感染症対策の強化を図ることで、国民の安全を確保してまいります。

鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症の発生予防やまん延防止、薬剤耐性菌対策などの危機管理体制の構築をはじめ、関係省庁や地方行政、大学、研究機関、医療関係団体等の関係機関の連携により、人と動物の健康と環境保全を一体的に守るワンヘルスアプローチを推進します。

エボラ出血熱等の国際的に脅威となる感染症については、国民を感染から守るため、今後も検疫体制の維持・向上を図りつつ、海外渡航者への適時適切な情報提供を行ってまいります。また、今後万一、国内で発生した場合にも、国民に正しい理解に基づいて適切な行動をしていただけのように、引き続き、こうした感染症に関する正確な情報を迅速に提供してまいります。

さらに、こうした感染症が国内で発生した場合に備え、万全の検査体制を整備する観点から、BSL4施設を有する国立健康危機管理研究機構(JIHS)を中心とした危険性の高い病原体等の検査体制の強化を進めてまいります。

492 感染症に対する国産ワクチン・治療薬・検査薬開発の強化及びワクチン施策の推進

新型コロナウイルス感染症とその変異株や、公衆衛生危機に至る可能性のある感染症を含む新興・再興感染症、薬剤耐性への対応を強化するため、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」

(2021年6月閣議決定)に基づき、将来のパンデミックにも備え、国産ワクチンの産学官による研究開発力、治験環境、製造段階を含めた企業における創薬力など開発・生産体制を抜本的に強化するほか、現にわが国に存在する疾病負荷が高い感染症を対象とした、国産ワクチンを含む公衆衛生上必要性の高いワクチンの開発支援及び国産ワクチンの持続的・安定的な製造供給に向けた支援、国産治療薬・検査薬の研究開発・実用化の加速に向けた支援に取り組みます。併せて、新型インフルエンザ等の発生時においては、国内でのワクチン確保を原則としますが、国民に必要なワクチンを確保できるよう、状況に応じて、輸入ワクチンについて契約締結等の所要の対応を行います。併せて、必要時に必要量の検査薬が国民に行きわたる体制整備等を図ります。

ワクチンで予防できる病気はワクチンで積極的に対応するとの方針のもと、予防接種基本計画に基づき、公衆衛生の観点に立って、予防接種事務の効率化を図るとともに、疾病負荷や費用対効果などを踏まえた定期接種化の推進、ワクチンの研究開発の促進、スタートアップの育成、生産・供給体制の整備・充実・維持、カルタヘナ、国家検定等の法制度の見直し、整備等を図ります。

予防接種に係る国民の利便性向上、自治体や医療機関の事務負担の軽減を図るため、予防接種事務全体のデジタル化に取り組むとともに、予防接種の有効性・安全性に関する調査のため予防接種の実施状況、副反応に係る匿名データベースを整備します。

また、日本の研究開発基盤を整備し、収益や投資回収が確保し難いワクチン・治療薬・検査薬についてプッシュ型インセンティブに加え、プル型インセンティブの充実強化により事業性を改善し、産業力を強化することにも併せて取り組みます。

現在検討が進められているRSウイルス、肺炎球菌等のワクチンについて、定期接種化及びプロセスの効率化を実現します。

国民のワクチンへの理解を深めるためには、科学的に正しい情報をリスクも含めて分かり易く伝えていくことが重要です。引き続き情報収集を行った上で、専門家による定期的な分析・評価、積極的な情報発信に努めます。

493 医療事故調査制度の実施

医療の安全を確保するためには、医療事故の再発防止を行うことが重要です。このため、引き続き医療事故調査制度の円滑な実施を図ります。また、この制度の実施状況を踏まえて見直しを検討します。

494 外国人患者の受入れ体制の整備

地域医療に支障を来さず、かつ、外国人患者が、安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者受入れに関し医療機関が利用できる一元的な問い合わせ先（ワンストップ窓口等）のさらなる拡充、医療通訳等の配置等、地域の医療関係者等の参画も得て、医療機関における外国人患者受入れ体制の充実を図るとともに、外国人旅行者が医療機関に関する情報をスムーズに得るための仕組みづくり、民間医療保険の活用を促進を行います。

併せて、外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行います。

495 医療の国際展開の推進

わが国の医薬品・医療機器や医療サービスの国際展開に向けて、他国における医師・看護師等の人材育成、公的医療保険制度整備の支援、医療技術・サービス拠点整備などの医療関連事業の展開を図るとともに、国際共同臨床研究・治験の支援及び推進、革新的な医薬品等の開発に取り組むスタートアップ等を臨床研究中核病院が支援する体制の強化、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続の簡素化等の取組みをより推進します。

また、「アジア健康構想」、「アフリカ健康構想」及び「グローバルヘルス戦略」を一体的に推進し、アジア・アフリカ市場において、国際機関等との連携強化を通じた日本の医薬品・医療機器の調達推進や、アジア地域の臨床研究・治験ネットワークの充実化、インパクト投資などグローバルヘルス分野への民間資金の呼び込み等を進めるとともに、昨年わが国に創設されたUHCナレッジハブの活用を含め、世界におけるUHC達成に向けた取組みを進めます。

496 精神保健医療福祉の推進

国民の精神保健医療福祉の一層の推進と質の向上を推進します。

特に精神科救急医療、依存症、うつ病、身体合併症、児童思春期、発達障害、高次脳機能障害、認知症など精神科医療に対する新たな社会的ニーズの広がりや深刻化に対応して、精神科医療への適切な評価、精神疾患に対する正しい知識の普及や早期発見・早期治療の促進を図るための啓発運動、教育機関や職場などにおけるメンタルヘルス教育、診断法・治療法等に関する研究の推進を支援します。

精神障害者の方々が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策のさらなる推進・強化を図るため、依存症専門医療機関の整備や相談支援体制の強化、自助グループ等民間団体への支援を充実してまいります。

497 認知症施策の推進

共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び認知症施策推進基本計画に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現に向け、認知症の人や家族等の意向を十分に踏まえつつ、国・地方が一体となって、総合的かつ計画的に認知症施策を推進します。

このため、認知症への社会の理解を深めるための広報・啓発の実施や「日本認知症官民協議会」を通じた認知症バリアフリーの取り組みを推進します。

また、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を整備するとともに、認知症の人本人によるピア活動の促進や、認知症カフェなどの認知症の人本人が集う取り組みの普及、認知症地域支援推進員による相談対応や社会参加活動の体制整備等を進めます。

さらに、認知症疾患医療センターを全国に設置し運営を支援することにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持ま

で必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図るとともに、抗アミロイドβ抗体薬等に関する相談支援体制を整備します。

498 看護職の確保及び処遇改善の推進

看護職の確保対策、特に2040年を見据えた看護提供体制の確保を計画的に推進し、持続可能な夜勤体制の整備など、看護職が働き続けられるよう（子育て・介護との両立や支援）、勤務環境の改善をする仕組みを不断に図るとともに、ナースセンターによる看護職・看護補助者の無料職業紹介事業において、再就職支援、偏在対策などを強化します。併せて、看護職の処遇改善を推進するほか、働く人々の健康確保に向けた産業保健体制の強化、地域包括ケアの推進の観点から、訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護の充実を図ります。

また、医療機関等におけるICT機器を活用した看護業務の推進など、看護DXを強力に進めます。特定行為研修を修了した看護職や専門性の高い看護職を活用したタスクシフト/シェアによる地域の診療機能の維持を図ります。さらに看護職の資質の向上を図るとともに、看護職がその専門性に基づき判断し、より高度な実践を行うことができるようにし、地域の人々への安心・安全な医療の提供を推進します。

499 国民歯科医療の充実・発展

唾液の飛散等による感染リスクが高い歯科医療において、さらなる安全・安心な診療体制を構築するための具体的な措置を講じます。

超高齢社会における歯科口腔の疾病構造の変化に対応し、健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進として、成人期を中心とした歯科健診の機会の拡大など、国民の生涯を通じた歯科健診の充実（国民皆歯科健診）を図ります。

適切な歯科医療の提供ができるよう、初再診療や技術料の適正な評価を行います。また、歯科衛生士、歯科技工士の待遇改善に向けた措置を行います。

地域医療介護総合確保基金事業の充実と歯科医療に対する活用の促進等により、在宅歯科医療の推進や人材育成を図るとともに、認知症対策や誤嚥性肺炎の防止など生きる力を支える生活の医療を拡充させます。

病院における歯科医師の配置が進むよう、地

域医療に配慮しつつ適切な医科歯科連携を拡充するとともに、歯科医師の不足する地域の分析等を含めた適切な配置の検討を含む歯科医療提供体制の構築を目指します。

災害時において、歯科保健医療支援を担うチーム（JDAT（日本災害歯科支援チーム））に所属する歯科医療関係者等を養成するための研修会等の充実を通じて、災害時の歯科医療救護及び歯科支援活動に資する人材の確保を含め必要な体制整備を進めます。

災害時や無歯科医地区等受診困難な状況にある者に対して歯科保健医療を提供するために必要な体制整備を推進します。

介護予防における口腔機能の向上を図るための取組みを推進します。また、協力歯科医の業務の明確化や入院患者や要介護者に対する口腔管理を推進し、歯科における ICT の活用を推進します。

国民のニーズに合致した新しい歯科医療技術、歯科医療器材・機器の研究開発の推進と保険収載を促進し、人生 100 年時代に相応しい歯科医療の提供を目指します。

安定的で質の高い歯科医療を提供するため、養成機関への支援や就業支援を強化するなど歯科衛生士や歯科技工士の人材確保を進めます。

スポーツマウスガードの普及を促進し、選手、スタッフへの活動支援を通じ、国民の安全なスポーツ活動の充実に努めます。

500 薬局・医療機関の薬剤師の職能、役割の拡充と積極的活用

国民が必要な医薬品に迅速にアクセスできるように、離島・僻地、過疎地を含めた医薬品提供体制の構築・強化を進めます。

国民医療の向上と健康づくり推進のため、かかりつけ薬剤師・薬局の充実・強化を図るとともに、社会から求められる薬局としての基本的な役割を果たすための機能を有した薬局を基本として、地域包括ケアシステムの中で地域の薬局、他職種、行政、関係機関等との強固な連携を基軸にした在宅医療への対応やがん等の専門的対応が可能な薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）や地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局（健康増進支援薬局）を普及・活用することにより、患者や地域住民が安心して医薬品を使い、

さらに健康寿命の延伸につながる環境を整備します。また、地域の医薬品提供体制が医療機関・薬局と行政との連携のもと構築され、さらに対物業務を基盤とした上で対人中心の業務へシフトすることにより、薬物療法や健康維持・増進の支援を一層進めた患者本位の医薬分業を実現し、患者・住民を支えていくことを目指します。医薬品安全対策及び適正使用強化の一環として、チーム医療における薬剤師の業務の拡充と医療機関における薬剤師配置を含む薬剤師確保のための取組みを推進するとともに、専門薬剤師の育成も含めて薬剤師の卒後研修の充実を図ります。また、電子処方箋の利用拡大とともに、医療機関と薬局、薬局間において電子的に情報を活用していくために、薬局が有する情報の標準化と DX も進めます。

また、薬局の医薬品管理・供給機能の高度化を進めるほか、患者とともに適切な服薬を推進するため、OTC 医薬品等の情報を多業種が共有できる「電子お薬手帳」の活用等を強力に進めます。

災害時における医薬品の安定した提供、新興感染症に対する治療薬、検査薬や感染防止用品の提供やワクチン接種協力の体制を確保するため、災害対策マニュアルを活用し研修を推進するなど、体制整備を進めます。

501 薬物の乱用防止の総合的推進

啓発、寄り添い、取締り、薬物依存者の治療・社会復帰の支援など薬物乱用防止対策を総合的かつ有機的に推進し、乱用防止対策を一層効果的に実施します。

特に、若者を中心として大麻の乱用が拡大しており、その一因として「有害性がない」等の誤った情報がインターネット等で氾濫していることが挙げられます。その危険性に関する正しい知識の普及を図るとともに、取締りを強化します。

また、大麻のほか、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物を根絶するため、麻薬取締部及び税関等の体制の拡充を図るとともに、インターネット販売対策、水際対策等について、実効ある取締りを推進します。

502 セルフケア・セルフメディケーションの推進と安心・安全な要指導・一般用医薬品及び一般用検査薬等の適正な使用

医薬品の販売業者において、一般用医薬品のインターネット販売を含め、適正な販売方法が遵守され、また、違法なインターネット販売が行われることがないように、これまで以上に国や自治体による監視指導を徹底するとともに、国民に対する周知の徹底や注意喚起に努めます。

医療の効率化や国民の健康維持の観点から、医薬品の適正使用の推進、品質確保、安定供給を基盤とした使用促進を図ります。

要指導・一般用医薬品（検査薬を含む）や薬局製造販売医薬品（薬局製剤）を活用したセルフケア・セルフメディケーションを推進します。このため、スイッチ OTC 化や薬局製剤指針の拡充を進めるとともに、セルフメディケーション税制の普及・拡充に努めます。

また、セルフケア・セルフメディケーションから医療へ適切につながられるよう、要指導・一般用医薬品及び一般用検査薬等の安心・安全な使用のため、医師、薬剤師、登録販売者等から国民への適切な情報提供を促進するとともに、濫用のおそれのある医薬品等の過量服薬を含めた不適切な使用の防止や相談支援につながる取組みを推進します。

503 革新的な医薬品・医療機器の開発強化及び実用化促進

医薬品・医療機器等の革新性に対しては医療保険で適切な評価を行うとともに、医薬品等開発に関わる、DX、AI、バイオ製造等幅広い分野にわたる人材育成体制の整備を充実させます。

大学病院・NC（国立高度専門医療研究センター）等の拠点を活用した医薬品・医療機器開発のための企業人材等の育成・リ・スキリング、起業・伴走支援を実施できる環境の整備を推進します。

創薬等に必要不可欠な健康医療情報等、データ利活用環境の整備充実に向けてインフラ整備と法制度の整備を進めます。

医薬品医療機器総合機構（PMDA）における予算拡充とレギュラトリーサイエンスの充実により、最先端の医薬品、医療機器及び医療技術に係る評価法について世界に先駆けて提案できることを目指します。特に、新規モダリティなど

に対応するため、民間企業、スタートアップ（起業）、アカデミア、規制当局における、その評価手法や技術の確立を目指します。国際共同治験を推進することにより世界同時開発を加速するとともに、日米欧等の規制当局・産業界により構成される ICH 等の活動を通じて各種ガイドラインの国際調和を進め、欧米に比肩できるよう、世界第一級の審査・安全対策を担う機関として PMDA の体制整備・拡充を目指します。加えて、日本で承認された革新的医薬品等が速やかにアジア諸国等で受け入れられる体制の構築を目指します。

さらに、革新的医薬品や医療技術等の実用化スピードを大幅に引き上げるため、日本医療研究開発機構（AMED）による一元的な研究管理や適切な資金配分を実行することにより、研究と臨床の橋渡し、国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施され、日本発の革新的医薬品や医療技術等が世界に届けられる仕組みの構築等を行っていきます。また、AMED に創設された基金を活用して、複数年にわたって機動的に実施する産学官連携による研究開発を促進します。

医療・介護ロボット、プログラム医療機器、バイオ医薬品（バイオシミラーを含む）など、日本発の革新的医薬品・医療機器の研究開発や製造と普及を促進します。感染症のアウトブレイク時等においては、2022 年に成立した改正薬機法「緊急承認」制度の効果的活用を図ります。ドラッグ・ラグやデバイス・ラグについては、薬事承認の迅速化等に向けた取組みが奏功し、審査に必要な期間は海外と遜色のないレベルまで短縮されましたが、引き続き審査の迅速化に取り組むとともに、海外で承認された医薬品が日本で開発すらされないドラッグ・ロスの問題に対応するため、PMDA の相談対応を充実させ、企業による難病・希少疾患や小児の医薬品等の適切な開発を支援します。加えて海外のスタートアップ等を日本に呼び込み、開発支援まで行う「ワンストップ相談窓口」を設置します。また、プログラム医療機器の早期実用化を後押しします。さらに、重篤な疾患に対して、画期性があり、極めて高い有効性を持ち、世界に先駆けて日本で早期開発・申請される医薬品・医療機器や、小児用法用量設定などに取り組む企業には、優先審査や条件付き承認、再審査期間延長を与えるなどの追加的なインセンティブを与えることによ

って、医療上充足されていないニーズを満たす医薬品等（特定用途医薬品等）について、速やかな患者アクセスに貢献します。特に患者数が少ない超希少疾患を対象とした治療薬や遺伝子治療等の技術、平時は国内において発生が想定されない感染症治療薬などについて、より個別的・積極的な支援を行うことにより、患者アクセスを確保するとともに革新的医薬品や新規医療技術のイノベーションを推進します。

504 医薬品・医療機器等の迅速審査、患者アクセス確保等

ドラッグ・ラグやデバイス・ラグについては、薬事承認の迅速化等に向けた取組みが奏功し、審査に必要な期間は海外と遜色のないレベルまで短縮されましたが、引き続き審査の迅速化に取り組むとともに、海外で承認された薬が日本で開発すらされないドラッグ・ロスの問題に対応するため、PMDAの相談対応を充実させ、希少疾患や小児の医薬品等の適切な開発を促進します。また、重篤な疾患に対して、画期性があり、極めて高い有効性を持ち、世界で先駆けて日本で早期開発・申請される医薬品・医療機器・再生医療等製品や、小児用法用量設定など医療上充足されていないニーズを満たす医薬品等について、速やかな患者アクセスを確保し、また、技術の進展を活用し、医薬品の品質管理や安全対策のレベルの向上を図るため、医薬品、医療機器等の承認審査に関する制度を見直します。

また、医薬品・医療機器等の革新性に対しては適切な医療保険での評価を行うこととし、医薬品開発に関わる人材育成体制の整備を充実させます。PMDAにおける予算拡充とレギュラトリーサイエンスの充実により、最先端の医薬品、医療機器及び医療技術に係る評価法について世界に先駆けて提案できることを目指します。国際共同治験を推進することにより世界同時開発を加速するとともに、日米欧の規制当局・産業界により構成されるICH等の活動を通じて各種ガイドラインの国際調和を進め、欧米に比肩できるように、世界第一級の審査・安全対策を担う機関としてPMDAの体制整備・拡充を目指します。加えて、日本で承認された革新的医薬品が速やかにアジア各国で受け入れられる体制の構築を目指します。

505 医薬品産業に係る成長戦略推進と国民医療、健康への貢献施策の展開

ライフサイエンスはわが国の安全保障上も重要な分野であり、世界有数の創薬先進国として、革新的創薬によりわが国の健康寿命の延伸に寄与するとともに、医学・薬学研究や産業技術力の向上を通じ、産業・経済の発展へ寄与することを実現すべく、医薬品産業を日本の基幹産業と位置付け政策を推進します。『創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議』中間とりまとめを踏まえた政策目標と工程表』において示された施策を着実に実行し、国民の皆様へ最新の医薬品を速やかに届けることを目指します。スタートアップ、製薬企業、アカデミア、VC（ベンチャーキャピタル）、政府等が相互に繋がり、協力し合う「エコシステム」の構築等を通して世界の創薬基盤のひとつとしてのわが国の創薬基盤の再構築・再強化を図ります。ドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスの主な要因となっているわが国の薬価制度について、特許期間中の薬価水準の維持など、予見性の高い制度を構築します。また、海外企業へのわが国の薬事制度の発信や、国際共同治験に日本が円滑に参加できる体制の整備、海外の治験データを用いた薬事承認等の取組みを推進するとともに、新たに造成することとした革新的医薬品等実用化支援基金等により、日本のアカデミアやスタートアップの革新的な研究成果を創薬に結びつけることで、ドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスを解消し、国民への革新的医薬品の提供につなげます。国民の健康及び生命を守るため、品質が確保された医薬品を安定的に供給できるよう、企業の増産体制整備への補助や市場全体での安定供給体制の構築に取り組みます。その際、少量多品目生産による非効率な製造といった後発医薬品産業の構造的課題に対処するため、産業構造改革にも取り組みます。また、創薬の長期的な研究開発投資促進のため、研究開発税制とイノベーション拠点税制の利用を促進します。さらに、生命科学の進歩を広く国民が享受できるようにバイオ新薬・バイオシミラー等の開発・製造・使用促進とともに不足しているバイオ製造人材の育成支援を図ります。薬価制度においても、国民負担の軽減とあわせ、こうした創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給につながるよう、適切な価値の評価や中

間年改定の在り方も含め、検討します。併せて、わが国の製薬産業の国際競争力並びに創薬・開発能力の強化を図り、それらに向けたモチベーションを損なうことなく維持・向上されるよう、創薬先進国に相応しい魅力ある医薬品市場の構築に向け、より予見性の高い薬価制度になるよう見直します。

506 医薬品の流通体制の充実

安全・安心・信頼の医薬品流通を確立するため、医薬品のトレーサビリティ、医薬品の安定供給、品質確保対策、新興・再興感染症対策を推進するとともに、緊急時を見据え、国による必要な情報の把握や官民連携しての供給調整に備える他、災害時のガソリン・電力確保等の危機管理体制を充実します。また、個々の医薬品の価値をベースに納入価交渉を行う単品単価交渉をさらに推進するなど、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」等を踏まえ、医薬品流通の改善を着実に進めるとともに、医薬品の安定供給に向け、取り巻く環境の変化を踏まえた持続可能な流通の検討を図ります。

507 リハビリテーションの提供体制強化と専門能力の向上

誰もが安心して生き生きと生活できる社会を実現するため、医療と介護で切れ目のなく連続的なリハビリテーションの提供を推進するとともに、地域における自立支援に資する訪問リハビリテーション提供体制の推進やリハビリテーション専門職の活用を強化するほか、リハビリテーション専門職による適切な運動等を指導、実施することにより、高齢者の介護予防、フレイル予防、重度化防止及び健康寿命の延伸を図ります。また、障害者の身体機能・生活能力の維持・向上を図ります。

また、医療・介護をはじめとする多様な地域ニーズに応えうるリハビリテーション専門職の人材育成を図るため、より高度な大学・大学院での養成教育並びに資格取得後の研修及びその評価を推進し、その専門能力を現場でさらに活用できる体制をつくります。

508 漢方医学の推進

日本の伝統医学である漢方医学について、指

導者・臨床医の教育・研修、科学的根拠確立のための研究等の推進を図ります。漢方医学を支える漢方製剤の品質確保と安定供給が可能となる環境を整備します。

509 食品の安全の確保と国民が自主的に健康増進を図るための一般健康食品の利活用の促進

食品に起因する衛生上の危害を未然に防止し、また、健康被害が生じた場合であっても、迅速に情報を収集し、拡大防止策を講じることで、引き続き食品の安全を確保し、国民の健康を守っていきます。

国民が、日常の食事の補助として栄養を効率的に摂取することで自主的に健康増進を図るため、品質、安全性及び機能性が十分に担保された信頼できる健康食品市場の健全な発展を図り、健康長寿を願う国民のニーズに積極的に応えてまいります。

510 生活の質（QOL）を高める統合医療の推進

統合医療は、病気の予防と健康増進を目指すとともに、治療から看取りまでを含み、生活習慣の改善を支援し、QOLの向上と生きがいを支える医療です。具体的には、現行の医療制度とともに、漢方や鍼灸などの伝統医療、食の安全と食育、住環境・社会環境の整備など、健康増進のためのあらゆる活動を統合する医療と、それに関係する活動です。そして、人の、生まれてから死に至るまでの人生の全ての時期のケアを行い、継続的にウェルネスを維持する包括ケア、すなわちトータル・ケアを行うものです。

統合医療には「医療モデル」と「社会モデル」があり、互いに補い合い、社会関係資本（ソーシャルキャピタル）を有効に活用することなどで、高騰する医療費の適正化、平均寿命と健康寿命の格差の縮小などを図り、勤労世代と高齢者や若い世代が支え合う永続的な共助の構築を目指します。

統合医療は、WHOの「健康の社会的決定要因」や、国連の「持続可能な開発目標」（SDGs）と軌を一にするものであり、「人びとの健康や病気に影響を与える社会的、経済的、政治的、環境的な条件」に対する政策提言であり、「寛容で多様性ある共生社会」実現に向かうものです。

患者への身体的・精神的ケアなどの「ケアとしての医療」を充実させる政策の実現を急ぎ、

統合医療の基本理念に沿った政府一体の取り組みを進めていくことを求め、それを支援推進します。

511 健康で質の高い生活を目指すまちづくりの推進

地域住民が直面する健康課題には、一人ひとりの「心や身体の健康」のみならず、社会や文化、都市整備など住民を取り巻く多岐にわたる要因があります。

地域課題の解決やまちづくりに統合医療を取り入れる自治体を支援するなど、重層的で横断的な「心身ともに健康なまちづくり」を積極的に推進します。

512 地域包括ケアシステムの深化・推進と「介護離職ゼロ」の実現

高齢化の進展により、増大が予想される介護保険料の上昇を抑制します。そのために、全世代型社会保障の観点から、給付と負担のバランスを含めた検討を進め、持続可能な介護保険制度を堅持します。

介護提供体制について訪問介護を含む受け皿整備と人材の確保を進め介護離職を防ぐとともに、2040年も見据えた中長期的な人口構造の変化や介護ニーズの見込み等を考慮し、地域の実情に応じた、必要な介護サービス基盤の整備を目指します。このため、在宅・施設サービス等の整備の充実、加速化や、介護人材確保をはじめとした地域における介護サービスの適正な需給調整を実現するための総合的な方策を講じます。特に、今後サービス需要が減少する中山間・人口減少地域においては、サービス提供の維持・確保に向けて、特例介護サービスの枠組みの拡張など、新たな柔軟化の仕組みづくりを推進します。

同時に、地域の介護不安を解消し、セーフティネット機能を充実させ、安心して生活を継続できる地域包括ケア体制を深化・推進します。併せて、家族介護者の精神的・身体的・経済的負担等の軽減のため、介護家族の介護負担軽減に資する制度の充実、介護休暇・介護休業など仕事と介護を両立しやすい環境整備等の施策を進めます。

513 介護人材の確保・資質の向上

介護人材の確保は、喫緊の課題であり、地域の介護基盤を守る観点から、物価上昇に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、介護現場で働く幅広い職員の賃上げを図ります。

また、認知症の高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う多様な介護ニーズに対応するため、介護支援専門員や介護職の中核的役割を担う介護福祉士の資質の向上や専門性を適切に評価するとともに、訪問介護員の確保などを進め、併せて多様な人材の参入による「すそ野の拡大」を図ります。

さらに、デジタルやテクノロジーの活用により、サービスの質の向上と介護職の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

併せて、介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業を発展的に見直し、相談窓口の機能拡充やCARISO(CARe Innovation Support Office)を運営し、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行うなど、現場の多様な課題を踏まえたテクノロジーの開発・普及のさらなる加速化を図ります。

介護人材確保のためのプラットフォームを都道府県単位で構築するとともに、その枠組みを活用し、生産性向上を中心に雇用管理、経営改善支援等も併せた一体的な支援を進めます。

EPA、在留資格「介護」、介護職種の技能実習制度(2027年度から育成就労制度として発展的に解消予定)、在留資格「特定技能」により、わが国の介護現場で活躍される外国人の方には、それぞれの制度趣旨に沿って必要な支援を進めます。

514 介護支援専門員を中心とした相談支援の充実

医療・介護・福祉サービスを必要とする人が過不足のないサービスを受けて、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、介護保険施設・在宅介護サービスにおいて、自立支援や重度化防止等に向けた高品質な介護サービスを提供できるシステムづくりが必要です。そのためには、介護支援専門員(ケアマネジャー)による適正なケアマネジメントが必要不可欠です。このため、居宅介護支援事業所の経営の安定化や

中立性の推進を図るとともに、いわゆるシャドウワークへの対応に向けた地域における実効的な課題解決の取組みの推進、資格の更新制廃止や受講負担に配慮した定期的な研修の実施、業務効率化、受験要件の拡大、業務に見合った処遇の確保等を進めます。また、誰でも公平にケアマネジメントが受けられるように、居宅介護支援費に関しては、介護保険制度で全額を賄う現行制度を堅持します。

利用者にとっての中立公正なケアマネジメントの実現のため、登録制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の種類の創設を検討します。

515 在宅介護の支援

地域で多様な質の高い在宅介護サービスが提供できるよう、事業者の創造性と自律性が発揮できる環境を整えるための公的保険外サービスの普及を促進します。

これにより、公的保険外サービスとの組合せの選択肢を増やし、介護保険内・外を含めたサービスの生産性向上を図ります。

権限委譲に伴う各自治体の運用が在宅介護分野の隘路とならないように、地方分権の観点にも配慮しながら、適正運用を図ります。

516 運動器リハビリテーションの充実とロコモティブシンドローム（運動器症候群）の早期発見

運動器の衰えにより、要支援・要介護となることを予防するため、医療における運動器リハビリテーションの充実を図ります。また、転倒・骨折・寝たきりのリスクが高くなるロコモティブシンドローム（ロコモ運動器症候群）該当者（予備軍を含め全国で推定 4,700 万人）を早期に発見し、リハビリテーションを指導することができるよう、運動器健診事業の導入を推進します。

また、フレイル（身体的脆弱性、認知機能や社会的つながりの低下といった多面的な課題を抱える状態）やサルコペニア（高齢期にみられる骨格筋量の減少と筋力もしくは身体機能（歩行速度など）の低下が見られる状態）といった、高齢期の健康課題に対応するため、運動、口腔、栄養、社会参加といった、保健事業と介護予防を一体的に進めるなど、高齢期の健康づくり、介

護予防を進めていきます。

さらに、疾病等の予防やフレイルに関する学校教育や国民に対する啓発活動を推進します。

517 介護付きホームの積極的な活用等

終の棲家の機能を果たしている介護付きホーム（特定施設入居者生活介護事業所）の役割や整備計画を明確にし、地域包括ケアシステムにおける重要なセクターであることを明らかにします。

また、自立支援・重度化予防から、認知症ケア、「医療から介護へ」の退院先としての役割、そして看取りまでの総合的な機能が発揮できるよう支援します。

介護付きホームは、在宅療養支援診療所等と連携し、医療機関からの受入れや看取りに取り組んでいるため、医療との連携が進むよう支援します。

多様な介護ニーズの受け皿として増加している一方で、入居者の保護やいわゆる「囲い込み」等の課題も指摘されている有料老人ホームについて、登録制の導入などサービスの質や事業運営の透明性を確保するための方策を講じます。

518 災害時における福祉専門職・リハビリテーション専門職等の積極的活用及び支援体制の整備

近年頻繁に発生する大規模自然災害において、2025年通常国会で成立した災害法制の見直しで福祉の観点が増加されたことを踏まえ、被災された住民の生活再建に向けた多様かつ複合的福祉ニーズに対応するため、福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、介護福祉士、介護支援専門員）を積極的に活用します。

また、平常時から福祉専門職や関係職種ネットワーク化を図り、災害発生時に福祉専門職を中心としたチーム（災害派遣福祉チーム）の支援を円滑に開始できるよう、国においてチーム員の登録・研修を実施する等、都道府県域を越えた大規模災害時の支援体制を福祉専門職団体等と連携して構築します。

さらに、災害時のリハビリテーション機能を維持するため、リハビリテーション専門職等を積極的に活用し、JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）の体制整備支援（人材育成や連携体制の強化等）を行います。

519 地域共生社会の実現に向けた福祉専門職の積極的活用と待遇改善

全ての世代において、孤独・孤立や生活困窮の問題を抱える人や世帯が増加している状況があり、各市町村でこうした人々が地域社会と繋がりながら、安心して生活を送ることができる地域共生社会の実現を進めるため、ソーシャルワークやケアワークの専門職である社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士を積極的に活用します。

ケアワークやソーシャルワークに従事する人材の確保に向けて、専門性が高い社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の待遇改善を進めます。

また、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを促進するため、社会福祉法人においてソーシャルワークの専門職である社会福祉士、精神保健福祉士を活用します。

520 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

全ての市町村において、地域住民が支え合い、福祉分野を始めとする関係機関が分野横断的に連携して、支援が必要な人を誰一人取り残さない「包括的な支援体制」の整備を進めます。また、小規模市町村の実情を踏まえ、相談支援等の配置基準を柔軟化する新たな仕組みを創設します。ひきこもり支援については、生きづらさを抱える当事者やご家族の声も聞きながら、社会参加に向けて様々な支援の選択肢を用意できる環境づくりを進めます。

また、2022年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進や市民後見人等の担い手の育成、意思決定支援の浸透などさらなる制度の運用改善等に向けた取り組みを進めます。

521 「幸齢社会」の実現

誰もが安心して歳を重ねることができるよう、身寄りがない独居者等を地域で支える新しい「地域共生型セーフティネット・エコシステム」の構築に向けて、以下に重点的に取り組みます。
＜高齢者等終身サポート事業者の質の確保＞

事業者の質の確保に向け、2024年に国で事業者ガイドラインが策定され、2025年に事業者団

体が設立されました。

業界による自主的な取り組みを進め、事業者団体等による事業者認証制度の創設、全国への情報提供等を図ります。また、国においても、事業者ガイドラインの実効性確保等のために、業界団体・関係機関等への周知などの必要な取り組みを推進します。

＜身寄りがない高齢者等を地域で支える取り組みの推進＞

日常生活の支援に加えて入院入所等の手続支援や死後事務の支援を行う新たな事業を第二種社会福祉事業に位置づけることや、地域の実情に応じた相談体制等の支援体制の構築に向けた対応を進めます。

＜ケアマネジャーの業務の明確化・負担軽減＞

いわゆるシャドーワークへの対応について、地域ケア会議等を通じた実効的な課題解決の取り組みを進めるとともに、今後、各自治体が地域の実情を踏まえて対応することができるよう、国から自治体に対し、好事例の横展開など（地域での協議のあり方、連携先となる関係組織、適切な保険外サービスの活用等）必要な支援策の議論を進めます。

＜データプラットフォームやマイナンバーを活用した情報登録、情報連携＞

2024年度に国において先進自治体の取組状況（緊急連絡先等の登録事業等）の調査を実施し、それらを踏まえ、地域の実情に応じた情報管理・共有の在り方についてさらに検討を進めます。

＜成年後見制度の見直し等＞

成年後見制度について、適切な時機に必要な範囲・期間で利用を可能とします。また、専門職支援の仕組みの構築、経済力に配慮した成年後見制度の利用支援を推進します。

522 国民の信頼に基づく生活保護制度の実現

生活保護が、真に必要な人に行き渡るよう取り組みを強化するとともに、制度に対する国民の信頼と安心を確保し、納税者の理解の得られる公正な制度にします。

そのため、生活保護受給者の状況・課題に応じたきめ細かな就労支援や、子育て世帯に対する進路選択の支援の充実などを進めます。また、多剤・重複投薬の対策強化、オンライン資格確認の基盤を活用した頻回受診に係る適正受診指導、医療・健康データの分析を通じた取り組みの

推進等による、医療扶助のさらなる適正化を着実に実施していきます。

併せて、デジタル技術や非常勤職員の活用によるケースワーカーの業務負担軽減を図り、福祉事務所の体制確保に取り組みます。

523 生活困窮者の自立に向けた支援の強化

生活困窮者の自立を促進するため、支援につながっていない生活困窮者を把握し、世帯全体への支援につなげる相談支援体制の整備を進めます。そのため、住まいに係る相談機能等の充実による居住支援の強化、就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進、こどもの学習・生活支援等に着実に取り組みます。

524 生活衛生サービスの安全・安心の推進

生活衛生サービスが物価高騰や人手不足等にも対応しつつ、安全・安心に提供されるよう、生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合の活性化や日本政策金融公庫の融資の充実等を図ります。また、建築物の衛生環境の確保に努めます。

525 柔道整復師の活動の支援

今後の料金改定も含め、柔道整復に関する制度のさらなる改革を目指します。質の高い柔道整復師を育成するための教育の充実を着実に実施します。また、地域包括ケアシステムにおける柔道整復師の役割を確立させます。なお、日本伝統医療としての柔道整復術が未来永劫継承されるようその保護に努めます。

526 はり・きゅう治療、あん摩・マッサージ・指圧治療の充実

国民が国家資格であるはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師が行う治療を、さらに利用しやすくなる制度の整備に努めます。また、日本の伝統医療としてさらなる振興を積極的に支援します。

527 管理栄養士・栄養士の積極的活用

栄養の力は、生命を維持し、子ども達が健やかに成長し、人々が健康で幸せな生活を送るために必要です。全ライフステージにおける栄養課題の解決ができる体制を構築し、全ての国民が健やかに生活できる誰一人取り残さない持続

可能な社会の実現を目指し、管理栄養士・栄養士の積極的活用を進めます。

528 戦没者の慰霊・遺骨の早期帰還

戦後 80 年が過ぎ、先の大戦を経験された方が少なくなり、戦没者のご遺族の方の高齢化も進み、戦争の記憶を次の世代に継承していくことが大切です。このため、改めて戦没者のご遺族への弔慰の意を示すとともに、国内外における慰霊巡拝や慰霊碑整備など戦後 80 年を超えて戦没者の慰霊事業を持続させます。また、若者世代を含む国民に対し広く、戦没者のご遺族をはじめとする戦争体験者の記憶等を共有・継承する施策に取り組みます。

先の大戦において 310 万余の方々が高貴な生命を失われ、うち日本本土以外においては 240 万人もの方々が犠牲になりました。戦没者のご遺族が高齢化する中、未だ 112 万人ものご遺骨が収容されておりません。この現状に鑑み、2016 年 3 月にご遺骨の収集を国の責務として位置づける「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を議員立法として成立させました。さらに 2023 年 6 月に本法律を改正し、2024 年度までとしていた集中実施期間を、2029 年度まで 5 年間延長しました。集中実施期間の延長の趣旨を踏まえ、改正後の基本計画に基づき、戦没者のご遺骨の収集・帰還を積極的に推進します。

さらに、一日も早く、より多くの戦没者のご遺骨をご遺族の元にお返しするために、戦没者のご遺骨の身元特定のための DNA 鑑定を推進し、ご遺族へのさらなる周知、鑑定体制の拡充に向けて取り組みます。

529 原爆被爆者への支援

唯一の戦争被爆国であることを踏まえ、広島・長崎への原爆投下から 80 年が過ぎ高齢化が進む被爆者の方々に寄り添いながら、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護施策を推進します。

530 中国残留邦人への支援

中国残留邦人の方々のための生活支援をはじめとした様々な支援策を引き続き講じるとともに、高齢化が進む中国残留邦人の方々に寄り添ったきめ細かい対策を推進します。

531 雇用や暮らしへの支援

各種の雇用対策の基盤となる雇用保険財政について、そのセーフティネット機能を十分に発揮できるよう、安定的な財政運営を確保します。

532 労働市場改革の一層の推進、就業構造改革と産業構造改革の一体的な推進、「人への投資」の推進

物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けて、生産性の高い分野への円滑な労働移動や働き方改革を含めた労働市場改革を一層進めます。失業なき労働移動の円滑化と労働参加率向上による「就業構造改革」と新たな付加価値を生む投資や事業再編、イノベーション促進などの「産業構造改革」とを一体的に推進します。

併せて、「人への投資」を強力に推進します。

533 一人ひとりの状況に応じた就労支援と労働者の希望を生かした多様な働き方の実現

ハローワークの機能強化等により、若者、女性、高齢者、障害や難病のある方など一人ひとりの状況に応じた就労支援を積極的に進め、全員参加の社会を目指します。

医療・介護・保育分野の人材確保に向けて、ハローワークにおける事業主支援を強化します。

職業情報提供サイト（job tag）の充実・強化を推進します。

勤務地や職務、勤務時間を限定した「多様な正社員」の導入や非正規雇用労働者の正規雇用への転換などを行う企業への支援により、正規雇用への転換を希望する方々のキャリアアップ等を図るとともに、労働者派遣法に基づき、派遣労働者の正社員化など雇用の安定とキャリアアップの実現を図っていきます。

一人ひとりが生きがいをもって活躍できる社会の実現に向け、長時間労働の是正や勤務間インターバルの導入促進、カスタマーハラスメントを含む職場におけるハラスメント対策の推進、良質なテレワークの推進や選択的週休3日制の普及など多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の推進による公正な待遇の確保を着実に推進します。

働き方改革の実現・定着に向けて、「働き方改革推進支援センター」における相談支援や、IT化や業務効率化など生産性向上に取り組む中小企業等に対して支援します。また、長時間労働

の事業場への監督指導をしっかりと行います。

職業紹介事業等のマッチング機能の質を高めるため、求人者及び求職者が安心してサービスを利用、就職・転職活動することができる環境整備を推進します。

また、2025年に成立した改正労働安全衛生法に基づき、個人事業者や高齢者の労働災害防止、メンタルヘルス対策など、様々な観点から働く方の安心・安全を守る対策を強化します。

534 最低賃金の引上げ

最低賃金については、過去13年で372円引き上げてきました。引き続き、中小企業・小規模事業者の生産性向上や価格転嫁等の取引条件の改善等の取組みを全力で進め、物価上昇を上回る賃上げと最低賃金の引上げの加速、地域間格差の是正を図ります。

535 地域の創意工夫を活かした「しごと」や「ひと」づくりの推進

東京一極集中に歯止めをかけ、魅力ある地方を創生するためには、安心して働くことができるよう良質な雇用機会を創出するとともに、新しい人の流れをつくり、地方創生に必要な人材を確保することが必要です。このため、地方自治体を実施する「しごと」や「ひと」づくりに加え、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するための人材還流、処遇改善等についての創意工夫を活かした取組みを迅速に支援します。

また、地域における多様な就労の機会や住民生活に不可欠な民間サービスの維持・向上につながるよう、労働者協同組合の活用促進を進めます。

536 新卒者就職対策の実施など若者の雇用対策の推進

新卒者及び3年以内の既卒者に対して、学校と連携しつつ、新卒応援ハローワークにおいて、個別の状況に応じたきめ細かな就職支援を行います。

さらに、若年者を中心に就労可能な者については、求職者支援制度の活用等により就労を促進します。

また、地域若者サポートステーションにおいて、就労に課題を抱える若年無業者等の就労支

援を進めます。

537 高齢者が活躍し続ける「生涯現役社会実現」

人生 100 年時代を見据え、働く意欲のある高齢者の方々が個人の能力・経験を活かし、安心して働くことのできる環境を整え、「生涯現役社会」を実現します。

このため、働く高齢者の処遇や役職定年・定年制の見直し等を進め、高齢者の活躍に取り組む企業の事例の展開を図るとともに、専門家の派遣や助言の取組みを進め、65 歳以降の定年延長や雇用継続、定年制の廃止に取り組む企業等を支援します。

中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援します。

また、高齢者が企業を退職した後も、これまでの豊富な知識や経験等を活かし活躍できるよう、ハローワークの生涯現役支援窓口等において、「第 2 のキャリア」を望む方の転職、再就職等の支援を強化します。

さらに、地域の日常生活に密着した多様な就業機会を提供し、高齢者の社会参加や地域の活性化に貢献するシルバー人材センターについて、安定的な事業運営やさらなる活用のための環境の整備を図ります。

538 さらなる国民の負託に応えられる社会保険労務士制度の推進

わが党は、社会保険労務士が、国民の利便性の向上とさらなる負託に応えられるよう、「社会保険労務士法」の改正に取り組む、法案を成立させました。今後、その着実な推進を図ります。

539 自殺対策の強化

わが国における自殺者数は、平成 10 年以降、年間 3 万人を超える水準で推移したのち、平成 22 年以降は減少傾向となりましたが、依然として年間約 2 万人が自殺により亡くなっているとともに、小中高生の自殺者数は高止まりしており、深刻な状況が続いています。改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、自殺対策をさらに推進します。自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有していることから、保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係

団体等のネットワークの構築や、特に SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進し、生きることの包括的な支援として社会全体としての対策を進めます。

また、こども・若者の自殺者数が近年増加していることを重く受け止め、多角的な要因分析や SNS を活用した相談事業、こどもの自殺に関する法定協議会の設置等、こども・若者の命を守るための取組みに全力を尽くします。

自殺対策の PDCA サイクルを社会全体で回す仕組みを構築し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

540 死因究明体制の推進

公衆衛生の維持向上、犯罪死の見逃し防止、そして遺族の権利利益の擁護、社会の安全・安心の向上及び医学の発展に向け、死因究明等推進基本法の理念を踏まえ、政府の死因究明等推進計画を推進することにより、「死因不明社会」の解消を目指します。モデル的な小児死亡例の Ai（死亡時画像診断）実施及び CDR 導入の検討や、全国的な死因究明等体制の充実など必要な措置を積極的に検討し、着実に実現します。

541 障害者の方への施策の推進

改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行を踏まえて、より一層の周知を図る等、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現にむけて、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に基づき、教育・啓発などを含めた取組みを強化します。また、障害者スポーツや、障害者の芸術・文化活動のさらなる推進にも取り組みつつ、必要に応じて障害者基本法改正を検討します。

障害福祉施策について、強度行動障害への対応も含め、障害者の重度化・高齢化に対応し、障害者が希望する地域での自立生活の実現・継続を支援するため、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの整備促進などを進めます。また、障害福祉人材の確保に向けて、処遇改善に取り組みます。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケア児やその家族等への支援を進めます。また、児童発達支援センターの機能強化などにより、地域における

障害児支援の充実を図ります。

障害特性や就労ニーズの多様化が進む中で、精神、発達障害者等の就労支援やテレワーク等の推進を通じ、雇用の質の向上を図ります。障害者雇用と福祉の連携を強化し、2025年10月から施行された就労選択支援の円滑な実施や障害者就労を支える専門人材の育成強化など、効果的で切れ目のない支援体制の構築を進めます。わが党が主導した「障害者優先調達推進法（ハート購入法）」の着実な実施に努めます。

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、意思疎通支援が必要な障害者等に対する手話その他のコミュニケーション支援の充実を努めます。併せて、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、読書環境の整備を進めます。また、「手話に関する施策の推進に関する法律」を踏まえ、手話に関する施策を総合的に推進します。

さらに、2025年12月に成立した「高次脳機能障害者支援法」を踏まえ、高次脳機能障害者支援センターの整備等により、高次脳機能障害者やその家族等への支援に取り組みます。

引き続き、障害のある人の自立と社会参加のための基盤整備や人材の確保を積極的に推進してまいります。

542 恩給の適正な水準を確保

国家・国民のために身命を賭して忠誠を尽くされた方、また、そのご家族の生活を支えるための恩給は、国家補償として適正な水準を確保します。

543 公的価格の在り方の見直し

職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されるかという観点から、引き続き、看護、介護、保育、幼児教育などの分野において、処遇改善に取り組めます。

544 優生手術等の被害に遭われた方々の救済

旧優生保護法に基づく優生手術等の被害に遭われた方々に補償金等の支給を着実に進めるとともに、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に基づき、疾病や障害を有する方々に対する偏見と差別の根絶

に努めます。

教育

545 学校における感染症対策と学びの保障の両立

学校で子どもたちが学び合うことを教育の基本としつつ、子どもたちの健やかな学びの保障との両立を図ります。そのため、学校での感染症対策に万全を期した上で、GIGAスクール構想で整備したICT環境を最大限活用します。また、新たな感染症の流行や災害などの不測の事態が生じた際にも学校教育活動を継続し、誰一人取り残すことなく子どもたちの学びを保障するため、新しい時代の学びを支える教育環境の整備を推進します。

さらに、学校教育活動を確実に継続していくためのマネジメントの在り方を明確にするとともに、不測の事態が生じた時に、子どもたちが主体的に考え、適切に判断し行動できるような資質・能力の育成を図ります。

546 令和時代の新たな教育改革

誰もが日本に生まれたことを誇りに思える品格ある国家を目指して、2006年に改正した「教育基本法」に基づき、人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者を育成するという理念を踏まえ、「自助自立する国民」「家族、地域社会、国への帰属意識を持つ国民」「良き歴史、伝統、文化を大切にする国民」「自ら考え、判断し、意欲にあふれる国民」の育成を目指してきました。具体的には、いわゆる教育3法の改正や、教育振興基本計画の策定、学習指導要領の実施による伝統・文化に関する教育や道徳教育の充実などの教育内容の抜本的な改善・充実や、切れ目のない教育費負担の軽減、次世代の学校・地域の創生など、教育再生を総合的に推進してきたところであり、その歩みを緩めることなく着実に実行します。

それにあたっては、世界トップの教育立国とするため、結果の平等主義から脱却し、社会状況や子どもの多様な成長の実態などに応じた、学校制度の多様化・複線化、学校における働き方改革、教育免許制度改革や小学校における教科担任制の推進などによる義務教育改革、普通科改革の促進や探究・文理横断・実践的な学びの推進を図る高校教育改革、高大連携の推進、

社会変革の原動力となる高等教育改革、大学院の充実、産学連携、大学等におけるリ・スキリング教育の推進など、学校制度全体を通じた改革に取り組みます。

また、小中一貫教育を地域の実情に応じて積極的に推進するとともに、夜間中学の設置促進・教育活動の充実、飛び級の制度化、フリースクールやインターナショナルスクール、フリーアクセスができる教育クラウドの作成などの学校外教育の環境整備など、個人の志や能力・適性に応じ、様々な挑戦を可能とする学びの保証システムを実現します。

547 教育投資の充実と安定的な財源確保策の検討

「家庭の経済状況や発達の状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこども・若者・社会人が質の高い教育を受けることができる社会」を実現します。また、少子化を解決し、「格差の再生産」を食い止めることは、わが国にとって喫緊の課題です。これらの課題解決に向けて、OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、教育投資をこれからの時代に必要な「未来への先行投資」と位置づけ、その抜本的拡充と財源確保、民間資金のさらなる活用などに取り組みます。

548 若者の夢や志を実現する学校教育への抜本的転換

変化が激しく先の予測が困難な時代の中で、全ての若者が夢や志を抱き、チャレンジし、それを実現していくことができるよう、学校教育の在り方を抜本的に見直す必要があります。このため、一人ひとりの状況に応じた質の高い教育を提供するため、令和 7 年度に完成した小学校 35 人学級に引き続き令和 8 年度から中学校 35 人学級の実現に向けて取り組みます。また、生徒指導体制の充実や小学校における教科担任制の推進などの指導体制の充実を図るとともに、次期学習指導要領に向けた検討を踏まえ、未来の創り手となる多様なすべてのこどもたちに主体的・対話的で深い学びを実現し、環境整備を含め、これからの社会に必要な資質・能力の育成に取り組みます。

549 グローバルに活躍できる人材の育成

グローバルに活躍する創造的な人材を育成す

ることは重要な課題です。このため、AI を活用して英語により地域の魅力を発信する取り組みや、教師の資質向上に加え、小学校の英語専科指導や少人数英語指導を徹底するための教員配置や指導体制の充実、英語を母国語とする外国語指導助手 (ALT) などの外部人材の活用を促進させるなどにより、英語教育を抜本的に改革・強化します。また、共通必修科目「地理総合」「歴史総合」において地理歴史や伝統・文化に関する教育の推進、帰国生の公立学校における受入れ態勢の充実に取り組みます。併せて、官民一体となって、初等中等教育段階における国際交流・海外留学支援の充実や大学段階における日本人学生の派遣に係る奨学金の充実等の段階に応じた海外留学支援の強化や、企業や地方公共団体の参画により若者の海外留学促進を図る「トビタテ！留学 JAPAN」の推進による留学機運の醸成、意欲ある全ての学生が留学に挑戦できる大学の国際的な環境の整備を進めることで、グローバル人材の育成を強化していきます。

550 理数教育の大幅な充実

将来、イノベーションの担い手として世界を牽引していくリーダーとなるようなこどもの育成に向けて、先進的な理数教育を行う「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」を推進するとともに、理数好きなこどもを増やすため、体験活動や実験教室の充実、理工学部の学生や企業関係者などの外部人材の活用、理科設備などの環境整備、さらには理数教育に携わる教師の指導力向上、理数専科教員の増員などを推進し、初等中等教育段階での理数教育を大幅に充実します。

加えて、学校を超えた才能教育の場を確保するための「次世代科学技術チャレンジプログラム (STELLA)」の推進や、中学・高校生の「科学の甲子園・科学の甲子園ジュニア」などの活躍の場の充実、国際科学オリンピックに参加する児童生徒数の大幅な増加の促進を通じた、国際的な交流機会を拡大などを図るとともに。また、高等教育段階において、入学時に必要な学力として文系においても論理的思考力や表現力などの理数の力を重視する取り組みや、文理横断型教育プログラムの開発、理工系人材の育成などを支援します。理工系分野の学問を専攻する女子学生の割合を現行の 1 割程度から男子学生と同

等の3割程度へと高めていくために、産学官が総出でその機運を高めるためのイニシアティブを発揮し、学びの場を抜本的に拡大するための大学構造転換を進めるとともに、理系を志すきっかけが得られるような様々な学習や体験の機会の充実に取り組みます。

551 国際バカロレアの導入・運営環境の整備

国際的に通用する大学入学資格を取得でき、グローバル人材の育成に有益な国際バカロレアの教育効果を検証し、全国的なコンソーシアムによる成果の発信を通じて認知度の向上を図ります。また、導入・活用に関心のある自治体・学校・大学等への支援を一層強化することにより認定校等の増加を図り、国内外で活躍できる多様な人材の育成に取り組みます。

552 GIGA スクール構想のさらなる前進

GIGA スクール構想で整備した1人1台端末を活用し、教育DXにより公教育を質的に向上させ、全国どこでも誰もが取り残されない教育を実現していきます。国が主導して必要な基盤を整備するとともに、地方自治体の発意に基づく地域固有の課題に応じた取り組みや先進的な取り組みを支援します。

553 教育DXの推進

GIGA スクール構想によって子どもたち1人1台の端末が整備され、全国的に端末の利活用が進む中で、教育DXにより公教育を質的に向上させ、全国どこでも誰もが取り残されない教育を実現していきます。そのため、端末等を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実のための専門家派遣など自治体・学校に対する伴走支援の取り組みの推進や、情報モラル教育の充実とともに、子どもたちが互いに切磋琢磨しながら一人ひとりの力を最大限引き出す教育環境の整備を行います。また、教師がデジタルの恩恵を実感できるよう、校務のDXを環境整備も含めて集中的に支援し、業務の効率化や学校における働き方改革につなげます。さらに、通信ネットワークの着実な改善を図るとともに、地方自治体の発意に基づく地域固有の課題に応じた取り組みや教育現場における生成AIの適切な利活用に向けた取り組みを支援します。加えて、デジタルな形態を含む新たな教科書の導入など、

子どもたちがデジタルの良さを生かした学習を実感できるようにするとともに、教育データの活用等による教育DXを推進します。

554 日本人学校などのグローバル人材育成機能の強化

海外で暮らす子どもたちは将来のグローバル人材の原石です。そうした子どもたちが安心して学べるよう、国内同等の教育環境を整備する観点から、日本人学校などへの教師派遣の拡充や教師の質の向上に向けた取り組みを進めるとともに、教育DXの推進や安全対策に取り組みます。また、魅力ある在外教育施設づくりに向け、先導的で特色ある取り組みを推進するとともに、わが国に対する海外の理解の増進が図られるよう、在外教育施設を拠点とする国際的な交流を促進します。

555 日本型教育の海外展開の推進

高い基礎学力とともに協調性や行動規範を重視する、「知・徳・体」のバランスの取れた小学校・中学校教育や、実践的で高度な技術者教育を行う高等専門学校制度などの「日本型教育」を学びたいという要望が、諸外国から寄せられており、わが国の教育それ自体がソフトパワーの源泉となっています。こうした日本型教育の海外展開をNPO、大学、企業等の参画を得ながら積極的に行い、相互理解の促進と国際社会への貢献、日本の経済成長への還元、日本の教育の国際化など教育の質向上につなげていきます。

556 公教育における国の責任体制の確立

義務教育については国が責任を果たすとの理念に立ち、教育の正常化を図った上で、子どもが日本のどこで生まれ育ったとしてもふるさとで頑張っていれば必ず夢が実現できる環境を整えるため、教育の地域間格差が生じないよう、公教育の底上げに徹底的に取り組みます。

経済状況をはじめとした家庭環境や地方自治体の財政力によって教育格差が生じないよう、教育費負担の軽減などに取り組みます。

557 いわゆる高校無償化・高校教育改革

わが国の社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に向けて、高校教育に要する経済的負担を軽減することにより、高校教育の機会均等

や自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を実現します。このため、安定財源を確保して、2026年度から新たな就学支援金制度を設けるなど、いわゆる高校無償化を着実に推進します。また、各都道府県とも連携し、公立高校をはじめとした高校教育改革にかかる取組みを新たな財政支援により支援します。産業界とも連携し、次世代を担う産業イノベーション人材等の育成、高校・大学・大学院等を通じた文理融合など一貫通貫した改革を行います。

558 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

子育て世代への支援を強化する観点から、2026年度から公立小学校等での学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）を実施し、保護者の負担軽減を通じた子育て支援に取り組みます。

559 教育の質の保証

義務教育の機会均等と世界トップレベルの学力水準の維持向上の観点から、全国学力・学習状況調査を全数かつ毎年度継続的に実施し、全てのこどもの課題把握、学校の指導改善に生かします。さらに、GIGA スクール構想が進む中でエビデンスに基づく学習指導の重要性はより一層高まっており、国際学力調査のCBT（コンピュータ使用型調査）による実施の流れなどを踏まえ、全国学力・学習状況調査のCBT化を推進するとともに、児童生徒一人ひとりの学力・学習状況がより細やかに分かる形で調査結果を提供します。また、保護者への調査や学力の経年変化を継続的に把握するための調査などを定期的に実施して、学力の状況を多角的に把握・分析し、次代を担う子どもたちが確かな学力を身につけるための取組みを一層推進します。これからも全てのこどもの能力を最大限に伸ばし、未来を切り拓いていく力を身に付けさせ、公教育の使命を果たします。

560 学校の指導・運営体制強化と働き方改革

障害のある子ども、経済的困窮家庭の子ども、日本語指導が必要な子ども、不登校傾向のある子ども、特定分野に特異な才能のある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参加を目指し、真の「共生社会」の実現の

ため、多様な子どもたち一人ひとりの状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすため、きめ細かい教育を提供していくことが必要です。このような観点から、学習指導要領を着実に実施し、教育の質を保証するため、令和7年度で完成した小学校35人学級に引き続き、令和8年度から中学校35人学級の実現に向けて取り組むとともに、生徒指導體制の充実や小学校における教科担任制の推進、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や副校長・教頭マネジメント支援員、校内教育支援センター支援員、部活動指導員等の支援スタッフの一層の充実などにより、学校の指導・運営体制の強化・充実に図ります。また、児童生徒や学校を取り巻く問題に関して法的側面からの助言や保護者との面談の同席等を行うスクールロイヤーの体制を充実するとともに、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案の解決を、行政が支援する体制の構築を進めます。

こうした取組みを通じて、世界的に大きな成果を上げてきた、質の高いわが国の学校教育を持続可能なものとし、さらに発展させるため、給特法等改正法に掲げられた目標の達成を目指して、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化等を通して、教師の長時間勤務を是正し、学校における働き方改革を加速化させます。

561 教師の処遇改善

優秀な人材を確保し、頑張っている教師の士気を高め、教職の魅力向上を図ることができるよう、教職調整額の率を10%まで引き上げていくなど、教師の処遇を抜本的に改善します。

562 わが国を愛する心を養う教育と体験活動などの推進

国旗・国歌を尊重し、わが国の将来を担う主権者を育成する教育を推進します。不適切な性教育やジェンダーフリー教育、自虐史観偏向教育などは認めません。

中学校・高等学校でボランティア活動やインターンシップを積極的に推進し、公共心や社会性を涵養します。キャリア教育や職業教育、また、豊かな体験に裏打ちされたこどもの力強い成長を促す農山漁村地域での自然体験活動や長期宿泊体験学習などを推進します。併せて、地

域に根差した伝統・文化（伝統文化親子教室など）や、スポーツクラブ、サークル活動などの地域の絆を守り、困難な状況にある家庭も対象とした取組みを支援（幼児期からの運動習慣作りの促進、親子参加型自然体験活動の充実など）します。

563 規範意識を養う教育の推進と「公共」の着実な実施

人が人として生きる上で必要な規範意識や社会のルール、マナーなどを学ぶ道徳教育については、家庭や地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、その要となる特別の教科道徳での検定教科書を用いた指導の着実な実施などにより、さらなる充実を図ります。全国の優れた取組みを発信（道徳教育アーカイブの拡充など）するとともに、都道府県が実施する研修や家庭・地域との連携強化のための取組みを支援します。また、高等学校において、主体的な社会参画に必要な力を実践的に育むよう共通必修科目「公共」について、着実な実施に取り組みます。さらに、小・中・高等学校を通じて、学校に新聞の複数紙配備を進め、併せて主権者教育を推進します。

564 依存症予防教育の総合的な推進

近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブルなどに関する依存症が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の遡減や、青少年の健全育成の観点から、国、学校、地域が一体となって予防教育を行っていくことが必要です。具体的には、啓発資料の活用など、各学校段階における依存症に関する予防教育の取組みを充実するとともに、社会教育施設などを活用した保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」などの学校外の取組みを推進します。

565 高等学校教育改革の推進

国が令和7年度中に提示する「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」を踏まえ、産業イノベーション人材の育成に向け、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等を育成するための実践的で高度な学びや、理数系人材を育成するための文理融合・探究的な学び、地理的アクセスを踏まえた多様な学びを先導する高校を創設するため、都道府県に基金を設置し、

高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出します。また、各都道府県とも連携し、公立高校をはじめとした高校教育改革にかかる取組みを新たな財政支援により支援します。

566 何歳になっても学び直しのできる社会の実現

何歳になっても、スキルアップ、職種転換などに役立つ学び直しができるように、意欲のある学習者への経済的支援を充実するとともに、放送大学の機能強化などにより、学びやすい環境整備を推進します。また、大学・大学院・専修学校などにおける、産学連携によるリ・スキリングの推進、「職業実践専門課程」や「キャリア形成促進プログラム」、「職業実践力育成プログラム（BP）」の認定拡大、産学官等で人材ニーズを把握し、開発するプログラムを議論する場の設置促進、社会人の学習を後押しする情報アクセスの改善や、大学等での学び直しの履歴のデータ化など、就職氷河期世代も含めた社会人が再び学べる環境を整備し、産業構造の変化に対応したキャリアアップの機会保障と再チャレンジを促進します。

567 オンラインによる学びの機会の充実

様々な困難を抱える人々も含め全国民の学びを保障するため、こども向けから大人向けまで多様な動画教材や学習講座を紹介するポータルサイトを整備し、地域・障害・言語などの壁を越えて学びの機会を提供します。

568 女性や高齢者の学び直しや活躍の機会の創出

特に女性については、大学などにおける保育環境の整備を含め、子育てなどで離職した女性の学び直しと再就職やリ・スキリング教育の推進を一体的に行う仕組みづくりなど、地域と教育機関などの連携によるキャリア形成支援を充実します。高齢者については、地域における関係機関が連携し、学び直しが地域活動や就労・起業などと連動する仕組みづくりを推進します。

569 教育委員会改革の推進、町村教育委員会への支援強化

地方分権を受けて、地方自治体の教育政策決定や教育行政運営において、首長や地方議会の役割が高まっています。いじめ問題では教育委員会に対し形骸化や名誉職化といった批判があ

ったため、2014年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正しました。教育の政治的中立性を確保しつつ、地方自治体の教育行政に民意を反映させ、効率的・迅速な運営を可能とすることを旨とした法改正の趣旨に則り、引き続き、教育委員会改革を推進します。また、様々な課題を抱えているにもかかわらず、事務局体制が十分でない教育委員会に対する支援策を検討するとともに、教育委員会の運営の活性化のための教育委員への研修を実施します。

570 真に教育基本法・学習指導要領に適った教科書の作成

「教育基本法」が改正され、学習指導要領が改訂された後も、自虐史観に立つなど、偏向した記述の教科書が存在したことから、安倍政権において、教科書検定基準を改正しました。

政府見解があるものについてはきちんと書かせ、特定の学説のみを記載して子どもたちが誤解するといったことがないように抜本的改革を進め、全体的に記述の大幅な増加や内容の充実がみられました。また、学習指導要領を改訂し、領土に関する記述が大幅に増加しました。また、学習指導要領の改訂に併せて、検定基準のさらなる見直しを行いました。加えて、教科書調査官は、学習指導要領に基づいた良い教科書を作っていく上で、教科書検定における大変重要な役割を担っており、優れた人材の登用が必要であることから、教科書調査官の採用における公募制を導入しました。この方向性を一層推し進めます。

571 教科書採択の公正確保

義務教育諸学校の教科書採択の制度に関しては、各教育委員会や国立大学付属学校や私立学校に、採択した結果や理由などの公表に努めることを義務付けており、高等学校等に関しても、採択の結果や理由を公表すべく、設置者に働きかけを行っていきます。教科書採択にあたっては、国民から疑念をもたれないように、今後とも、採択権者の権限と責任により適切な採択が行われるよう、教科書発行者、教育委員会・学校関係者に対し、採択における公正確保などを徹底します。

572 格差克服のための教育の推進

貧困の連鎖を断ち切り、「一億総活躍社会」や「地方創生」を実現するためには、教育における格差を克服し一人ひとりの能力を向上させることは喫緊の課題です。そのため、学校が全てのこどもに基礎学力を保障できるよう、学力課題校の解消や重大ないじめ・不登校・中退などの課題を抱えるこどもへの支援に取り組みます。また、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく教育費負担の軽減を図るため、無償化を実現した幼児教育についてはさらに質を向上させるための財源を確保し、就学援助に係る補助の充実、高校生等への修学支援の充実、高等教育段階では、大学などの授業料・入学金の無償化の対象の拡大などさらなる負担軽減・支援のため、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき成案を得ていきます。さらに、修士段階を対象に先行導入した、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする新たな制度（日本版 HECS）について、安定的な財源を確保し学部生等への対象拡大を目指します。

573 貧困家庭に対する教育支援

国及び基礎的自治体に、教育支援も含めた貧困家庭に対する支援を行う総合的なワンストップ窓口を整備するとともに、「教育格差克服モデル都市」を設け、取組みを確立・発信していきます。また、格差克服が様々な社会的便益をもたらすというエビデンスを整備し、教育財源を確保するとともに、民間資金を含む多様な資金を活用するため新たな制度の導入も検討します。さらに、困難を抱える家庭に寄り添った伴走型の家庭教育支援員の養成・配置促進による訪問型家庭教育支援の充実や親の相談・交流の居場所の提供、原則無料の学習支援の充実や図書館を活用した読書や自然体験活動を通じた親子の学びの推進などにより、学校だけでなく、家庭や地域の教育力向上を図ります。

574 多様な個性を最大限に伸ばす教育の実現

全てのこどもの可能性を伸ばし活躍できる社会の実現に向け、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実します。保護者の不安を解消し一人ひとりの個性への理解を深め、こどもたちを温かく見守ります。

一人ひとりの学習状況にきめ細かく対応するため、1人1台端末のもと、ICT等の活用と少人数学級の推進、放課後や土曜日などを活用した補足的・発展的な学習などを拡充します。教育支援センターの充実や高校中退者などの高卒資格取得等に向けた学習相談・支援、特別の教育課程を編成する学校の整備など、また、隠れた能力を引き出すためのICTなどの活用も推進します。

575 特に優れた能力をさらに伸ばす教育、リーダーシップ教育

多様な個性が長所として肯定され生かされる教育の実現には、一人ひとりの長所や強みを最大限に生かす視点が重要です。このため、社会の理解を醸成しつつ、国内外の実践事例について幅広く知見を収集し、大学などとの連携も含め、各学校、地方自治体などで、特異な才能やリーダーシップを有するこどもの資質を最大限に伸ばす多様な教育を推進します。

576 地域と学校の連携・協働による社会総掛かりでの教育の実現

学校が地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」に転換していくため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会を置く学校)と地域学校協働活動の一体的推進が不可欠です。全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、教育委員会や学校などの取組みを強力に支援します。また、地域住民などの協力による放課後や土曜日などの学習・体験活動などの地域と学校が連携・協働して地域全体で子どもを育てる活動(地域学校協働活動)や、家庭教育支援、図書館なども活用した読書活動などを推進します。地域住民などのネットワーク化と学校との連絡調整を図る「地域学校協働活動推進員」の配置の充実などにより、「地域学校協働本部」を整備し、豊富な知識・経験を持つ地域の退職者、企業・団体など外部の人材が、放課後などの学習、総合的な学習の時間や道徳などにおいて、その社会体験を活かした支援を行う体制を構築します。とりわけ、昨今の情勢に鑑み、地域産業人材育成や働き方改革に資する地域学校協働活動を推進します。

577 地域から学校を支え、地域を活性化

地域から学校を支えるとともに、地域の活性化を図るため、高齢者をはじめ地域住民などがボランティアや地域活動に参画しやすい環境を整備することが必要です。このため、高齢者などの地域住民などが活躍するための学びと実践の場を創生するなど、地域社会において全ての世代が活躍できる環境を充実します。

578 深刻ないじめ・暴力行為を無くし、一人ひとりを大切に

「いじめ・暴力行為は絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、児童生徒を加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない教育を実現します。第一に守るべきは、いじめ・暴力行為の被害者です。加害生徒への厳正な対応・指導や、行為が犯罪に該当する場合は警察に通報する、道徳教育の徹底など、今すぐできる対策を断行するとともに、いじめ対策に取り組む地方自治体を、国が協働しつつ指導を徹底し、財政面などで強力に支援します。

579 総合的・組織的ないじめ対策の推進

いじめが背景にあると疑われる痛ましい自殺事案が後を絶ちません。「いじめ防止対策推進法」に基づく総合的ないじめ対策が全国で確実に実施されているか点検するとともに、学校内のいじめ対策組織や教育委員会会議、総合教育会議を活用した組織的ないじめ対策を推進できるような方策を講じます。また、インターネット内での問題行動に対する取組みを強化するとともに、いじめの予防及び早期解決に向けて地方自治体を支援するため、緊急時にいじめ・自殺など対策の専門家を派遣するなど国の体制を整備します。

580 不登校・中退の未然防止や児童虐待対応などにより、若者に明るい未来を

「チーム学校」の理念のもと、教師と専門スタッフなどが役割を分担し連携・協力して生徒指導に取り組む教育相談機能を強化します。具体的には、児童生徒支援担当の専任教諭の配置拡充に加え、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置時間を拡充し、将来的には全公立小・中・高等学校(約3万校)で常時相

談できる体制の整備を目指します。加えて、こどもの貧困・生理の貧困やヤングケアラーなどこどもを取り巻く諸課題に対して、教育と福祉等が連携した取組みを推進します。

581 不登校のこどもに対する支援の強化

不登校のこどもに対する支援を強化するため、不登校のこどもに配慮した特別の教育課程を編成する学校である学びの多様化学校（不登校特例校）の設置促進や、学校内の別室を活用した指導・相談支援を行う校内教育支援センターの充実を図るとともに、教育支援センターの機能強化やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実、学校外で学ぶこどもたちへのオンラインを活用した相談・指導、保護者に対する相談支援の推進等、専門家を活用した教育相談体制の整備や関係機関との連携強化を推進します。また、夜間中学の設置促進・教育活動の充実と就学希望者への積極的支援などの施策を一体的に実施します。

582 高等学校卒業程度認定試験の実施における地方との協働

高等学校段階の不登校者及び中途退学者の支援策として不可欠な高等学校卒業程度認定試験について、例えば都道府県による受験生への試験案内や進路変更に係る教育相談、試験会場の提供など、国と都道府県が互いの役割を果たしながら緊密に連携し、試験を実施していきます。

583 公私間格差の是正・私学助成の拡充

公教育において私学が果たしてきた重要性に鑑み、私学の建学の精神を尊重しつつ、「私立学校振興助成法」の目的の完全実現（教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性向上）により、公私間格差の解消を図ります。また、私立大学については少子化を見据えた経営改革や社会からの要請と期待に応える抜本的な変革を行うとともに、まずは経常的経費の1割以上を確保し、2分の1を目標に私学助成を充実します。併せて、高等学校以下の私学助成についても、経常的経費の拡充などさらなる充実を図ります。

584 教育の政治的中立性の徹底的な確立

政治的中立性を厳に確保し、間違っても学校

教育に政治的なイデオロギーが持ち込まれることがないように、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すための「教育公務員特例法」の改正、及び法の適用対象を義務教育諸学校限定から高等学校などに拡大する「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の改正を行います。

585 教師力の一層の向上

教師力の一層の向上を図るため、地域枠の活用や多様な専門性や強みを発揮する質の高い教師の養成を推進します。また、研修履歴の活用等により、教師の主体的な学びを支え、デジタル技術の活用を含めた教師の研修のさらなる高度化を図りつつ、教師の効果的・効率的な資質向上と負担軽減等を進めます。さらに、中央教育審議会における多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策についての議論も踏まえながら、改めて制度の根本に立ち返って必要な改革を進めます。具体的には、社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の見直しやデジタルを活用した学びの質保証、教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方の検討、多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の改善等に取り組み、教師人材の質の向上と入職経路の拡幅を強力に推進します。

586 適性・人物重視の採用システムの整備と教師の地位向上

大学・大学院における学修成果、社会経験やボランティア活動等諸活動の実績等を多面的な方法・尺度を用いて総合的かつ適切に評価することにより、一層適性重視・人物重視の採用システムの整備を進めるほか、各教育委員会が教師養成に一定の責任を持つ「教師塾」の全国展開を促進します。また、教員採用選考試験の早期化・複線化も含めた実施時期の在り方や第一次試験の共同実施、特別免許状の活用による多様な人材の登用などについても検討を進め、あらゆる手段を講じて質の高い教師の確保に取り組みます。さらに、教師の社会的地位の向上及びこどもや保護者、地域住民などが教師の担う職務への理解を深める日として、近代教育制度を定めた学制の発布日である9月4日を「教師の日」として制定し顕彰することにより教職の

重要性に関する認識を深めるとともに、教職を肯定的に表現しうる教師という用語の通用性を高めるための取組みの一環として、「教師」という用語を用いることを一層推進します。

587 教育職員等による児童生徒等に対する性暴力等の防止等の推進

2022年4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が適切に運用され、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、同年3月に策定された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を踏まえ、この問題に関する取組みを総合的に推進します。

588 チーム学校の実現

校長の適切なマネジメントのもと、学校に多様な人材が参画し、教師と教師以外の多様な人材がそれぞれの専門性を十分に発揮して教育活動を行う「チーム学校」を実現します。

そのため、「チーム学校」を実現していく上で何よりも重要な学校教育の中核を担う教師をはじめとする教職員体制の充実など、優秀な人材を確保するための総合的な方策を講じます。また、学校全体の教育力を高めるため、教師と専門スタッフが連携・分担して教育活動にチームとして取り組むことができる環境を整備します。

589 学校と地域の連携・協働の強化と校長のリーダーシップの発揮

こどもたちの教育をさらに充実していくためにも、学校と地域が目標やビジョンを共有し、学校・地域人材によるチームを形成することが重要です。そのため、必置化を見据え、コミュニティ・スクールの導入を加速させるとともに、地域住民などの協力による放課後や土曜日の学習・体験活動などを推進するための体制を整備することにより、学校と地域の連携・協働を強化します。

「チーム学校」が有効に機能するためには、校長のリーダーシップが重要です。教職大学院等も活用しながら、管理職や主幹教諭、指導教諭、主務教諭の育成を進めます。また、校長がリーダーシップを十分に発揮できるためには、校長を補佐する体制を充実させることが必要です。そのため、主幹教諭を倍増させ全校に配置する

とともに、学校の経営企画機能を飛躍的に強化するため、事務職員の職務の見直しや適正な配置などの事務体制の効率的な強化を行います。

590 新しい学びを実現する教育環境の向上と安全・安心な学校環境の一体的な構築

学校施設は、こどもたちの学習・生活の場のみならず、災害時には避難所としての役割（命を守るシェルター機能）も果たし、また、地域コミュニティの拠点として高齢者や障害者なども活用するものであり、地方創生、国土強靱化、国民保護のための拠点となる重要な施設です。

このため、長寿命化改修等を通じた老朽化対策による安全・安心な学校施設の実現と新しい時代の学びに対応した教育環境の向上を一体的に推進するとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に盛り込まれた防災拠点としての整備の観点も踏まえつつ、非構造部材を含めた耐震対策、トイレ環境の改善、空調整備、バリアフリー化など喫緊の課題にしっかりと取り組みます。加えて、LED照明や太陽光発電設備の整備等のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化により地域の脱炭素化にもつながる学校施設整備を支援するとともに、学校施設と他の公共施設等との複合化・共用化を推進します。さらに、これらの整備需要に対応するため、実態に即した国庫補助単価への引上げを図ります。

591 学校施設の防災機能の充実

災害時においては学校施設が避難所となることから、天井材などの非構造部材を含めた耐震対策にしっかりと取り組みます。また、学校施設の防災拠点としての機能をより充実させるため、トイレの洋式化、体育館等への空調整備、独立して域外と連絡可能な通信設備の設置や、自家発電設備、備蓄倉庫、井戸や給水槽、入浴設備の設置、避難所へ炊き出しを提供する給食施設の整備などを進めます。さらに、地方自治体が財政上、困窮していることに鑑み、国からの支援の強化に努めます。加えて、国公立に比べ遅れている私立学校施設の耐震化についても、早期の完了に向けて集中的に支援するとともに、大規模地震などの災害時には地域の避難所として重要な役割を果たしている公立体育館などについても、天井材などの非構造部材を含めた耐震化などの老朽化対策を加速します。

592 学校保健の充実

生涯を通じて心身ともに健康を維持できるよう、健康教育などの学校保健事業を推進します。

593 学校における安全確保

東日本大震災の教訓を生かし、保護者が帰宅困難になった際などに、こどもを学校に留め置いて安全を確保するなど、保護者やこどもの立場に立った災害対応体制を、国公立を通じて整備します。地震・台風・火災などの災害を身近な危険として認識し、日頃から備え、災害の被害を防ぐため、地域の実情にあった「防災教育」を充実します。併せて、通学路の安全を確保するなど、こどもが安心して通学できる学校環境を整備します。また、弾道ミサイルによる武力攻撃事態やテロ攻撃に対しても、設置者や学校長が「国民保護法」に基づく国民保護計画に即して、学校の危機管理マニュアルを不断に見直し、地方自治体が開催する訓練に参加することなどにより、Jアラートを通じて緊急情報が発信された際に適切に対応できるよう、学校における安全を確保する万全の取組みを促していきます。

594 学校の適正規模・適正配置の推進

今後、少子化のさらなる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなるといった課題が顕在化することが懸念されています。こどもたちのことを第一に考え、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。こうした中、公立学校の設置者である地方自治体が、学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることができるよう、統合による学校の魅力化に関する好事例を創出するとともに、学校の小規模化への対応について各地方自治体の積極的な検討を促し、支援します。

なお、地域コミュニティの核としての学校の役割を十分に考慮し、地域の総力をあげて、小規模校のメリットを活かしデメリットを緩和しながら学校の存続を図る場合についても支援します。

595 幼児教育の質的充実と幼児教育の無償化

幼児期の教育は、「教育基本法」に定めるとお

り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に、全てのこどもに質の高い幼児教育を保障することは極めて重要な意義を有しています。2019年10月に実現した幼児教育・保育の無償化の次なるステップとして、全てのこどもたちの多様性にも配慮しつつ、学びや生活の基盤を育み、小学校へ円滑に接続する「幼保小架け橋プログラム」の推進、幼稚園教諭、保育士などの処遇改善、人材確保・キャリアアップ支援、幼児教育センターの設置促進など地方自治体における幼児教育推進体制の充実、CT環境整備支援等の教育環境整備支援などを図り、幼児教育の質の向上に取り組みます。これらのさらなる質の向上のための財源を確保します。

596 「幼児教育振興法」の制定と教職員配置の改善

幼児教育の振興に関する施策を総合的に推進するための「幼児教育振興法」の制定や、少人数に対するきめ細かな指導體制を実現するための教職員配置の改善に向けて取り組みます。

597 読解力を高める国語教育

国語科は各教科等の学習の基盤であり、小・中・高等学校を通じて国語教育の一層の充実を図ること、特に、読解力の向上を通じて、各教科等における知識・技能や、思考力・判断力・表現力の育成を重視することが必要です。そのため、国語科について、「こどもの言語能力を育てる授業」へと改善するとともに、高等学校においては、実社会・実生活に生きて働く国語の能力や、多様な文章などを多角的な視点から理解し、創造的に思考して自分の考えを形成し、論理的に表現する能力の育成を目指します。併せて、発達段階に応じた作文や論文の指導等の論理的思考や課題解決能力を伸ばす教育を推進します。

598 外国人のこどもが日本社会で活躍するための日本語教育等

日本に在住する外国人が社会に溶け込み、また活躍する環境を整備するため、外国人のこどもの就学を促進するよう、地方自治体における多言語の就学案内の送付や就学状況把握などの取組みを支援します。また、公立学校における外国人のこどもの日本語能力や学力を保障するための指導を行う教師や指導員・通訳等の配置

や ICT 機器・教材の活用など、学習者の日本語能力に応じたきめ細かな受入れ体制を構築します。さらに、高校・大学等への進学を行うとともに、キャリア教育支援を充実することにより、将来、わが国の社会での活躍を目指した学習意欲の向上を図り、日本人のこどもと外国人のこどもがお互いに学び合い、切磋琢磨し合う環境づくりに取り組みます。

599 外国人への日本語教育環境整備

外国人の増加や、日本語学習のニーズの多様化を踏まえ、第 211 回国会で成立した「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定日本語教育機関及び登録日本語教員の活用を含めた日本語教育環境の整備を進めるとともに、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」などを継続的に実施・充実させるなど、真に外国人との友好を育むための環境整備を行います。また、海外における日本語の普及にも取り組みます。

600 一人ひとりを大切に、十分に力を伸ばす特別支援教育

「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のあるこどもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、切れ目ない支援を行える体制を整備します。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実のため、早期発見や乳幼児期から学校卒業後まで切れ目ない発達支援・相談対応などを行える仕組みの充実を含め、特別支援学校の教室不足への対応等の障害のある児童生徒への必要な教育支援体制の整備、特別支援学級などの対象となる児童生徒に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成義務化を踏まえた活用の促進、通級による指導の充実や特別支援教育コーディネーターの専任化のための教職員定数の改善、特別支援教育支援員の配置促進、医療的ケア看護職員などの学校への配置拡充、ICT などの技術を活用した教材などの研究や指導内容・方法の工夫改善などに取り組みます。併せて、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上や全ての幼・小・中・高等学校の教師が特別支援教育に関する一定の知識・技能を身に付けら

れるようにします。

601 障害者の自立と社会参加を実現するための教育・就労支援の充実

自立と社会参加を実現するため、障害のある生徒に一層配慮した高校・大学入試の実施、個々の特性や能力に応じたキャリア教育・就労支援の充実、連携就労支援コーディネーターの配置拡充、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた実施のための体制整備や特別支援学級の制度化の検討、学校卒業後の能力維持・向上のための継続的な生涯学習の機会の充実などに取り組みます。

602 実践的な職業教育の推進

人材育成に関する社会の要請に応えるため、普通高校以外に、実践的な職業教育を行う専門高校を整備するなど、多様性・専門性のある選択ができるようにします。専門高校については、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成するため、企業や大学などと連携して、社会の変化や産業の動向などに対応した実践的な職業教育を推進します。特に、農林水産高校においては、農林水産業界や関連産業などと連携して農業経営に関する学習の充実を図るなどの取組みを進めます。また、多様化する生徒のニーズに応じて、中学校卒業後早期に職業を中心に学ぶことができ、教育相談体制の充実等に関して特別交付税による支援が行われることになった高等専修学校（専修学校高等課程）を支援していきます。

603 専修学校・各種学校の教育の充実

専修学校において、地域企業などとの組織的な連携を促進するため、特別交付税による支援が行われている「職業実践専門課程」の認定等を進め、地域の人材ニーズに対応した実践的な職業教育の質の向上に取り組めます。現状の専修学校・各種学校の存在意義を十分認識して、他の学校群との制度的格差の解消を目指し、財政的支援や教育内容の充実に向けての公的支援などを図ります。

大学、専修学校などと産業界・地域社会とのより幅広い連携協力のもとで、中核的役割を果たす専門人材の養成に取り組めます。地域密着

型のコミュニカレッジ化により、技能習得と就労を支援します。

604 若者の自立・自活を促すキャリア教育と職業教育の推進

産業構造の変化や社会経済情勢の変化に伴い、国民が自ら主体的に生きることができる能力及び態度を養うことができるようにキャリア教育を推進します。そのためキャリア教育推進の理念や基本事項などを定める「キャリア教育推進法」を議員立法で制定します。そのうえで、総合的、体系的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うために、文部科学省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成するキャリア教育推進会議を設置します。都道府県は、区域におけるキャリア教育を推進するため、都道府県の関係機関、教育関係者、事業者、事業者団体などをもって構成する都道府県キャリア教育推進協議会を設置します。また、インターンシップが事実上の就職活動とならないように配慮するとともに、地方や中小零細企業が受け入れる際の負担の軽減や学校現場への繁忙を取り除くための適切な配慮をします。さらに、学生の学修時間の確保や留学などの多様な機会を確保し、大学等における人材育成と両立した適切な就職活動の定着に取り組みます。

605 国立大学法人改革を通じた教育研究の質の向上

国立大学については、地方創生への貢献、グローバル化への対応やイノベーション創出等の社会からの期待に応えるため、学部・研究科などを越えた予算や人材などの学内資源配分の最適化、年俸制やクロスアポイントメント（混合給与）の導入、年功序列などの現行人事・給与システムの抜本的改革、戦略的な施設マネジメントの取組みを進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金などを通じた戦略的・重点的な支援を強化します。

また、国立大学の教育研究の質の向上や経営基盤の充実を図るため、開かれた教育と研究体制をつくり、学長のリーダーシップの強化を引き続き進めるとともに、ステークホルダーの信頼を得られる自浄作用を持つガバナンス体制の構築を進め、規制緩和などを推進します。

606 私立学校の振興

私立学校に在学する学生生徒等の割合は、大学・短大で約7割、高等学校で約3割、幼稚園で約9割を占めており、私立学校は質及び量の両面からわが国の学校教育を支えています。少子化の進展など、私立学校を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、私立学校が社会の信頼と支援を得て一層発展していくため、学校法人の沿革や多様性にも配慮しつつ、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性のあるガバナンス改革や定員割れ大学に対する厳格な対応を進めます。

また、私立大学の収入の約8割は学生納付金であり受益者負担が重い現状を踏まえ、戦略的財政支援など、私立大学の総合的な振興を図るとともに、多様な財源の確保による安定的な経営を可能にするため、寄附の拡大や受託研究・共同研究の受入れの促進など、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を推進します。

607 大学と地域の共創の推進

大学同士だけでなく、地域共創（大学と地方・地域社会、産業の連携）運動を積極的に推進するとともに、大学の多様な取組みについて情報の国内外への発信を推進します。

地域の中核となる大学が、“特色ある強み”を十分に発揮し、社会変革を牽引する取組みを政府が総力を挙げて強力に支援します。特定分野の高い研究力の強化、人材育成や産学連携活動を通じた地域の経済社会、日本や世界の課題解決への貢献のため、「知と人材の集積拠点」である多様な大学の強みや特色を最大限に活かし、発展できるような大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的運営の実現を推進します。

608 新たな時代を生き抜く真の学ぶ力を育成する高大接続改革の推進

新たな時代に向けて国内外の大きな社会変動が起こっている中、確実に学力を身に付け、人生を自ら切り拓き新たな価値を創造していける力を培う教育が重要です。これに対応するため、高校で身に付けた力を適切に評価し、次の段階へ進むことができるよう、高校教育と大学教育、そしてそれらをつなぐ大学入試を一体的に改革します。

これにより、学力の3要素をもって多様な人々と協働する態度を養い、リーダーシップ、企画力や創造力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを備えた人間を育成します。さらに、これらの改革を推進するための体制の整備・強化など財政支援に取り組みます。

609 社会の変化を踏まえた大学改革

大学の持つ教育機能を抜本的に強化し、学生を鍛え上げ社会に送り出していくための教育改革を加速します。そのためアクティブ・ラーニングの推進など授業方法を質的に転換し、学修成果の可視化や大学教員の教育能力の向上、学修環境の整備など、教育改革に取り組む大学や教員への支援を強化します。

すなわち、大学教育の質の保証を徹底するための全体的な制度（設置基準や大学評価など）を充実するとともに、大学教育の改革に取り組む大学への資金の重点配分を行います。また、今後の18歳人口の減少と、地域における質の高い高等教育機会を確保する観点を踏まえつつ、大学の連携・統合・撤退などに向けた支援を充実させ、具体的方策を着実に実行します。

610 デジタルやグリーン等の成長分野への高等教育人材投資と分野再編

将来の社会・産業構造の変化を見据え、デジタル・グリーン等の未来成長分野に挑戦する人材育成の中核を担う大学等の機能強化を図っていくことが重要です。そのため、大学・高専機能強化支援事業（成長分野転換基金）を通じて、大学や高専が取り組む成長分野への学部再編や、文系学部における理数分野併修等の改革に必要な経費を支援し、高校改革とも連動しつつ、高等教育段階における文理分断からの脱却に取り組めます。

611 「三つの方針」に基づく個別大学の教育改革、大学入学者選抜改革

各大学において、教育理念に基づき、①「卒業認定・学位授与の方針」、②「教育課程編成・実施の方針」、③「入学者受入れの方針」のそれぞれの方針が一貫性を持つ明確なものとして策定されるようにするとともに、これらの3つの方針に基づく充実した大学教育の実現を推進します。

大学入学者選抜改革では、大学全入時代を迎え、大学と進学希望者が双方を選択するという観点から、進路選択に必要な情報を積極的に提供することや、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する入学選抜への転換に取り組めます。

612 Society5.0時代の到来を見据えた高等教育改革

デジタル化の進展により、「数理・データサイエンス・AI」に関する知識・技能の修得と、それを活用した社会課題の解決が求められています。この観点から、高等教育段階においては、文理を横断したリベラルアーツ教育やデータサイエンス教育を進めることにより、幅広い知識と深い専門性をもった人材を育成する大学教育を推進してまいります。高等学校段階においては、デジタル人材育成の抜本的な強化のため、DXハイスクールとして、ICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校等に対して、必要な環境整備に係る支援を着実に進めるとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などの支援を一層強化します。

613 専門職大学などにおける専門職業人の養成

専門職大学などにおいて、変革の時代に対応した個人の能力の磨上げや学び直しのための教育を提供し、時代を先取りした学校教育と職業教育の新たな融合形態を作り上げ、実践的な職業教育を推進することで、変化の激しい時代を主体的に生きる質の高い専門職業人養成機関として、産業界や地域社会とも連携し、社会ニーズに即応した、成長分野をけん引する多様な人材養成を進めます。また、高度専門職業人養成を目的とする専門職大学院においても、ビジネススクールなどで、今後のわが国の経済社会を牽引する高度経営人材などを輩出するための、産業界や地域社会とも連携した教育課程の編成やステークホルダーの視点を取り入れた評価などにより、教育の質的向上を図ります。

614 高等専門学校の機能強化

実践的技術者の育成機関として国内外から高い評価を受けている高等専門学校について、時代の変化や進歩に対応した教育機関として財政面も含めさらなる支援を行い、技術立国日本に

ふさわしい人材育成を実現します。同時に地域産業界との連携により地域の潜在力を掘り起こし、地方の雇用を拡大し地方創生に取り組みます。産業界や地域のニーズ等を踏まえた、地元と協働して地域将来を支えるデジタル産業人材育成の高度化を目的とした高等専門学校の新設や専門高校の高専への転換などの機能強化、実践的・創造的技術者教育の充実やグローバルに活躍する技術者育成の強化、スタートアップの推進などの改革を進める高等専門学校を重点的に支援します。

615 地方大学などの活性化を通じた人口減少克服

若年層人口の東京一極集中を解消するためには、地方の大学・高等専門学校が一層魅力ある存在となることが不可欠です。このため、地域の知の拠点としての大学が自治体や地方企業などと連携して行う人材育成などの取組みを支援するとともに、国立大学や私立大学に対する地域の強みを活かした教育研究の機能強化、公立大学の教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化を図ります。さらに、大学生が地方企業へのインターンシップなどに参加する取組みを支援するとともに、都市部の優れた大学が行う授業を地方においても受講できるようにするための取組みへの支援を行います。加えて、初等中等教育段階においても、地域に愛着と誇りを持って地域を支える人材を育てるとともに、地域学校協働活動など、学校を核として、学校と地域の連携・協働により地域力を強化します。

616 大学の教育研究活動を支える基盤的経費の安定的な確保

わが国の高等教育や基礎科学の中核を担っているのは、多様な人材が集い、教育活動や研究活動を行っている大学です。近年、その安定的な教育研究活動を支える基盤的経費（国立大学法人運営費交付金及び施設整備費補助金、私学助成）は前年度同額程度で推移していましたが、2026年度予算案においては増額しました。わが国の人材育成及び学術研究の中心的役割を担う国公立大学の抜本的改革や、大学病院の機能強化を確実に進めるとともに、引き続き、物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成などの基盤的経費の拡充を図ります。

617 社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学への変革

国立大学については、2022年度から開始した第4期中期目標期間において、各大学のミッション実現のために必要な取組みの推進や、社会的なインパクト創出のための戦略的な強化を後押しするとともに、共通指標に基づくメリハリある資源配分の仕組みにより、自らのミッションに基づき、自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学への変革を実現します。また、老朽施設の戦略的リノベーション等を含め、国立大学施設の計画的な整備を通じ、キャンパス全体のソフト・ハード一体となった共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を目指します。

618 評価制度の抜本的改革と情報公開

大学の教育研究活動の質を保証し、向上させていくためには、評価制度を抜本的に改革することが不可欠です。大学が自律的に改革を行うインセンティブを働かせるため、学修時間や卒業生の満足度をはじめとする成果指標を定め、教育成果の「見える化」、情報公開を進めます。

619 大学院教育の抜本改革

大学院について、研究活動のみならず教育活動を一層重視し、文系・理系それぞれの設置目的に応じた多様性を確保して、体系的かつ組織的な高度人材の育成の取組みへの支援を強化します。特に、社会の多様な場で活躍する人材を育成・確保するため、産業界などとの密接な連携・協力を推進し、専門分野の枠を超えた体系的な博士課程の構築や、社会人が学べる環境の整備など、大学院における教育活動を強化します。新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、産業界及び国内外の教育研究機関との連携強化や、教員・学生の多様性・流動性を向上させることで、世界トップレベルの大学院教育拠点を形成します。そのため、優秀な若手教員を惹き付けるための環境整備や、優秀な大学院生への経済的支援などの資金の重点的支援を行います。

620 若手・女性研究者の活躍促進

若手研究者への支援に重点化して安定的なポ

ストを大幅に増やすとともに、大学院生への多様な財源による経済的支援を行います。特に、わが国の科学技術・イノベーションの将来を担う博士後期課程学生について、その支援の抜本的な拡充を進めます。また、優秀な研究者が大学や公的研究機関、産業界の枠を超えて活躍できる環境を整備します。加えて、キャリアパスを多様化するため、産業界と連携した若手研究者や大学院生に対する企業家・イノベーション人材育成を実施するとともに、産業界の研究職や知的財産管理などの研究支援に携わる専門職などでの活躍を促進します。若手研究者が自立して研究に専念できるようにするため、プロジェクト雇用における専従義務の緩和や研究以外の業務の負担軽減等を進めます。

また、女性研究者の活躍促進に向けても、出産や育児等のライフイベントと研究の両立、女性研究者の研究力向上、女性研究者の上位職への登用などの取組みを支援します。

621 優秀な留学生の戦略的な獲得・活躍推進

世界的な留学生の獲得競争が進む中で、外国人留学生はわが国にとっても教育・研究分野や外交において重要な存在であることから、わが国の発展に資する優秀な留学生の戦略的な獲得に取り組めます。海外拠点を活用した教育研究活動に関する情報発信の強化や現地入試などの促進、奨学金の活用や受入れ機関の体制整備、周辺的生活環境の整備とともに、留学生の適切な在籍管理や安全保障貿易管理に取り組めます。また、地方自治体や大学、民間団体、NPOなどが連携したインターンシップの実施、卒業・修了後の就職支援など日本社会への定着促進を図ります。また、受入れから定着まで外国人留学生受入れの玄関口となるわが国発信のオンライン国際教育プラットフォームを運用するとともに、時代・社会のニーズを踏まえた多様で質の高い国際交流の実現を目指します。

622 海外の優れた学生・研究者の受入れと大学・研究環境の国際化

大学の国際化に向け、わが国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、わが国の大学教育のグローバル展開力を強化する事業を推進しま

す。また、日本人学生と外国人学生がそれぞれの文化的多様性を活かし共に学修することを「多文化共修」と位置付け、これらの国内外での開発・実施・普及を通して、優秀な人材の育成・獲得や、さらなる大学の国際化を図る事業を推進します。国際化を牽引する大学群の多様な実績の横展開を強化する環境を整備し、高等教育のさらなる国際通用性や国際競争力の強化を図ります。さらに、わが国の大学の国際通用性の向上等に寄与する国際教育連携の促進などを通じて、大学の徹底した国際化を推進します。

また、大学が世界水準の教育研究活動を展開するためには、海外から優れた人材を受け入れ、協働して教育研究活動に取り組むことが不可欠であり、奨学金の充実や受入れ機関の体制整備、周辺的生活環境の整備などを推進し、優秀な留学生や海外からの研究者の受入れを進めます。さらに、多くの研究者が、海外の異なる研究文化・環境のもとで研さん・経験を積むことに専念できる環境づくりを行うとともに、国際研究ネットワークの構築を図ります。

623 海洋立国に相応しい海洋教育の充実

わが国は四方を海に囲まれ、世界第6位の領海・排他的経済水域を持ち、海外との貿易によって成り立つ海洋立国です。海洋基本法が制定され、海洋基本計画に基づき、各種海洋施策が推進されています。その中で、海洋立国を担う海洋人材の育成、海洋教育の充実が課題となっています。小・中・高等学校においては、発達の段階に応じて、関係教科や総合的な学習の時間等を通じ海洋教育を推進します。専門的人材の育成と確保のために、産学連携を強化しつつ、高等教育機関での海洋教育の充実を図ります。学校と社会教育施設、産業施設、各種団体などとの有機的な連携を促進し、学協会などとの協力のもと、アウトリーチ活動を重視した取組みなどを推進します。

624 安全安心な社会、健康で豊かな社会を創るための教育

幅広い世代を対象に、地域ぐるみの「防災教育」「防犯教育」「消費者教育」「金融経済教育」「情報モラル教育」「食育」「スポーツ」「文化芸術活動」を応援します。

625 「社会制度教育」の推進

卒業・成人式などの節目や、社会福祉協議会や自治会による催しの場で、「社会制度教育」を推進します。生活保護の申請ができずに亡くなったり、育児や介護の負担に耐えられなくなったり、進学を諦めたりする方が居いなくなるように、生活・育児・介護・障害・進学への支援策など利用可能な施策の周知を徹底します。

626 青少年の健全育成

青少年健全育成のための社会環境の整備を強化するとともに「青少年健全育成基本法」を制定します。また IT の発達等による非行や犯罪から青少年を守るための各種施策を推進します。

文化・スポーツ

627 世界に誇るべき「文化芸術立国」の創出

「文化芸術推進基本計画(第2期)」を踏まえ、世界に誇るべき「文化芸術立国」を実現するため、官民による文化投資を拡大して、文化芸術の振興をわが国の成長の原動力とします。文化芸術基本法に基づき、文化芸術活動への支援や、伝統文化の継承・発展や文化財の保存・修理・活用、国立劇場の再整備を含む美術館・博物館、劇場・音楽堂等への支援や、メディア芸術ナショナルセンター(仮称)の整備を含む文化芸術の各分野におけるセンター機能の強化、クリエイター・アーティストを含む芸術家等への支援などに取り組み、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野との連携を図ります。また、新たな文化や価値を創造していくための社会的な基盤となる文化関係資料のアーカイブ化の取組みを推進します。

628 文化庁の京都移転を契機とした文化行政のさらなる推進

明治以来初となる中央省庁の移転として、2023年3月に京都に移転した文化庁を中核として、地域の絆であり、わが国の誇るべき宝である文化資源を活用した文化観光の推進や食文化のさらなる振興、文化財の強靱化と持続可能な保存・活用のモデルの構築、文化芸術の国際発信とグローバル展開など、魅力ある日本文化の創造と発信に取り組み、インバウンドにもつなげ、文化芸術を通じた地域活性化、文化芸術立

国の実現を図ります。

629 文化財の後世への確実な継承

文化財を適切に保存し、確実に次代へ継承するための5か年計画である「文化財の匠プロジェクト」を着実に推進します。伝統的な技術や原材料・道具を絶やさないために、修理事業の事業量を安定的に確保することが重要なことから、必要な財源の確保、国指定文化財等の修理周期の適正化を総合的・計画的に推進するとともに、安心・安全な修理の実施や、国立文化財修理センターの整備を含め、修理技術の研究・評価・普及啓発に努めます。高松塚古墳壁画の保存管理公開活用施設の整備に向けた取組みを推進します。また、頻発・激甚化する地震や大雨、土砂崩れなどの災害等により被災した建造物・美術工芸品などの文化財の復旧、これらの災害等から文化財を守るための防災対策等を併せて推進します。また、重要な埋蔵文化財の保存と開発の両立のため、緊急調査や技術開発等の方策を推進します。

630 世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用

ユネスコの「世界遺産」については、2024年に登録された「佐渡島の金山」など合わせて21件の文化遺産、5件の自然遺産があり、「飛鳥・藤原の宮都」のこの夏の世界文化遺産登録を目指します。また、「無形文化遺産」については、2024年に登録された「伝統的酒造り」など合わせて23件が登録されており、現在提案中の「書道」に加え、本年3月までに「神楽」と「温泉文化」を提案する予定です。さらに、「世界農業遺産」には、新潟県佐渡市、石川県能登半島などが登録されています。これらの保存・活用を図ることによって、海外への日本文化の発信及び諸外国との相互理解の増進や、わが国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心の育成、文化財の次世代への継承などを積極的に推進します。

631 わが国文化芸術の「顔」国立劇場の再整備の推進

1966年の開場以来長年にわたりわが国伝統芸能の「顔」として機能してきた「国立劇場」は、公演の場としてだけでなく、伝統芸能を継承する次の世代を育てる場としても大きな役割を果たしてきましたが、老朽化のため2023年10月

末に閉場し、現在一刻も早い再整備・再開場が求められています。新しい国立劇場では、海外からのインバウンドを含め国内外から多くの方々が登場することで、わが国が世界に誇る歌舞伎・文楽・能楽をはじめとするコンテンツが後世にわたって世界に発信・継承され、わが国の経済成長をも牽引する文化の拠点としての機能を強化すべく、2033年度の再開場を目指し、品格を備えた国立劇場の再整備を国が責任をもって推進します。

632 博物館の機能強化

2023年に施行された改正博物館法の趣旨の実現に向け、博物館におけるデジタルアーカイブ化や、地域の活性化に連携して取り組む博物館の活動・博物館同士のネットワーク化など、地域の文化拠点となる博物館に一層の支援を行います。また、博物館の中核を担う学芸員等の職員の資質向上に向け、取組みの充実を図ります。

633 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）の整備

わが国のマンガ、アニメ、ゲーム等の分野におけるアーカイブ機能や国内外への発信機能の強化を通じた国際的な評価の向上などを図るため、全国の地方のマンガ等に関する連携による取組支援や、産業界と連携し、①作品及び中間生成物の収集・保存、②調査研究、③人材育成・教育普及、④情報発信、⑤展示・活用（デジタルを含む）並びに⑥普及交流の各機能を有する拠点としての「メディア芸術ナショナルセンター（仮称）」の整備を進めます。

634 クリエイター等への支援

世界で高い評価を受けるコンテンツを生み出すには、多様なクリエイター等の独創的な創作活動や戦略的な海外発信が重要であることから、「クリエイター支援基金」を活用して、弾力的かつ複数年度にわたって、クリエイター、アーティスト等の育成や創作活動、海外展開、クリエイターの活躍・発信の場である文化施設への支援の充実を図ります。

635 文化芸術活動の基盤強化と自律的活動の促進

芸術家や技術スタッフ等が安心・安全な環境で文化芸術活動ができるよう、契約の書面化の

推進や適正な契約関係の構築について促進するとともに、芸術家等の活動を支える文化芸術団体の機能強化等を推進します。また、文化芸術団体が自律的・持続的に活動を継続できるよう、伴走型支援に取り組むとともに、寄附文化の醸成を図るための環境を整備し、税制上の優遇措置の利用を促進します。

636 アート市場活性化の推進

世界のアート市場の中で1%を占める程度のわが国アート市場を活性化させ、アジアにおけるアート市場の中心を東京が担う状況を目指すため、国際的なアートフェアの誘致（並行して、フェアで打ち出すべきわが国アートの魅力や作品の発掘強化）に向けた活動を継続するとともに、アートウィーク東京と連動する形でわが国発の国際的なアートフェアを育てます。この一環として、従前に改正された保税措置の運用及び手続きについて利便性を高めます。また、一定の金額以下の美術品に認められる減価償却の企業等への周知強化や、昨今の取引状況に基づき減価償却の上限引き上げを進めます。さらに、個人や法人が所有する美術品に関し、美術館への寄託・公開を促進する方策について税制を含めた検討を進めます。

637 わが国文化の国内外への発信強化

日本各地の文化資源で世界の人々を魅了する機会を創出するため、文化資源の発掘と磨き上げ、人材育成を行う「日本博」のさらなる充実を図ります。また、ビジネスの考え方を取り入れつつ日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を効果的・戦略的に進める変革を目指したCBX（Cultural Business Transformation）の観点から、国内最大規模の国際音楽賞「MUSIC AWARDS JAPAN」の実施、未来のトップアーティスト等の活動支援、活字文化のオールジャパン体制での発信、大規模祭典の実現に向けた取組み、伝統的な文化・芸術の継承・発展を引き続き推進するとともに、文化交流の相手先と内容の重点化、新国立劇場のグローバル拠点化をはじめとする文化施設における海外発信体制の強化、優れた芸術の国際交流の推進などを行います。さらに、伝統芸能伝承者養成事業等による担い手の育成を図ります。

638 文化芸術による地域活性化

文化芸術立国の実現に向けた、地域の文化芸術への支援強化を実現します。劇場・音楽堂等、美術館・博物館など地域活性化の核となる地域の文化施設の機能強化を図るとともに、実演芸術団体と地方の劇場等との連携による地域における実演芸術の中長期的な基盤形成を推進します。実演芸術の振興や美術品や文化財の鑑賞機会を充実し、地方自治体による計画的な文化事業や、地域の博物館による国宝・重要文化財の展示公開や展示にかかる環境整備等の取組みへの支援を実施します。地域に長く伝わり、文化伝承の礎となっている伝統行事・民俗芸能等への支援を強化するとともに、芸能、工芸技術、食文化を含む生活文化を後世に確実に引き継いでいくため、わが国が誇る貴重な無形の文化財の保存・活用を推進します。地域一体となって文化財を総合的かつ計画的に保存・活用するため、地域における文化財の総合的な保存・活用に関する基本的な計画を作成し、地域における文化財保護の取組みへの支援を進めます。文化芸術の創造性が産業や地域の活性化に結びつく取組みを行う「文化芸術創造都市」が全国各地に広がっていくよう支援します。

639 日本遺産をはじめとした文化財を核とした地域活性化

「日本遺産 (Japan Heritage)」については、47 都道府県において計 104 件が認定されており、今後も、日本遺産全体の質の底上げを図り、日本遺産ブランドを維持・強化していくための取組みを推進します。また、国際観光旅客税も活用しつつ、日本遺産や令和 7 年 3 月に策定した「文化財を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージ」のほか、博物館での特色ある取組みへの支援などを通じて文化芸術資源を磨き上げ、観光振興やまちづくり、地域活性化につながる文化資源の活用を進めます。さらに、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」等を活用し、文化観光拠点・地域の整備の促進や、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を行うとともに、地域の文化施設や文化資源等について、文化観光資源としての高付加価値化を図り、文化の振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興

へと再投資される好循環を創出します。

640 文化芸術体験の充実

文化芸術体験はわが国の将来を担うこどもの豊かな感性や創造力の涵養に資するという認識のもと、国として学校の教育課程において、全てのこどもが、質の高い文化芸術を鑑賞・体験することができるようにするとともに、地域の文化施設や文化芸術団体等との連携による学校や地域における芸術活動の推進や、劇場・音楽堂等における舞台芸術鑑賞体験への支援、「伝統文化親子教室」などの取組みを充実します。

641 障害者の芸術活動の推進

共生社会を実現するため、障害者等が必要な支援を受けて文化芸術や伝統芸能を鑑賞することができる機会の拡充や、障害者等が自ら芸術を創造できる環境の整備、障害者等の制作した作品等を広く発信するための機会の確保を図るとともに、障害者等の芸術作品等が広く世間に認識され、適正な評価を受けることができるよう、博物館や美術館をはじめとする公的な文化施設等における展示の促進など、障害の有無を問わず、全ての国民が、文化芸術や伝統芸能を身近に感じ、親しむことを可能とする環境の整備を図ります。

642 デジタルトランスフォーメーション (DX) 時代に対応した著作権制度・政策

DX の推進は、文化芸術における創作・流通・利用にも大きな影響を与えており、DX 時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応したコンテンツ創作の好循環を実現する必要があります。そのため、DX 時代に対応した簡素で一元的な権利処理方策の着実な実施に加え、コンテンツの利用円滑化とそれに伴う適切な対価の還元について取り組みます。また、著作権侵害に対する実効的な海賊版対策の実施、わが国の正規版コンテンツの海外における流通促進、デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップ等への対応、著作権制度・政策の普及啓発・教育方策を進め、コンテンツの権利保護を図ります。

643 地域における文字・活字文化の振興等

地域における文字・活字文化の振興に向けた

地域モデルの創出を通じて地域活性化を図るとともに、消滅の危機にある方言の保存・継承を推進します。また、AI 開発等に資するものとして、現代日本語のデジタルによる大規模データベース化を推進します。

644 公民館 1 万 4000 ネットワークの活用

社会教育施設として全国各地に公民館が約 14,000 か所設置されています。各地の教育委員会の社会教育主事が中心となって講座などの利用が進められてきました。しかしながら、社会教育主事の配置が十分ではなく、デジタル化が遅れている、学習コンテンツがともすれば個人の趣味嗜好に限定されがちになっているのではないかとの課題が指摘されていました。

そこで、本来の社会教育のあり方を検討しつつ、地域の課題を模索し解決するための社会貢献型に展開すべきです。デジタル技術を活用し、学習コンテンツを多様化・豊富化させるとともに、スポーツ庁と連携して健康増進活動や、厚生労働省と連携してのボランティア活動、法務省と連携しての終活など、各地の好事例を収集し、ブロックごとに周知を図るための支援を充実します。

645 スポーツの国際競技力向上

パリオリンピック・パラリンピックにおける日本選手団の輝かしい成果を次世代につなぐため、競技団体向けの選手強化費をしっかりと措置し、わが国の国際競技力向上のための取組みを一層加速します。

競技団体の強化活動全体を統括する人材や海外から招聘した人材などを含む優秀な指導者層の配置など、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動や、地域スポーツからの接続も意識した次世代アスリートの発掘・育成や地域におけるスポーツ医・科学支援機能の向上、女性アスリートの支援、大学等におけるスポーツ医・科学研究などについて、オリンピック競技・パラリンピック競技への一体的な支援の充実を図ります。

また、競技力向上の大きな役割を担う競技団体が自立して持続的に役割を果たせるよう、組織基盤の強化にも努めます。また、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング強化活動を行うため、競技別強化拠

点を含めたナショナルトレーニングセンターの機能強化を引き続き進めます。

646 スポーツ・インテグリティの確保とドーピング防止

スポーツ活動が公正かつ適切に実施されるよう、スポーツ・インテグリティ確保に向けたアクションプランを推進し、関係団体と連携した「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」において、ガバナンス確保の取り組みを進めます。併せて、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めたスポーツ団体ガバナンスコードに基づく取組みを推進します。また、フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツにおける公平性・公正性を確保するため、世界アンチ・ドーピング規程や国際基準等に基づいた、ドーピング検査体制の充実及びドーピング防止に関する教育・研修及び研究活動を実施します。

アスリートが安心して競技に取り組める環境を守るため、アスリートに対する SNS 等での誹謗中傷や、写真や動画による性的ハラスメントの問題にも取り組みます。

647 国際スポーツ大会の成功に向けた取組み・招致

国際的なスポーツ大会をわが国において開催して、国内におけるスポーツ活動、スポーツ教育の活性化を図るとともに、スポーツを通じた国際交流、文化・観光の魅力発信等につなげていきます。2026 年に愛知・名古屋で開催のアジア競技大会やアジアパラ競技大会、2027 年に関西全域で開催のワールドマスターズゲームズの成功に全力を尽くしてまいります。また、国際スポーツ大会の招致にも取り組んでまいります。

648 「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ立国」の実現

スポーツ立国の実現に向けて、2025 年 6 月に改正された「スポーツ基本法」を踏まえ、第三期スポーツ基本計画の着実な推進と第四期スポーツ基本計画の策定に向けた検討、ミラノ・コルティナ冬季オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた国際競技力の向上とガバナンスの確保、スポーツを通じた健康増進、パラスポーツの振興、部活動の地域展開等の全国的な実施、スポーツの成長産業化の推進、スポーツを活用した地方創生、スポーツコンプレックスの

推進、スポーツの新たな可能性を切り開く e スポーツとスポーツ DX の推進等に取り組んでまいります。

649 スポーツを通じた国際交流・協力

わが国の国際的なプレゼンス向上や国際スポーツ界への貢献のため、スポーツ国際団体の日本人役員のさらなる獲得に向けた支援を強化するとともに、東京 2020 大会に向けた国際公約として実施した「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムを継承した、オールジャパンのスポーツ国際交流・協力の取組みを進めます。

650 各国際競技大会の成功に向けた取組み

ワールドマスターズゲームズ関西や第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) などの成功に全力を尽くすとともに、スポーツの公平性を確保するため、アンチ・ドーピング活動を推進します。さらに、各競技の国際競技大会の招致に取り組めます。

651 こどもの体力向上の取組み推進

ICT 活用も含め、学校における体育の充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず、体育の授業や部活動に参加できる環境を整えてまいります。加えて、子ども達の安全・安心を確保するため、学校体育活動中の事故防止に取り組めます。また、こどもの体力・運動能力、運動習慣について全数調査を行うとともに、調査結果を活用することで、こどもの体力向上の取組みを推進します。

652 部活動の地域展開等の全国的な実施

運動部活動における体罰やいじめ等を根絶し、合理的・効果的な部活動を推進します。

また、2026 年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進するため、地域クラブ活動を担う団体等への活動費等の支援、指導者の確保などの課題解決、低所得世帯への支援をはじめとする保護者の負担軽減等に取り組めます。併せて、生徒の多様なニーズに対応した活動機会の充実、生徒の大会等の参加機会の確保や持続可能な大会運営の体制整備等にも取り組めます。

653 地域スポーツ・民間スポーツの充実

誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備することは重要であり、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、指導者養成事業、スポーツの裾野を広げるための地域スポーツの基盤強化など各種スポーツ振興事業の充実を図るとともに、特に働く世代・子育て世代や女性のスポーツ実施環境整備、熱中症事故防止を含む運動・スポーツ中の安全確保、地域スポーツコミッションなどによるスポーツと地域資源を掛け合わせた地域活性化・まちづくりの取組みを促進します。併せて、スポーツ団体の発展基盤の強化に向けて、競技団体の組織基盤強化のための取組みを支援するとともに、スポーツ団体ガバナンスコードに基づくガバナンスの強化やアスリートキャリア支援などに取り組めます。また、大学スポーツ協会 (UNIVAS) の円滑な事業運営のための必要な支援を行い大学スポーツの振興を図ります。地域の住民が学校や地域のグラウンドや体育館等を利用しやすい環境の整備についても検討を進めます。

654 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承・発展活用

東京大会に向けて取り組まれてきたオリンピック・パラリンピック教育の知見・経験を活かし、アスリートの学校派遣などスポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進します。こうした取組みを通じ、競技場や交通網などのインフラのみならず様々な分野で芽生えてきた東京 2020 大会のレガシー (遺産) を地域に根付かせます。

また、東京 2020 大会の招致公約として取り組んできたスポーツ国際交流・協力事業「Sport for Tomorrow (SFT)」を大会レガシーとして継承・発展し、東京大会のスポーツレガシーや社会的レガシーを活用したスポーツ分野における国際交流・協力を進めていきます。

大会の開催を契機に、国民にとってスポーツがより身近なものとなり、スポーツが生活の一部となることで、わが国のスポーツ文化をより一層深化させ、国民の健康増進、子ども達の体力強化、スポーツの成長産業化の推進に取り組んでいきます。

655 アスリートの引退後のキャリア形成支援

国際的な競技大会や国内外のトップリーグ等で活躍した、あるいは活躍を目指すアスリートが、引退後の人生に不安を抱くことなく安心して競技に取り組んでいける環境づくりをしていくことが必要です。

アスリートが競技に専念できる環境の整備と引退後のキャリア形成について、個々の選手に適した取組みを行うため、スポーツ団体や企業などの関係機関が連携した検討を行うとともに、デュアルキャリア形成支援や、企業・学校・地域での運動指導や教育活動などの活躍の場の拡大など、現役時代と引退後をつなぐアスリートのキャリア形成支援を推進します。

656 スポーツの成長産業化・地域活性化の推進

スポーツ収益の拡大を図るとともに、スポーツ産業の裾野を広げ、スポーツの成長産業化及び地域活性化を推進していきます。

具体的には、まちづくりと連携して総合的・複合的にスタジアム・アリーナ等を整備・活用するスポーツコンプレックスの推進や、スポーツ観戦に特別なサービス体験などの付加価値を提供するスポーツホスピタリティの普及・促進、武道・スポーツツーリズムの推進等を行っていきます。また、スポーツを活用した経済・地域活性化を推進するために、スポーツ団体が拠点を置く地域と連携を図りながら、テクノロジー活用の促進やスポーツ DX の実装に向けた取組みを推進するとともに、スポーツと他産業の連携による新事業の創出・拡大も促進していきます。

国民の生涯にわたるスポーツの継続を支援し、生涯健康を土台に国民一人ひとりの能力を最大限発揮させることで経済成長を支えます。

657 学校や社会体育施設を中心にした生涯スポーツ振興

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、生涯にわたってスポーツをする場の提供を推進していきます。具体的には、総合型地域スポーツクラブの登録・認証などの制度を整備するとともに、都道府県レベルでの中間支援組織の整備及び当該組織によるクラブの自立的な運営を促進する事業などを支援することで、クラブの質的な充実を図る取組みを推進します。また、総合型地域スポーツクラブを

はじめ地域の住民がスポーツをする場として、学校のグラウンドの芝生化や照明の整備、社会体育施設の整備などを進めるとともに、学校開放事業や気候変動への対応等の運用のあり方についても検討を進め、生涯スポーツの振興に向けた環境の整備を推進します。

658 パラスポーツの振興

スポーツを通じた共生社会を実現するため、多くの障害者がスポーツに親しめる環境を整備することにより、パラスポーツの裾野を拡大していきます。そのため、障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境づくりや、障害の有無にかかわらず共にスポーツを実施する取組みを推進していきます。また、基盤の脆弱なパラスポーツ団体の体制整備のため、支援を求めるパラスポーツ団体と民間企業とのマッチングなどにより、団体を支援する取組みを推進します。加えて、スポーツ施設などのバリアフリー化も推進します。さらに、パラリンピック、スペシャルオリンピックス、デフリンピックなどの国際的なパラスポーツ大会への選手派遣の支援も推進します。

659 武道の振興

各種武道大会などの開催や中学校における武道指導の充実、指導者の資質向上、武道場の整備、武道の国際交流などを通じて、わが国固有の伝統文化である武道のさらなる振興、発展を図ります。

女性活躍

660 全ての女性が輝く社会の実現

男女共同参画基本計画と女性版骨太の方針2025に基づき、あらゆる分野における政策・方針決定過程に女性が参画する機会の確保に取り組みとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った政策が実現されるよう強力で支援します。

661 企業における女性の採用・育成・登用の強化

女性管理職比率の情報公表の義務化やプライム市場上場企業における女性役員登用の加速化に取り組み、企業における女性活躍の推進をさらに強化します。

662 改正女性活躍推進法の着実な施行

2025年度末に期限を迎える女性活躍推進法について、その期限を10年間延長し、女性の職業生活における活躍に関する情報公表を強化することなどを盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえつつ、女性活躍のさらなる推進に取り組みます。

女性管理職比率の情報公表の義務化を盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえつつ、女性管理職比率の向上に向けた取組みを促進します。

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異に係る情報公表について、義務対象を常用労働者の数が101人以上300人以下の一般事業主へ拡大することを盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえつつ、男女間賃金差異のさらなる縮小に向けて取り組みます。また、各企業における男女間賃金差異の要因把握・分析や、女性活躍に関する自主的な情報公表を促進します。

女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨を盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえつつ、女性の健康課題に対する取組みを推進します。また、積極的に女性の健康課題に対する取組みを行っている企業を評価する仕組みを検討します。

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つにハラスメント対策を位置付けることを盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえつつ、職場におけるハラスメント対策を強化します。

663 政治・行政分野における男女共同参画の推進

2024年度に内閣府が実施した「女性の政治参画への障壁等に関する調査」の結果を踏まえた女性の政治参画への障壁とその解消に向けた必要な取組みについての啓発や地方議会における女性を含む多様な人材の参画推進、行政分野における女性管理職比率の向上に向けた取組みの推進など、政治・行政分野においても、積極的に取組みを進めます。

地方公共団体で働く非常勤職員について、地方公共団体の業務において重要な役割を果たしている会計年度任用職員に対し、期末・勤勉手当の適切な決定を行う旨や、給与改定について、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に

係る取扱いに準じて改定することが基本である旨の助言を行うなど、会計年度任用職員の適正な処遇の確保・改善に引き続き取り組みます。

664 女性起業家の支援

各地の男女共同参画センターが、女性がアクセスしやすいサポート拠点として、既存の女性起業家支援ネットワークとも連携しつつ、様々なロールモデルとの出会いや新たなネットワーク形成の促進等を行うとともに、新たに設立される独立行政法人男女共同参画機構において、起業支援や意識改革等に係る専門人材をセンターの求めに応じマッチングするなど、全国の男女共同参画センターにおける取組みを後押しします。

665 科学技術・学術分野における女性活躍の推進

わが国の持続的発展の基盤となる科学技術・学術分野については、幼児期から大学まで各段階において、女子学生が少ない理工系分野等への進学者増に向けた取組みを進めるとともに、出産・育児等のライフイベントと研究の両立支援や大学における意思決定層への女性の参画拡大に取り組みます。

666 女性の所得向上に向けた取組みの推進

各地域において、人々の中にある固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等による悪影響が生じないよう、企業等の広報担当や人事・業務管理に携わる管理職、経営層の意識改革と理解の促進を図り、起業をはじめ女性が新たなことにチャレンジする際に直面する障壁の打破や性別役割分担にとらわれない働き方を推進するため、広報啓発の取組みを着実に実施します。

地方や中小企業で働く女性の活躍支援、投資家の評価を利用した地方企業への女性活躍推進の波及、テレワークの導入が進まない地方や業種・職種に対する支援、ダイバーシティ経営の推進など、地域における魅力的な職場づくりに取り組みます。

667 女性デジタル人材の育成

「新・女性デジタル人材育成プラン」（2025年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき、就労や

キャリアアップ、起業等に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援並びにこれらを支える社会基盤・環境の整備に取り組みます。また、これらの取り組みについて、地域女性活躍推進交付金を始めとする財政支援その他の支援により後押しします。さらに、官民で実施している効果の高いデジタルスキル習得支援及び就労支援などの優良事例を事例集により周知・啓発し、全国各地域への横展開を図ります。

668 仕事と育児・介護の両立の支援

家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状を踏まえ、各種の支援により、育児や介護をはじめとしたライフイベントとキャリア形成の両立を図るため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「共働き・共育て」の実現に向けた取り組み（男性の育児休業取得のさらなる促進、育児時短就業給付の実施・周知、仕事と育児を両立できる職場環境の整備、出生後休業支援給付の実施・周知）、仕事と介護の両立支援の促進、外部サービス利用の普及による家事負担の軽減、キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査結果を踏まえた啓発、仕事と育児の両立にも資する就学児の居場所づくり、若者のライフデザイン支援等に取り組みます。

669 仕事と健康課題の両立の支援

女性の職業生活における活躍を推進するにあたり、月経、妊娠・出産、更年期といったライフステージごとの健康課題が、離職や就業継続の困難をもたらす要因となっていることを重要な課題として認識しています。女性が健やかに、そして安心して働き続けることができるよう、健康に関する支援体制を社会全体で整備していくことが求められています。

こうした課題に対応するため、労働安全衛生法に基づく事業主健診において、月経随伴症状や更年期障害等に関する質問項目を問診票に追加し、女性特有の健康課題を早期に把握できる仕組みを導入します。併せて、自治体が実施する骨粗鬆症検診について、受診率の向上を目指した取り組みを進め、女性の健康管理を個人まかせにせず、社会的に支える体制を構築します。

また、改正女性活躍推進法においては、女性

の健康上の特性に配慮して施策を講じることが基本原則として明記されており、企業におけるセルフチェックの促進、相談体制の整備、健康課題に関する啓発などを推進してまいります。事業所内に相談担当者を配置し、女性が安心して健康に関する不安を相談できる環境づくりを支援します。

産婦人科等の専門医による受診を企業が勧奨できる仕組みを整備するとともに、診断書をもとに職場と相談できる手続を明確化し、早期の医療的対応につながるよう取り組んでいます。また、従業員の産婦人科受診に対する心理的・物理的ハードルを下げるため、相談支援体制の強化を図ります。

企業において女性の健康課題に積極的に取り組む事例については、「健康経営銘柄」や「なでしこ銘柄」等を通じて広く周知し、他企業への展開を促進しています。さらに、フェムテックなどの先進技術の活用を通じた効果的な支援を後押しするとともに、中小企業に対しては、資金やノウハウの不足を補う支援を行い、先進的な取り組みの見える化を図ることで、全国的な取り組みの広がりを目指します。

このほか、病気休暇等の特別休暇制度の導入を促進するための事例集の作成や、産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等の人材育成により、地域・職場・学校において女性のライフステージに応じた健康課題に対応できる支援体制の充実を図ってまいります。

女性が健康に不安を抱えることなく、いきいきと働き続けることができる社会の実現に向け、今後も女性の健康と仕事の両立を支える施策を着実に推進してまいります。

670 男女共同参画機構の設立及び男女共同参画センターの機能強化

独立行政法人男女共同参画機構の設立準備、事業内容の高度化等に必要な予算及び人員の確保に取り組みます。

男女共同参画センターの機能強化は喫緊の課題であり、男女共同参画機構の設立後、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を速やかにかつ強力に支援できるよう、各地域における関係者相互間のネットワークの構築や、各地域が抱える課題やニーズの把握等に必要な支援策を検討します。併せて、

地域の課題を把握するため、就労状況など統計データを地域別に集計・整理するとともに、全国各地の男女共同参画センターから地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約するために必要な調査手法等についても検討します。

671 地域女性活躍推進交付金による自治体への支援

地域女性活躍推進交付金を活用し、地方公共団体が地域の実情に応じて、関係団体等と連携して行う、就労や起業までつなげるためのリスティング等も含めた女性デジタル人材や女性起業家の育成、「女性・平和・安全保障（WPS）」の観点も踏まえた女性防災リーダーの育成、役員・管理職の女性の登用、NPO 等の知見を活用した困難や不安を抱える女性への相談支援など、関係省庁の施策とも連携しながら支援を実施します。

672 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

内閣府が実施した「令和 6 年度男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」やこれまでの災害を通じて明らかになった課題や取り組み事例を積極的に展開するとともに、関係省庁と連携し、防災・災害対応における女性の参画拡大をさらに進めます。

防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、災害対応を担う地方公共団体の全ての部局職員に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修・訓練を実施します。特に、指導的立場にある者を対象とした研修の実施に当たっては、予防、応急、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの災害対応に関する講義を盛り込みます。

過去の災害での支援事例や対応ノウハウ、重要なポイントを体系的に整理し、内閣府男女共同参画局のホームページで共有するとともに、災害発生時には、災害対応用ページを設置するなどして、被災自治体・応援自治体・男女共同参画センター・民間支援団体・住民を含め災害対応や支援にあたる関係者が迅速に参照できる環境を整備します。

能登半島地震やこれまでの災害を踏まえ、防災庁が果たすべき役割について、男女共同参画の視点を踏まえ検討を進めます。

673 男女共同参画の視点を取り入れた防災教育の推進

防災に関する知識の普及において、こどもの発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、継続して情報提供や働きかけを行います。また、防災訓練や各種イベント等において、男女共同参画の視点やフェーズフリーの観点を踏まえた平常時からの物資の備蓄等が重要であることについても情報提供を行います。

674 女性・平和・安全保障（WPS）の推進

女性・平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）の分野において、国内外の取組みを着実に進め、日本の貢献を一層強化してまいります。

国内では、関係府省において WPS 担当官を明確に位置づけ、各国との連携を深めるとともに、「第 3 次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023～2028 年度）」に基づく施策を対外発信も含めて着実に実施します。特に、2025 年に国連安全保障理事会決議第 1325 号の採択から 25 周年を迎えるにあたり、日本が共同議長を務める WPS フォーカルポイント・ネットワークの議論を踏まえ、わが国の取組みの進捗を国際社会に積極的に発信し、さらなる貢献を示してまいります。

防衛分野においては、2024 年 4 月に策定された「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」に基づき、防衛省一体となって WPS を強力に推進し、国民の保護および国際社会の平和と安定に貢献します。

消防分野においても、「第 3 次行動計画」に基づき、女性消防吏員や女性消防団員の増加を目指し、勤務環境・活動環境の改善をソフト・ハード両面から推進してまいります。

675 配偶者等からの暴力への対策の強化

配偶者からの暴力の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実、配偶者暴力防止法に基づ

く法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携等、地域における被害者支援体制の充実強化のための都道府県や市町村の取り組みを促進します。

被害者の保護・自立支援を図る上で、一人ひとりの多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組む民間シェルター等の民間団体との緊密な連携が極めて重要であることから、官民連携のもとで民間シェルター等が行う先進的な取り組みについて、都道府県等に対する交付金により支援を行います。

676 性犯罪・性暴力等対策の強化

性犯罪に対処するための刑事法の内容及び趣旨について周知を徹底するとともに、法と証拠に基づき厳正に対処します。また、改正法施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づく検討が実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査を着実に進めます。

ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応した支援を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、医師会等の医療関係団体、法テラス、弁護士会、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取り組みを推進します。

また、いわゆる悪質ホストクラブ等を念頭に、2025年5月に風営適正化法を改正し、接待飲食営業に対する規制を強化するなどしたところであり、引き続き、悪質なホストクラブ等への対策を推進します。

ハラスメント対策や困難な問題を抱える女性に寄り添った支援を行い、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指すための取り組みを推進します。

677 生涯にわたる健康への支援

女性の健康総合センターによる取り組みを着実に推進していくため引き続き体制の整備を図ります。また、同センターを中心として、AMEDや関係省庁等の各種研究事業を活用しながら、妊娠・出産を含めた女性の生涯にわたる健康課題

に関わる研究等に取り組むとともに、リテラシーの向上も図りながら、「ジェンダード・イノベーション」を推進します。具体的には、女性の生涯にわたる健康課題を幅広くカバーするための基盤データの収集を進めるとともに、フェムテック事業者の協力も得て、利用者のデータを匿名化し、個人情報の保護に配慮した上でデータベースを構築し、研究に活用することを推進します。また、医薬品や医療機器に関して月経随伴症状や更年期症状など女性の健康・疾病に関する研究開発の推進等について検討します。

女性が必要な医療を適切に受けられるように、産婦人科の受診に対する心理的なハードルを下げるための方策について、オンライン診療の活用等を含め、研究課題として取り上げます。

身近な受診先である地域の内科医等が、女性特有の健康課題に対応することができる知識の涵養や、必要に応じて婦人科等と連携し、必要な受診を促していくための啓発を行います。併せて、産婦人科と他科との連携を促進するため、精神科（うつ）、整形外科（骨粗鬆症）等の他の専門領域の医師にも、更年期等を含めた女性の生涯にわたる健康に関する知識を持ってもらい、必要があれば産婦人科受診を促してもらうなど、女性に必要な医療や支援が届くように、広く、医療従事者を含めた女性の健康を支援する関係者に対して、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、食事・運動・睡眠等の健康増進施策における取り組みとも連携し、研修・啓発、それらを通じた人材育成支援を行います。

各大学の医学教育において、性差を考慮した医療に関する教育の充実を促すための検討を行います。

学校においても、健康診断で月経随伴症状について所見を有する児童生徒の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内に努めたり、月経の正しい理解に資する冊子を活用し、児童生徒や学校関係者の理解を推進したりするとともに、女性の生涯を通じた健康課題について学ぶ機会が得られるよう、自治体の保健部局と教育委員会の連携を強化します。

地域においても、薬局等の身近な資源を活用し、女性の健康について相談できるようにします。その際、各々が自らの健康的な暮らしについて考えるツールの開発を検討します。

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた人生設計や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアの取組みについては、プレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、着実に進めます。また、性と健康の相談センターにおいては、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援等を継続的に実施します。併せて、若年世代等向けにプレコンセプションケアの情報発信等を図ります。

678 緊急避妊薬の利用に向けた環境整備

予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局等で適切に利用できるようになりましたが、必要な方に適切な形で届くよう情報提供の在り方等を含めさらなる環境整備を進めます。

679 スポーツ分野における女性の参画・活躍の推進

スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、引き続きスポーツ団体ガバナンスコードの周知に努めるとともに、スポーツ団体における女性役員の確保・育成支援の実施等により、各中央競技団体における女性理事の目標割合40%の達成に向けた具体的な方策等の取組みの促進を図ります。また、女性アスリートの健康課題等を解決するため、相談窓口を引き続き設置するとともに、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラムを拡充し、今後一層の環境整備と競技力向上を推進します。さらに、これまでの研究成果やノウハウなどの情報を居住地等にかかわらず誰もが活用できるよう、オンライン・プラットフォームの整備・普及等に取り組みます。

680 女性活躍・男女共同参画の取組みの一層の加速

男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を推進します。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化します。

上記の取組みを担保するため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。引き続き、国の審議会等委員又は審議会等専門委員等について、女性の割合が40%以上、60%以下となることを目指すとともに、行政運営を補佐するため各行政機関において開催される複数の外部有識者が含まれるあらゆる合議体（複数の外部有識者から個別に意見聴取を行い、それらの意見を総合的に参考とするような場合を含む。）において、その外部有識者たる構成員に性別の偏りが無いことを目指します。

681 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

国際的な分野においても、将来を担う人材の育成も含め、中長期的な観点で女性活躍を推進します。

防災・減災・国土強靱化

682 国土強靱化の推進

大規模自然災害等への対応として、被災の都度、復旧を図る事後対策ではなく、平時から備えを進めることが重要であるため、防災・減災、国土強靱化の取組みを強力に進めています。

近年、毎年のように災害が発生し、また、インフラの老朽化が加速度的に進行する中、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進めることが必要です。引き続き、5か年加速化対策及び国土強靱化実施中期計画を含む国土強靱化の取組みを着実かつ迅速に実施します。また、防災・復興を支える建設産業の維持や防災産業育成、新しい技術の活用を推進します。

683 「国土強靱化実施中期計画」の着実な実施

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進しており、全国各地で被害を抑制する効果が確実に積み上がっています。5か年加速化対策に続く計画として、「第1次国土強靱化実施中期計画」を昨年6月に策定し、令和7年度補正予算から実施することとしております。近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、また、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応したうえで、必要・十分な予算を確保し、実施中期計画に基

づく対策を着実に実施します。

684 防災・減災・国土強靱化、復旧・復興、再度災害防止等の推進

あらゆる自然災害等から国民の生命と財産を守るべく、国連「仙台防災枠組 2015-2030」に基づき、災害リスク削減への投資により事前防災・減災を進めるとともに、改良復旧の積極的な活用など迅速かつより良い復旧・復興、再度災害防止等を実施します。能登半島地震の教訓も踏まえ、水害・土砂災害対策の推進、インフラの老朽化対策や耐震化の加速、緊急輸送道路等のリダンダンシー確保、避難路・施設や救援体制の整備、漂流・漂着流木の迅速な処理、観測・情報伝達体制強化、防災教育等の対策を推進します。

685 鉄道の災害復旧の推進

集中豪雨、地震、台風などの自然災害は、鉄道にも甚大な被害を及ぼしています。鉄道は生活や経済活動に欠かせない交通インフラであることから、改正鉄道軌道整備法を活用し、大規模な災害を受けた鉄道の災害復旧を推進します。

686 インフラ老朽化対策等の推進

埼玉県八潮市において発生した道路陥没事故などの教訓を踏まえつつ、早期に措置が必要な施設への集中的な修繕等を実施し、予防保全型インフラメンテナンスへの移行を加速化するとともに、新技術の開発・導入等によりトータルコストの縮減・平準化を図り、老朽化する橋梁等の道路施設、鉄道施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設、上下水道等の的確な点検・診断、修繕・更新を計画的に実施することにより、安全と安心の確保を促進して国民の生命と財産を守ります。

687 大規模地震災害に備えたインフラ整備

大規模地震災害に備えるため、公共交通インフラ等をはじめ住宅・建築物の耐震化や密集市街地の解消、地下空間等の防災対策の推進、広域的な基幹ネットワークの整備・複線化、気候変動の影響を踏まえた津波・高潮対策のための避難路・津波避難施設・海岸堤防等の整備を進めます。また、大規模災害時に人流・物流が滞ることがないように、高規格道路のミッシングリンク解消や暫定二車線区間の四車線化、高速道路

と代替機能を発揮する直轄国道のダブルネットワークの構築・強化、重要物流道路の整備、老朽化対策を含めた道路や港湾等の整備・機能強化等を推進します。

2022年3月の福島県沖の地震による東北新幹線の脱線事故の検証を踏まえ、新幹線等の防災・減災対策を推進します。

688 TEC-FORCE の体制・機能拡充等による災害復旧支援の加速化

令和6年能登半島地震・大雨では、全国の地方整備局、地方運輸局等から TEC-FORCE を派遣し、被災状況調査や道路啓開、災害対策用機械による電源支援や給水支援、緊急物資輸送の支援等により、被災地の災害応急対策・早期復旧に地方出先機関が大きな役割を果たしています。このような国の地方機関について、災害対応力の一層の強化を図るとともに、地域に密接な事業は地方公共団体、基幹的・広域的な事業は国が行う等、適切な役割分担を行います。今後の大規模災害時においても的確な支援ができるよう、地方公共団体・民間との連携や、デジタル技術の活用も含め TEC-FORCE の体制の充実・強化及び災害対応を行う職員の活動環境・処遇の改善を図ります。

689 大規模災害に備えた体制等の強化・拡充

災害に備え、住民自らの行動に結びつく水災害情報提供の高度化を図ります。大規模災害時に緊急通行車両等の通行が確保されるよう、道路法等に基づき、あらかじめ道路啓開計画を策定し、実践的な訓練を平時から行うことによって、道路啓開の実効性の向上を図ります。また、大規模災害時に緊急物資輸送船等の航行が確保されるよう、航路監視の強化を図るとともに、航路啓開等を実施する作業船を維持するなど、啓開体制の強化を図ります。さらに、「津波対策の推進に関する法律」に沿い、津波防災への意識向上のため、訓練を推進するとともに「世界津波の日」の理念を全世界に展開させます。

690 流域治水の加速化・深化

気候変動のスピードに対応し、早期の効果発現を図るため、流域のあらゆる関係者が協働して行うハード・ソフト一体となった「流域治水」の取組みを強力的に推進します。そのため、河川・

砂防・下水道・海岸事業等の事前防災対策の加速化、利水ダムを含む既存ダムやため池の洪水調節機能の強化を図るとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫などを推進します。また、水害リスクマップの整備等水害リスク情報の充実を推進します。さらに、これらの取組みを通じて、災害時の適切な避難行動に繋がるよう水害リスクの理解促進を図ります。

691 国土強靱化に資する防災・減災対策の高度化・効率化

洪水予測・ダム運用の高度化など、平時・災害時における流域治水のDXを推進するとともに、ドローンを活用した河川巡視・砂防施設点検等、河川・砂防維持管理の高度化・効率化を図ります。

また、安価な小型浸水センサーの現場実証等を推進するなど、デジタル技術等の活用により防災・減災対策の飛躍的な高度化・効率化に取り組みます。

692 流域総合水管理の推進

治水機能の強化と水力発電によるカーボンニュートラルを両立・強化するハイブリッドダムの取組みなど、あらゆる関係者が協働し、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進します。

また、水源地域の振興に向け、上下流交流等を推進します。さらに、2023年の国連水会議で日本が議論を主導した水防災分野等において、国際標準形成等を通じインフラ海外展開を推進します。

693 土砂災害・豪雨災害に対する防災力強化

気候変動を踏まえ、河川、砂防、下水道施設の整備などの事前防災対策を進めるとともに、甚大な被害が生じた水系で策定される「緊急治水対策プロジェクト」に基づき、流域全体で再度災害防止のためのハード・ソフト一体となった対策を推進します。

また、近年の大雨による災害を踏まえ、流域全体の流木被害の防止・軽減のため林野事業と連携した流木対策等の土砂災害対策を実施するとともに、近年頻発する内水氾濫の対策を強化

します。

694 災害に強いまちづくりの推進

基幹的広域防災拠点の整備及び運用体制の構築や気象観測・予測の強化、地震・火山監視機能の強化、防災気象情報の提供及び地域における利活用の促進など、災害に強いまちづくりを推進するため総合的な対策を推進します。まちづくりにおいて防災・減災を主流化し、災害リスクを踏まえた危険エリアでの新規立地の抑制や移転の促進、居住エリアの安全性強化に取り組みます。災害発生時の早期かつ的確な復旧・復興を実現するため、地方公共団体による事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組みを推進します。

695 災害復旧支援による災害防止対策の強化

令和6年能登半島地震・豪雨など、頻発・大規模化する災害や、道路法・河川法改正等を踏まえ、災害復旧事業等の権限代行制度による地方公共団体の支援を推進するとともに、地域防災力の強化やインフラ老朽化対策の推進、交通連携の推進等のため、地方公共団体が実施する治水事業、道路事業等において、計画的・集中的に支援を実施します。

696 豪雪地帯対策の推進

平年を大きく超える豪雪に対しては市町村に除雪費を臨時に補助する制度を活用するとともに、防雪、凍雪害対策および地域の孤立化を防ぐ防災事業を推進します。また、除雪時の死亡事故ゼロに向け、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用した安全確保対策及び豪雪地帯の振興に取り組みます。

697 盛土による災害防止対策の強化

2021年7月1日からの大雨による静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、危険箇所への対策を進めるとともに、盛土規制法に基づき危険な盛土等による災害防止を推進するなど、安全性確保のために必要な対応に取り組みます。

698 避難経路等のバリアフリー化や分かりやすい情報提供の推進

地震、津波等の災害が発生した際に情報を入手しやすくし、災害時要援護者である高齢者、

障害者、こども、妊産婦等が安全・安心に避難できるよう、避難経路等のバリアフリー化を推進します。特に、視覚障害者や聴覚障害者等の情報入手に困難を抱える方々に対し、様々な障害特性に配慮した文字、音声、点字、記号、筆談、手話、録音、光、振動等の多様なコミュニケーション手段による情報提供、津波フラッグの普及を推進するほか、周囲の状況や緊急性、情報の量等に応じたわかりやすい情報提供を推進します。

699 無電柱化の推進

「無電柱化の推進に関する法律」や「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、無電柱化を推進します。能登半島地震を踏まえ、道路啓開の実効性を高める観点から、高速道路 IC から防災上の主要拠点を結ぶ緊急輸送道路等を新たに優先整備区間として選定し重点的に整備します。また、緊急輸送道路を中心に進めてきた新設電柱の占用制限について、バリアフリー特定道路や通学路にも拡大します。このほか、事業中区間については、原則として既設電柱の占用制限を指定するとともに、沿道区域についても届出・勧告制度を活用するなど、電柱の抑制や減少に向けた取組みを加速します。

700 都市防災の推進

人口が密集している大都市の機能（政府機能含む）を守るため、帰宅困難者対策、木造住宅密集地域における不燃化・耐震化、避難地・防災拠点となる防災公園の確保、高規格堤防等を含む高台まちづくり、コンビナート対策、宅地や港湾施設の耐震化、宅地等の液状化対策、空港施設の防災対策、上下水道の老朽化対策や耐震化等のライフラインの防災対策を進めるとともに、集中豪雨に備えて河川の改修や地下調節池及び下水道を整備し、排水施設の効果的な整備を進めます。上部空間の利用等により高速道路の老朽化対策と民間都市開発を一体的に行います。

701 空港・港湾の防災対策

旅客や貨物の交流拠点となる空港や、産業や物流機能が集積する港湾における高潮・津波対策を進めるとともに、大規模災害が発生した場合にも空港機能及び港湾機能を維持するため空港 BCP や港湾 BCP・広域港湾 BCP について、昨

今の災害を踏まえた充実化を進めます。

また、港湾における耐震強化岸壁を核とした防災拠点の確保による海上支援ネットワークの形成や、官民の関係者が協働して気候変動適応に取り組む協働防護を進めます。

702 地震・火山・集中豪雨等の自然災害に対する強靱な社会を構築するための研究開発の推進

地震や火山噴火、集中豪雨・土砂災害をはじめ、近年増加する激甚かつ広範囲に及ぶ自然災害から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策を強化するとともに、被害を最小化し早期に回復する社会を構築することを目指した研究開発・技術開発を推進します。具体的には、洪水時の浸水状況の迅速な把握のためのデジタル技術の活用や、排水ポンプ、貯留施設の整備等による内水氾濫対策の強化、越水に対して決壊しにくい粘り強い河川堤防の技術的検討・導入、降灰後土石流の影響範囲予測の迅速化、地震・津波等による港湾施設の被害推定の迅速化等を推進します。

703 線状降水帯等の気象災害に関する観測・解析・予測の向上

線状降水帯・台風の予測精度向上のため、水蒸気観測の強化や技術開発、システムの整備を計画通りに進めるとともに、AI 技術の活用を進めます。加えて、大気の3次元観測機能等を搭載することで観測機能を大幅に強化した次期静止気象衛星について、2030年度の運用開始に向けて着実に整備を進めます。また、気象防災アドバイザーの拡充や气象台の体制強化等による地域防災力向上に取り組み、さらに、防災気象情報について、受け手側の立場に立った情報となるよう改善や充実を図るとともに、本川・支川が一体となった洪水予測による予測精度向上や、支川等の予測情報の提供等の拡充、高潮予測の高度化により、安全・安心な地域社会を構築することを目指します。

704 地震・津波・火山に関する監視体制確保・情報提供

南海トラフ地震をはじめとする巨大地震やそれに伴う津波の観測体制を維持するとともに、的確に緊急地震速報や津波警報等の情報を発信します。また、令和6年能登半島地震も踏まえ、

大津波を適切に観測可能な体制を構築します。また、大規模噴火時に影響を受ける地域の初動対応を迅速に促す情報を発信できる環境を整備します。

705 国民保護関連施策の強化

地下シェルター整備等の国民保護関連施策の強化に加えて、公共・民間の既存の地下空間を活用して緊急避難場所を確保するための新たな取組みを早急に進めるとともに、国民保護にも大きな効果を発揮する国土強靱化の取組みを加速します。

706 G空間プロジェクトによる資源確保と海の防災システム高度化の促進

沖合の海底プレートの移動や津波の高さを高精度で常時監視するシステムを開発することで、地震・津波を早期に検知する技術の高度化等も図り、防災・減災に役立てます。

707 南海トラフ巨大地震対策の推進

南海トラフ地震の被害想定及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画が約 10 年ぶりに見直しされたことを受け、迫りくる南海トラフ地震がもたらす災害が超広域・大規模災害であることを前提とし、国と地方公共団体が協働し、「命を守る、命をつなぐ」実効性のある施策を推進します。

708 能登半島地震・豪雨災害からの復興

能登半島地震や相次ぐ豪雨、台風等の大規模自然災害からの復旧・復興に向け、道路・河川・港湾・鉄道等の本格復旧やインフラの整備、住宅再建、災害廃棄物処理、土地境界再確定のための地籍調査等の支援を着実に進めます。2024 年 1 月の大規模地震の傷が癒えぬ中での豪雨災害という前例のない事態に対し、速やかな復旧を図るため、両災害からの復旧を一体的に進められるよう予算面・制度面でしっかり対応し、切れ目なく、柔軟に支援してまいります。

709 G空間防災システムとLアラートの連携推進等

G 空間情報（地理空間情報）を活用した安全で災害に強い社会を実現するため、G 空間防災システムの普及展開を図ります。自治体などが発する災害情報を多様なメディアに一斉同報する

ための共通基盤である Lアラート（災害情報共有システム）と内閣府新総合防災情報システムの連携の充実などの一層の活用や、国が Lアラートの運営主体となり、さらなる安定性・信頼性等の強化に取り組み、住民の方々をはじめとする情報伝達の充実を図ります。また、災害時において常に信頼できる対応・対策が可能となるよう、防災組織の充実を図るとともに、災害事象の監視体制の強化と Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラートをはじめとした防災情報提供手段の多様化・高度化等を図ります。

710 大規模災害や土砂災害、噴火災害等に備えた地域の防災力の充実・強化

岩手県大船渡市等で発生した大規模な林野火災や、大分市で発生した大規模火災、令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえるとともに、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模災害やテロ災害に備え、警察・消防・自衛隊などによる初動対応をはじめとする災害応急対策を強化します。緊急消防援助隊の大幅な増隊や消防防災ヘリなど常備消防力の充実強化を図るとともに、産業・エネルギー基盤の被害軽減や大規模な津波・風水害等への対応のため、必要な車両・装備等を整備します。また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、消防団について、団員の処遇改善の推進や、団活動に対する社会的な理解を深めることによる学生はじめ若者や女性などの入団促進、資機材・車両等の整備や訓練の実施による女性や若者が活躍する場と機会の拡充を図ります。自主防災組織等について、その育成及び消防団等の多様な主体と連携した教育訓練を実施し、地域の災害対応能力の向上を図ります。加えて、消防活動の省力化・無人化等に資する革新的技術の実用化・活用に向け、消防防災分野における技術戦略施策の充実強化を図ります。

さらに、災害対応の標準化を推進し、広域防災教育訓練施設の整備をはじめとして防災に携わる多様な人材の教育訓練の場の充実を図るとともに、平時においても利用できる災害時用資機材の地域での活用も検討します。さらに、火山における登山者などの安全を確保するため、火山防災情報の収集・伝達手段や、地方公共団体における退避壕等の整備を促進し、救助・情

報収集に必要な装備等を充実・強化します。「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」により、地方公共団体による住民の避難、行政・社会機能の維持、災害に強いまちづくりを積極的に進めます。

711 情報通信インフラ整備の強化と災害時即応能力の促進

平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震・豪雨など、近年頻発している災害においては、住民や災害救助機関の情報伝達・情報収集手段としての携帯電話をはじめとする通信サービスや、テレビ・ラジオといった放送メディアの重要性が改めて認識されました。災害発生時における住民の生命・財産確保に必要な情報の伝達・収集のため、通信・放送ネットワークの強靱化が不可欠です。

そのため、具体的には、携帯電話について、大容量化した蓄電池やソーラーパネルの設置、衛星回線を活用した携帯基地局の強靱化や応急復旧体制の強化、非常時の事業者間ローミングによる携帯電話サービスの継続的な利用の確保を推進します。さらに、非常時において、通信確保と被災状況収集を官民連携で対応する体制の設立に計画的に取り組めます。

災害時における住民への情報伝達手段として特に大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送について、放送設備・送信所設備の耐災害性強化に加え、局舎や鉄塔の耐震対策を支援するなど、引き続き、放送ネットワークの災害対策に対する支援を集中的に行っていきます。また、ケーブルテレビにおいては、災害時のケーブルの断線と長時間の停電がサービス停止の主な要因となることから、地域のケーブルテレビ事業者におけるネットワークの複線化、光化や辺地共聴施設の光化に対する支援を行っていきます。

712 大規模テロや CBRNE 災害への対応に万全を期すための消防防災・警察体制の充実強化

2027年国際園芸博覧会等の大規模イベント開催時における大規模テロや CBRNE 災害への対応に万全を期すため、特殊災害に対応するための消防車両や資機材の整備を進めるとともに、大規模テロや CBRNE 災害に対処するための専門教育・訓練の充実強化を図り、消防防災体制・警察

のテロ対処体制の充実強化を進めます。

713 女性消防吏員や女性消防団員等の増加などの活躍推進

女性の参画が十分に進んでいない消防の分野において、仕事と家庭の両立支援等による女性が働きやすい環境の整備や、業務の魅力に関するPRを行うことなどにより、将来的に女性消防吏員の比率を10%程度まで引き上げることを目指し、まずは採用者に占める女性の比率を2031年度までに10%以上とするなど、女性の活躍推進に取り組みます。また消防団について、全国女性消防団員活性化大会の開催などにより、意識啓発を実施することと併せ、女性団員等の加入促進や女性が活躍しやすい環境づくりを推進し、女性が活躍する場と機会を広げます。

714 防災庁の設置に向けた準備

世界有数の災害大国であるわが国において、頻発化・激甚化する風水害や南海トラフ巨大地震等に対処できる人命・人権最優先の防災立国を構築しなければなりません。内閣総理大臣のもと、防災大臣を置き、事前防災、応急対策、復旧・復興の政府の一連の災害対応の司令塔となり、徹底した事前防災を推進する防災庁の設置に向けた準備を進め、世界の防災にも貢献し、世界をリードする防災大国日本を実現していきます。

715 避難所の生活環境の改善

被災して大きな悲しみや不安を抱えている方々に手を差し伸べ、温かい食事や安心できる居住環境を提供することが必要です。避難所の満たすべき基準を定めたスフィア基準も踏まえつつ避難所の指針・ガイドラインを見直したところであり、発災後速やかにトイレ、キッチンカー、ベッド・風呂を配備しうる平時からの官民連携体制を構築します。能登半島地震で過酷な避難生活が続いた教訓を踏まえ、避難生活環境を抜本的に改善するため、トイレ、ベッド、キッチンカーなどの資機材の備蓄を推進するとともに、資機材を活用した地域での防災訓練や防災教育といった好事例を積極的に横展開することをはじめ、地域の防災力を強化する取組みを推進します。

災害復興

716 復興が最優先

東日本大震災からの復興を、引き続き最優先で進めます。

「福島復興なくして東北復興なし、東北復興なくして日本の再生なし」との決意のもと、復興と創生への挑戦を「国の未来への投資」と位置づけ、国が責任を持って最後までやり抜きます。

717 復興の加速化

来年度から始まる「第3期復興・創生期間」では、ふるさとの恵みを取り戻すため、これからは正念場となる課題に対し、既存の施策や概念にとらわれず柔軟に、そして果敢に取り組みます。

その実行にあたっては、復興が本格化する地域の歩みを決して途切れさせることのないよう、今後の5年間の事業規模が「第2期復興・創生期間の5年間に十分に、かつ確実に超えるもの」となるよう、責任を持って必要な財源を確実に確保します。

718 地震・津波被災地域の復興

地震・津波被災地域では、復興事業が概ね完了に近づく中、人口減少や高齢化といった構造的課題が顕著となっており、持続可能な地域社会の構築が重要な局面を迎えています。被災自治体の自主的な取り組みや、移住者・関係人口の拡大に向けた活動を後押しし、国と自治体が連携して活力ある地域の未来を築いてまいります。また、心のケアなど長期的な取り組みが必要な課題については、地元の実情を丁寧に把握しながら、関係機関と連携して必要な支援が確実に届く体制を整えていきます。

さらに、国内外の経済動向にも注視し、地域産業への影響を的確に捉えて対応するとともに、生業の継続や産業基盤の強化に万全を期します。これらの取り組みを支えるため、政府全体の施策を活用できるよう支援する体制を復興庁内に整備し、地方創生と連動した支援を総合的に展開してまいります。

719 震災の教訓の継承

今後の巨大地震や津波に備え、東日本大震災

から得られた教訓を踏まえながら、住民の避難を軸とした対策を関係省庁が連携して推進します。併せて、震災の記憶と教訓を次世代に確実に継承するため、震災遺構や伝承施設、祈念施設等との連携を図るとともに、被災地のオーラルヒストリーの収集・共有にも取り組みます。

720 廃炉・汚染水・処理水対策

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は、わが国にとって最重要事項の一つであることから、事業者任せにするのではなく、責任を持って取り組みます。世界でも前例のない燃料デブリの取り出しや放射性廃棄物の処理・処分といった作業を、安全かつ着実に進めてまいります。

また、2023年8月に開始されたALPS処理水の海洋放出については、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の実施状況と今後の対策の方向性」を踏まえ、安全性の確保や科学的根拠に基づく説明と情報発信、風評影響への対応、なりわい継続支援などの取り組みを、引き続き着実に実施します。

721 原子力事故対策の継続

東京電力福島第一原子力発電所の事故対策においては、放射線の環境モニタリングや避難者・帰還者への支援といった現行施策の拡充を通じて、住民の安全・安心の確保と生活再建を一層推進していきます。

また、人材育成や、地元企業の参入拡大など、長期にわたる廃炉作業と地域との共生に向けた取り組みを進めていきます。

722 国内外の英知を結集した廃炉研究開発の加速

廃炉作業にかかるこれまでの知見を活かし、蓄積されてきたロボット技術や遠隔操作システムなどの研究成果を最大限に活用し、引き続き技術的課題の克服に取り組んでまいります。併せて、福島国際研究教育機構(F-REI)を活用し、廃炉・放射線科学に関する先端的な知見の集積や技術開発、人材育成を一体的に推進します。

また、福島イノベーション・コースト構想の枠組みも活用し、地元の技術や人材と連携しながら、廃炉に伴う多様な課題の解決に取り組みます。特に、廃炉作業は地元企業の協力なくして成り立たないものであり、製造業や建設業をはじめとする幅広い業種に対して、必要な情報

提供や技術的支援を行うことで、廃炉の進展とともにその経済的効果が地域に確実に還元されるよう、国として責任を持って対応してまいります。

723 ALPS 処理水の処分に伴う対策の徹底

ALPS 処理水の海洋放出については、「ALPS 処理水の処分に係る基本方針の実施状況と今後の対策の方向性」を踏まえ、引き続き、関係者の理解と信頼の確保に取り組みます。まず、安全性の確保を最優先とし、IAEA による評価も踏まえながら、国内外に向けて科学的知見に基づく透明性の高い情報発信に努めます。

一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制については、規制の撤廃等に向けた外交努力を継続し、国際的な正しい理解の醸成にも取り組みます。

また、輸入規制の影響を受けた日本産水産物については、「三陸・常磐もの」をはじめとする水産物の魅力発信や国内消費の拡大、ビジネスマッチング支援などを通じて、販路の多様化と海外市場の開拓を推進します。わが国の水産業のなりわいを、子や孫の世代まで持続可能な形で引き継ぐことができるよう、国内生産の持続対策も含めて必要な支援を講じてまいります。さらに、国内外からの観光誘客に向けて、海の魅力を高めるブルーツーリズムなど、効果的な取組みを実施します。

724 中間貯蔵施設や除去土壌の最終処分の道筋

中間貯蔵施設については、特定帰還居住区域等で発生する除去土壌の搬入等を安全第一で着実に進めていき、2045 年 3 月までの県外最終処分の実現に向けて、責任を持って対応していきます。また、福島県内の除去土壌については、昨年 8 月の福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議で決定した当面 5 年程度のロードマップに基づき、県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスの具体化を進めるとともに、県外最終処分に向けた技術的検討や受容性に関する検討等を進めていきます。

また、その進捗状況を踏まえ、2030 年頃より先の取組みの具体化について段階的にお示しできるように、検討を進めていきます。

725 「復興再生土」の利活用とリスクコミュニケーション

復興再生利用可能な除去土壌を資源と捉え、「使われることが普通」となる状況を実現していくことが重要です。昨年 8 月の福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議で決定した当面 5 年程度のロードマップに基づき、総理大臣官邸や中央官庁の花壇等 9 カ所での復興再生利用の事例を理解醸成に活用しつつ、復興再生利用の実績を積み重ね、案件創出を段階的に拡大していきます。

また、除去土壌は、復興再生利用に用いる土と、最終処分される土に分類されることを正しく伝えることが重要であり、「復興再生利用に用いる土壌」の呼称は「復興再生土」と定められました。こうした基本的な考え方の丁寧な情報発信に加え、科学的根拠に基づくわかりやすい説明、中間貯蔵施設での現場見学の充実、広報拠点の活用などにより、リスクコミュニケーションの強化に取り組みます。

726 福島県内の指定廃棄物

福島県内の指定廃棄物については、地元の信頼と安全・安心の確保に努めながら、既存の管理型処分場を活用した埋立処分等を進めます。

727 福島県外の除去土壌・指定廃棄物

福島県外の除去土壌については、令和 6 年度末に策定された処分基準に基づき、処分が円滑に進むよう、責任を持って地元へ寄り添いながら支援していきます。また、福島県外の指定廃棄物については、原子力災害被災地域における課題の一環として、特に民有地に保管されているものの保管者負担を軽減しつつ、最終処分に向けた取組みを引き続き加速させます。

併せて、基準値以下の農業系廃棄物等の処理についても継続して促進します。

728 帰還困難区域及び特定帰還居住区域

帰還困難区域では、特定復興再生拠点区域のすべての避難指示解除され、住民の帰還や地域の再生に向けた歩みが始まっています。こうした中で、「特定帰還居住区域」に認定された地域、今後認定を目指す地域もあります。それぞれ状況が異なるため、住民や自治体に対して丁寧な対応が求められます。

今後、復興への歩みが本格化する地域には、なお長い道のりが待ち受けていますが、2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が一人残らず帰還できるよう、責任を持って取り組んでまいります。

その実現に向けては、地域住民の皆様の帰還意向を丁寧に把握するとともに、早期の除染、生活環境の整備や営農の再開、地域機能の回復、生業の再建、そして残された土地や家屋の取り扱いなどについて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行い、取り残されることのないよう、着実に支援を進めてまいります。

729 安全の確保を大前提とした、「区域」から「個人」へ

帰還困難区域では長年手つかずとなり荒廃が進んだ山林を整備し、住民が再び里山の恵みを楽しむことができるようにすることが求められています。

この実現に向けては、「区域」から「個人」へという考え方のもと、安全確保を大前提に、住民の生活の回復を支援してまいります。

この方針は、住民に自己責任を課すものではなく、国が責任を持って安全確保を大前提に、住民の活動を可能とするものであり、丁寧に取り組んでまいります。

730 鳥獣被害の防止対策

原子力災害被災12市町村において、イノシシ、サルなどの野生鳥獣が復興の妨げにもなることから、その生息状況等調査を継続するほか、侵入防止柵の整備や捕獲おり・わなの設置、捕獲・処理、環境管理、人材育成など、鳥獣の被害防止対策を支援します。

731 さらに帰還に向けた暮らしの環境整備

今後、本格化する特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域への帰還も見据え、住宅、教育、医療、福祉、買い物環境、移動手段など、生活基盤の整備を一層進めていきます。その際、自治体ごとの枠組みにとらわれることなく、広域的で持続可能な復興に向けた取組みを具体化していきます。

732 原子力災害被災地域における地域医療・介護の復興

原子力災害被災地域では、医療・介護の提供

体制の確保に向け、避難中の看護職員の帰還や再就職の促進、地元の医療機関の連携の推進に加え、被災地で勤務する医師の支援のための効果的な対策を講じるとともに、介護人材の確保等を支援します。また、福島県が整備を進める「双葉地域における中核的病院」については、医療人材の確保や医療DXの活用などを通じて、持続可能な地域医療体制の構築を支援します。

733 移住・定住・関係人口拡大の促進

帰還の促進に加え、地域の実情を踏まえた移住・定住の促進を図るとともに、二地域居住や交流・関係人口の拡大にも取り組みます。12市町村移住支援センターの機能強化や地域おこし協力隊等で生まれた好事例での活用を通じて、地域に新たな活力を呼び込みます。

また、福島の復興に共感する人々を呼び込むため、民間事業者や自治体が連携し、広域的なブランディングや地域資源の磨き上げ、ツアーや教育旅行の展開など、関係人口の拡大に資する取組みを推進します。福島第一原子力発電所などの現場見学についても、リスクコミュニケーションや交流人口の拡大の観点から、現場への負担に配慮しつつ検討を進めます。

734 観光の振興

福島の自然、文化、食などの魅力を活かした観光振興は、地域の活性化と復興につながる重要な取組みです。ホープツーリズムやふくしま浜通りサイクルルート、伝統・芸術文化・食を生かした滞在コンテンツの充実・強化、多言語対応などの受入れ環境の整備、プロモーションの強化などの取組みにより、国内外からの誘客を推進します。

併せて、福島空港の活用や二次交通の整備、会議・イベントの誘致、東北周遊ルートの形成に向けた広域連携や情報発信の強化にも取り組み、福島のみならず東北全体が持続的に魅力ある観光地として発展できるよう支援してまいります。

735 福島国際研究教育機構（F-REI）

福島国際研究教育機構（F-REI）は、福島をはじめ東北の復興に夢や希望をもたらすとともに、わが国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長と国民生活の向上に貢献する「創

造的復興の中核拠点」を目指して設立されました。

この目的の実現に向けて、5つの重点分野——ロボット、農林水産業、エネルギー、放射線科学・創薬医療・放射線の産業利用、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信——において、最先端の研究開発に取り組んでいます。こうした取り組みを長きにわたって着実に推進するため、国が責任を持って一般会計への移行を進めるなど、財源・人員の両面から長期的かつ安定的な運営を支え、政府・与党が一体となって国策として力強く展開しています。

2023年度からの7年間で施設費を除く1,000億円規模の予算を確保し、施設の早期供用や国内外の研究者の受入れを進めるとともに、世界水準の研究・生活環境の整備、教育機関との連携による次世代人材の育成にも積極的に取り組んでいます。

736 福島イノベーション・コースト構想の実現

福島イノベーション・コースト構想は、福島浜通り地域等において、産業基盤の再生と新たな成長産業の創出を通じて、持続可能で自立的な地域経済の確立を目指す取り組みです。今後の羅針盤となる「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の改定において、「地域の稼ぎ」「日々の暮らし」「担い手の拡大」の3つの視点が追加されたことを踏まえ、重点6分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）を中心に、地元自治体や、イノベ機構・官民合同チーム・F-REI等関係機関、地元企業・大学などと今まで以上に連携しながら、創造的復興の実現に取り組めます。

企業進出の促進、スタートアップ支援、人材育成、実証フィールドの活用などを通じて、新技術の社会実装に向けた「実証の聖地」としての求心力を高めるとともに、面的サプライチェーンの構築により産業の裾野を広げ、地域経済への波及効果を生み出します。

さらに、民間投資や広域連携及び事業・なりわいの再建を通じて、買い物困難者対策などの社会課題の解決にも取り組み、暮らしやすく、活力ある地域づくりを進めます。帰還・移住者や映像・芸術文化等を通じた交流・関係人口の呼び込みを図り、若い世代を中心に、新たな挑

戦が次々と生まれる地域の実現を目指します。

737 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、福島県では再生可能エネルギーの先行導入に取り組んでおり、とりわけ水素を中心に、風力やバイオマスなども含めた多様なエネルギー源の活用を進めています。これにより、浜通り地域をはじめとする県内各地を、再生可能エネルギー社会の先進地とすることを目指します。

こうした目標の実現に向けては、「福島新エネ社会構想加速化プラン3.0」に基づき、阿武隈エリアでの共用送電線を活用した風力発電の導入促進や、ペロブスカイト太陽電池の先行活用、地域の木材など資源の有効活用を含む取り組みを着実に進めていきます。さらに、企業の誘致や特色あるまちづくりといった地域経済の活性化も視野に入れ、関係省庁や県・市町村、F-REI、地元企業や大学などと連携しながら一体となって取り組みを進めます。

とりわけ、再エネ導入の中核拠点である福島水素エネルギー研究フィールドについては、地域での活用の具体化を地元の意見を踏まえて進めるとともに、供給・需要の両面からコストなどの課題解決に取り組めます。これにより、民間主体による実用化や、地域における産業集積の実現に向けた動きを、着実に後押しします。

738 営農再開と広域的産地形成の加速

福島県の農業再建に向け、2025年度末までに10,000ha、2030年度末までに営農可能面積の75%に相当する11,000haの営農再開を目指し、その実現に向けた地元の取り組みを力強く後押しします。また、農地の集積・集約化、大区画化、省力化や広域的な産地形成を図るビジョンの具体化に向けて農業者の意向を踏まえつつ、関係省庁、地元自治体、JAグループをはじめとする関係団体と連携し取り組みます。その際、ハード・ソフト両面の支援を一体的・機動的に実施できるよう措置を講じ進めてまいります。

739 スマート農業の推進と農業の競争力強化

ICT等の先端技術を活用したスマート農業の実装を加速させ、たとえばロボットトラクター

の公道走行に関する課題の解決に取り組むなど、実用化に向けた環境整備を進めます。

併せて、既存施設の活用率向上を図るとともに、高付加価値産地展開支援事業など営農再開の支援施策を効果的に活用し、施設整備や農業機械の導入を推進します。これにより、流通段階のニーズに応え得る広域的で競争力の高い産地づくりを後押しし、「選ばれる福島県産農産物」の実現を目指します。

740 地域事情に応じた柔軟な支援の展開

避難指示解除の時期が遅かった地域など、地域の営農再開の状況には大きな差があります。こうした地域の実情を踏まえ、小規模農家も含めた産地形成を進めるため、野菜価格安定制度の特例的な運用などきめ細かな対応を行ってまいります。

741 林業の再生とふるさとの恵みの回復

震災以降、荒廃した森林の再生を進めるため、帰還困難区域内における森林整備の再開に向け、作業者の安全確保や整備対象の把握、木材検査方法の見直しなど、必要な条件整備を進め、間伐や路網整備など具体的な目標を定めて本格的な復旧に着手します。その際、地元自治体や森林関係団体と連携し、丁寧なリスクコミュニケーションに努めます。

併せて、「ふくしま森林再生事業」や「里山・広葉樹林再生プロジェクト」など、川上から川下までの一体的な取組みを継続し、原木・原木しいたけなどの産地再生を推進します。さらに、大阪・関西万博での木材活用の例に倣い、中高層の公共建築物において福島県産材の利用を広げるため、各省庁間での建築予定や製品情報の共有を進めてまいります。

742 水産業の本格復興と「常磐もの」の価値向上

福島の漁業については、水揚金額は震災前の4割まで回復している一方、水揚量は依然として4分の1程度にとどまり、海洋環境の変化に伴う主要魚種の変動など、新たな課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえ、水産業の本格復興に向け、「がんばる漁業・養殖業復興支援事業」や担い手確保、スマート水産業の導入等の生産支援を継続し、加工・流通・消費各段階での対策も

一体的に講じてまいります。

併せて、「常磐もの」の販路回復や消費拡大に引き続き取り組み、その市場価値の定着を図るとともに、福島県漁業の再生に必要な調整が円滑に進むよう支援します。

743 人員確保支援

被災地の自治体への職員派遣に要する経費（応援職員、任期付職員の人件費等）については、引き続き自治体負担ゼロとし、必要な人員確保を支援します。

744 風評の完全払拭・リスクコミュニケーション

風評の完全払拭に向け、政府一体となってリスクコミュニケーションを推進していきます。福島県産の農林水産物への風評や、避難児童生徒へのいじめといった課題に対し、福島の復興状況や放射線に関する正しい知識の発信を通じて、社会全体の理解を深めます。

また、福島県産農産物などの流通実態調査を行い、流通段階での産地競争力の強化、被災地産品の利用・販売促進、さらに国内外からの誘客促進にも力を注ぎます。

除染や中間貯蔵施設、除去土壌等の県外最終処分・復興再生利用、ALPS処理水の処分、避難指示の解除といった復興の進捗についても、地元住民をはじめ、国内外に向けて積極的かつ透明性の高い情報発信を行い、理解の促進を図ります。併せて、科学的根拠を欠いた不当な輸入規制については、引き続きその撤廃等を強く求めてまいります。

745 食品等の基準値や出荷制限等の規制について

震災から15年を迎えようとしている今も、山菜やきのこなどの「山の恵み」は厳しい基準により出荷が制限され、山のなりわいが成り立たず廃業や山の荒廃が生じています。

こうした状況を踏まえ、ICRPのALARA原則に沿って、食品中の放射性物質の基準値の妥当性を、安全性に加えて経済性・合理性の観点からも検証します。そのうえで、野生のきのこや山菜・ジビエ等への特別区分の基準設定の検討や、自家消費食品の摂取制限の見直しなど、地域の実情に即した対応を進めます。

併せて、こうした見直しを支える検査体制の整備や、正確でわかりやすい情報発信にも取り

組みます。

746 ICT 基盤整備による復興まちづくりへの貢献

東日本大震災からの復興の進展に伴って復興まちづくりが本格化する中、住民生活や産業復興に不可欠な超高速ブロードバンド、放送の視聴環境、公共施設の情報通信システム等の ICT 基盤の整備や復旧を加速化し、住民の円滑な帰還や被災地の復興を支援します。

社会資本整備

747 日本経済の回復への対策

経済回復を確実なものとするため、住宅投資促進策やカーボンニュートラルの実現等に向けた自動車購入への予算・税制上の支援について、十二分な対策を講じます。

748 競争政策の特例的取扱いを通じた地域の基盤インフラの維持

「地域基盤企業」といえる地域銀行及び乗合バスの 2 分野の事業者については、人口減少によるインフラ機能維持や経営力強化のための経営統合や共同経営等に関して、特例的な措置を講ずることで、地域の経済、産業、社会を守ります。その際、独占禁止法の究極的な目的である「一般消費者の利益」の確保の観点についても最大限尊重します。

749 車体課税の見直し

エコカー減税等の期限到来にあわせ、車体課税の見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえることとします。

750 自動車関係諸税の課税の在り方の検討

自動車関係諸税については、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等

を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税の在り方について、中長期的な視点に立って検討を行います。

751 コンパクト・プラス・ネットワークの強化や個性ある地方都市の再生

地方都市において、若者・女性にも選ばれる利便性の高い楽しく暮らせるまちづくりを実現し、誇りや愛着を持てる個性ある持続可能な地方の都市再生を推進します。このため、業務施設等を含む都市機能のまちなかへの集積や地域公共交通との連携によりコンパクト・プラス・ネットワークの取組みを強化し、職住近接で暮らしやすいまちづくりを推進します。また、地域が愛着を持つ固有の資産をリノベーション・活用してエリア価値を高めるまちづくり、観光に資する歴史まちづくりやリノベーションによる景観再生を推進し、まちの魅力の磨き上げを進めます。

752 まちづくり DX

複雑化、深刻化する都市の課題に対応するため、3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化 (Project PLATEAU) 等による「建築・都市の DX」の推進、デジタル技術を用いた都市空間再編、エリアマネジメントの高度化、オープンイノベーション創出等を進めるなど、まちづくり分野等の DX を推進します。

753 都市の国際競争力の強化

海外からヒト・モノ・カネ・情報呼び込み、「強い日本経済」を実現するため、公共的価値を生み出す優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生の推進により、都市の国際競争力・魅力の強化に取り組みます。

754 ICT 等による建設現場の生産性向上やインフラ分野の DX の推進

トンネル、橋梁等を含む社会インフラの強靱化に際しては、生産性向上の取組みとして、ICT や、AI、UAV、BIM/CIM 等の先端技術導入を含め、建設現場のオートメーション化の取組みである「i-Construction 2.0」を推進し、また、国土交通データプラットフォームの構築・高度化等を進めます。

さらに、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション施策により、社会資本や公共サービスを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、建設業の文化・風土や働き方の変革を推進します。

755 ITS 技術の活用

官民連携のもと、ITS 技術の活用により自動運転の実用化やそのための地図データの整備に取り組むとともに、深刻なドライバー不足が進行するトラック物流の省人化・効率化を推進するための高速道路でのトラックの自動運転や、地方等における高齢者等の移動手段の確保のための公共交通等における自動運転サービスを、早期に実用化します。併せて、ダブル連結トラックの導入促進や自動運転の早期実用化に向けた新東名・新名神の6車線化等の実施環境整備、自動物流道路の構築など、世界で最も安全で環境に優しく経済的な道路交通社会を早期に実現します。

756 生産性革命の推進

人口減少社会の中、わが国の潜在的成長力を高めるとともに、新たな需要を掘り起こしていくため、ストック効果の高いインフラ整備を進め社会全体の生産性を高めること、建設、物流分野等の生産性向上や自動運転等の新技術の社会実装を進めること等により、生産性革命を推進します。特に、Society 5.0 の実現に向けて、スマートシティや陸海空の次世代モビリティの推進、行政手続におけるデジタル化の推進、インフラの整備・管理・機能や産業の高度化、Project LINKS 等のデータの分野横断的な整備・オープン化やデータプラットフォームの構築・高度化等の取組みを強力に推進します。

757 働き方改革の推進

地域の経済・雇用を支える建設業や自動車運送事業（トラック・バス・タクシー）について、時間外労働上限規制適用後においても、長時間労働是正等の労働環境の改善を図り、働き方改革を推進します。

758 建設産業における働き方改革の推進

長時間労働を前提とした長年の慣行を打破し、建設業の「働き方改革」の実現に取り組めます。

第三次・担い手3法を踏まえ、公共・民間工事を問わず、建設工事全ての関係者が一丸となって、適正な工期設定や週休2日の確保、施工時期の平準化等の働き方改革を推進するとともに、建設現場のオートメーション化の取組みである「i-Construction 2.0」をはじめとする建設DXの取組みを進めます。

759 建設業の担い手確保に向けた処遇改善の推進

「地域の守り手」である建設業がその役割を果たしていけるよう、将来の担い手の確保に向けて、第三次・担い手3法等に基づき、適正な労務費等必要経費の確保と行き渡りを図るとともに、資材高騰分の転嫁対策を強化することで、労務費へのしわ寄せ防止を図ることにより、建設業の技能労働者の処遇改善を推進してまいります。

760 自動車運送事業等の働き方改革の推進

自動車運送事業、自動車整備事業、宿泊業等については、ITの活用等による労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等の長時間労働を是正するための環境整備等を推進します。また、改正物流法に基づく荷主等への規制措置の着実な執行を進めるとともに、トラック輸送の生産性向上・物流の効率化、女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動を、荷主企業・物流事業者等の相互協力に基づき推進します。

761 不動産投資市場の活性化

民間資金等を活用し、オフィス・住宅の耐震化・省エネ化等を進め、ESGに即した質の高い不動産ストックを形成するとともに遊休不動産等の再生等を図ることで、地方都市の不動産を含め、不動産投資市場の活性化に取り組めます。また、不動産取引価格情報等の公表、不動産情報ライブラリの推進や不動産IDの活用に向けた環境整備等を通じて不動産市場の活性化・透明化を図ります。また、わが国不動産業の海外展開を促進します。

762 所有者不明土地等対策の推進

所有者不明土地法に基づく所有者不明土地対策や土地基本方針を踏まえた低未利用土地の適

正な利用及び管理の確保を図るための施策を推進し、それらの実効性を確保するための地域の取組みへの支援策の強化を図ります。また、迅速な災害復旧・復興等に役立つ地籍調査の加速化に向け、自治体の取組みを支援します。

763 図柄ナンバープレート（地方版）の推進

地域の魅力ある風景や観光資源を図柄にした図柄ナンバープレート（地方版）の普及促進を通じ、地域の魅力を全国に発信します。

764 地域の貴重な公共空間である川の利活用の推進

全国各地を流れる川にはその地域特有の自然があり、歴史があり、そこに集う人々の心を安らげ、豊かにする魅力があります。地域の貴重な公共空間である川の価値をさらに活かすことで、その地域は観光振興や健康増進等により、もっと生き生きと元気になる可能性があります。自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用を推進し、さらなる民間活用の促進による魅力ある水辺空間の創出や、生態系の機能の保全・創出、河川上空でのドローン活用等を進め、水辺から得られる恵みを地域振興に活かします。

765 健全な水循環の維持・回復の取組みの推進

近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきています。国民共有の貴重な財産であり、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしている水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、地下水マネジメント等による健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効活用を図るとともに、流域治水、水利用、流域環境に一体的に取り組む流域総合水管理を推進します。

766 地域の建設産業の健全な発展と企業の利潤確保・労働者の処遇改善

地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で活躍する建設産業に若い世代が安心して入職できるよう、社会保険の加入徹底、建設キャリアアップシステムの拡大、女性も活躍できる環境

整備などを進めます。特に、13年連続で引き上げられた公共工事設計労務単価の上昇分が、下請も含めた技能労働者にも確実に行き渡るよう、引き続き、適切な賃金水準の確保に取り組みます。加えて、わが党が中心となって成立させた建設職人基本法の趣旨を踏まえた取組みを推進します。

767 公共工事の品質確保等に向けた入札契約制度の運用改善等

わが党が中心となって実現した公共工事品質確保法の改正など、いわゆる「第三次・担い手3法」の趣旨を公共工事発注の現場で徹底し、災害対応や冬期の除雪作業など「地域の守り手」である建設企業や測量、地質、警備、コンサルタント等の建設関連企業を応援します。引き続き、予定価格の適正な設定、ダンピング対策の強化を図るとともに、災害時における随意契約等の適切な入札・契約方法の選択、適正な工期設定、国庫債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、建設DXの推進やICTの活用等による生産性向上、時代に合った積算基準の適切な見直しを進め、調査・設計の品質確保など、国や地方公共団体などにおける入札契約制度の運用改善等を進めます。

768 地方の良質な建設産業の維持

地方の建設産業の持続可能な経営を支援するため、建設産業の資金調達の円滑化、連鎖倒産の防止に取り組むとともに、担い手確保・育成や生産性向上のための取組みを重点支援し、建設産業の経営上の課題解決に向けた取組みを支援します。地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械の保有や人材育成等を促進し地域の発展と安全を支える良質な建設産業を守り、将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤である社会資本の前倒し整備を進め、地域の特色を最大限に活かす国土の均衡ある発展を目指します。

769 インフラシステム海外展開の推進

世界の旺盛なインフラ需要を取り込み、わが国の経済成長につなげていくため、2030年の海外受注額45兆円を目指し、インフラシステムの海外展開をオールジャパンで推進します。重要物資の確保やサプライチェーンに留意しつつ、

世界的に社会変革が進行するグリーン・脱炭素（GX）やデジタルトランスフォーメーション（DX）の分野、防災や健康・医療・介護といったわが国が課題先進国として世界に貢献できる分野を含め、インフラシステムの幅広い分野で、相手国のニーズに応えるとともにわが国の企業の受注機会の拡大や国際競争力の強化に向けた取組みを支援します。

770 バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

バリアフリー法に基づき、旅客施設の段差解消やホームドア設置、ホームと車両の段差・隙間の縮小、新幹線・特急車両の車椅子用フリースペース導入、駅を中心とした周辺的生活関連施設を結ぶ道路や公園等、公共交通機関、建築物、公共施設等について、都市部に加え地方部のバリアフリー化を着実に推進するとともに、都市部での利用者の薄く広い負担の枠組みや地方部での既存の支援措置の重点化により、全国の鉄道駅のバリアフリー化を加速します。また、市町村が作成するバリアフリー基本構想等に基づく事業実施を支援します。さらに、高速道路のサービスエリアや道の駅における子育て支援施設の整備を推進します。

771 心のバリアフリーと ICT 活用の推進

交通・観光分野の接遇の向上を進めるなど、バリアフリー化への国民の理解・協力を深める「心のバリアフリー」を推進します。高齢者、障害者等への情報、ICT 機器・サービスの提供について、テレビの外国語放送の吹き替えや解説放送の充実、ニュース速報や緊急災害速報に字幕、音声等を付加することや高齢者・障害者にやさしい ICT 機器・サービスを提供することにより情報アクセスに対するバリアフリー化を推進します。視覚障害者が駅ホームから転落する事故を防止するため、IT などの新技術を活用した対策を推進します。

772 住宅における「ストック社会」の実現

内需拡大の柱であり、あらゆる産業に経済波及効果のある住宅を重要な国富として位置づけ、総合的な住宅税制・融資等支援制度、規制緩和等を通じ、住宅を資産として残せる「ストック社会」を実現します。高齢者が保有する資産を

現役世代に移転し、財政の負担を伴うことなく住宅取得の促進を図り、内需の柱である住宅需要の喚起を図ります。住宅金融支援機構の金利引下げ等により、良質な住宅の取得や住宅投資の活性化を図ります。老朽化した集合住宅の改築も促進し、首都圏等の投機的売買の抑制を含む現下の住宅価格高騰への対応を行います。

773 既存住宅流通の活性化

ライフステージの各段階や「新たな日常」や DX の進展を踏まえた多様な働き方・暮らし方に応じた住環境を獲得できるよう、長期優良住宅の供給促進、既存ストックの長寿命化や資産価値の維持増大に向けた耐震・省エネ・バリアフリー化等のリフォームの普及促進、空き家の活用・除却の推進、インスペクションや住宅瑕疵保険、既存住宅の紛争処理制度等による住宅の品質確保等による既存住宅流通のための市場環境整備を進めます。

774 省エネ性の高い住宅の普及促進

エネルギーの効率化や CO2 の削減を図る ZEH、GX 志向型住宅などの省エネ性の高い住宅の普及に努めるとともに、既存ストックの省エネ改修への支援を強化します。

775 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

高齢化の著しい大都市周辺部で、少子高齢社会に対応し、子育て世帯や高齢者等が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現できるよう、都市再生を進めつつ、サービス付き高齢者向け住宅の供給、子育て施設やケア施設と住宅の併設・近接、こどもの安全・安心や子育て期の親の孤立・孤独防止に資する共同住宅整備を推進するとともに、要配慮者に対する空き家を活用した賃貸住宅の供給や孤独・孤立対策に資する見守り等の居住支援など、住宅セーフティネット制度に基づく施策を着実に推進します。

776 三世同居の推進

大家族による支え合いを応援するため、二世帯住宅の建設支援や UR 賃貸住宅での近居割の実施など、三世同居や近居に対する支援に取り組みます。

777 環境にやさしいまちづくりの推進

少子高齢化が進む中、健康で安心できる持続可能な社会システムの構築に向け、高齢者の住宅ストックの活用・流動化、まちづくり GX の取組み、超小型モビリティの普及推進など次世代型の生活支援、道路照明の LED 化や太陽光発電の活用・エネルギーの面的利用といった省エネ・創エネ・蓄エネ等まちや建築物におけるエネルギー利用の効率化などを推進します。

778 良質な木造住宅の供給促進

国産材を活用した良質な木造住宅の供給促進を通して、地域の環境整備や経済の活性化を図るとともに、これを担う中小工務店の技術力向上の支援を行います。

779 半島地域の振興

半島地域については、令和 7 年 3 月末の半島振興法改正により追加された「半島防災」や「地方創生」の理念も踏まえ、地域間交流や移住等の推進、特産品の販売促進等の産業育成、災害時を想定した物流強化、防災体制構築等の取組みにより、半島振興対策を強力に推進します。

780 離島地域の振興

離島がわが国及び国民の利益の保護・増進に重要な国家的・国民的役割を担っていることを踏まえ、離島活性化交付金の充実やスマートアイランドの推進など、離島振興の一層の強化を図ります。

また、高校のない島から本土などの高校に進学せざるを得ない場合の修学支援、離島留学の推進、医療従事者確保、妊産婦支援、遠隔医療などの離島医療対策、離島における介護提供体制の整備、漂流・漂着ゴミ対策、デジタル化の推進などの施策の充実に取り組みます。さらに、防災対策強化や本土と離島間の石油輸送コストのための支援措置の拡充を講じます。

このほか、離島航路航空路が本土における国道と同じ役割を果たしていることから、新たに『離島航路航空路整備法』を制定することにより、離島住民の基礎的交通手段（航路・空路）確保のための国の役割を明確にし、人流・物流面での格差是正を実現します。また、期限を迎える有人国境離島法の改正・延長を行います。

781 奄美・小笠原地域の振興

奄美については、沖縄との連携を図りつつ、移住・定住の促進、世界自然遺産登録を踏まえた観光振興など、地域の自主的な施策の推進を支援する交付金を積極的に活用します。小笠原については、航空路の開設を含め、交通アクセスの改善などに必要となる施策に引き続き取り組むとともに、島民・観光客の安全確保のための防災施設、産業振興・生活環境の改善のための施設の整備等を支援します。

782 北海道開発の推進

第 9 期北海道総合開発計画（2024 年 3 月閣議決定）に基づき、北海道の強みである食・観光を担う生産空間の維持・発展、ゼロカーボン北海道の実現、デジタル産業の集積促進、北方領土隣接地域の安定振興等、北海道の開発を推進します。また、ウポポイの充実等アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現します。

783 地域経済を活性化するまちづくり

地方都市における人口減少や高齢化の進展など、わが国の都市を取り巻く環境は厳しさを増してきています。業務施設等を含む都市機能のまちなかへの集積によるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるとともに、地域の歴史・文化や景観・環境に根差すまちづくりの推進、民間事業者等の公共貢献も活かしたまちの顔に相応しい民間都市開発プロジェクトの促進、ウォークアブル政策と歩行者利便増進道路（ほこみち）制度のさらなる連携等による公共空間等を活用した賑わいの創出、持続的なエリアマネジメントの促進、市街地整備事業の円滑化に向けた方策の実施等により、地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間を実現する「令和の都市(まち)リノベーション」を進めます。また、「道の駅」が地方創生・観光を加速する拠点となるための取組みを進めます。

784 持続可能な地域づくり

多くの都市で、空き地、空き家等が発生し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進める上で重大な障害となっていることから、低未利用地の利用促進などの取組みを進め、地域課題の解決においては、人流データを積極的に活用します。さらに、過疎地域等において、商

店・診療所など、日常生活に不可欠な施設・機能を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」を活用し、周辺集落とネットワーク等で結ぶことにより、人口減少、高齢化に伴う課題解決のためのサービスコスト効率化・生活機能の維持を図り、持続可能な地域づくりを推進します。

785 自転車利活用の推進

第2次自転車活用推進計画（2021年5月閣議決定）に基づき、地方公共団体の自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、自転車通行空間の整備を推進し、安全で快適な自転車利用環境を創出します。

また、シェアサイクルの普及促進、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト制度の活用等による自転車通勤等の促進や、日本を代表し、世界に誇り得る「ナショナルサイクルルート」等のサイクリングルートの磨き上げ・PRなど、自転車の活用を推進します。

786 「真の豊かさ」を実現するためのインフラ整備の推進

インフラは、現在を生きる我々だけでなく将来の世代の豊かな生活や社会経済活動、わが国の競争力の基盤となるものです。社会資本整備重点計画に基づき、従来の事業評価に捉われず、ストック効果の高いインフラ整備を進めるとともに、整備・維持管理・利活用の各段階における工夫を凝らした新たな取り組みを行うことにより、インフラの潜在力を引き出し、新たな価値を創造していきます。こうした取り組みを推進するとともに、現場の担い手や技能人材を確保するため、安定的・持続的な見通しを持って戦略的かつ計画的に必要な公共投資を行います。

787 資材価格・人件費高騰等を適切に反映した公共事業の必要な事業費の確保

資材価格や人件費の高騰等の影響を適切に反映しながら、公共事業の必要な事業費を確保し、適切な価格転嫁が進むよう促した上で、インフラ整備を着実に進めます。

788 国民に約束した国の基幹ネットワークを含む道路網の整備

高規格道路のミッシングリンクの解消や4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国

道とのダブルネットワークの構築・強化など、従来の事業評価に捉われず、国民に約束した国の基幹ネットワークを含む全国の道路網の整備を促進します。また重要物流道路制度を活用し、平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能について、広域道路ネットワークを強化します。

789 高速道路の安全性・利便性の向上

高速道路の更新事業を確実に実施するとともに、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の進出事業や、逆走防止対策等の高速道路の安全・安心にかかる取り組みを計画的に推進します。また、ETC2.0等のビッグデータなどICTを活用した渋滞対策や、民間施設に直結するインターチェンジも含めてETC専用のスマートICの整備を進めるなど、既存のネットワークの使い方を工夫し、円滑かつ安全な交通サービスの実現を目指します。また、ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を推進するとともに、高速道路利用者の休憩機会の確保など高速道路の利用しやすい環境整備に取り組みます。

790 利用重視の高速道路料金の導入

高速道路料金については、利用重視の観点から、物流車両に対する大口多頻度割引の最大5割引の継続など実施目的が明確で効果の高い割引を行うとともに、適切な維持管理・更新へ対応した料金にします。また、高速道路の渋滞緩和や地域活性化等に向け、ETC専用化を踏まえ、段階的に混雑に応じた柔軟な料金体系への転換に取り組みます。平日と休日のバランスの見直し等、観光需要の分散・平準化のための高速道路料金の見直しやETC二輪車の割引実施などに取り組みます。

791 安全・安心な道づくり

巨大津波時に防潮機能を発揮するとともに緊急避難路や避難所となり、復旧・復興支援物資などを輸送する代替路になる「命の道」や生活道路・通学路の安全対策など、地域生活に不可欠な道路等については、積極的に整備を進めま

す。道路は、国民の貴重な資産であり、将来のメンテナンスに必要となる費用を把握し、地方公共団体のインフラ点検・修繕の支援を充実するなど、産学官の予算・人材、技術を最大限投入し、予防保全を前提とした持続可能なメンテナンスを実現します。

792 道路の脱炭素化の推進

改正道路法に基づき、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定する枠組みの導入や脱炭素に寄与する施設を道路上に設置する際の基準緩和等により、道路の脱炭素化を推進します。

793 総合的な交通体系の整備

交通政策基本法に基づいて策定された交通政策基本計画を踏まえ、交通政策を総合的かつ計画的に推進します。また、令和12年度までを計画期間として閣議決定された第3次交通政策基本計画に基づき、同計画に記載された施策に取り組みます。

794 「交通空白」の解消等に向けた地域交通の「リ・デザイン」の全面展開

地域交通は地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤です。危機に瀕するバス、タクシー等の地域交通について、国土交通省「交通空白」解消本部の「取組方針2025」に基づき、集中対策期間（2025年から2027年度）において、施設送迎車両等の地域輸送資源のフル活用、共同化・協業化や自治体機能の補完・強化を図る新たな制度的枠組みの構築、公共ライドシェア等の導入や、民間技術・サービスの活用、地方運輸局等による伴走支援等国の総合的支援のもと、日常生活等の移動にお困りごとを抱える「交通空白」の解消を図るとともに、多様な関係者の連携・協働の取組み、MaaS等による交通サービスの高度化やシステム標準化等により事業生産性を向上させる地域交通DX（COMmmONS）、ローカル鉄道の再構築、自動運転の事業化に向けた重点支援、バスやタクシー運転手等の人材確保などにより、利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通への「リ・デザイン」を全面展開します。

795 交通サービスの向上

改正タクシー特措法に基づき、運転者の労働環境改善とタクシーの安全性やサービス向上等

に取り組みます。空港・港湾や高速道路等の基幹ネットワーク作りを着実に進め、国際競争力に資する総合的な交通体系を整備します。また、交通ターミナルをはじめとする乗り継ぎ拠点の整備などを行うとともに、「道の駅」のバスの乗り継ぎ拠点化や、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの導入を図ります。改正債務等処理法等に基づき、基幹的な交通・物流ネットワークを担うJR二島貨物会社の経営自立に向けた取組みを支援します。

796 整備新幹線の整備

整備新幹線は、2012年6月に着工した新函館北斗―札幌間については、着実に整備を進めます。未着工区間については、財源を確保しつつ早期着工を目指します。青函共用走行問題については、時間帯区分方式の段階的拡大も含め、引き続き努力するとともに、札幌までの高速化を実現する可能性を検討します。

797 北陸新幹線の着実な整備

敦賀・新大阪間については、与党北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会において、2024年12月23日に取りまとめられた「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いに関する中間報告」に基づき、地元関係者の懸念や不安を払拭するため最善を尽くすとともに、安定的な財源の確保、費用対効果のあり方等について検討を速やかに行います。

798 九州新幹線（西九州ルート）の整備

未着工区間である新鳥栖・武雄温泉間の整備について、新幹線は全国につながる高速交通ネットワークとして整備すべきものであり、九州全体、ひいては西日本全体の未来に関わる重要な課題であるとの認識のもと、武雄温泉駅での対面乗換を利用者利便の観点から1日も早く解消する必要があることを踏まえ、在来線の利便性の確保や、佐賀県の財政負担の軽減等についての検討を進めます。

799 幹線鉄道ネットワークのさらなる充実

基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、方向性も含めた検討を行うため、幹線鉄道の高機能化に係る技術的課題の整理や基本計画路線に係るケース

スタディ等を実施します。また、リニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗り継ぎ利便性の観点から、新大阪駅の機能強化に向けて取り組むとともに、新大阪―関西国際空港間のアクセス改善にも取り組みます。

800 山形新幹線の高速化

約2時間22分を要する山形新幹線（山形・東京間）は、降雪や豪雨により年平均173本（最高261本）が運休・遅延しています。

人を呼び込み地方を活性化する「地方創生」や命と暮らしを守る「国土強靱化」の推進には、山形新幹線の運休・遅延の解消と時間短縮は不可欠です。

将来的なフル規格での整備も見据え、高速走行を可能にする新型車両（E8系新幹線車両）の2024年3月の導入による時間短縮に加え、運休・遅延の4割が集中する福島・米沢間の板谷峠区間に防災短絡トンネルを整備することで、さらなる時間短縮と運休・遅延の解消による利便性向上に向けた具体的な検討を進めます。

801 JR二島貨物会社の経営自立に向けた支援

JR北海道、JR四国及びJR貨物のいわゆる「JR二島貨物会社」が置かれた厳しい経営状況を踏まえ、2021年3月に成立した「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一を改正する法律」に基づき、①経営安定基金のもと支え、②構造的な経営課題への支援、③経営改革の推進等により、経営自立に向けて必要な支援を着実に実施します。

802 超電導リニアの整備

超電導リニア（超電導磁気浮上式鉄道）については、品川―名古屋間の早期開業と、その建設工事に伴う水資源と自然環境への影響の回避・軽減の両立を図っていきます。建設にあたっては、「地産地消」の考え方のもと、地元事業者が主体的に参画できるような環境を整備します。また、東京―大阪間の全線開業は、財政投融資を活用し、最大8年間の前倒しを図ります。さらに、リニアを効果的に活用するためのアクセス整備や企業誘致のための優遇制度等を創設するとともに、超電導リニア技術の輸出を支援します。

803 災害に強い鉄道インフラによる地域の活力の創出

人口減少・少子高齢化の流れを変えるため、国土強靱化や地方創生の観点に立ち、一極集中でない分散型の社会を形成するには、地方と都市部が災害に強く安定性に優れた高速交通ネットワークで結ばれることが不可欠です。人の移動や交流を確保・促進するため、ミニ新幹線を含む主要な幹線鉄道について、災害時のボトルネック解消や大幅な高速化など、地域の活力を生む鉄道インフラの抜本改善に取り組みます。

804 物流機能の強化に向けた施策の推進

次期「総合物流施策大綱」等を踏まえ、モーダルシフトの推進、物流DX・GX、物流標準化、ラストマイル配送の維持・確保等の物流効率化を進めます。また、労働環境の改善、価格転嫁、多重取引構造の是正、トラック・物流Gメンの強化等の商慣行の見直しや、物流ネットワークの強靱化、荷主・消費者の行動変容の促進等により、国民生活や日本経済を支える物流機能の強化を図り、運輸事業振興助成交付金を確保します。

805 燃料油価格高騰への対応の推進

コロナに加えて、燃料油価格高騰の影響を強く受けている交通・物流事業者に対し、価格高騰の負担軽減を図り、コロナ禍からの経済回復等への悪影響を与えることを防ぐため、軽油の暫定税率を廃止するとともに、LPガスを使用するタクシー事業者にも人材確保支援を行います。

また、物流において、燃料等の価格上昇分が適正に運賃・料金に反映されるよう、荷主等への周知や法令に基づく働きかけ等の取組みを推進します。

806 安全・安心な航空輸送の実現

国内線事業の構造改革による航空ネットワークの維持・確保、空港等の機能強化等を図ります。また、航空会社・空港会社等の設備投資等への支援、成田空港の滑走路増設等による首都圏空港の発着枠の拡大、国内外からの地方空港への就航の促進、インバウンドの地方路線の利用拡大、悪天候における就航の安定性向上等により、地方経済活性化や日常生活に不可欠な地方航空ネットワークの維持・確保、空港等の機能

強化等を図ります。また、空港での水際対策に引き続き万全を期すとともに、航空保安対策の着実な実施を図ります。さらに、2024年1月に羽田空港で発生した航空機衝突事故を踏まえたさらなる安全・安心対策を推進します。

807 航空イノベーションの推進

第三者上空での目視外飛行（レベル4）が実現したドローンや、大阪・関西万博での経験を踏まえた「空飛ぶクルマ」の利活用の促進に向けた環境整備・技術開発を進めます。

808 航空分野の脱炭素化の推進

航空分野の脱炭素化に向け、①機材・装備品等への新技術導入、②管制の高度化による運航方式の改善、③持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進、④空港施設・空港車両のCO2削減等の推進とともに、空港の再エネ拠点化に向けた太陽光発電等の再エネ設備の導入等を推進します。

809 操縦士・整備士等の育成、空港業務の体制強化、MRO産業・航空機産業の振興

航空需要への的確な対応のため、操縦士・整備士・製造技術者等の養成・確保等を推進します。また、航空機の運航に不可欠なグラウンドハンドリングや保安検査等の空港業務についても人材確保や処遇改善等を進めるとともに、空港業務DXを推進することで空港業務の体制強化に取り組みます。また、組織認証制度等を活用した航空機整備・製造産業の拡充に取り組み、MRO（整備・修理・オーバーホール）産業を推進します。航空機の設計・製造国としての国産機の安全性審査の適確な実施や、市場への投入・外国への輸出円滑化のための制度・体制の整備を進め、航空機産業の振興を図ります。

810 海事産業群の強靱化

四面環海のわが国では、海運、造船・船用工業を中核として関連事業が有機的な循環を持ちながら密に集積した、世界でも有数の海事産業群が形成されています。わが国経済・国民生活、地方創生、経済安全保障等を支える観点から、造船業の再生をはじめとする海事産業群の強靱化が不可欠です。

このため、日米協力を含めた海事サプライチェーンの大幅な強靱化、GX経済移行債の活用等

によるゼロエミッション船等の導入促進、造船業・船用工業におけるDX、日本籍船の保有コスト低減を含めた日本船主等の競争力強化、商用自動運航船の実現、内航海運の取引環境改善・生産性向上支援や離島航路等の輸送サービスの確保など国内海運による安定輸送確保に向けた取組み、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した造船人材の確保や日本人船員の養成をはじめとする海事人材の育成・確保等に取り組みます。

811 知床での遊覧船事故対応

2022年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受け、海上保安庁の救助・救急体制の強化を行うとともに、小型船舶を使用する旅客輸送について、事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化、安全管理規程の実効性の確保、監査・行政処分強化の強化、船員の資質向上、船舶検査の実効性の向上、船舶の安全基準の強化、利用者への安全情報の提供などの、旅客船の総合的な安全・安心対策に取り組みます。

812 経済・産業を支える港湾機能の整備

港湾において、産業の立地環境の整備、地域の基幹産業等を支える物流機能の強化を図るとともに、国際コンテナ戦略港湾の機能強化、国管理への移行、AIターミナルの実現、サイバーポート等による生産性向上と港湾運送における担い手の確保、災害時における被災地支援の高度化、国際バルク戦略港湾の整備、クルーズの持続的な成長と拠点形成等を行い、国主導による国際競争力の強化を目指します。また、港湾施設等の老朽化対策の加速、大規模地震や強大化する台風発生時の港湾機能の維持、事故対応能力及びサイバーセキュリティ対策の強化等、わが国産業のライフラインとしての港湾の災害・危機対応力を強化し、産業・物流基盤の安全性を確保します。さらに、循環経済への移行に向けて、港湾を核とする物流システムの構築による広域的な資源循環の促進を図ります。

また、瀬戸内海や日本海等の地域の個性を活かした地方の創生を図ります。

813 経済・産業を支える道路ネットワークの整備

地域で進む大規模な産業拠点整備等にも対応し、経済成長を支えるとともに、地域活性化に

に向けた環境整備や迅速かつ円滑な物流の実現等を図るため、全国的な高速交通ネットワークである高規格道路について、大都市圏における三大都市圏環状道路の整備や地方部におけるミッシングリンク解消等を推進することに加え、空港、港湾等の物流拠点へのアクセスの強化を推進します。また、渋滞による生産性低下やCO2排出量の増加等の課題に対し、渋滞の現状及び要因に合わせた効率的・効果的なソフト・ハード対策を推進します。

814 通学路等の安全確保

2019年5月には滋賀県大津市で保育園児の列に車が衝突し、園児2人が亡くなり、2021年6月には千葉県八街市で下校中の小学生の列に車が衝突し、児童2人が亡くなるなど、痛ましい事故が相次いで発生しています。

このため、ボランティアの方々とも連携しつつ、生活道路は幹線道路と機能分化させ、通学路を含めた点検やビッグデータの活用による効果的な取り組みや生活道路の法定速度引き下げの施行に向けた準備、速度規制と物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」等の生活道路等の対策を推進します。

815 高齢者に対する交通安全対策

近年、交通事故死者数は減少傾向にありますが、いまだ多くの方が交通事故によって命を落としています。その半数は高齢者となっております。高齢者の移動手段の確保、高齢運転者の交通事故防止に資する衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）など一定の安全運転支援機能を備えた車（サポカーS）の普及、自動運転による移動サービスの社会実装を推進することにより、道路交通の安全と円滑を確保し、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指します。また、改正自賠法に基づき、自動車事故被害者救済対策のより一層の充実に取り組みます。

816 総合的な交通安全対策

高度道路交通システム（ITS）の推進による安全性を高めるための安全運転支援システムの実現や、交通事故が起こりにくい街づくり、通学路や園児等の移動経路における交通安全の確保、事故に遭っても被害が最小限に抑えられる車の開発、自転車への対策、バス等の公共交通の安

全性向上、踏切信号機設置等も含めた踏切対策、高速道路の逆走防止対策など、総合的な交通安全対策を推進します。

また、軽井沢町スキーバス事故を踏まえた再発防止策を着実に実施します。

公共交通の安全を図るため、運輸事業者の安全管理体制の構築状況を国が確認する運輸安全管理体制等を推進します。

817 緑や水を活かした都市空間の形成の推進

こどもまんなかまちづくりに資する公園整備に加え、Park-PFI制度を活用した都市公園の整備や、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）や市民緑地認定制度の活用など民間活力を最大限活用した緑とオープンスペースの整備・管理を進めるとともに、自然環境の有する多様な機能の活用によって持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラの取り組みを推進します。また、景観まちづくりや、ガーデンツーリズム、道路等の公共施設周辺の松枯れ被害対策を含む樹木の適切な管理の取り組みを進めます。さらに、火災で焼失した首里城の復元に向けた取り組みを推進します。

818 2027 国際園芸博開催準備の推進

花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能な社会の創造を目指し、横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会の開催に向け、園芸博特措法に基づき準備を着実に進めます。

819 強靱で持続可能な上下水道の実現

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故の教訓を踏まえた、点検・調査技術の高度化・実用化や点検・調査の重点化、リダンダンシーの確保、道路管理者との連携等、安全性確保を最優先する管路マネジメントの実現や、上下水道一体の耐震化、雨水対策施設の増強等の強靱化を推進します。また、強靱化に対応し、水道・下水道事業運営を持続可能なものとするように、上下水道の施設配置の最適化や広域連携、広域型・分野横断型のウォーターPPPの推進、DXの活用等により、最適で効率的なマネジメントを推進します。加えて、上下水道の省エネ、創エネによる脱炭素や、下水汚泥の肥料利用を推進します。

820 能登半島地震等からの復旧・復興

2024年に発生した能登半島地震及び豪雨により被災した地域の復旧・復興については、道路、上下水道、港湾、砂防、河川・海岸堤防等の基幹インフラの整備、復興まちづくりや被災地の住宅再建・宅地の復旧、災害公営住宅整備、土地境界再確定のための地籍調査等に対する支援を着実に推進します。

能登半島地震の教訓を踏まえ、インフラの整備や耐震化・強靱化等の事前対策、適切な維持管理、発災後に被害の影響を軽減するための応急対応を推進し、迅速な情報収集体制の強化、TEC-FORCE等に係る機能強化、資機材等を活用した自治体支援、陸海空が連携した啓開体制、物資輸送の確保、災害用井戸・湧水の活用を含めた地下水など代替水源の確保など、災害対応力強化を図ります。また、離島・半島部等における耐震強化岸壁の整備など、防災拠点の形成を進めます。

821 自動車保有関係手続きの利便性向上

自動車保有関係手続きの利便性向上のため、ワンストップ化の充実・拡充に向けた申請書類のペーパーレス化や、手数料等のキャッシュレス納付などのさらなるデジタル化を推進します。

822 次世代自動車世界最速普及とモーダルシフト

エコカー減税等により、2030年までに乗用車新車販売に占める次世代自動車(EV、FCV、PHEV、HV等)の割合を5割～7割にすること、2035年までに乗用車新車販売に占める電動車(EV、FCV、PHEV、HV)の割合を100%にすることを目指します。

また、鉄道、船舶等による貨物輸送の推進、MaaSの社会実装や地域交通ネットワークの再編等を通じた公共交通機関やグリーンスローモビリティの活用による利用者の利便性の増進、歩道及び自転車道の整備等により、モーダルシフト(自動車から温室効果ガス排出量がより少ない交通手段への転換)を促進します。

823 ZEH/ZEBの普及拡大

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH/ZEBレベルの省エネ性能の確保を目指し、ZEH/ZEBの実証やさらなる普及拡大に向けた支援等を講じるなど、住宅・建築物の省エネ

ルギー対策を推進します。

824 国産木材利用の拡大

国産材需要の約半分を占める住宅分野において、工務店、林業関係者等の連携による国産材を活用した住宅づくりや木材の安定的な確保に向けた支援を推進します。

また、需要拡大対策として、非住宅や中高層建築物へのCLT(直交集成板)を含めた木材の利用拡大の促進や設計、施工を担う建築士や大工技能者の育成を進めます。

加えて、耐火木材などの新たな木材製品・部材の開発・普及や、「木材利用促進法」による公共建築物(学校など)における木材利用の徹底と支援、公共土木分野において国産材の利用等を積極的に促進します。

825 わが国建設企業等の海外における受注の確保・拡大

海外プロジェクトの推進、建設産業の海外展開の促進のため、トップセールスや情報収集・発信、ビジネスマッチング、人材育成、海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)の活用を通じて、わが国建設企業等の海外における受注の確保・拡大を図るとともに、わが国の優れた土木・建築技術、交通システム、都市インフラ、水ビジネス、防災技術等の海外展開を図り、世界に貢献します。また、インフラ海外展開を支える中堅・中小企業の海外展開支援策を強化します。

826 「グリーンインフラ技術」への投資

厳しい気候に耐え得る「土木・建築技術」や「農林水産技術」の研究開発、河川流域や市街地全体を再設計するグリーンインフラ技術の官民連携プラットフォームを通じた社会実装等に投資します。

827 PPP/PFIの推進

公共の施設とサービスに民間の資金と創意工夫を最大限活用するPPP/PFIを積極的に推進し、行政の歳出の効率化だけでなく、民間事業者にとっての利益の創出、住民にとってのサービスの向上に寄与する「三方よし」のPPP/PFIを目指します。

具体的には、水分野、空港、スタジアム・アリーナ等の様々な分野における活用の推進や「津

軽海峡トンネルプロジェクト」など新たな案件について検討するとともに、廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家を官民連携で積極的に活用する「スモールコンセッション」や、分野横断型や広域型の PFI 等を推進することで、地域の社会課題を解決し、地域経済・社会の活性化や、持続可能な地域社会の形成に貢献します。

生活の安全

828 交通安全教育の充実と徹底

交通事故の発生を未然に防止し、交通安全を徹底すべく、心身の発達段階に応じて、また生涯にわたって、段階的かつ体系的な交通安全教育を充実します。高校では「三ない運動（免許を取らせない、バイクを買わない、乗せない）」の見直しを進め、全国の高校の好事例の普及を支援していきます。若者の「車離れ」が叫ばれる中で、道路交通法規の教育の徹底を支援します。

829 交通事故死傷者数を半減

2025 年年の交通事故死者数は 2,547 人で、前年比 116 人減少し、統計が残る昭和 23 年以降で最少となりましたが、未だ多くの方が交通事故によって命を落としており、その半数は高齢者となっています。さらに、2021 年 6 月には千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが衝突し、小学生 2 人が亡くなる事故が起こるなど、痛ましい事故が発生しています。

このため、わが党はボランティアの方々とも連携しつつ、生活道路は幹線道路と機能分化させ、通学路を含めた点検の実施やビッグデータの活用による効果的な生活道路等の対策を行うとともに、高齢者等への交通安全教育などの交通安全対策、高齢者の移動手段の確保、高齢運転者の交通事故防止に資する衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）など一定の安全運転支援機能を備えた車（サポカーS）の普及、自動運転による移動サービスの社会実装を推進することにより、道路交通の安全と円滑を確保し、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指します。

同時に高度道路交通システム（ITS）の推進による安全性を高めるための安全運転支援システムの実現や、交通事故が起こりにくい街づくり、

スクールバス導入等によるこどもの移動経路における交通安全の確保、事故に遭っても被害が最小限に抑えられる車の開発、「あおり運転」や「飲酒運転」を行う悪質・危険な運転者に対する厳正な取締り、自転車に対する対策、バス等の公共交通の安全性向上、踏切対策、高速道路の逆走防止対策など、総合的な交通安全対策を推進します。

830 消費者行政の充実・強化

悪質商法被害の防止や孤独・孤立した環境に置かれた消費者への対応など、消費者の安全・安心を脅かす様々な課題に機動的に対処すべく、消費者庁創設時の理念に基づき、司令塔としての消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの連携の強化等によりそれぞれの機能の充実を図るとともに、スピード感を持って所管法令に基づく執行の強化や制度の見直しなどの施策を推進します。

同時に、地方消費者行政の充実は、地域の消費者の安全・安心確保や国の消費者行政に不可欠な基盤であるところ、地方への交付金の推進事業の活用期限が到来する中、高度化・複雑化・広域化するなど性質が変化している消費者問題に適切に対応し、地方消費者行政の後退を回避するため、交付金の仕組みを見直し、地方への財政支援の充実・強化に取り組みます。「待ち」の相談対応から、見守り活動や出前講座等の充実を図るとともに、地域の実情に応じた広域連携、相談員の担い手確保、消費生活相談のデジタル化等を進めます。また、消費生活相談情報の集約システムである PIO-NET の新システムへの円滑な移行に取り組みます。

831 消費者保護・育成施策の充実

高齢化・デジタル化等の進展を踏まえ、インターネット通信販売をはじめとする様々な取引における消費者の保護や取引環境の変化に対応し、消費者が安心・安全に取引できる環境の整備に向けた消費者法制度の見直しを進めます。消費者の安全・安心を確保するため、デジタル広告の表示の適正化や AI を活用した監視ツールの開発・実装、食品表示制度の適切な運用、科学的知見に基づく食品衛生基準の策定に取り組みます。

若年者や高齢者など特に被害が懸念される消

費者へのきめ細かな注意喚起や啓発を行うとともに、引き続き、消費者被害の未然防止や迅速な救済を実現するため、消費者団体訴訟制度の実効性向上に努めます。

さらに、消費者教育を通じて消費者被害を防止し、自主的かつ合理的に行動できる自立した消費者を育成するとともに、事業者の消費者志向経営の促進や改正公益通報者保護法に基づく体制整備の徹底等により、消費者と事業者双方の信頼関係を構築し、持続可能な社会の形成と経済の活性化を図ります。

832 不当寄附勧誘の防止

不当な寄附の勧誘による被害者を増やさないため、2022年に整備した「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」などの制度を活用し、被害の防止に努めます。

833 女性の安全と安心

女性の安全と安心を守ることは重要であり、女性を含めた全ての人々がお互いに人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会を目指します。

834 子の利益の実現と無戸籍者の解消

父母の離婚を経験する子の不利益の解消に向けて、改正民法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）の内容の周知を徹底するとともに、関係府省庁や裁判所等が連携して必要な取り組みを進めます。

また、親によって出生の届出がされておらず、無戸籍となっている方々について、徹底した実態把握に努めるとともに、改正民法の周知を含め、無戸籍者の解消に全力で取り組みます。

835 船荷証券等のデジタル化

近年の貿易実務において貿易DX（貿易手続のデジタル化）が急速に拡大し、貿易手続の迅速化・効率化が進められている中で、商法上の船荷証券等のデジタル化を実現できていないことが貿易DXの大きな阻害要因となっていることを踏まえて、貿易DXの拡大に対応し、国際貿易における競争力を維持・向上させるため、船荷証券等のデジタル化に向け早期の法整備等を推進します。

836 訟務機能の強化と法曹人材の確保

法の支配を徹底するため、国内外の法的紛争の未然防止に向けた予防司法機能を充実させ、訟務DXを推進するなど、国の訟務機能を強化します。

また、社会経済の変化や多様化する国民のニーズを把握し、法曹の役割等についての積極的な情報発信や司法試験のデジタル化に取り組むなどして、多様な分野で活躍する法曹を多数輩出できる環境を実現します。

837 法教育と人権擁護活動の推進

価値観が多様化・複雑化する現代社会において、若年層が、社会の一員としての自覚をしっかりと持ち、主体的に社会参画していくとともに、インターネット上の誹謗中傷問題などを含む様々なSNS上のトラブル等から若年層を守るため、法曹と教育機関をはじめとする地域の関係団体との連携を抜本的に強化するなどして、法教育をより一層充実させる取組みを進めてまいります。

また、児童虐待やいじめ、インターネット上の誹謗中傷や差別など、様々な人権問題を解消するため、人権啓発活動を推進するとともに、被害の早期発見・救済に取り組みます。

838 成年後見制度及び遺言制度の見直し

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るため、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の見直しに向けた検討を進め、早期の法整備を実現します。

遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、現行の自筆証書遺言の方式に加え、情報通信技術を活用した新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しに向けた検討を進め、早期の法整備を実現します。

839 司法DXの推進

適正かつ迅速な裁判の実現を図り、民事裁判を国民にとって一層利用しやすいものとするため、当事者の裁判を受ける権利にも配慮しつつ、民事裁判手続のデジタル化を実現します。

併せて、デジタル化された判決書等の活用を

促進するため、紛争解決手続に関する AI の開発等の基盤ともなり得る民事裁判情報のデータベース化を早期に実現します。

また、デジタル技術を活用した紛争解決手段である ODR（オンライン型民間調停）の社会への浸透を進めてまいります。

さらに、刑事手続の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減等を図るとともに、情報通信技術の進展等に伴って生じる社会事象に適切に対処することを通じて安全・安心な社会を実現するため、第 217 回国会において成立した「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行に向け、高い情報セキュリティを備えた IT 基盤の整備等の取組みを着実にを行い、刑事手続のデジタル化を強力かつ迅速に推進します。

840 戸籍・登記のデジタル連携

地方創生・地方 DX の観点から、地方公共団体が、登記所に赴くことなく、地方公共団体の職場の事務端末から、登記情報の直接かつ即時のデジタル確認を可能とする「登記情報連携」を拡充します。「登記情報連携」により地方公共団体や住民の負担軽減につなげ、2026 年度中に全ての地方公共団体で利用可能となるよう、スピード感を持って押し進めます。

また、戸籍情報の連携を推進するため、戸籍電子証明書の対象手続を拡大するとともに、システムの効率化・性能強化など関係行政機関及び市区町村との間の情報連携の安定化・円滑化を進めることにより、戸籍情報連携の利便性向上に取り組みます。

841 戸籍の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

官民のデジタル基盤の整備として、2025 年 5 月 26 日に改正戸籍法が施行され、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになったところ、手続等の周知案内を徹底するとともに、引き続き関係府省庁が連携して新制度の円滑な実施に取り組みます。

842 刑事再審制度の検討

一部の再審請求事件について審理の長期化が指摘されていることなどに鑑み、再審手続が非常救済手続として適切に機能することを確保するため、再審請求事件の実情も踏まえつつ、い

わゆる再審請求審における証拠開示など再審制度の在り方について、犯罪被害者等に寄り添い、その権利利益にも十分配慮しながら、法制審議会における議論を踏まえ必要な検討を迅速に行います。

843 公共放送の改革と放送の将来像についての検討

あまねく日本全国において豊かで良質な放送番組を放送するなど、NHK が公共放送としての使命を引き続き果たしていくため、改めてガバナンス強化等に関する不断の改革に取り組みます。パソコンやスマートフォン、タブレットの利用が広がる中、信頼できる情報を国民・視聴者が継続的・安定的に入手することができるよう、NHK のインターネット・スマートフォン対応に万全を期します。

また、視聴スタイルの変化やさらなる国際化の進展など、放送を取り巻く環境が急速に変化する中において、信頼性の高い情報が国内外にあまねく届けられるよう、放送と通信の融合によるメリットを最大化することによる放送のあるべき姿について検討を行います。

844 携帯電話市場の公正競争促進

国民生活に不可欠な携帯電話サービスについて、「安く」「わかりやすく」「納得感のある」料金やサービスの実現に向け、通信料金と端末代金の完全分離や、事業者による利用者の行き過ぎた「囲い込み」を禁止するための電気通信事業法の改正をはじめとして、公正競争を促進するための政策を進めてきました。こうした取組みの結果、国際的に遜色のない携帯電話料金が実現し、低廉な料金プランの契約者も増加しています。新たに改正した NTT 法のもと、政府も通信インフラの保全と公正な競争の確保に責任を持ち、わが国領土をわが国の通信がしっかりとカバーする体制をつくります。中古端末を含む端末市場の公正な競争環境の整備などに取り組みます。

845 情報アクセシビリティの向上

本格的な IoT・AI 時代の到来に向け、障害者の皆さんがより豊かな生活を送ることができるようにするため、必要な情報に円滑にアクセスできるよう、利便性に優れた情報通信機器・サ

ービス等の企画、開発、提供の促進や、字幕放送・解説放送・手話放送のさらなる普及に向けた取組みを通じて、情報アクセシビリティの向上を推進します。

846 ネット上の誹謗中傷等の対策推進

SNS 等のネット上における偽・誤情報や誹謗中傷等に対応するため、情報流通プラットフォーム対処法や違法情報ガイドラインによる対応、利用者のリテラシー向上や相談体制の充実、偽・誤情報対策技術の研究開発など、表現の自由を最大限考慮しつつ、制度整備を含め、総合的な対策を推進します。また、会社法の外国会社登記の徹底、捜査機関の体制強化などにも取り組みます。

847 マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化

救急隊が健康保険証利用登録されたマイナンバーカード（マイナ保険証）を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組み（マイナ救急）について、マイナ保険証を搭載したスマートフォンへの対応など機能拡充を図るほか、実施消防本部への財政支援を行うとともに、認知度向上のための広報を行うことにより、マイナ救急を円滑に実施できる環境を整備し、全国展開を推進します。

848 世界一安全安心な日本に向けた取組みの充実強化

全ての国民が安全に安心して生活できる社会を実現するため、『世界一安全な日本』創造戦略 2022』に基づき、CBRNE 等によるテロ、危険なドローン飛行事業、サイバー事案、不法入国・不法滞在者、再犯防止、特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺、ストーカー・DV・性犯罪・児童虐待・いじめ等への対策のほか、治安課題に対処する警察官等の処遇改善や人材確保・育成の強化、AI 等の先端科学技術を活用した治安活動の高度化など、世界一安全安心な日本に向けた取組みを充実強化し、治安関係の基盤の強化に取り組みます。

大規模国際会議等を見据え、テロ等を未然に防止する取組みを促進しつつ、国内の組織・法制の在り方について研究・検討を不断に進めるとともに、関係省庁の人的・物的基盤を拡充す

るなど、情報収集・分析体制を強化します。

849 サイバー事案に対応するための体制強化

企業の事業活動に大きな影響を与えるランサムウェアをはじめとする高度化・複雑化するサイバー事案に対応するため、関係省庁における資機材の整備や高度な知見を有する専門人材の確保・育成に力を注ぎ、サイバー事案に対する捜査・対処態勢の強化、攻撃の予兆、攻撃主体・方法等に関する情報収集及び情報技術解析に関する態勢を強化します。

また、わが党は、サイバー空間における違法・有害情報の排除、日本サイバー犯罪対策センター（JC3）の積極的な活用、捜査手法の高度化などに取り組みます。

850 サイバーセキュリティ対策に係る連携の強化

地方自治体について、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、その情報セキュリティ対策の抜本的強化を推進します。

また、中小企業におけるセキュリティ対策の抜本強化に向け、中小企業が利用しやすいサイバーセキュリティお助け隊サービスの普及支援を行います。こうした地域単位の事業者のセキュリティ対策の強化のため、政府と地方自治体や地域企業の連携により情報共有やサイバー演習を行うための地域に根付いたセキュリティコミュニティである「地域 SECURITY（セキュリティ）」の形成及び強化支援に取り組んでまいります。

さらに、諸外国等との効果的な連携を図り、サイバー分野における日米、日米韓及び日 ASEAN、クアッド等の政府間の対話をはじめ二国間・多国間での政策対話・取り組みや国際会議への参画、能力構築支援等を通じた国際協調による協力体制の構築を図ります。

851 重要インフラ等におけるペネトレーションテスト等の継続的な実施

重要インフラ等におけるサイバーセキュリティ対策が継続的に実施されるためには、日々、高度化する攻撃リスクを把握することが重要です。継続的なペネトレーションテスト等の実施を通じ、経営者を含めた攻撃リスクの認識を共

有し、セキュリティ対策を推進します。

852 対日有害活動やテロ等への対策強化

北朝鮮による核実験・ミサイル発射等を受けて採択された国連安保理決議等の実効性の確保及び北朝鮮による拉致容疑事案の真相解明等の対日有害活動への対策並びに技術流出防止対策等の経済安全保障に関する取組みの推進に向けて、人的・物的基盤の拡充や外国治安・情報機関との情報交換の推進等を通じて、情報収集分析体制を強化します。

また、現在も市民生活を脅かす暴力団による抗争事件の発生がみられるほか、国際テロ・CBRNE テロ・原発テロ・スポーツイベントにおけるテロ・ローン・オフエンダー等によるテロ等違法行為などの脅威への対応が求められています。

こうした情勢を踏まえ、海外などにおける情報収集体制や警備体制の強化、SAT, NBC テロ対応専門部隊等の装備資機材の充実など、サイバー犯罪対策、組織犯罪対策やテロ対策に万全を期します。

853 テロリスト等の入国を阻止する水際対策、情報収集・分析体制の強化

テロリスト等の入国を阻止するため、出入国管理体制の強化、出入国管理に係るインテリジェンス機能の強化、本邦渡航前におけるスクリーニングの強化、顔画像照合機能の活用等により水際対策を強化します。国際テロ情勢や安全保障環境が厳しさを増す中、海外の関係機関との連携を一層緊密にし、関係省庁の専門人材の確保及び育成を強化するなど、わが国の情報収集・分析体制を強化します。テロへの関与が疑われる外国人が、日本への帰化によって日本人としてわが国に潜伏することを防止するため、より慎重に帰化許可申請の審査を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。

854 緊急事態対処体制の強化

尖閣諸島及び周辺海域のように警戒警備の強化が急務な場合があるため、国家・国民の安全を断固として守るために必要な法務・警察部門の体制強化を図り、頼りがいのある治安インフラの確立を目指します。

855 国民の安全安心の確保

高齢者が特殊詐欺や悪質商法の被害に遭ったり、ストーカー事案により国民の安全が脅かされたり、刑務所等の出所者が再び犯罪を犯したりするような国民の安全・安心を脅かす事案が相次いでいます。わが党は、相談事案従事者のスキルアップや広域的な情報管理体制の確立、交番及び通信指令の機能強化、矯正職員の技能向上など、市民生活の安全を確保するために必要な体制の強化を図っていきます。特に、特殊詐欺については、金融機関、関係事業者等の協力を得て未然に防止するための取組みを強化するとともに、高齢者のみならず、そのこども・孫世代を対象に、家族や地域の絆による被害予防を呼びかける広報啓発に取り組むなど官民一体となった予防活動を推進します。

856 「闇バイト」等対策の推進

国民の大きな不安となっている、SNS で実行犯を募集する、いわゆる「闇バイト」等の手口による強盗等について、「闇バイト」等の情報の削除等の犯行に加担させないための対策を推進するとともに、被害に遭わない環境を構築するための対策や、首謀者を含む被疑者を早期に検挙するための対策等を推進します。

857 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な実態解明・取締りの強化等

「闇バイト」、特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺、フィッシング、オンラインカジノ、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質ホストクラブ事案等への関与がうかがわれ、国民にとって治安上の大きな脅威となっている匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な実態解明・取締りを強化します。

特に、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺・不正送金の被害が過去最悪となっていることを踏まえ、犯人からの電話を直接受けないための「国際電話着信ブロック」や被害金を口座間で転々と移転させること等によるマネー・ロンダリングへの対策、パスキーの普及促進をはじめとした各種施策を、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」に基づき、官民が連携して強力に推進します。

858 外国人による犯罪等への対策の推進

通訳体制の拡充や不法滞在者への厳正な対処により外国人犯罪を抑止するとともに、地域社会と連携し防犯体制を強化します

859 紛争解決拠点の整備

わが国が積極的に選ばれる仲裁地となることを目指し、仲裁人・仲裁代理人などの人材育成、特に中小企業を対象とする国内外における広報・意識啓発を行うとともに、わが国を拠点とする仲裁機関の国際的な認知度及び評価向上のために必要な取組みを官民の関係機関の緊密な連携により進め、わが国企業の国際進出の促進や海外からの対日投資の呼び込みにつなげます。

また、海外進出する日本企業等を法的側面から支援するため、法曹などによる日本企業等への支援の在り方などを調査研究し、日本企業等が十分な支援を受けられる環境を整備します。

さらに、国際商取引の円滑化や対日直接投資の促進等に向けたビジネス環境・生活環境の整備を行うため、重点的に翻訳すべき分野の全ての日本法令の英訳を目指し、AI 翻訳を活用するなどして日本法令の外国語訳の公開の迅速化・内容の充実化を推進します。

860 所有者不明土地等への対応等

所有者不明土地等の発生予防・利用円滑化を図る民法・不動産登記法等の改正や相続土地国庫帰属法について、デジタル化による行政機関間の一層効果的・効率的な情報連携を図ったうえでシステム構築を行うなどの円滑な施行に向けた準備や適切な運用に取り組めます。

また、長期相続登記未了土地や表題部所有者不明土地の解消に取り組むほか、遺言書保管の利便性の向上によるさらなる活用や遺言制度の見直しに向けた検討を進め、早期の法整備を実現するとともに、防災減災やまちづくりの観点から優先度の高い地区で戦略的に登記所備付地区の整備を推進します。

区分所有建物の管理不全化を防ぎ、建替え等を円滑化するため、マンション関係法の改正について、周知広報やガイドラインの整備等の円滑な施行に向けた方策を進めます。

861 担保法制及び登記制度の整備

不動産担保及び個人保証以外の資金調達促進

の観点から、譲渡担保法について、利害関係者等に対し、法律の内容を幅広く周知広報するとともに、動産・債権譲渡登記の整備に必要な登記システムの整備を含め円滑な施行に向けた取組みを進めます。

862 国際社会における法の支配の定着

京都コンGRESSで採択された「京都宣言」の実施にリーダーシップを発揮し、レガシーの確立に係る取組みの積極的な展開などを通じ、国際社会における法の支配の定着を図ります。

また、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) の要である ASEAN 地域・各国や、国際社会における重要な課題について連携して取り組む G7 各国との間で、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった価値の重要性を共有し、2023 年に開催した司法外交閣僚フォーラムの成果展開を通じて、より一層の連携強化を図ります。

863 法の支配の定着に向けた法制度整備支援の推進

法の支配を定着させ、その国の持続的な成長に貢献するとともに、ビジネス環境改善にも資するため、引き続きアジア地域を中心とした国々において、法令の起草、運用改善及び司法実務家の人材育成などの支援を様々なアクターと連携しながら戦略的・多面的に推進します。

また、アジア・アフリカ諸国などにおける法の支配やグッドガバナンス (良い統治) の実現及び安全・安心な社会の確立のため、刑事司法実務家の人材育成などの支援を推進します。

このような法制度整備支援の取組みを太平洋島しょ国、中央アジア、ウクライナ、アフリカ等にも戦略的に拡大していきます。

864 司法外交の推進と国際ルール形成

法の支配の推進に向けて重点的に連携を図るべき国・地域に対して戦略的に司法外交を展開するとともに、その担い手の裾野を広げるべく、法曹などの国際機関への派遣などを通じ、国際法務人材の育成に取り組めます。

「再犯防止国連準則」の国連総会での採択による再犯防止の推進の機運の高まりを踏まえ、各国における再犯防止施策の充実に貢献するため、本準則や保護司制度を始めとする更生保護ボランティアの国際社会における認知度向上及

び活用促進を図るとともに、拘禁刑導入を含む刑事施設での再犯防止施策の知見を各国と共有してまいります。司法外交の土台を形成するものとして、国際広報発信も引き続き推進します。

また、国際的な法的紛争発生時には、重要な国益の保護を図るため、国際的な法的紛争への実践的な対応能力をさらに強化し、国際裁判等への確に対応します。

さらに、民商事法分野の法の支配に裏付けられた国際秩序の形成を主導するため、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）などにおける国際的な商取引及びその法的紛争解決に係るルール形成のプロセスに積極的に関与するほか、ハーグ国際私法会議（HCCH）などの国際機関とも連携を強化し、活動に貢献していきます。

865 性犯罪への対応と多様な法的需要に応える支援態勢の充実強化

性犯罪について、児童や精神に障害を有する性犯罪被害者からの聴取に関する多機関連携による司法面接などの取組みや、再犯防止の強化を進めます。

また、2024年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材養成・処遇改善、困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体の掘り起こしや事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進等を図ります。

さらに、本年4月に設立20年を迎える日本司法支援センター（法テラス）においては、性犯罪を含む深刻な犯罪の被害者等に対し早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行う「犯罪被害者等支援弁護士制度」（本年1月施行）の着実な運用に取り組むとともに、少子高齢化に伴う人口減少・人口の地域偏在等、人口動態・社会構造が変化している中において、様々な困難を抱える方への法的支援を拡充し、地方公共団体等の関係機関との連携や、AI・デジタル技術の利活用を推進するなどして、こども、ひとり親世帯、高齢者、障害者、被災者、犯罪被害者を始めとする社会的・経済的に弱い立場にある方々等の多様な法的ニーズを的確に把握・分析し、あまねく全国で法的サービスを提供で

きるよう、持続可能な法的支援の充実・強化を進めます。

866 再犯防止施策の推進

『「世界一安全な日本」創造戦略』に基づき、多機関と連携しつつ、組織犯罪、児童虐待、外国人犯罪などへの対策を推進します。

また、新たな被害者を生まない「安全・安心な社会」の実現に向けて、「第二次再犯防止推進計画」（2023年3月閣議決定）に盛り込まれた施策を国・地方公共団体・民間が一体となって着実に推進します。そのため、地方公共団体や民間の取組みを財政面も含めて支援していきます。

867 地域社会や民間団体と連携した就労支援

再犯防止と社会復帰に重要な就労の確保・継続に向けて、職業訓練・指導の充実やコレワークなどのマッチング機能の強化など、矯正施設在所中から地域社会や民間団体などと連携した就労支援を推進するほか、きめ細かな就職活動支援や寄り添い型の職場定着支援を行う「更生保護就労支援事業」を拡充し、犯罪からの立ち直りを目指す者及び協力雇用主双方への支援の充実などに取り組みます。

868 更生保護の充実

改正保護司法に基づき、持続可能な保護司制度の確立のため、保護司の安全確保対策を含む支援の強化に取り組めます。

また、犯罪をした者などのうち、特に行き場のない者の立ち直りを支援する役割を担う更生保護施設が、保護を必要とする者に対し必要な期間必要な保護を行えるよう、更生保護委託費の充実を図るとともに、老朽化した施設の計画的な整備などに取り組めます。

さらに、犯罪をした者などに対する”息の長い”支援のさらなる推進に向け、地域に密着した支援ネットワークの構築や支援者支援等を実施する「更生保護地域寄り添い支援事業」の充実、更生保護施設退所者等に対する「訪問支援事業」の早期の全国展開など官民が連携した継続的支援体制の整備にも取り組みます。

加えて、犯罪被害者等の心情等を十分考慮し、保護観察を受けている者にその被害の回復等に誠実に努めるよう指導監督することなどにより、犯罪被害者等の思いに応える更生保護の

取組みを推進します。

869 包摂的なコミュニティづくり

「社会を明るくする運動」をはじめとする広報啓発活動を一層強化し、立ち直ろうとする人を受け入れ、支え続けられるような包摂的なコミュニティづくりに取り組みます。

また、社会内処遇におけるアセスメントを強化するとともに保護観察所による地域援助の取組みを推進し、更生保護に関する民間ボランティアの活動に対する支援を充実させるとともに、犯罪をした者等に対する継続的な支援に関する地方公共団体による取組みへの支援を行います。

870 更生保護行政のデジタル化

「刑事手続における情報通信技術の活用」に対応して更生保護業務のデジタル化を促進し、より効果的な再犯防止対策を充実させます。特に、保護司活動の負担を軽減するため、保護司活動のデジタル化を強力に推進するとともに、更生保護行政のデジタル化を迅速に進めます。

871 矯正施設の充実

矯正施設の機能をより効果的かつ効率的に発揮するため、アセスメント・効果検証機能の強化や対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、地方公共団体・民間団体などとの連携を一層推進します。

また、地域の犯罪・非行を防止するため、少年鑑別所（法務少年支援センター）における非行・犯罪心理に関する専門的知見を活用した相談体制を強化します。

さらに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、矯正施設などの耐災害性をさらに強化し、地方公共団体などの避難場所に指定するといった地域との連携の深化により、地域の混乱リスクの低減に資する取組みを推進します。

872 矯正施設における再犯防止機能の充実

刑事施設において、拘禁刑の創設の趣旨を踏まえた矯正処遇を推進するほか、社会復帰支援の充実等を図ります。

また、社会情勢や少年法の改正等を踏まえ、闇バイト等の新たな犯罪・非行の様態に応じつつ、特定少年を含む若年受刑者及び少年院在院者の改善更生のため適切な処遇を一層推進しま

す。少年院において、特定少年を含む少年院在院者の改善更生のため、入院早期の段階から地域社会や民間団体などと連携し、社会復帰後の地域での生活を見据えた矯正教育・修学支援などを推進します。

さらに、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度を、引き続き犯罪被害者等の方々に寄り添い、適切に運用します。受刑者等の矯正処遇や矯正教育にも犯罪被害者等の方々の心情等を反映します。これらを通じ、そのお立場やその心情等に一層配慮します。

873 テロの未然防止とサイバーセキュリティの確保

2027年国際園芸博覧会をはじめとする大規模国際イベント開催や観光立国実現を見据え、テロの未然防止やサイバーセキュリティの確保に向けた情報収集・分析体制を強化するとともに、水際対策の徹底や観光客などに対する円滑な出入国審査に取り組みます。

874 領土・領海の堅守

領土・領海を断固として守り抜くため、新たな国家安全保障戦略の取組みの中で、わが国周辺海域での海上保安庁の対応力向上のための体制拡充・強化等により、領域侵害対処に万全の措置を講じます。具体的には、尖閣領海警備能力、広域海洋監視能力、大規模・重大事案の同時発生に対応できる事案対処能力、自衛隊等関係機関との連携・支援能力、海洋調査能力、人材確保・育成・勤務環境の改善や処遇の向上等の業務基盤能力といった海上保安業務の遂行に必要な能力強化を進めます。また、国境画定の起点等遠隔離島における活動拠点の整備等を推進します。

875 海上における治安の維持・安全の確保

老朽船の更新等「足腰」にかかる予算も十分に配分されるようにするほか、無操縦者航空機等の新たな技術の活用により海洋状況把握の能力強化の取組みを進めるとともに、大和堆周辺海域における外国漁船の取締り強化のための体制を強化するなど、離島・遠方海域における治安の維持・安全の確保に努めます。また、異常気象時における船舶の走錨に起因する事故の防止を図るなど、海上交通の安全の確保を推進しま

す。さらに、激甚化する自然災害に対しても、人命救助を基本に、関係機関と連携して被災地のニーズに柔軟に応えられるよう努めます。

876 諸外国の海上保安機関との連携強化

南シナ海・東シナ海等における法の支配、共通の価値に対する挑戦については、アジア諸国をはじめとした海外の海上保安機関間の枠組みや、地域の枠組みを越えた「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組み等を活用し、能力向上支援や国際連携等の強化を図ります。

877 総合的なサイバーセキュリティ対策の強化

デジタル・トランスフォーメーションにより、サイバー空間と実空間の融合が進み、社会経済活動のあらゆる領域において、サイバーセキュリティの確保が必要な時代が到来しています。また、国境を越えたサイバー攻撃により、政府や企業の機微情報や技術情報の窃取や国民生活に直結する重要インフラ分野への攻撃、IoTを悪用した脅威等が益々深刻化しています。わが党は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「サイバーセキュリティ基本法」の制定や改正に主導的に取り組んできました。今後とも、同法の理念に則り、政府内の体制をさらに強化するとともに、IoTセキュリティの総合的な対策をはじめ、通信ネットワークの安全性や信頼性の確保等を通じ、ICTの利活用による豊かで便利な社会を作るための総合的なサイバーセキュリティ対策を推進します。

878 わが国独自のセキュリティ技術の開発とサイバーセキュリティ人材の育成等

国家安全保障の観点も踏まえつつ、サイバー先進国である米国に比べてはるかに劣る予算を充実させ、わが国独自のサイバーセキュリティ技術の開発や高度なサイバーセキュリティ人材の育成等に大胆に予算を配分します。とりわけ、わが国が自律的に脅威情報を検知し対処できるようにするため、国産検知ソフトを政府機関等に導入して収集したデータをもとに、官民双方の分析力・開発力を向上させ、国産製品・サービスの普及を促す、国産技術を核としたエコシステムを構築します。加えて、特に、警察庁や防衛省、海上保安庁においては、サイバー防衛隊等を拡充し米国並みの動的防御システムやバック

アップシステムを早急に構築します。

879 国民の情報を守るためのサイバーセキュリティ

行政機関等の保有する国民の情報を守るため、NICTの大規模演習基盤を強化・拡充し、政府機関や地方自治体等のシステムを狙うサイバー攻撃を被害発生前に検知・対処可能な高度人材の育成を強力に推進します。政府機関などの情報機器や複合機等の調達に際しては、サイバーセキュリティの観点から、より一層サプライチェーン・リスクに対応するなど、適切な製品等が調達される仕組みを推進します。

最新のセキュリティ技術の動向等を踏まえ、セキュリティ基盤を強化するなどの取組みを実行し、地方自治体のサイバーセキュリティ対策のさらなる強化を推進します。

わが国の産業界をサイバー攻撃から守るため、サイバーセキュリティ対策等を整理したフレームワークの策定とその産業分野への実装を進めるとともに、産業サイバーセキュリティセンターの模擬プラントの活用等による人材育成を進めます。さらに、データの管理・処理を担う半導体を中心に、信頼あるサプライチェーンの確保に努めます。

880 電気通信事業者による積極的セキュリティ対策の推進

国民生活や経済活動に必要な多くのやりとりが電気通信事業者のネットワークを通じて行われています。日々、高度化する攻撃リスクに効果的に対処するには、電気通信事業者において、データの取扱い等に関するガバナンスを強化するとともに、より積極的なサイバー攻撃対策を実施していくことが重要です。こうした対策を実施するため、必要となる関係法令の整理や実証事業を推進します。

881 外国勢力からの影響工作への対応

外国勢力からの影響工作への対応として、民間・有識者の知見の活用や外国機関との連携強化等を含め、情報収集・分析力を充実させるとともに、民間事業者とのやり取りの実施、情報流通プラットフォーム対処法の運用の徹底、外国による偽情報事例等に関する情報発信や各種リテラシー向上策の充実を含む正確な情報発信

の強化等、必要な対策を行います。

外国人政策

882 不法滞在者ゼロ

不法滞在者ゼロを目指します。JESTA（電子渡航認証制度）を早期導入し、出入国在留DXを一気に進め厳格運用します。5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6か月以内にします。護送官付き国費送還を速やかに倍増します。退去強制が確定した外国人（2024年末約3,100人）を5年以内に半減します。

883 不法就労対策と在留カードとマイナンバーカードの原則一体化の推進

偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りを強化します。雇用主による在留カードの確認や雇用状況届出義務の履行を徹底します。在留カードとマイナンバーカードの原則一体化を推進します。

884 特定技能制度の適正化と育成就労制度の着実な運用開始

2027年4月の特定技能制度の適正化及び育成就労制度の運用開始に向け、必要な準備を着実に進めます。

885 在留資格等の厳正化・厳格化

基準を引き上げた在留資格「経営・管理」について、事業実態がないもの（同一ビルに小規模事務所が集中するケースや民泊営業への悪用等）の実態調査と在留申請時の厳正な審査を実施し、一掃します。「技術・人文知識・国際業務」「留学」など、制度の悪用を防ぐため、実態を踏まえた審査を徹底します。「永住者」及び「帰化」の審査を適正化し、国籍や永住資格付与の重みと社会的責任のバランスを確保します。

886 税・社会保険料の未納や制度悪用の根絶

税・社会保険料の未納や制度悪用を根絶します。出入国在留管理庁と関係機関との税・国民健康保険料等のマイナンバー等による情報連携を行い、上陸審査・在留審査等に反映します。医療費未払情報報告システムの登録基準額を20万円以上から1万円以上に引き下げるとともに、対象を中長期在留者へ拡大することを検討しま

す。

887 被仮放免者等の情報把握と外免切替の厳格運用

自治体が被仮放免者等の情報を確実に把握できるよう、出入国在留管理庁から自治体へ、被仮放免者等の情報をプッシュ型で提供します。厳格化した外免切替手続の運用と、以前の手続きで免許を取得した外国人の更新時の確認を徹底し、交通事故の発生を防止します。

888 土地関連情報の透明化

土地や建物、森林、農地等の国籍把握・透明化を図ります。安全保障の観点から、外国人の土地取得等に関する新たな法的ルールの具体案を速やかに整備します。国有化された無主の国境離島と同様に、無主の国境離島以外の離島についても、国土の適切な利用と管理の観点から、国有化に向け実態把握を進めます。

889 マンション等の取引規制と実質的所有者の把握の検討

国籍を含むマンション等の取引実態の調査・分析も踏まえ、取得規制について検討します。国籍情報を含む、各種土地関連台帳情報の一元的データベース化と適切な公開を行います。マネロン・テロ対策と並び、土地等の実質的所有者を把握する仕組みを検討します。

890 地下水採取の実態把握

外国人による水源地取得の懸念を踏まえ、自治体条例整備の支援と、国籍や採取量など、地下水採取の実態把握と適正な保全・利用のための枠組みを整備します。

891 外国人の日本語習得支援等の拡充

外国人の日本語習得支援等の拡充を進めます。日本語やわが国の制度・ルール等を学習する包括的なプログラムを創設し、受講及び内容の理解を在留審査に活用します。外国人児童急増地域への対応や、入学前の日本語や学習習慣の習得を目的とする地域における「プレスクール（仮称）」整備など、初期支援を充実・強化します。ニーズが増大する登録日本語教員の確保や処遇改善、認定日本語教育機関の活用に取り組みます。

892 国及び自治体の連携強化

外国人に関する地域の多様な課題や市民の相談等に、国及び自治体が連携して迅速かつ効果的に対応する体制等の整備に取り組みます。

多様性・共生社会

893 孤独・孤立対策の推進

「望まない孤独・孤立」を放置しておくことはできません。孤独・孤立は人生のあらゆる場面で、誰にでも起き得るものです。孤独・孤立に悩む方々に寄り添い、実態把握の全国調査結果を踏まえ、声をあげやすい社会づくりを進めます。

私たちが住む地域を、望まない孤独・孤立に至らない、また、至ったとしても速やかに支えられる社会にしていくことが重要です。小中高生の自殺者数増加や単身世帯増加といった課題にも対応し、孤独・孤立の「予防」の観点を重視しつつ、多様な居場所を確保すること等により人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを進めます。

894 助けを求める声を切れ目のない相談支援につなげる

様々な相談に的確に対応するため、電話やSNSなどの特性を生かしたワンストップの相談窓口、24時間対応の相談体制の整備等を進めます。相談者と同世代の相談対応者を配置するなど、相談者が相談しやすい環境整備を行います。誰もが「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすく、周囲が声をかけやすい社会」にしていけるよう、広報・情報発信、SOSの出し方の普及啓発を行うとともに、支援策を網羅したポータルサイトにより、必要なタイミングでタイムリーに情報が得られる環境づくりを進めます。

支援を必要とする方々の目線に立ち、積極的に支援を届けるアウトリーチ型の支援の推進により、支援策を確実に届けます。地方において支援団体の連携基盤づくりを推進し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保護司等の活動環境を整備するとともに、地方自治体への伴走支援、NPO等へのきめ細かな支援及びNPO等を支援する中間支援団体への支援を行います。

895 孤独・孤立に陥らない取組みの推進

分野横断的な取組みとして、いわゆる「社会的処方」の推進に向けた医療保険者とかかりつけ医の協働による保健指導等や、国立公園や美術館・博物館などの公的施設の魅力発信・活用促進などを進めます。

生活の基本である「食」と「住」の確保について、フードバンク等の食品提供のコーディネート支援や政府備蓄米等の活用を行うとともに、人とのつながりを生み出す共用空間がある住まいの確保など孤独・孤立の解消に対応できる居住支援を推進します。

こども食堂をはじめ多様な身近な居場所づくりをきめ細かく支援するとともに、ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーなど地域資源との連携を推進します。

896 休眠預金の活用

預金者等の権利の保護や払い戻し手続きにおける利便性等に十分に配慮しながら、10年以上にわたり入出金等がない、「休眠預金」を、こども・若者支援、生活困難者支援、地域活性化等支援の3分野で民間公益活動を行う団体への支援に活用する「休眠預金等活用制度」を活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組みを一層進めるとともに、自立した担い手の育成など、ソーシャルセクターの発展を支援します。

897 就職氷河期世代等支援の推進

就職氷河期世代等への支援については、「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」で決定した「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組みについて」に基づき、リ・スキリング支援の充実等の「就労・処遇改善に向けた支援」、居場所づくり等の「社会参加に向けた段階的支援」及び家計改善・資産形成の支援等の「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って、従前からの取組みを強化します。

898 犯罪被害者等施策の抜本的強化

今なお、犯罪被害の回復・軽減が十分になされず経済的に困窮し、また、シームレスなサポートを受けられずに苦しむ犯罪被害者等の切実な声があることに鑑み、犯罪被害者等にきめ細かく充実した支援が行われるよう、「第4次犯罪被害者等基本計画」及び「犯罪被害者等施策の

一層の推進について」の実施に加え、基本計画の見直しとその実施に取り組みます。

899 総合的なアイヌ施策の推進

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興・創造等の拠点であるウポポイやアイヌ政策推進交付金等を活用したアイヌ施策の推進、アイヌの人々の御遺骨の返還や尊厳ある慰霊の取り組みなど、アイヌの皆様に寄り添って、未来志向の施策を総合的に推進します。

900 性的マイノリティの理解増進

性的マイノリティの社会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図ります。また性別不合等に関しては、令和5年最高裁判決を踏まえ、生命の尊厳を守る観点から必要な法制度等の見直しを行います。

901 旧氏の通称使用

旧氏使用ができないことで不便を感じられている方に寄り添い、旧氏の通称使用の法制化を目指します。

902 氏制度の在り方

夫婦の氏制度の在り方については、氏制度の社会的意義や運用上の課題等を整理しつつ、どのような形が相応しいかを含め合意形成に努めます。

憲法改正等

903 条文案を起草し、憲法改正の早期実現を目指す

「現行憲法の自主的改正」は立党以来の党是であり、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理は今後とも堅持し、国民の幅広い理解を得て、憲法改正への取り組みをさらに強化します。

憲法は国の基本法であり、時代や社会の変化に応じて改正していく必要があります。わが党は憲法改正の条文イメージとして、①自衛隊の明記、②緊急事態対応、③合区解消・地方公共団体、④教育充実の4項目を提示しています。

国民の皆様幅広いご理解を得るため、全国各地で対話集会などを積極的に開催し、憲法改

正の必要性を丁寧に説明していきます。

衆参両院の憲法審査会において憲法論議を深め、憲法審査会に条文起草に関する委員会等を設置し、憲法改正原案の国会提案・発議を行い、国民投票を実施し、日本国憲法の改正を早期に実現します。

904 安定的な皇位継承

安定的な皇位継承のため、「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」案を第一優先として、皇室典範の改正を目指します。

行政改革・政治改革等

905 政治改革・党改革

改正政治資金規正法に則り、政治資金の透明化と厳正なコンプライアンスを一層推進するとともに、政党のガバナンス体制の強化を図るため党ガバナンスコードに基づく改革のPDCAサイクルを回します。

政治資金については、「禁止よりも公開」の考えのもと、政治資金の透明性・公開性の一層の強化を図ります。また、国民の信頼を確保する観点から、国会に置かれる有識者会議において、企業・団体献金、政党以外の政治団体による寄附、機関誌等事業収入や、これらの公開のあり方等について幅広く検討を加え、2027年9月30日までに結論を得て、必要な法制上の措置等を講じます。

平成の政治改革の出発点となった政治改革大綱で掲げられた「政治倫理の確立」「政治資金をめぐるあたらしい秩序」「選挙制度の抜本改革」「国会の活性化」「党改革の断行」等の項目の対応状況を検証し、国民目線で政治のインフラをつくり直す令和版政治改革大綱を策定し、透明性・説明責任・ガバナンスを一体で強化します。特にガバナンスを明確化するため、政党法の検討を行います。

また、これまでの総裁選挙を踏まえ、党員の意見が反映された総裁公選の在り方を検討し、必要な総裁公選規程を改定します。

2023年に策定した女性議員の育成、登用に関する基本計画の実現に向けて、2033年までに国政におけるわが党の女性議員の割合を30%まで引き上げるための女性候補者人材データベース

やハラスメント相談窓口等の支援事業などの取り組みを継続して行います。

906 健全な民主主義の発展に向けた選挙に関する制度改革

時代にあった衆議院の選挙制度の確立に向けて、衆議院議長のもとに設置された「衆議院選挙制度に関する協議会」において、2025年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に結論を得るための議論を主導し、結論を得た上で必要な法改正を行います。また、連立政権合意に基づき、一割を目標に衆議院議員の削減を図ります。

健全な民主主義の発展に向け、SNS等ネット上における偽・誤情報や誹謗中傷等に対応するため、情報流通プラットフォーム対処法や違法情報ガイドラインによる対応、利用者のリテラシー向上や相談体制の充実、偽・誤情報対策技術の研究開発など、表現の自由を最大限考慮しつつ、制度整備を含め、総合的な対策を推進します。

在宅介護を受ける歩行が困難で自ら投票所に行けない方の投票機会確保のため、郵便等投票制度の対象拡大を図ります。在外選挙インターネット投票の導入について、論点を検討し、公正・公平が確保された制度に向けて幅広く議論を重ねていきます。

議員のなり手不足の解消、若者はじめ多様な民意を反映する政治の実現を目指し、被選挙権年齢の引下げに向けた法整備を深めます。

参議院の選挙制度については、2028年の通常選挙までに、合区を解消し、選挙区において全ての都道府県から少なくとも1人の参議院議員が選出されるよう法改正に向けて検討し、最終的には憲法改正による抜本的な合区解消を目指します。

907 将来にわたる高い品質の統計の提供、デジタル技術等の利活用

将来にわたって高い品質の統計を提供するために、必要な体制整備や人材育成を行いつつ、デジタル技術等も活用し、統計精度の向上に引き続き取り組むとともに、統計調査の電子化を通じた効率化等に取り組みます。また、統計情報を国民が容易に利用し、合理的な意思決定や新たなアイデアの創出につなげることができるよう、国や地方のデータ利活用の利便性を向上

させます。また、これらと両輪のものとして、限られた予算のもとで政策効果を最大限に発揮するため、証拠＝エビデンスに基づく政策立案(EBPM)を一層推進します。

908 国民目線に立った行政の見直しの推進

国民本位の効率的で質の高い行政を実現するためには、行政自らが、国民目線に立った評価・分析を徹底した上で、その結果を政策の改善につなげていくことが重要です。このため、政策評価が、政策の企画立案や見直しプロセスにおいて、より一層活用されるものとなるよう、改善を図ります。また、従来の社会環境を前提とする仕組みそのものの見直しを要する施策、府省横断的な見直しを要する施策などについて、国民目線に立って見直します。

909 過疎地域におけるデジタル規制改革の社会実装の加速化

わが国が人口減少・少子高齢化に直面する中で、社会課題の解決と地方創生2.0や産業競争力強化の鍵となる、ドローン、自動運転、遠隔医療等のデジタル技術の社会実装の加速化について、先導的な規制改革を進め必要なルールの具体策を実施します。

①ドローンのレベル4(有人地帯における目視外飛行)に必要な第一種型式認証審査の迅速化、エリア単位でレベル4飛行が可能となる許可・承認手続きの導入、多数機同時運航の実現に取り組み、地域課題の解決や災害対応への貢献だけではなく、わが国が遅れをとっているドローン関連産業の育成につなげていきます。

②レベル4(高度運転自動化)の自動運転バスが一つのシステムで多数の運行が可能となる規制の合理化・簡素化を進め、EVバスの普及や完全キャッシュレス化、外国人バス運転手の確保など社会実装に向けた集中的支援に取り組みます。

③オンライン診療による地域医療を確保するため、遠隔手術については保険収載に向けた検討を行うとともに、臨床研修への支援・通信費用の低価格化や必要な運営体制について支援をします。また、郵便局等の利用や遠距離の病院間など、地域医療や災害医療を確保するためのオンライン診療のさらなる拡充を図ります。

④老朽化が進む道路、橋梁、上下水道等のイ

ンフラを戦略的に維持管理・更新していくため、インフラ維持管理 DX における技術開発や実証・実装に先導的に取り組み、特に災害時はライフラインの迅速な復旧につなげる仕組みを構築します。

910 働きがいのある、「選ばれる職場」であり続けるための公務員制度改革

終身雇用や年功序列といった伝統的な雇用システムが崩れゆく中、現代の若者は成長実感やワークライフバランスを重視し、早期転職やキャリア志向などの意識は大きく変容しています。その上で、公務を志す若者にとって、働きがいのある、「選ばれる職場」であり続けるために抜本的改革を図ります。

①採用においては「待ち」の発想から脱却し、新規採用プロセスを抜本的に見直すとともに、民間人材の中途採用やかつて公務を経験していたアルムナイ採用（再雇用）など、公務と民間を一定の人材が行き来するいわゆる「リボルビングドア」の一層の推進を図り、中途採用職員の職場定着支援を強化します。

②人的資源に限りがある中、個々の職員の成長支援と、組織としてのパフォーマンスを最大化できるような業務指示の双方を行えるマネジメント能力の高い幹部職員・管理職員を育成します。

③人事異動・配置のみならず、人事育成やキャリア形成支援などの仕事にも注力するとともに、人事管理業務のデジタル基盤を整備することにより、各府省の体制を強化します。また、一定期間欠員となっている定員は府省内での組織横断的な活用を推し進めます。

④生成 AI などを取り入れた行政 DX を通じた働き方改革を加速させます。

⑤多様な職員が活躍できるよう、フルタイム勤務ができない場合でも、フルタイム勤務職員と同様の恒常的な職に就き、組織の中で相応の役割を果たせるような仕組みを整備します。

⑥国会対応業務については、立法府にて引き続き速やかな質問通告などを実行すると同時に、情報通信技術を活用した合理化を一層進めます。

⑦不当な要求や暴力から職員を守るため、コールセンターや AI 活用などカスタマーハラスメント対策を強化します。

911 基金・特別会計等の改革、独立行政法人の活用

基金や特別会計等についても不断の見直しを行い、基金の余剰資金の国庫返納や、特別会計の積立金・余剰金等の一般会計等の財源としての活用、独立行政法人の独自財源収入の増加や事業費抑制等を通じての国の一般会計からの繰り入れや運営費交付金の抑制を進めます。また、これまでの独立行政法人制度改革の成果を踏まえ、引き続き業務運営の効率化を進めつつ、独立行政法人の持つ専門性やノウハウを、国の政策課題の解決のために最大限活用してまいります。

912 人事院勧告制度の尊重

人事院勧告は、国家公務員において憲法上の労働基本権が制約されていることの代償措置として、国家公務員に対し、適正な給与、勤務時間・休暇等の勤務条件を確保するという機能を有するものであり、人事院勧告を尊重します。